

令和8年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業，小売業
- (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業，飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (カ) 医療，福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,541 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和5年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,711	1,729	30.3%
B ランク	6,108	2,133	34.9%
C ランク	4,722	1,684	35.7%
合計	16,541	5,546	33.5%

4. 集計労働者 33,528 人

（うち、令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍していた労働者は27,828人（83.0%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和8年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和8年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和8年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和6年度分、令和7年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和8年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和8年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和7年6月分、令和8年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和7年6月分、令和8年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和7年6月分、令和8年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	52.3	0.8	25.5	21.3	100.0	49.5	0.4	34.9	15.2	100.0	51.2	1.4	24.7	22.8	100.0	58.3	0.2	22.6	18.9
B	100.0	51.8	0.3	26.1	21.7	100.0	50.5	0.1	22.4	27.0	100.0	52.0	0.5	23.9	23.6	100.0	69.0	0.0	13.7	17.3
C	100.0	55.9	0.6	20.7	22.9	100.0	49.8	0.4	17.2	32.6	100.0	54.9	0.3	21.4	23.4	100.0	63.3	1.2	16.2	19.3
計	100.0	52.5	0.5	25.2	21.7	100.0	50.0	0.3	27.1	22.7	100.0	52.1	0.8	23.8	23.3	100.0	63.1	0.2	18.4	18.3
R7年	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	40.3	0.5	29.3	29.9	100.0	38.1	0.9	44.8	16.3	100.0	72.8	0.4	7.4	19.4	100.0	53.8	1.6	21.3	23.2
B	100.0	34.7	0.0	41.3	24.0	100.0	44.0	0.3	34.9	20.8	100.0	74.9	0.6	8.5	16.0	100.0	44.9	0.2	37.7	17.2
C	100.0	46.2	0.0	27.7	26.0	100.0	46.4	0.6	27.4	25.6	100.0	76.6	0.3	9.2	13.8	100.0	56.6	2.5	22.4	18.5
計	100.0	38.5	0.2	34.8	26.5	100.0	41.9	0.6	38.0	19.5	100.0	74.2	0.5	8.1	17.2	100.0	49.7	1.0	29.8	19.5
R7年	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業, 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業, 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業, 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.2	4.2	4.0	4.4	5.1	4.6	3.7	4.8	-13.5	-10.9	-5.2	-40.0	-40.5	-26.6	-7.3	-14.9	2.1	2.0	2.0	2.5	1.8	1.5	2.7	2.3
B	4.3	4.3	3.8	4.6	6.4	6.0	3.7	3.3	-5.5	-7.9	-4.3			-10.0	-6.4	-4.3	2.2	2.2	1.9	3.2	2.2	2.6	2.7	1.5
C	4.5	3.9	4.6	3.6	5.3	5.6	3.6	4.9	-17.1	-1.5	-16.9	-37.5		-1.0	-31.2	-14.3	2.4	1.9	2.4	1.8	2.5	2.6	2.7	2.4
計	4.3	4.2	4.0	4.4	5.7	5.4	3.7	4.1	-11.9	-8.9	-5.6	-38.6	-40.5	-19.2	-9.0	-13.8	2.2	2.1	2.0	2.7	2.1	2.2	2.7	1.9
R 7 年	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数
	(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)	
A	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.2%	3.0%	4.6%	0.57	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.9%	3.2%	5.8%	0.61
B	1.5	3.0	5.5	0.67	1.4	3.0	5.8	0.73	1.4	3.0	5.0	0.60	1.6	3.0	5.0	0.57
C	1.6	3.5	6.0	0.63	1.0	2.2	5.0	0.91	1.5	3.6	6.2	0.65	1.1	3.4	4.8	0.54
計	1.5	3.0	5.2	0.62	1.3	3.0	5.0	0.62	1.5	3.0	5.0	0.58	1.5	3.0	5.5	0.67
	R7年	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数
	(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)	
A	2.0%	4.0%	7.0%	0.63	1.3%	3.0%	5.3%	0.67	1.5%	2.8%	5.0%	0.63	1.5%	3.4%	4.8%	0.49
B	2.0	5.0	10.1	0.81	2.0	4.2	9.3	0.87	1.5	3.0	5.0	0.58	1.4	2.8	4.3	0.52
C	2.0	5.0	8.0	0.60	1.6	4.6	9.0	0.80	1.5	3.0	5.0	0.58	2.4	3.6	6.0	0.50
計	2.0	5.0	7.6	0.56	2.0	4.2	6.5	0.54	1.5	3.0	5.0	0.58	1.5	3.0	4.8	0.55
	R7年	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3

（注）1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =
$$\frac{\text{第3・四分位数（Q3）} - \text{第1・四分位数（Q1）}}{\text{中位数（Q2）}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年
男 女 計	A	1,656	1,696	2.4	2.1	1,664	1,701	2.2	1.6	1,701	1,740	2.3	2.8	1,906	1,995	4.7	1.3	1,340	1,377	2.8	2.3	1,469	1,482	0.9	-0.3	1,691	1,738	2.8	2.3	1,773	1,774	0.1	2.8
	B	1,445	1,494	3.4	2.9	1,502	1,552	3.3	2.2	1,438	1,496	4.0	2.9	1,693	1,757	3.8	1.9	1,221	1,242	1.7	3.2	1,302	1,355	4.1	1.1	1,487	1,541	3.6	3.9	1,534	1,576	2.7	2.8
	C	1,343	1,388	3.4	3.0	1,367	1,403	2.6	2.8	1,349	1,397	3.6	2.7	1,647	1,686	2.4	1.1	1,137	1,172	3.1	4.4	1,227	1,270	3.5	2.2	1,369	1,423	3.9	3.3	1,440	1,483	3.0	3.2
	計	1,517	1,562	3.0	2.5	1,550	1,594	2.8	2.0	1,528	1,578	3.3	2.8	1,796	1,870	4.1	1.4	1,256	1,285	2.3	3.0	1,362	1,397	2.6	0.6	1,554	1,605	3.3	3.1	1,618	1,644	1.6	2.9
男	A	1,856	1,891	1.9	1.6	1,824	1,857	1.8	1.1	1,909	1,949	2.1	2.3	2,145	2,273	6.0	1.0	1,469	1,504	2.4	1.7	1,754	1,746	-0.5	-1.1	1,907	1,926	1.0	-0.3	1,941	1,912	-1.5	3.0
	B	1,631	1,681	3.1	1.8	1,681	1,721	2.4	1.6	1,637	1,708	4.3	2.4	1,984	2,049	3.3	0.4	1,319	1,357	2.9	2.7	1,442	1,495	3.7	-0.6	1,642	1,692	3.0	0.8	1,647	1,683	2.2	1.7
	C	1,500	1,540	2.7	2.3	1,508	1,539	2.1	2.3	1,501	1,551	3.3	2.1	1,851	1,882	1.7	0.7	1,217	1,234	1.4	5.0	1,333	1,364	2.3	0.3	1,534	1,596	4.0	2.8	1,547	1,580	2.1	3.0
	計	1,707	1,750	2.5	1.8	1,720	1,757	2.2	1.4	1,728	1,783	3.2	2.3	2,050	2,143	4.5	0.7	1,372	1,406	2.5	2.6	1,566	1,590	1.5	-0.7	1,738	1,776	2.2	0.5	1,741	1,753	0.7	2.4
女	A	1,511	1,554	2.8	2.6	1,367	1,414	3.4	2.3	1,516	1,557	2.7	3.3	1,713	1,763	2.9	1.3	1,269	1,309	3.2	2.5	1,308	1,344	2.8	0.4	1,653	1,704	3.1	2.8	1,580	1,609	1.8	2.8
	B	1,315	1,363	3.7	3.8	1,219	1,279	4.9	3.4	1,277	1,325	3.8	3.6	1,478	1,534	3.8	3.4	1,179	1,192	1.1	3.5	1,236	1,288	4.2	2.5	1,463	1,517	3.7	4.4	1,338	1,393	4.1	4.6
	C	1,240	1,290	4.0	3.4	1,149	1,197	4.2	3.9	1,222	1,272	4.1	3.4	1,421	1,472	3.6	1.4	1,106	1,148	3.8	3.8	1,174	1,223	4.2	3.4	1,339	1,393	4.0	3.5	1,280	1,337	4.5	3.5
	計	1,383	1,429	3.3	3.2	1,265	1,319	4.3	3.0	1,360	1,406	3.4	3.4	1,591	1,645	3.4	2.1	1,202	1,228	2.2	3.2	1,257	1,302	3.6	1.7	1,523	1,576	3.5	3.6	1,441	1,485	3.1	3.6

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年
一般 パート 計	A	1,656	1,696	2.4	2.1	1,664	1,701	2.2	1.6	1,701	1,740	2.3	2.8	1,906	1,995	4.7	1.3	1,340	1,377	2.8	2.3	1,469	1,482	0.9	-0.3	1,691	1,738	2.8	2.3	1,773	1,774	0.1	2.8
	B	1,445	1,494	3.4	2.9	1,502	1,552	3.3	2.2	1,438	1,496	4.0	2.9	1,693	1,757	3.8	1.9	1,221	1,242	1.7	3.2	1,302	1,355	4.1	1.1	1,487	1,541	3.6	3.9	1,534	1,576	2.7	2.8
	C	1,343	1,388	3.4	3.0	1,367	1,403	2.6	2.8	1,349	1,397	3.6	2.7	1,647	1,686	2.4	1.1	1,137	1,172	3.1	4.4	1,227	1,270	3.5	2.2	1,369	1,423	3.9	3.3	1,440	1,483	3.0	3.2
	計	1,517	1,562	3.0	2.5	1,550	1,594	2.8	2.0	1,528	1,578	3.3	2.8	1,796	1,870	4.1	1.4	1,256	1,285	2.3	3.0	1,362	1,397	2.6	0.6	1,554	1,605	3.3	3.1	1,618	1,644	1.6	2.9
一般	A	1,858	1,904	2.5	2.1	1,818	1,855	2.0	1.5	1,913	1,953	2.1	2.8	2,012	2,119	5.3	1.4	1,624	1,657	2.0	2.5	1,657	1,654	-0.2	-1.9	1,834	1,914	4.4	2.5	1,881	1,877	-0.2	3.6
	B	1,597	1,653	3.5	2.5	1,601	1,652	3.2	2.1	1,619	1,685	4.1	2.7	1,768	1,839	4.0	1.5	1,415	1,474	4.2	2.5	1,429	1,492	4.4	0.3	1,560	1,616	3.6	4.0	1,642	1,675	2.0	2.5
	C	1,454	1,496	2.9	2.5	1,441	1,474	2.3	2.6	1,455	1,502	3.2	2.6	1,684	1,725	2.4	0.5	1,307	1,317	0.8	5.1	1,319	1,354	2.7	1.4	1,432	1,476	3.1	2.6	1,499	1,546	3.1	3.3
	計	1,681	1,731	3.0	2.3	1,665	1,709	2.6	1.9	1,711	1,764	3.1	2.8	1,882	1,968	4.6	1.4	1,485	1,523	2.6	2.9	1,507	1,540	2.2	-0.5	1,633	1,696	3.9	3.2	1,722	1,743	1.2	2.9
パート	A	1,367	1,397	2.2	2.1	1,241	1,280	3.1	1.8	1,340	1,378	2.8	2.7	1,467	1,483	1.1	0.2	1,241	1,280	3.1	2.2	1,258	1,289	2.5	3.3	1,566	1,583	1.1	2.2	1,413	1,435	1.6	-0.9
	B	1,223	1,262	3.2	3.5	1,185	1,231	3.9	2.8	1,170	1,216	3.9	3.5	1,419	1,460	2.9	3.4	1,164	1,174	0.9	3.6	1,161	1,202	3.5	2.8	1,386	1,437	3.7	3.8	1,255	1,320	5.2	3.3
	C	1,141	1,192	4.5	4.1	1,105	1,149	4.0	4.0	1,138	1,189	4.5	3.2	1,323	1,352	2.2	4.4	1,078	1,122	4.1	4.1	1,093	1,147	4.9	3.8	1,232	1,308	6.2	5.0	1,234	1,265	2.5	3.1
	計	1,273	1,310	2.9	2.9	1,201	1,243	3.5	2.5	1,230	1,275	3.7	3.1	1,438	1,465	1.9	1.6	1,182	1,208	2.2	3.1	1,194	1,233	3.3	3.0	1,458	1,495	2.5	3.1	1,311	1,354	3.3	2.1

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
就業 形態	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	
ランク	A	1,659	1,709	3.0	2.9	1,670	1,717	2.8	2.4	1,700	1,750	2.9	2.8	1,917	2,001	4.4	2.2	1,338	1,380	3.1	2.9	1,467	1,492	1.7	3.7	1,698	1,755	3.4	3.2	1,774	1,813	2.2	3.8
	B	1,451	1,504	3.7	3.4	1,511	1,567	3.7	2.9	1,453	1,504	3.5	3.4	1,702	1,766	3.8	3.4	1,203	1,248	3.7	3.9	1,304	1,355	3.9	2.4	1,495	1,558	4.2	4.3	1,543	1,585	2.7	3.0
	C	1,348	1,402	4.0	3.6	1,372	1,420	3.5	3.2	1,356	1,409	3.9	3.8	1,653	1,712	3.6	2.4	1,139	1,184	4.0	4.4	1,228	1,278	4.1	3.8	1,375	1,438	4.6	3.5	1,437	1,496	4.1	3.9
	計	1,522	1,573	3.4	3.2	1,558	1,609	3.3	2.7	1,536	1,586	3.3	3.2	1,806	1,879	4.0	2.7	1,246	1,290	3.5	3.5	1,362	1,402	2.9	3.2	1,561	1,622	3.9	3.8	1,623	1,665	2.6	3.5
計	A	1,861	1,909	2.6	2.7	1,834	1,878	2.4	2.1	1,904	1,956	2.7	2.7	2,161	2,254	4.3	2.2	1,467	1,503	2.5	3.5	1,749	1,757	0.5	3.0	1,904	1,959	2.9	1.8	1,945	1,978	1.7	3.7
	B	1,646	1,697	3.1	2.8	1,686	1,739	3.1	2.3	1,661	1,715	3.3	3.4	1,994	2,066	3.6	2.6	1,341	1,374	2.5	3.1	1,449	1,493	3.0	1.9	1,668	1,733	3.9	2.7	1,655	1,698	2.6	2.5
	C	1,507	1,557	3.3	3.4	1,510	1,552	2.8	2.7	1,520	1,568	3.2	3.5	1,859	1,912	2.9	2.0	1,222	1,253	2.5	3.9	1,329	1,381	3.9	3.9	1,542	1,619	5.0	3.7	1,534	1,593	3.8	3.8
	計	1,716	1,766	2.9	2.8	1,727	1,775	2.8	2.3	1,739	1,792	3.0	3.0	2,063	2,143	3.9	2.4	1,380	1,414	2.5	3.4	1,564	1,593	1.9	2.6	1,750	1,812	3.5	2.5	1,744	1,786	2.4	3.2
男	A	1,515	1,566	3.4	3.2	1,369	1,421	3.8	2.9	1,519	1,566	3.1	3.0	1,715	1,792	4.5	2.0	1,273	1,317	3.5	2.5	1,313	1,348	2.7	4.3	1,661	1,719	3.5	3.5	1,581	1,627	2.9	3.9
	B	1,314	1,369	4.2	4.0	1,225	1,286	5.0	3.9	1,284	1,332	3.7	3.4	1,483	1,541	3.9	4.2	1,144	1,195	4.5	4.3	1,235	1,288	4.3	2.8	1,467	1,529	4.2	4.6	1,348	1,387	2.9	4.2
	C	1,243	1,300	4.6	3.8	1,153	1,210	4.9	3.9	1,222	1,278	4.6	4.0	1,423	1,489	4.6	3.1	1,107	1,157	4.5	4.7	1,178	1,227	4.2	3.7	1,346	1,406	4.5	3.4	1,288	1,346	4.5	4.1
	計	1,385	1,438	3.8	3.6	1,270	1,327	4.5	3.5	1,364	1,413	3.6	3.3	1,595	1,663	4.3	2.9	1,187	1,235	4.0	3.7	1,259	1,305	3.7	3.5	1,529	1,589	3.9	3.9	1,448	1,492	3.0	4.0
女	A	1,859	1,917	3.1	3.0	1,822	1,869	2.6	2.3	1,911	1,965	2.8	2.9	2,024	2,117	4.6	2.7	1,610	1,653	2.7	3.3	1,635	1,657	1.3	3.5	1,842	1,925	4.5	3.2	1,887	1,926	2.1	4.0
	B	1,607	1,663	3.5	3.3	1,610	1,669	3.7	2.6	1,640	1,689	3.0	3.4	1,780	1,851	4.0	3.3	1,429	1,469	2.8	3.5	1,435	1,489	3.8	2.1	1,563	1,633	4.5	4.6	1,648	1,689	2.5	3.1
	C	1,457	1,507	3.4	3.3	1,445	1,492	3.3	3.0	1,460	1,506	3.2	3.6	1,690	1,749	3.5	2.3	1,302	1,324	1.7	4.6	1,321	1,363	3.2	3.8	1,436	1,495	4.1	2.8	1,497	1,556	3.9	4.0
	計	1,686	1,741	3.3	3.2	1,672	1,725	3.2	2.5	1,721	1,771	2.9	3.2	1,894	1,975	4.3	2.9	1,482	1,520	2.6	3.6	1,502	1,541	2.6	2.9	1,638	1,710	4.4	3.7	1,726	1,768	2.4	3.6
一般	A	1,368	1,408	2.9	2.7	1,232	1,279	3.8	2.5	1,342	1,385	3.2	2.5	1,461	1,510	3.4	-1.4	1,244	1,285	3.3	2.6	1,270	1,299	2.3	4.4	1,569	1,603	2.2	3.3	1,406	1,445	2.8	2.8
	B	1,217	1,266	4.0	3.6	1,190	1,234	3.7	3.8	1,176	1,230	4.6	3.3	1,420	1,457	2.6	4.0	1,126	1,174	4.3	4.1	1,157	1,203	4.0	3.2	1,397	1,448	3.7	4.0	1,259	1,301	3.3	2.9
	C	1,142	1,204	5.4	4.4	1,104	1,155	4.6	4.0	1,141	1,209	6.0	4.1	1,323	1,381	4.4	3.7	1,080	1,132	4.8	4.3	1,095	1,156	5.6	3.9	1,240	1,310	5.6	5.1	1,219	1,279	4.9	3.8
	計	1,271	1,318	3.7	3.4	1,199	1,245	3.8	3.3	1,235	1,286	4.1	3.1	1,435	1,480	3.1	1.1	1,165	1,211	3.9	3.5	1,197	1,238	3.4	3.8	1,465	1,510	3.1	3.8	1,310	1,353	3.3	2.9
パート	A	1,659	1,709	3.0	2.9	1,670	1,717	2.8	2.4	1,700	1,750	2.9	2.8	1,917	2,001	4.4	2.2	1,338	1,380	3.1	2.9	1,467	1,492	1.7	3.7	1,698	1,755	3.4	3.2	1,774	1,813	2.2	3.8
	B	1,451	1,504	3.7	3.4	1,511	1,567	3.7	2.9	1,453	1,504	3.5	3.4	1,702	1,766	3.8	3.4	1,203	1,248	3.7	3.9	1,304	1,355	3.9	2.4	1,495	1,558	4.2	4.3	1,543	1,585	2.7	3.0
	C	1,348	1,402	4.0	3.6	1,372	1,420	3.5	3.2	1,356	1,409	3.9	3.8	1,653	1,712	3.6	2.4	1,139	1,184	4.0	4.4	1,228	1,278	4.1	3.8	1,375	1,438	4.6	3.5	1,437	1,496	4.1	3.9
	計	1,522	1,573	3.4	3.2	1,558	1,609	3.3	2.7	1,536	1,586	3.3	3.2	1,806	1,879	4.0	2.7	1,246	1,290	3.5	3.5	1,362	1,402	2.9	3.2	1,561	1,622	3.9	3.8	1,623	1,665	2.6	3.5

（資料注）第4表①、②の集計労働者33,528人のうち、本表の集計対象となる令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍していた労働者は27,828人（83.0%）。

参考 1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に 賃金引上げを 実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早　い	遅　い	その他
A	100.0	86.5	6.0	1.6	5.8
B	100.0	79.4	9.6	2.7	8.3
C	100.0	70.9	16.1	5.2	7.8
計	100.0	81.1	9.1	2.6	7.2
	R 7 年	100.0	82.1	7.4	1.1

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	34.5	3.5	14.9	39.6	7.4	100.0	23.0	4.6	23.4	46.3	2.7	100.0	40.2	1.2	11.5	40.4	6.7	100.0	43.3	0.3	11.1	43.4	2.0
B	100.0	33.2	4.7	19.0	35.5	7.5	100.0	42.9	4.0	14.9	30.4	7.8	100.0	38.8	2.9	15.5	34.8	7.9	100.0	34.5	11.5	16.9	27.3	9.8
C	100.0	38.0	5.3	17.9	29.6	9.3	100.0	47.2	4.9	17.0	17.6	13.2	100.0	34.9	8.1	15.5	32.2	9.3	100.0	34.5	0.0	7.0	38.5	20.0
計	100.0	34.3	4.3	17.3	36.5	7.7	100.0	35.0	4.4	18.6	35.8	6.2	100.0	38.8	3.0	14.0	36.5	7.6	100.0	39.5	4.0	12.6	37.5	6.3
R 7 年	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	36.5	2.4	15.7	33.8	11.5	100.0	20.0	1.9	23.2	50.2	4.7	100.0	46.1	15.1	4.8	22.7	11.3	100.0	31.2	5.9	11.8	36.0	15.1
B	100.0	23.3	5.1	34.5	28.8	8.3	100.0	24.3	5.3	14.6	48.1	7.7	100.0	42.5	11.0	13.6	21.1	11.9	100.0	26.8	2.8	13.6	55.1	1.7
C	100.0	40.3	1.1	28.2	23.4	7.1	100.0	38.4	6.2	17.7	34.0	3.7	100.0	40.8	6.0	11.8	28.2	13.2	100.0	32.2	6.4	15.5	39.4	6.6
計	100.0	30.3	3.6	26.8	30.0	9.3	100.0	24.0	3.9	18.6	47.4	6.0	100.0	43.9	12.3	9.4	22.6	11.7	100.0	28.8	4.2	13.2	47.2	6.6
R 7 年	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和 7 年	令和 8 年
40.2	41.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和 7 年	令和 8 年
男性	41.3	41.3
女性	58.7	58.7

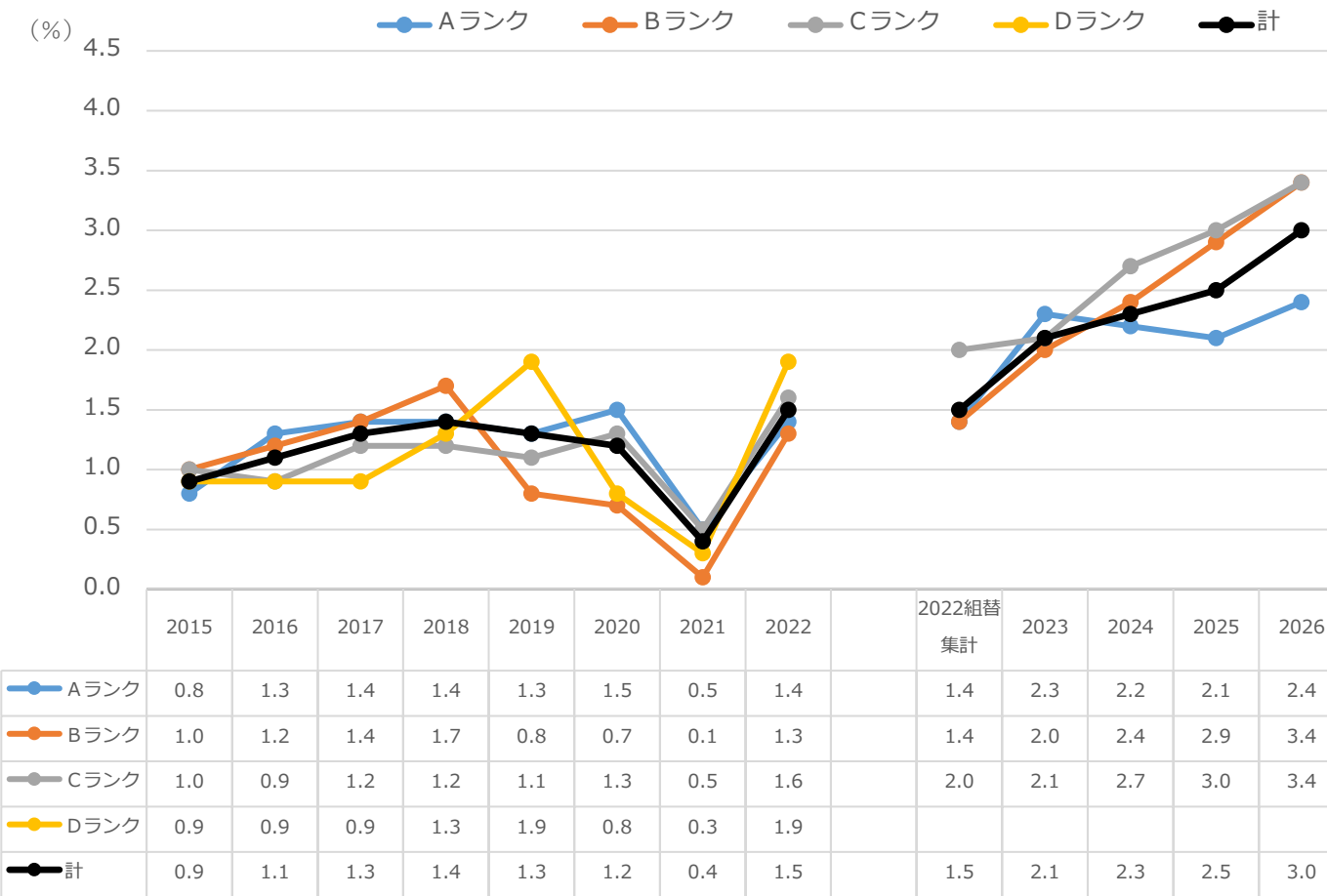
3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和 6 年度	令和 7 年度
247.4	247.1

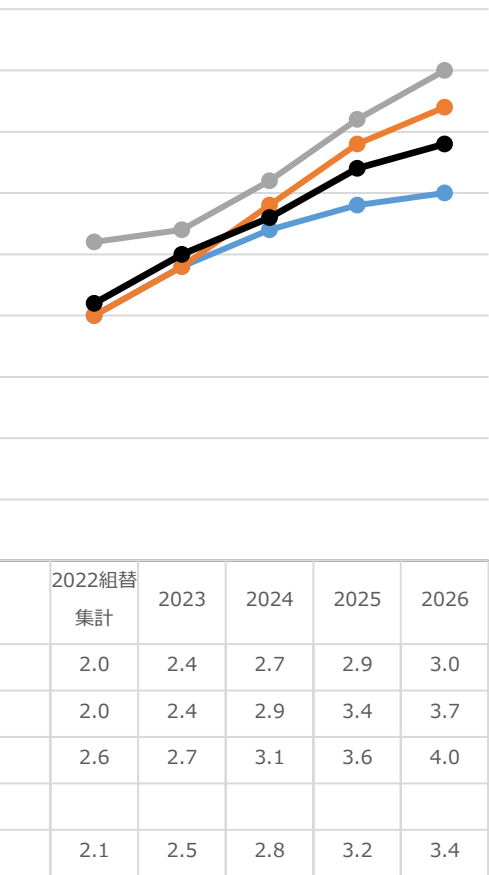
賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①② ※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



(資料出所) 厚生労働省「賃金改定状況調査」
(注) 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。
2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに振り替えた組み替え集計の結果である。

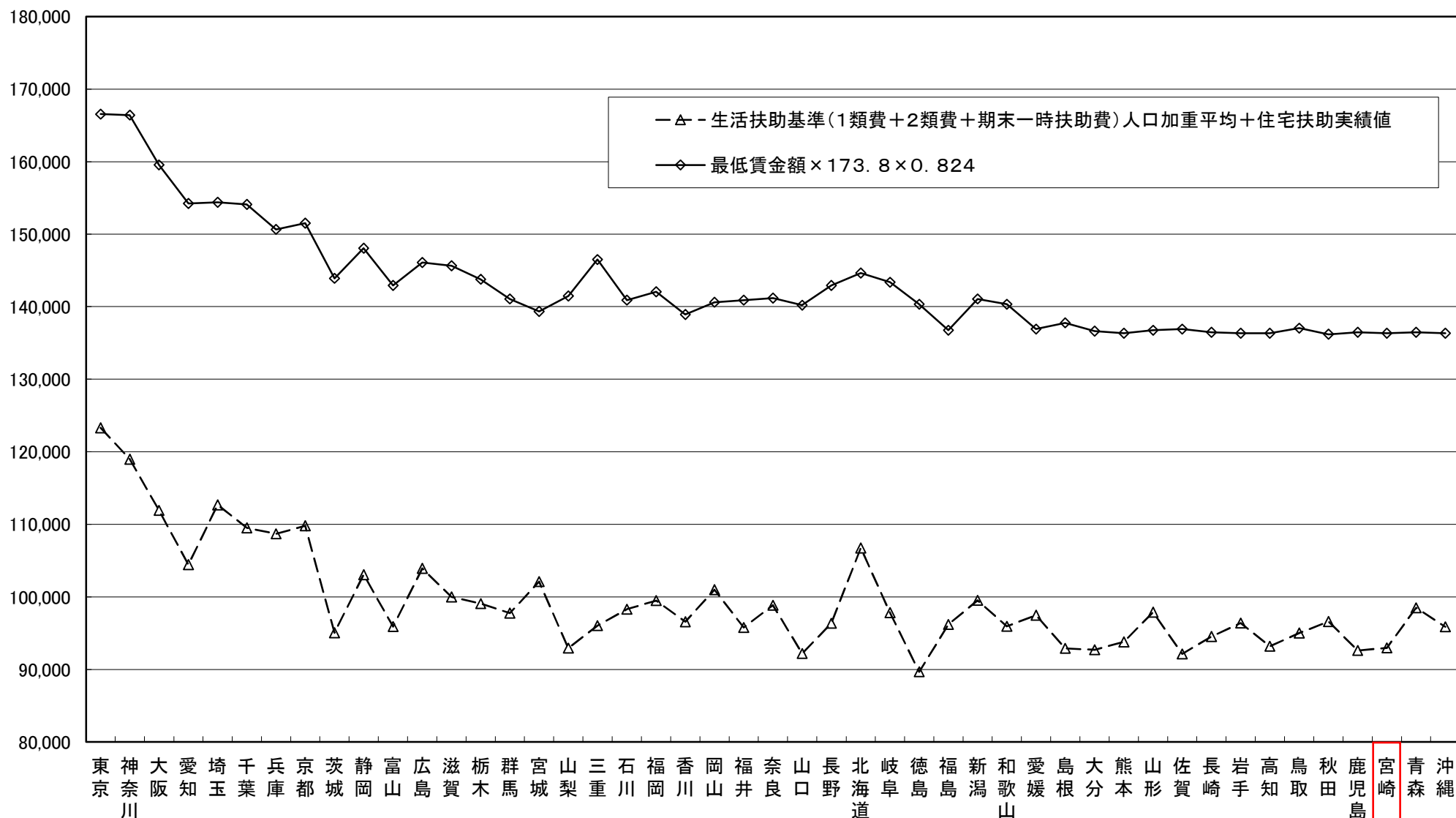
第4表③ ※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）



生活保護と最低賃金

単位:円

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

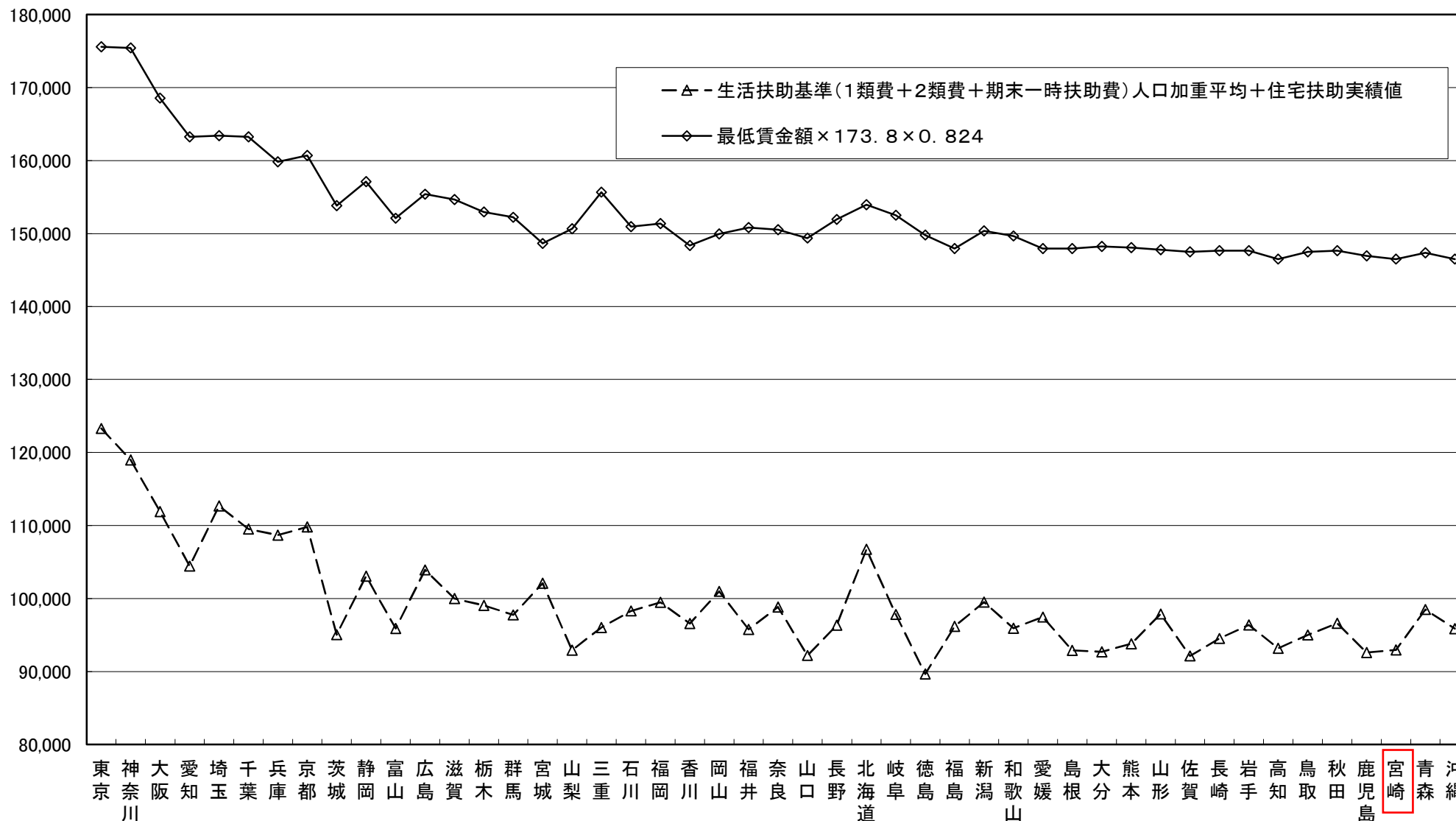
注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2024年度のものである。

注4)0.824は時間額951円で月173.8時間働いた場合の2024年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

なお、当該比率の算出にあたっては、2024年分所得税及び住民税について定額減税(個人所得10万円以下、個人住民税所得割額から1万円)が行われたことを考慮している。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは2024年度、最低賃金のデータは2025年度のものである。

注4)0.824は時間額951円で月173.8時間働いた場合の2024年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

なお、当該比率の算出にあたっては、2024年分所得税及び住民税について定額減税(個人住民税1万円、個人住民税所得割額から1万円)が行われたことを考慮している。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2024年度 データに基 づく乖離額	2025年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.807→0.824) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△265	65	△330	△250	△80	△65	△16	0	1
青森	△265	76	△341	△251	△90	△76	△14	0	0
岩手	△279	79	△358	△266	△92	△79	△14	0	1
宮城	△260	65	△325	△246	△79	△65	△15	0	1
秋田	△276	80	△356	△264	△93	△80	△14	0	2
山形	△272	77	△349	△258	△91	△77	△14	0	1
福島	△283	78	△361	△274	△87	△78	△14	0	5
茨城	△341	69	△410	△328	△82	△69	△14	0	1
栃木	△312	64	△376	△299	△78	△64	△15	0	1
群馬	△302	78	△380	△289	△92	△78	△14	0	1
埼玉	△291	63	△354	△276	△78	△63	△17	0	1
千葉	△311	64	△375	△295	△80	△64	△16	0	0
東京都	△302	63	△365	△286	△79	△63	△18	0	2
神奈川県	△331	63	△394	△315	△79	△63	△17	0	1
新潟	△290	65	△355	△278	△78	△65	△15	0	2
富山	△328	64	△392	△318	△74	△64	△14	0	4
石川	△298	70	△368	△283	△84	△70	△14	0	0
福井	△315	69	△384	△303	△81	△69	△14	0	2
山梨	△339	64	△403	△324	△79	△64	△14	0	△1
長野	△325	63	△388	△313	△76	△63	△14	0	1
岐阜	△318	64	△382	△305	△77	△64	△14	0	1
静岡県	△314	63	△377	△301	△76	△63	△15	0	2
愛知	△348	63	△411	△333	△78	△63	△15	0	0
三重	△352	64	△416	△338	△78	△64	△14	0	0
滋賀	△319	63	△382	△307	△74	△63	△15	0	3
京都	△291	64	△355	△276	△79	△64	△16	0	1
大阪	△332	63	△395	△316	△79	△63	△16	0	0
兵庫県	△293	64	△357	△279	△78	△64	△16	0	2
奈良	△296	65	△361	△282	△79	△65	△15	0	0
和歌山	△310	65	△375	△297	△78	△65	△14	0	1
鳥取	△294	73	△367	△278	△88	△73	△14	0	△1
島根	△313	71	△384	△301	△83	△71	△14	0	2
岡山	△277	65	△342	△264	△78	△65	△15	0	2
広島	△294	65	△359	△280	△80	△65	△15	0	1
山口	△335	64	△399	△322	△77	△64	△14	0	0
徳島	△354	66	△420	△341	△79	△66	△13	0	1
香川	△296	66	△362	△281	△81	△66	△14	0	△1
愛媛	△275	77	△352	△263	△90	△77	△14	0	2
高知	△301	71	△372	△289	△84	△71	△14	0	1
福岡	△297	65	△362	△284	△79	△65	△15	0	1
佐賀	△313	74	△387	△301	△85	△74	△14	0	2
長崎	△293	78	△371	△281	△90	△78	△14	0	2
熊本	△297	82	△379	△285	△94	△82	△14	0	1
大分	△307	81	△388	△293	△95	△81	△14	0	0
宮崎	△303	71	△374	△291	△83	△71	△14	0	2
鹿児島	△306	73	△379	△294	△86	△73	△14	0	1
沖縄	△283	71	△354	△268	△86	△71	△14	0	0

- ※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

資料20

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（2016～2025年度）

年度		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)	1,055 (51)	1,121 (66)
Aランク	未満率 (%)	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1	2.0	2.1
	影響率 (%)	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4	22.0	26.8
Bランク	未満率 (%)	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6	1.7	1.9
	影響率 (%)	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5	23.5	27.2
Cランク	未満率 (%)	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1	1.5	2.3
	影響率 (%)	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1	25.6	32.4
Dランク	未満率 (%)	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	—	—	—
	影響率 (%)	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	—	—	—
計	未満率 (%)	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8	2.0
	影響率 (%)	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2	27.7

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成28～令和7年）

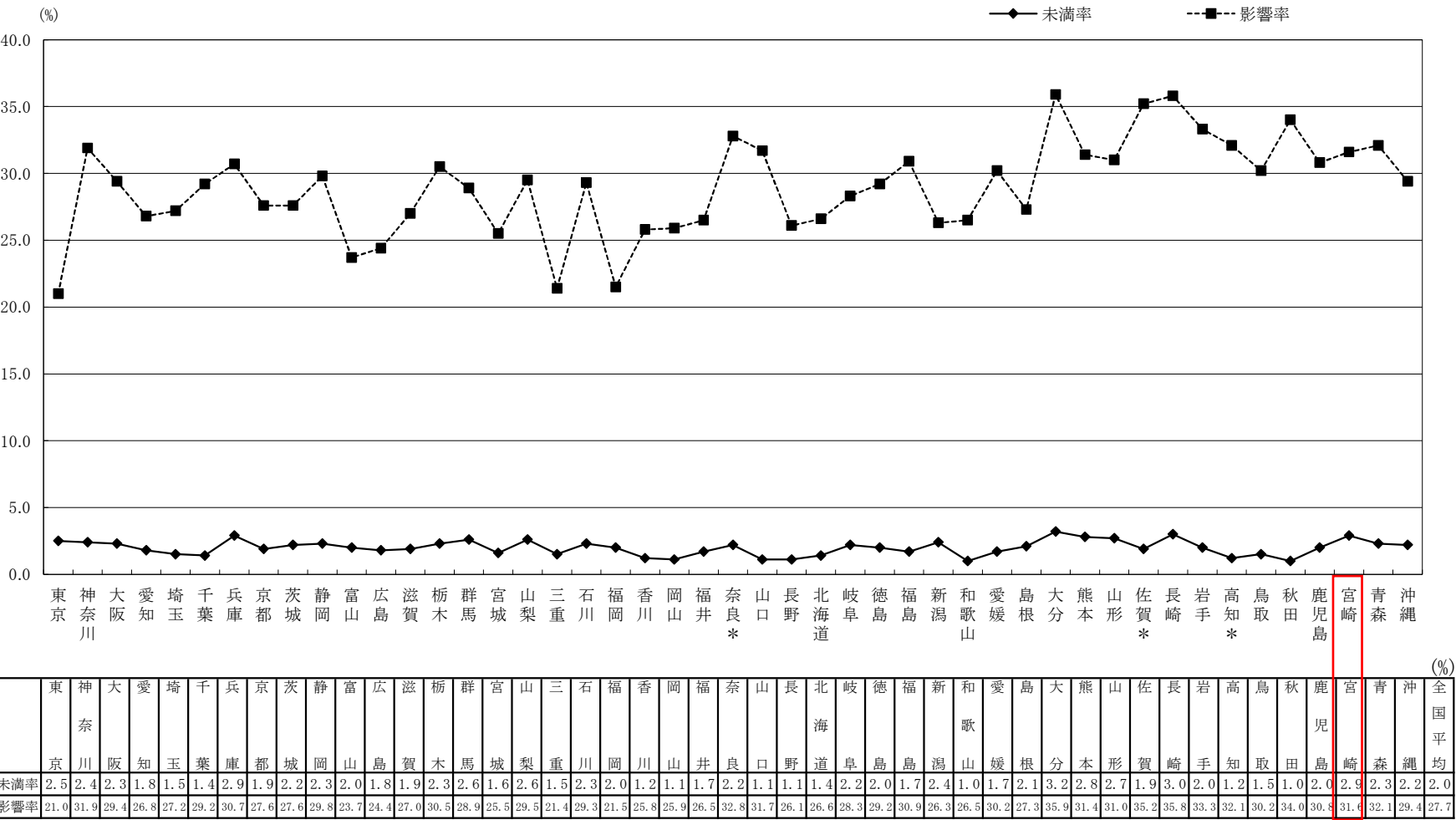
- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
4 各ランクは、各年における適用ランクであり、2023年度より3ランクとなっている。
5 各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(2025年)

未満率(全国加重平均) 2.0%

影響率(全国加重平均) 27.7%

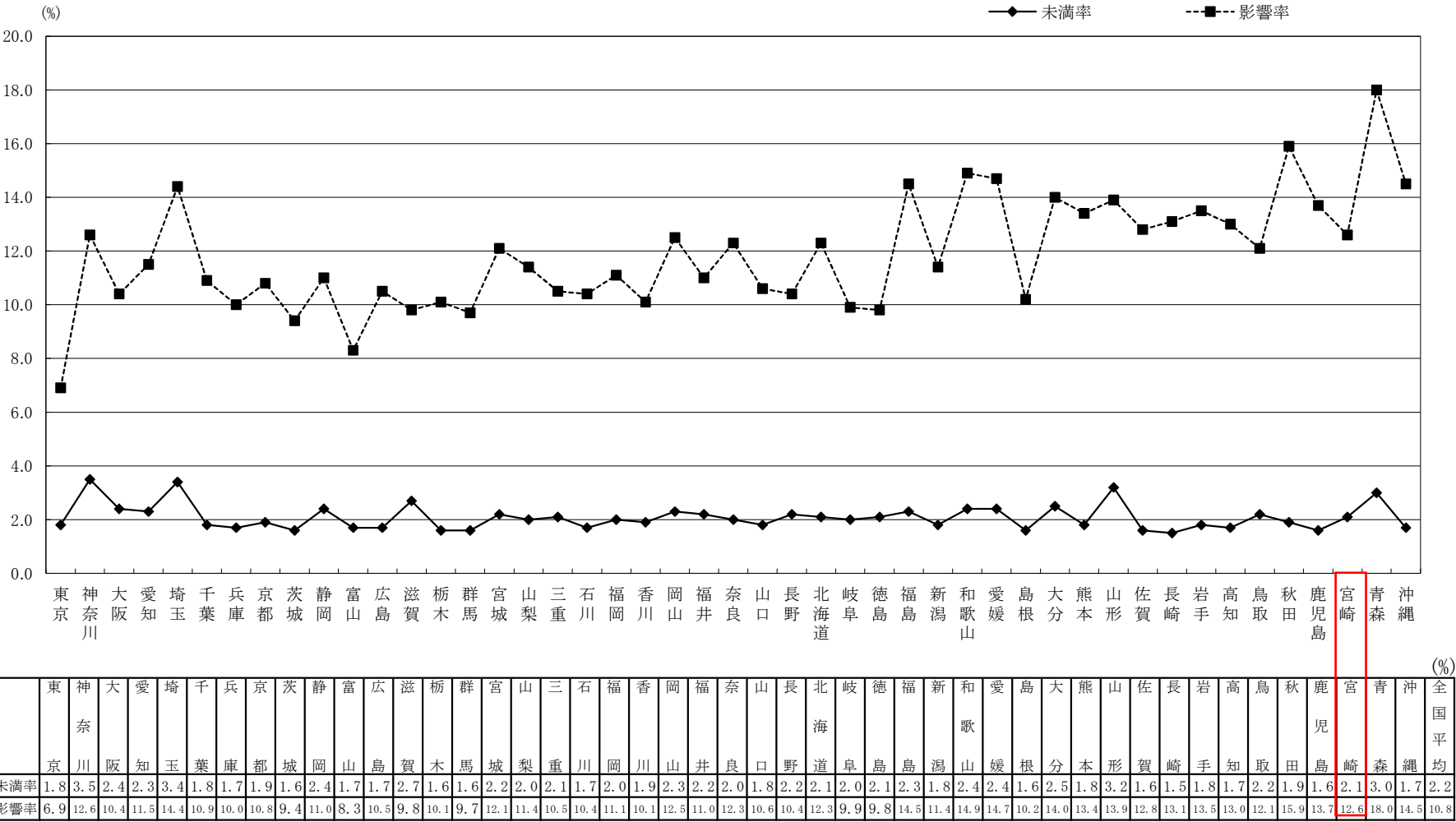


資料出所 厚生労働省「令和7年最低賃金に関する基礎調査」
(注1) 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
(注2) 上記の影響率、未満率は、2025年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(2025年)

未満率(全国加重平均) 2.2%

影響率(全国加重平均) 10.8%



資料出所 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

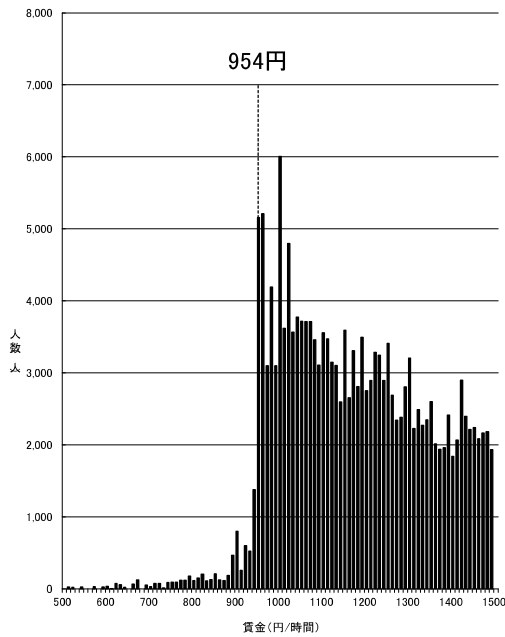
- (注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。
2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

賃金分布に関する資料

(都道府県別、ランク・総合指数順)

資料No. 5-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 5-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・14
資料No. 5-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・27

大分(C)

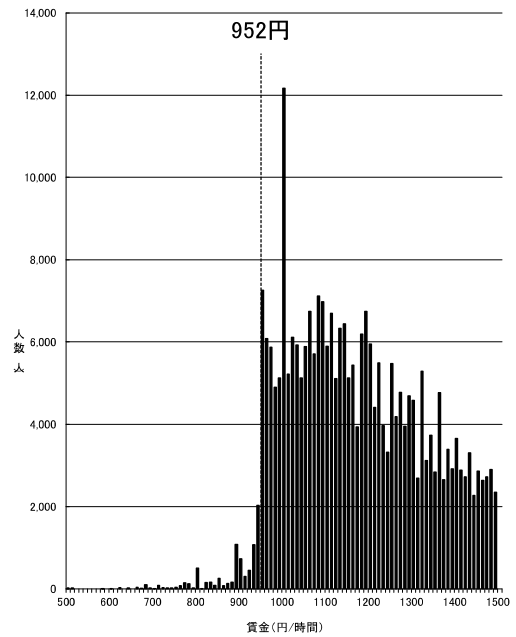


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

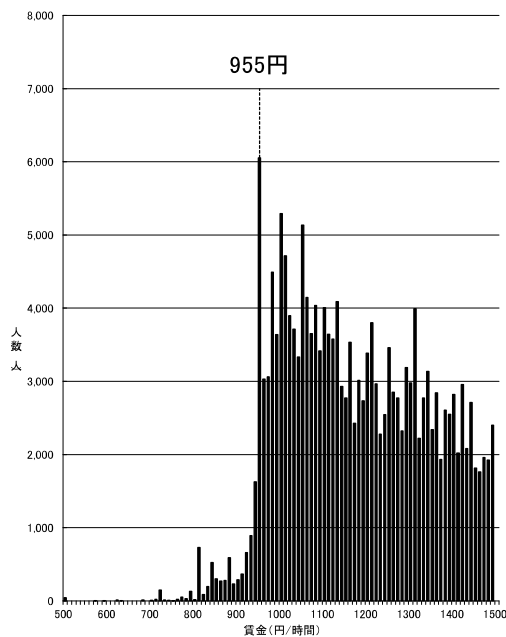


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

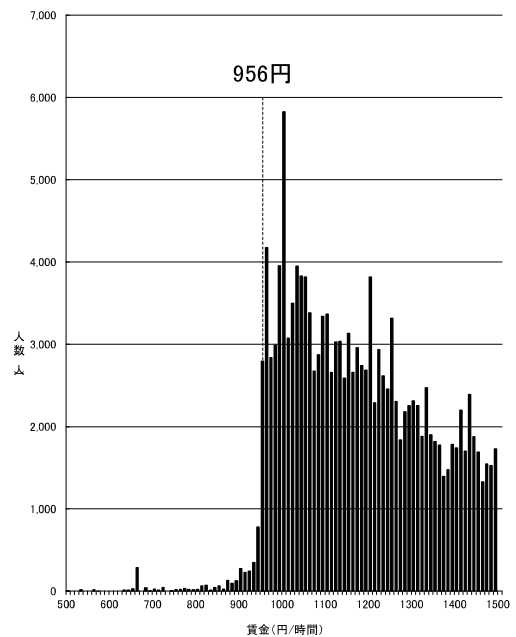


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

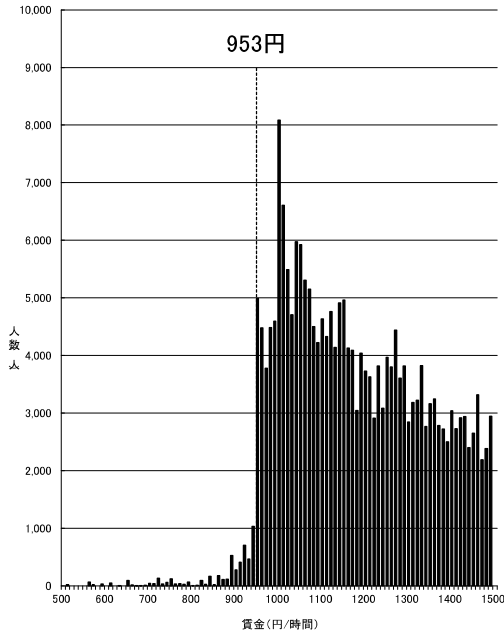


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

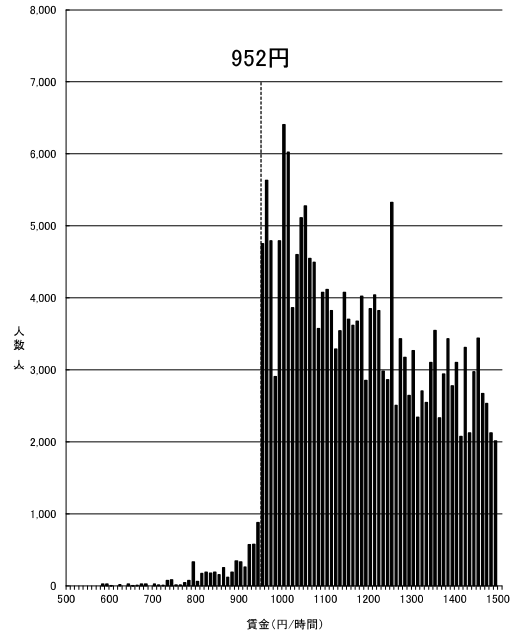


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

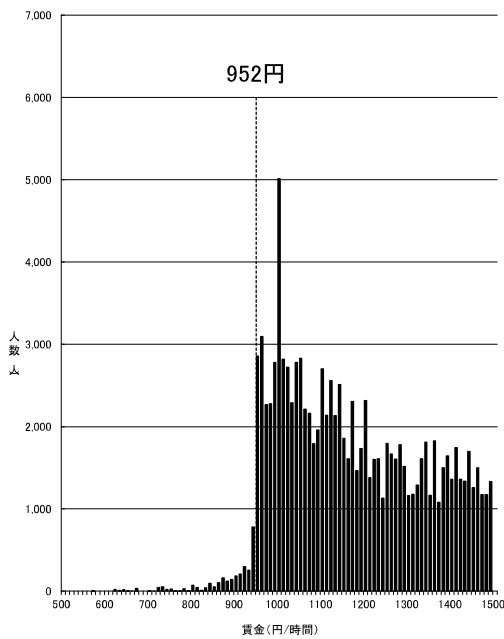


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

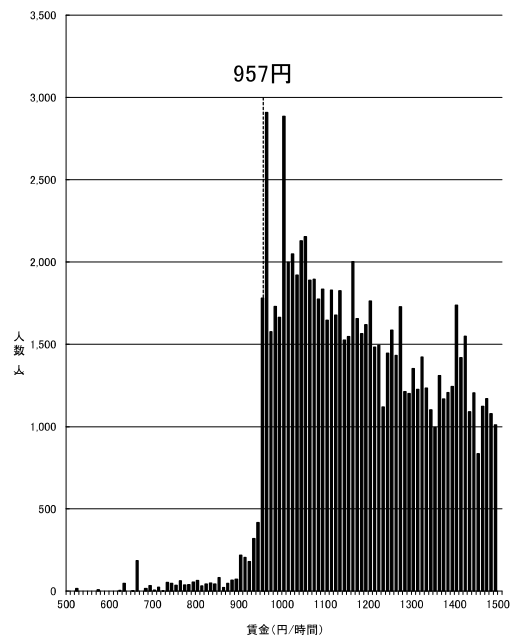


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

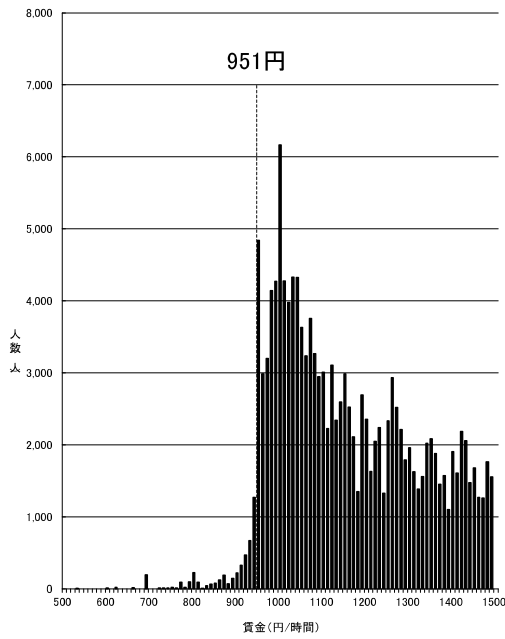


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

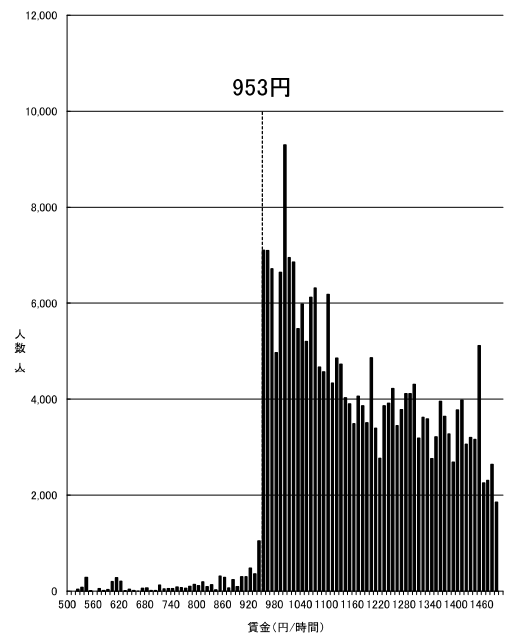


資料出所: 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。))を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

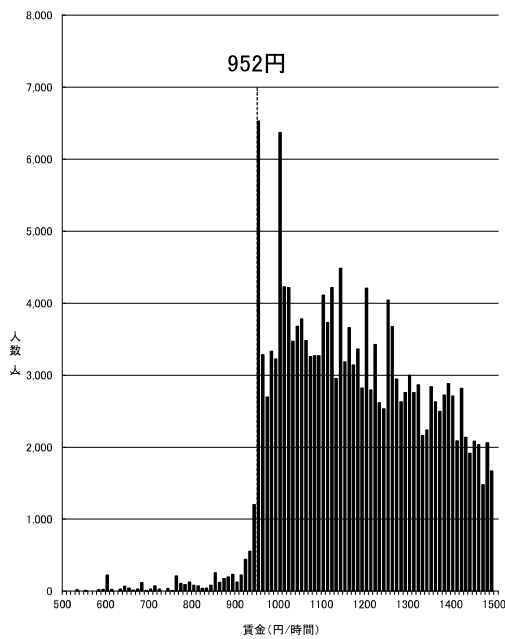


資料出所: 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。))を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

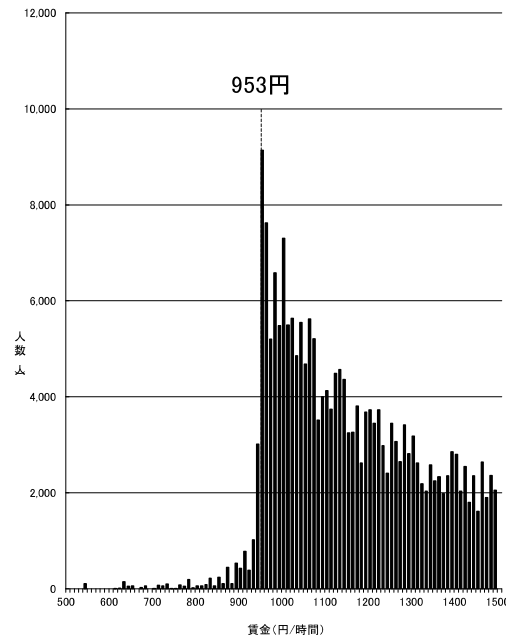


資料出所: 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。))を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

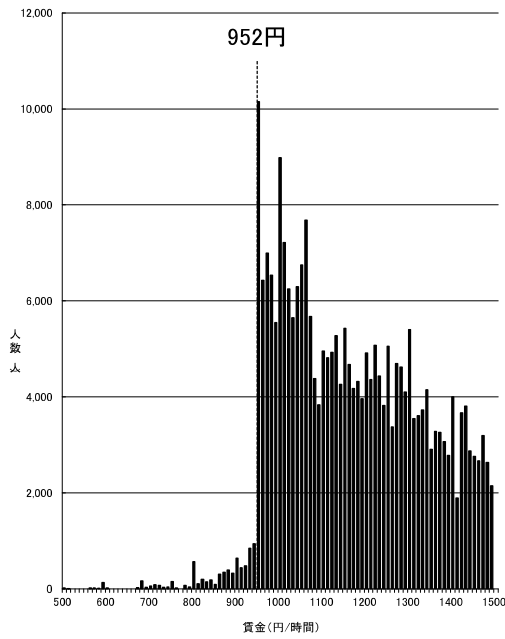


資料出所: 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。))を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)

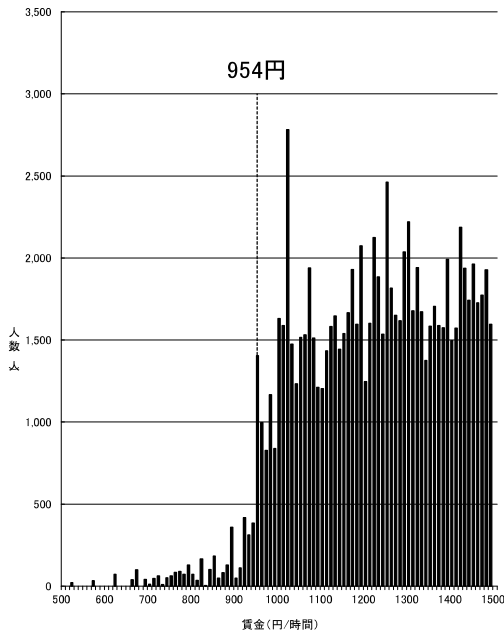


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

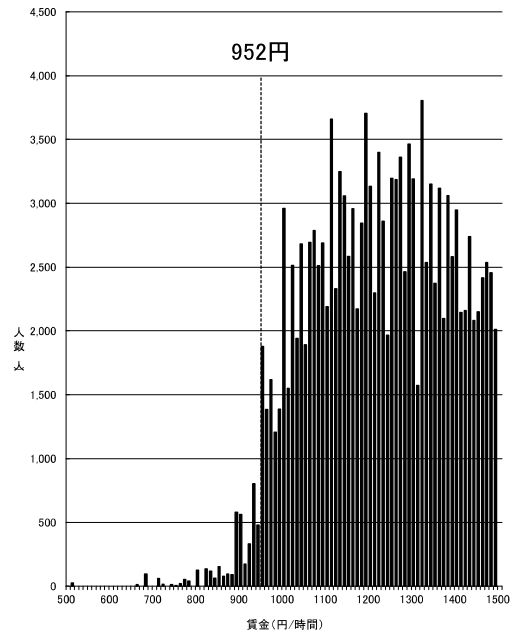


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

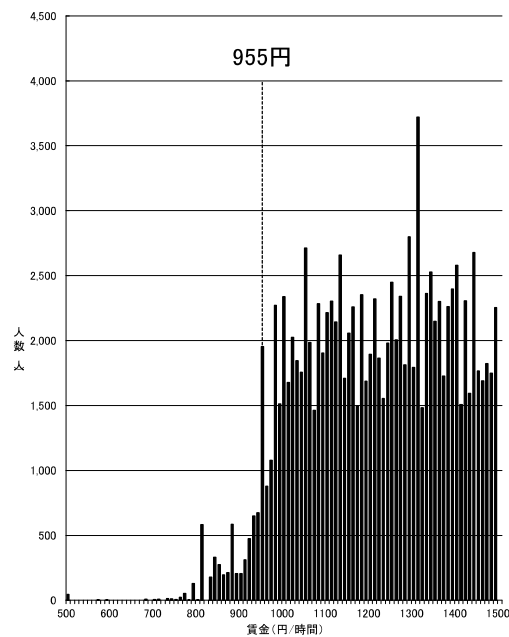


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

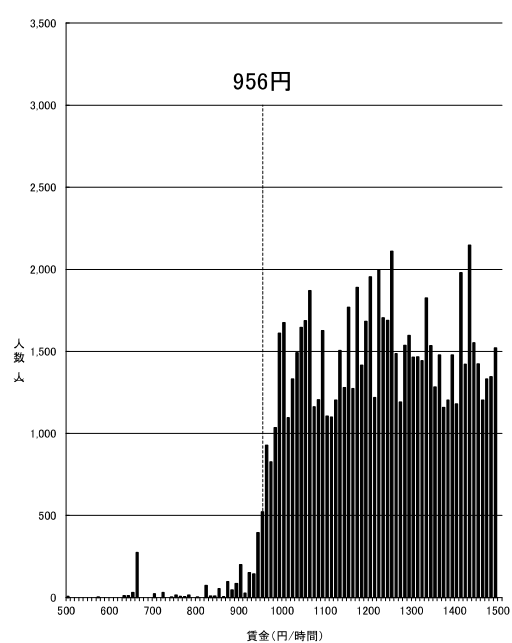


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

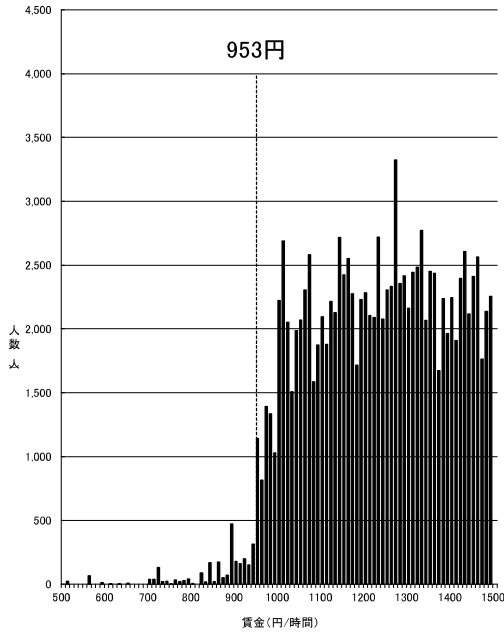


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

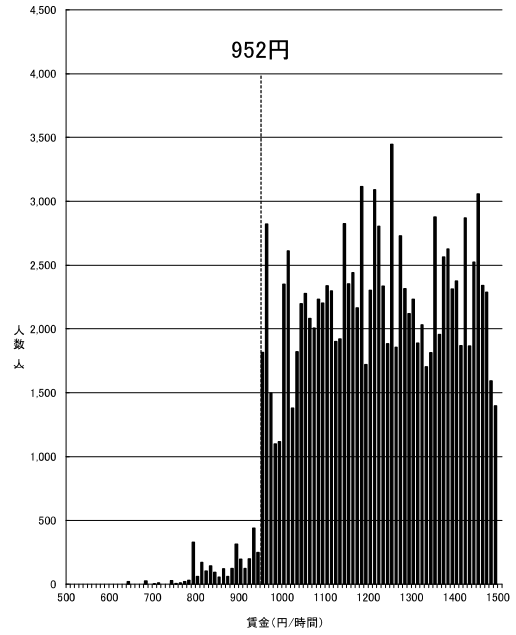


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

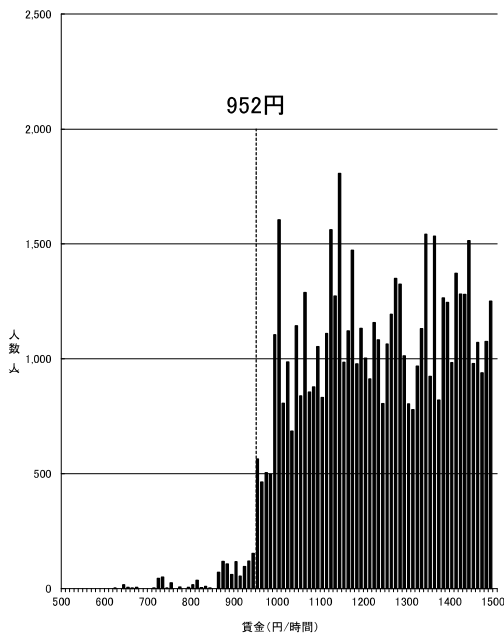


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

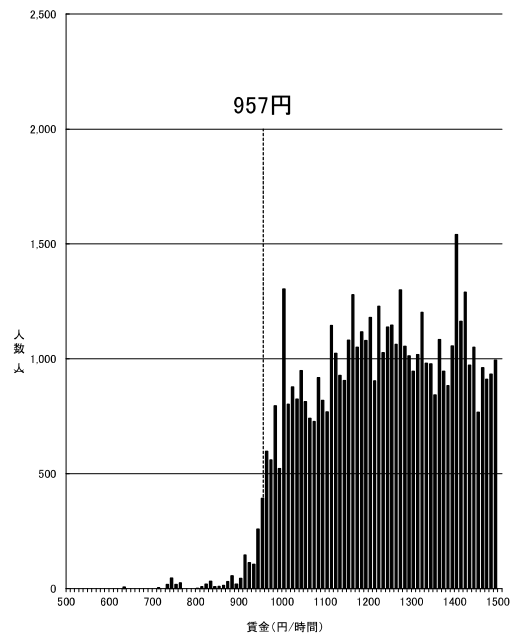


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

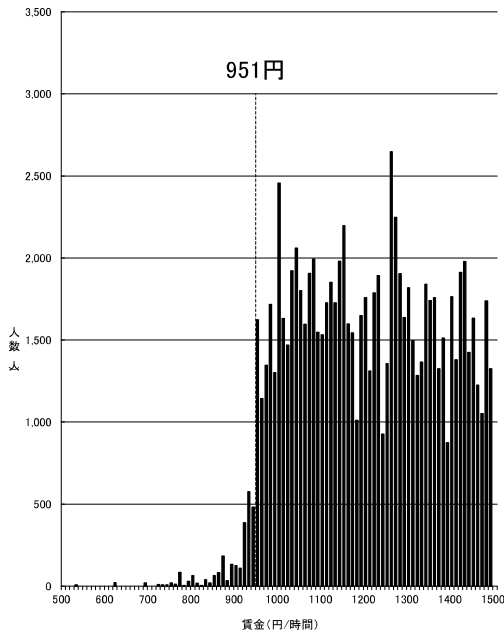


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

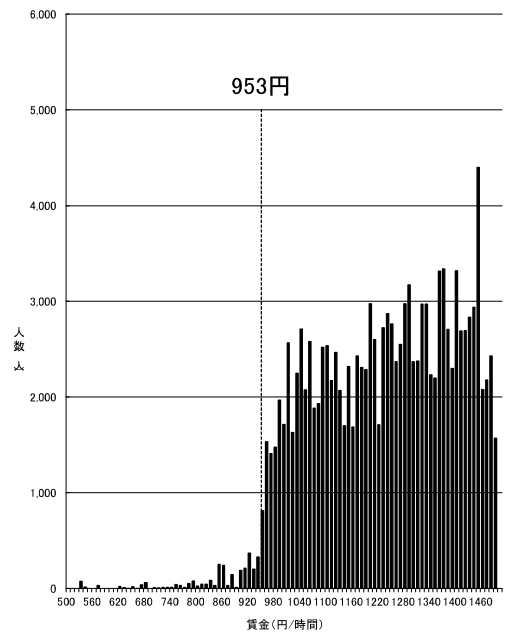


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

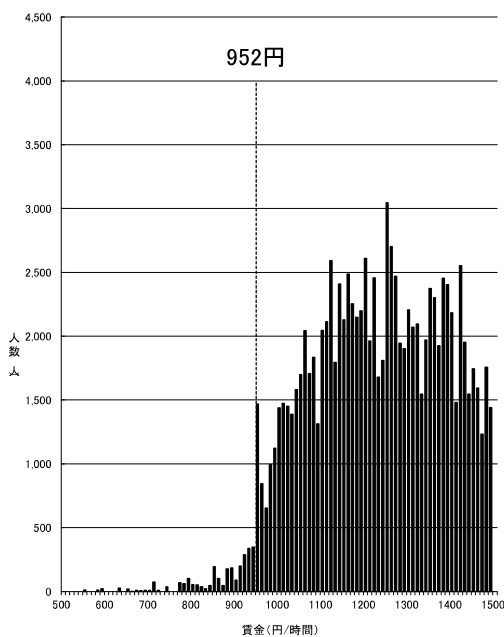


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

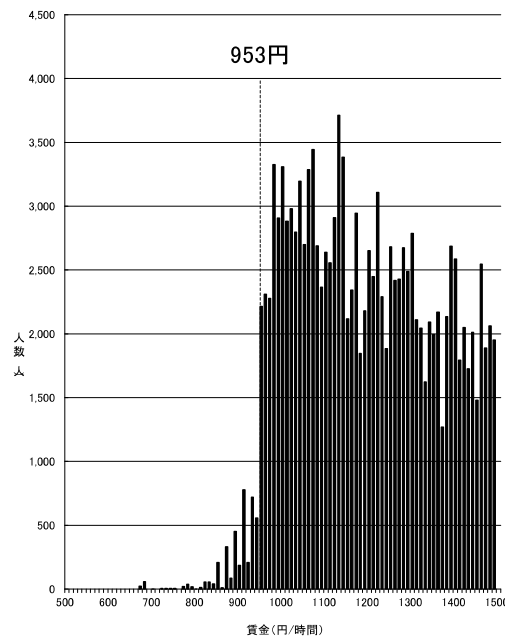


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

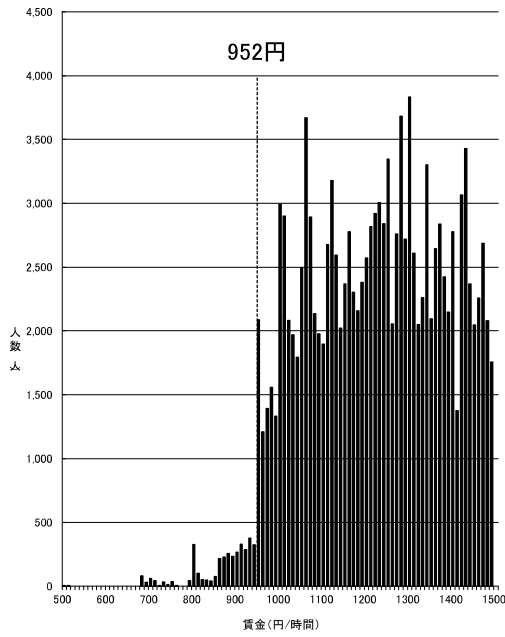


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)

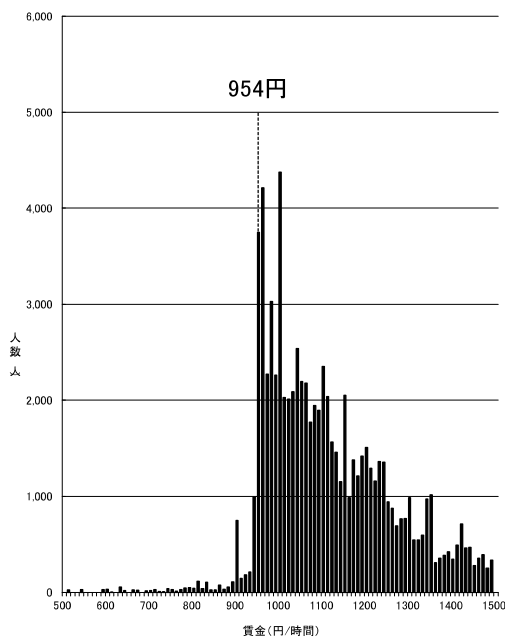


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

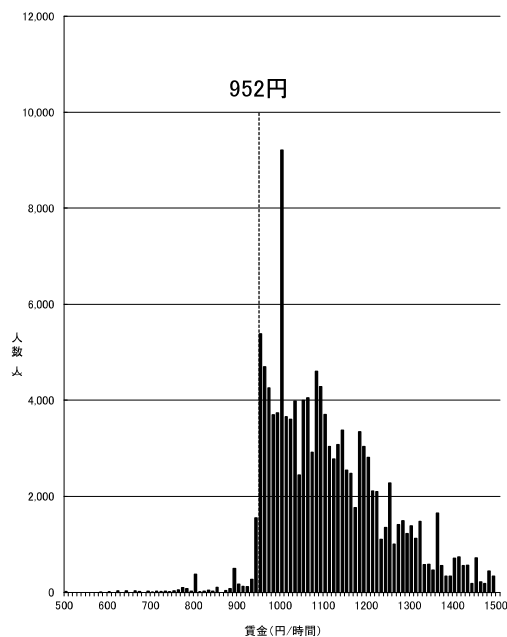


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

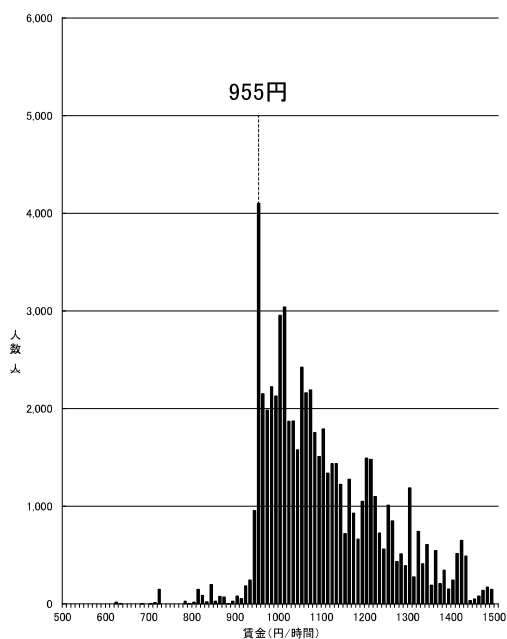


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

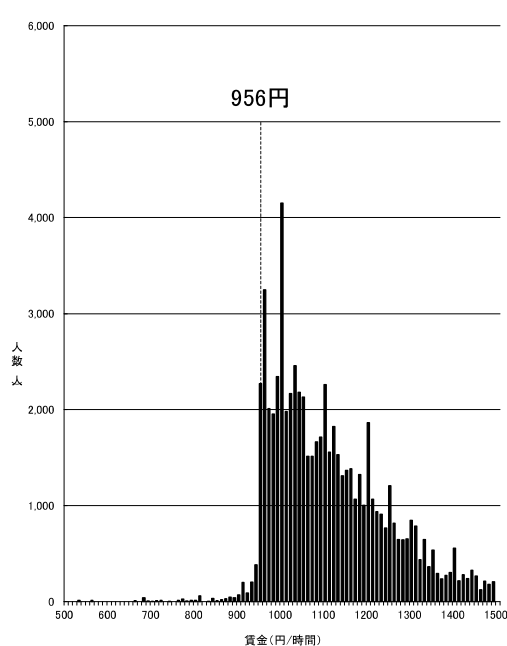


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

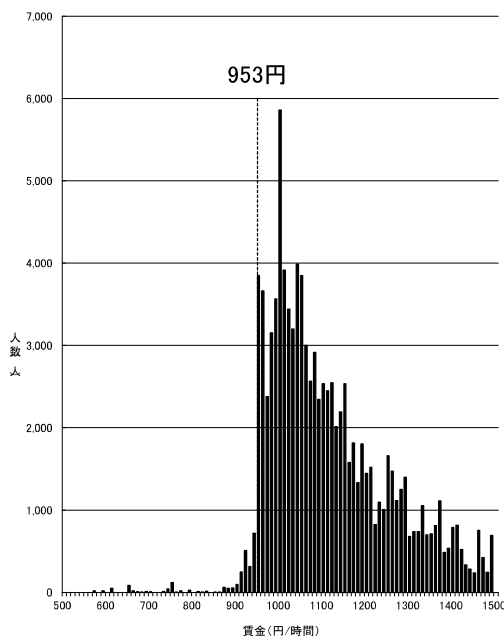


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

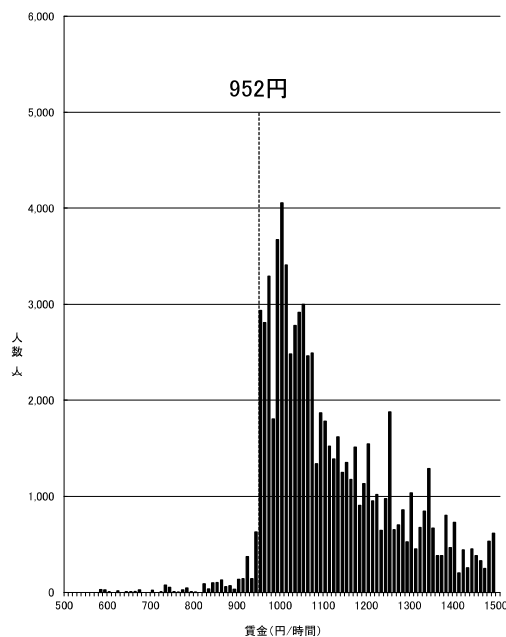


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

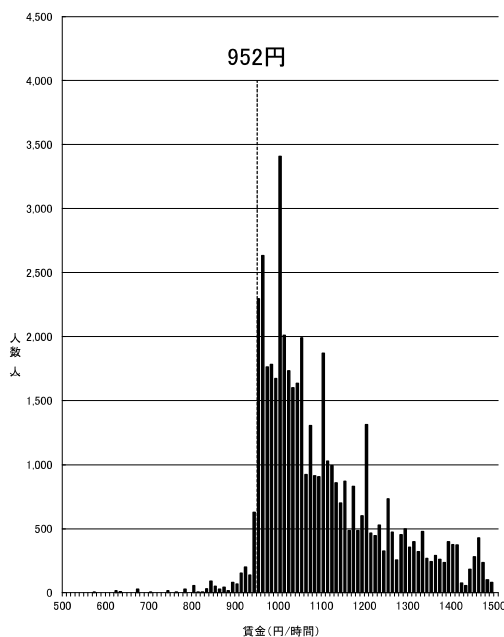


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

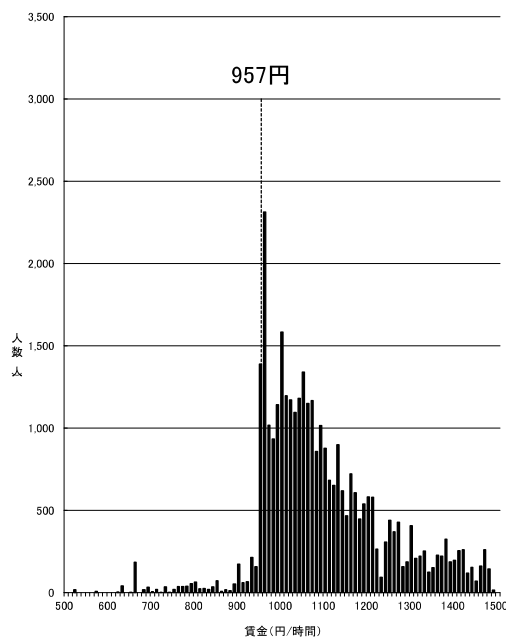


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

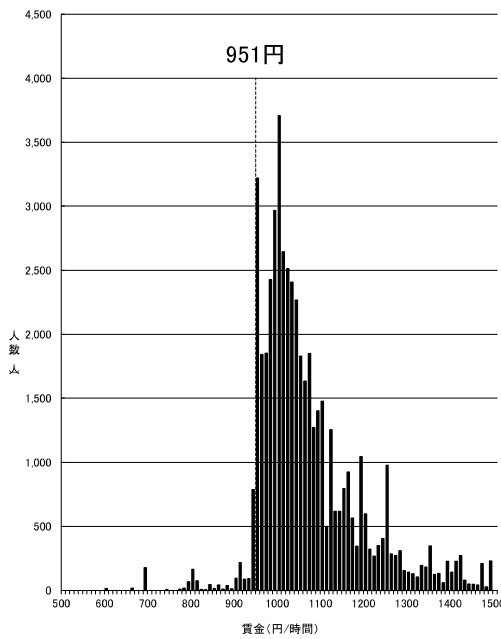


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

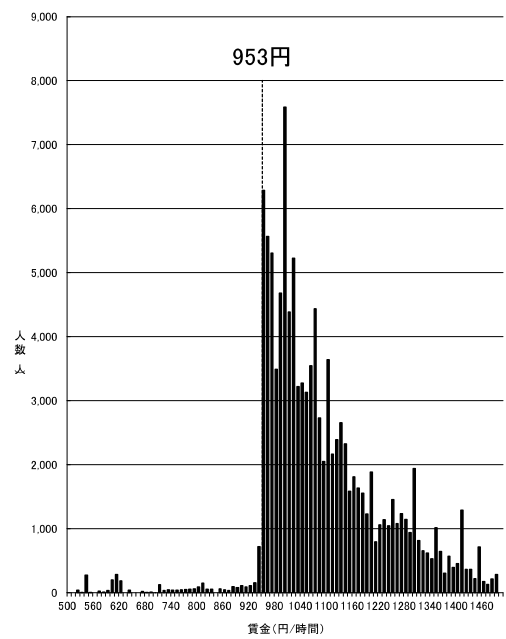


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

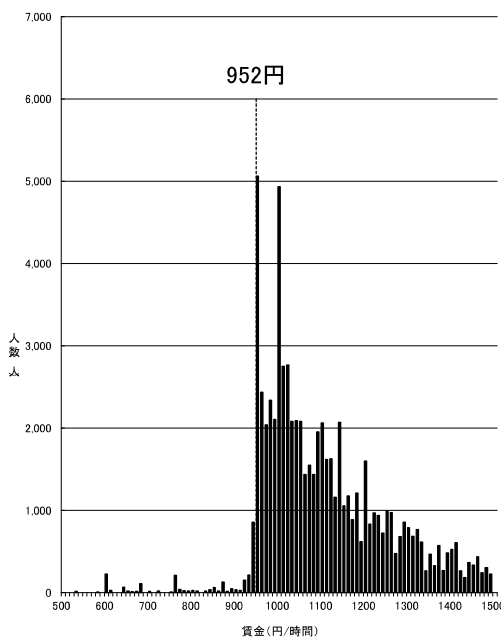


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

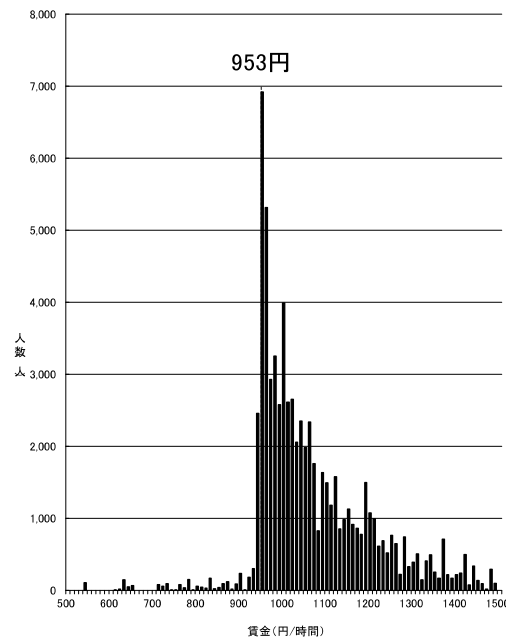


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

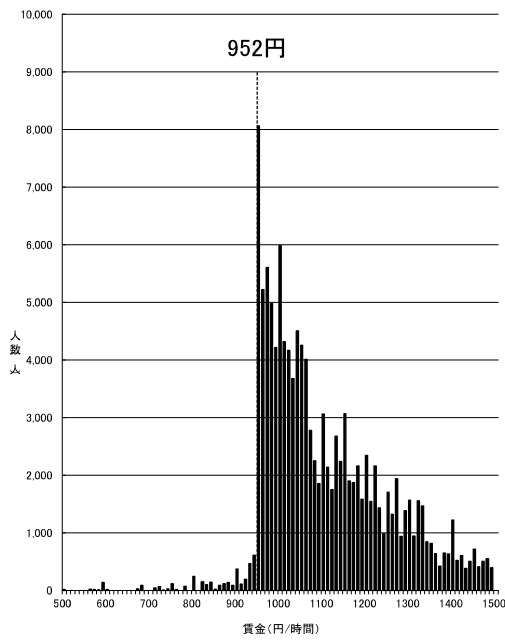


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和8年6月)主要経済指標)

I 我が国経済

- 1 四半期別 GDP 速報
- 2 個人消費
- 3 民間設備投資
- 4 住宅建設
- 5 公共投資
- 6 輸出・輸入・国際収支
- 7 生産・出荷・在庫
- 8 企業収益・業況判断
- 9 倒産
- 10 雇用情勢
- 11 物価
- 12 金融
- 13 景気ウォッチャー調査

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報

2026年1－3月期（2次速報値）の実質国内総生産は、前期比0.5%増（年率1.8%増）となった。

（実質値、季節調整済前期比、（ ）内は寄与度、％）

	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2025年				2026年	
					1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	(寄与度)
実質国内総支出（GDP）	▲ 0.2	1.1	0.5	0.8	0.5	0.3	▲ 0.6	0.2	0.5	－
（前期比年率）					2.0	1.1	▲ 2.3	0.7	1.8	－
（前年同期比）					1.5	1.9	0.5	0.3	0.4	－
国内需要	(▲ 0.2)	(1.4)	(0.8)	(0.9)	(1.2)	(0.2)	(▲ 0.3)	(0.1)	0.1	(0.2)
民間需要	(▲ 0.5)	(1.2)	(0.4)	(0.8)	(1.2)	(0.0)	(▲ 0.2)	(0.1)	0.0	(0.0)
民間最終消費支出	▲ 0.6	1.3	0.1	1.3	0.6	0.2	0.5	0.1	0.3	(0.2)
民間住宅	▲ 1.0	▲ 2.5	▲ 0.7	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 0.0	▲ 8.0	5.0	0.9	(0.0)
民間企業設備	▲ 0.2	2.1	0.8	2.0	1.2	1.0	▲ 0.1	1.2	▲ 0.7	(▲ 0.1)
民間在庫変動	(▲ 0.1)	(0.3)	(0.2)	(▲ 0.1)	(0.7)	(▲ 0.3)	(▲ 0.2)	(▲ 0.4)	－	(▲ 0.1)
公的需要	(0.2)	(0.2)	(0.5)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.1)	(▲ 0.0)	(0.1)	0.5	(0.1)
政府最終消費支出	1.6	0.9	2.3	0.8	▲ 0.3	0.6	0.1	0.4	0.3	(0.1)
公的固定資本形成	▲ 1.8	▲ 0.4	0.1	▲ 0.5	▲ 0.8	0.4	▲ 1.0	▲ 0.1	1.5	(0.1)
財貨・サービスの純輸出	(0.1)	(▲ 0.3)	(▲ 0.3)	(▲ 0.1)	(▲ 0.6)	(0.1)	(▲ 0.3)	(0.0)	－	(0.3)
財貨・サービスの輸出	2.2	2.5	2.7	2.0	▲ 0.6	1.6	▲ 1.6	0.2	1.8	(0.4)
財貨・サービスの輸入	1.7	3.8	4.0	2.5	2.2	1.1	▲ 0.2	▲ 0.0	0.4	(▲ 0.1)
最終需要	▲ 0.1	0.8	0.3	0.9	▲ 0.2	0.6	▲ 0.4	0.6	0.5	－
実質国民総所得（GNI）	0.6	1.6	1.1	1.3	0.6	0.4	0.3	▲ 0.2	0.5	－
実質雇用者報酬										
（家計最終消費支出デフレーターによる実質化）	1.1	0.7	1.4	0.9	▲ 0.6	0.7	0.0	0.5	0.3	－
（持ち家の帰属家賃及びFISIM除く家計最終消費支出デフレーターによる実質化）	0.9	0.4	1.2	0.7	▲ 0.7	0.7	▲ 0.0	0.6	0.3	－

(名目値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2025年				2026年		
					1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	(寄与度)	(実額)
名目国内総支出(GDP)	3.0	4.5	3.7	4.1	0.9	1.9	0.2	0.9	0.6	－	－
(前年同期比)					5.2	5.3	4.0	3.7	3.6	－	－
(実額)	634.8	663.5	642.8	669.4	652.3	664.6	665.6	671.5	－	－	675.6
国内需要	(2.4)	(4.2)	(3.7)	(3.6)	(1.8)	(1.0)	(0.3)	(0.7)	0.5	(0.5)	676.6
民間需要	(1.7)	(3.5)	(2.5)	(2.9)	(1.7)	(0.8)	(0.1)	(0.6)	0.3	(0.2)	508.9
民間最終消費支出	1.9	4.2	2.8	3.9	1.6	0.8	1.0	0.6	0.7	(0.4)	357.5
民間住宅	1.7	0.7	2.6	▲ 0.2	0.7	0.5	▲ 7.0	5.5	2.3	(0.1)	28.2
民間企業設備	3.4	5.2	4.2	5.1	1.7	1.7	0.9	2.1	0.3	(0.0)	127.1
民間在庫変動	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.5)	(▲ 0.0)	(▲ 0.3)	(▲ 0.4)	－	(▲ 0.3)	▲ 3.8
公的需要	(0.7)	(0.8)	(1.1)	(0.7)	(0.1)	(0.3)	(0.1)	(0.2)	1.2	(0.3)	167.7
政府最終消費支出	3.2	3.0	4.6	2.7	0.2	1.2	0.6	0.6	0.9	(0.2)	134.1
公的固定資本形成	1.8	3.1	3.9	2.8	▲ 0.1	1.3	▲ 0.2	0.7	2.5	(0.1)	33.6
財貨・サービスの純輸出	(0.6)	(0.3)	(0.1)	(0.6)	(▲ 0.9)	(0.8)	(▲ 0.1)	(0.2)	－	(0.1)	▲ 1.0
財貨・サービスの輸出	8.8	3.0	7.9	3.6	▲ 1.1	▲ 0.1	0.7	3.7	4.3	(0.9)	156.3
財貨・サービスの輸入	5.4	1.6	7.2	1.0	2.9	▲ 3.7	1.2	3.0	3.9	(▲ 0.9)	157.3
最終需要	3.1	4.3	3.6	4.3	0.3	1.9	0.4	1.3	0.9	－	－
GDPデフレーター	3.2	3.4	3.2	3.3	0.4	1.6	0.7	0.7	0.2	－	－
(前年同期比)					3.6	3.2	3.5	3.4	3.2	－	－

(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。

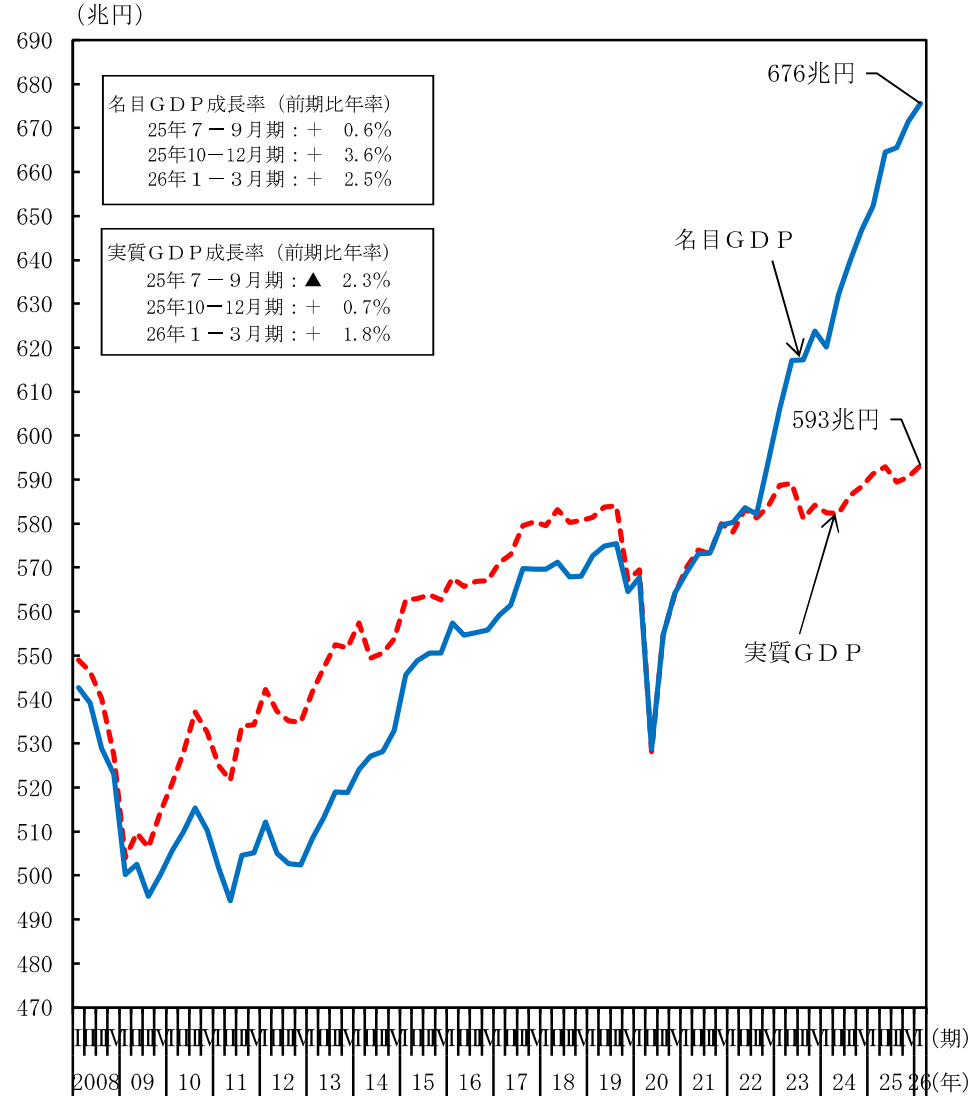
体系基準年(名目値のベンチマークとなる年): 2020年

基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年): 前暦年

実額は季節調整系列(単位: 兆円)

実質雇用者報酬については、上段は家計最終消費支出デフレーターにより実質化した値、下段は家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃及びFISIM)デフレーターにより実質化した値。

実質・名目GDPの推移



(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。
値は「2026 年1－3月期四半期別GDP速報（2次速報値）」による。

(参考) 経済見通し等

(())内は寄与度

	2024年度 (令和6年度) 実績 (%)	2025年度 (令和7年度) 実績見込み (%程度)	2026年度 (令和8年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	0.5	1.1	1.3
国内需要	(0.9)	(1.1)	(1.5)
民間需要	(0.4)	(1.0)	(1.3)
民間最終消費支出	0.2	1.3	1.3
民間住宅	▲ 0.7	▲ 3.4	1.3
民間企業設備	0.9	1.9	2.8
公的需要	(0.5)	(0.1)	(0.3)
政府最終消費支出	2.3	0.4	1.0
公的固定資本形成	0.1	0.5	1.3
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.4)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)
財貨・サービスの輸出	1.7	2.5	2.0
(控除) 財貨・サービスの輸入	3.3	2.7	2.9

名目国内総生産	3.7	4.2	3.4
GDPデフレーター	3.2	3.1	2.0
消費者物価上昇率	3.0	2.6	1.9

(備考) 内閣府「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

2. 個人消費

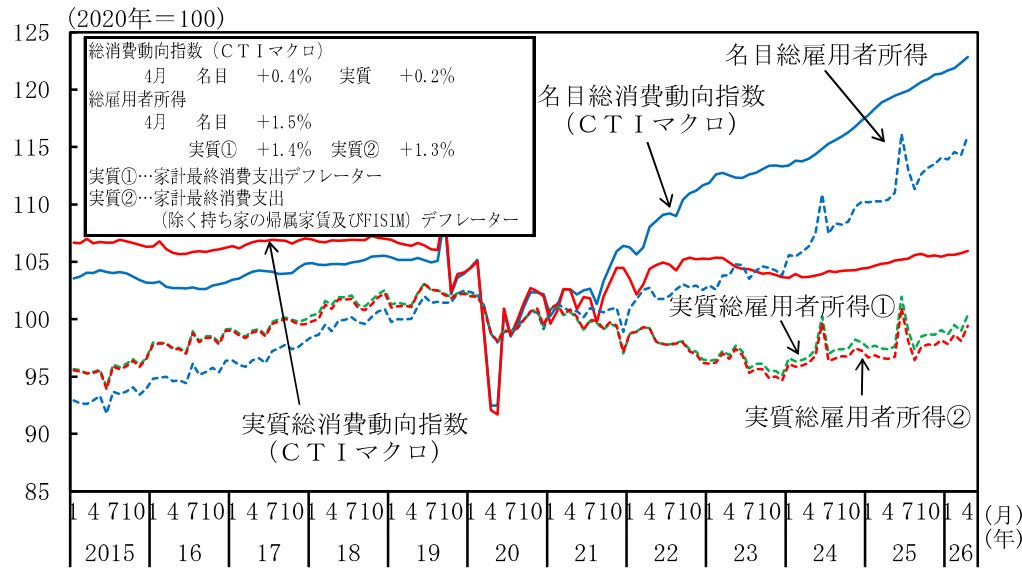
個人消費は、持ち直しの動きがみられる。

		(金額等)		(前年同期比(%)、[]内は暦年前年比(%)、()内は季調済前期比(%)、< >は季調済前月差(ポイント))							
		[2025年] 2025年度	[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年 7－9月	10－12月	2026年 1－3月	2026年 2月	3月	4月	5月
総消費動向指数（C T I マクロ、世帯全体の消費支出総額）											
	名 目	—	[2.1] 2.9	[4.1] 3.8	(0.7)	(0.8)	(0.6)	(0.2)	(0.4)	(0.4)	—
	実 質	—	[▲0.5] 0.1	[1.1] 1.1	(0.4)	(▲0.0)	(0.2)	(▲0.0)	(0.1)	(0.2)	—
名 目 総 雇 用 者 所 得											
実 質 総 雇 用 者 所 得 (家計最終消費支出デフレーター)											
実 質 総 雇 用 者 所 得 (家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃及びFISIM)デフレーター)											
消 費 者 態 度 指 数											

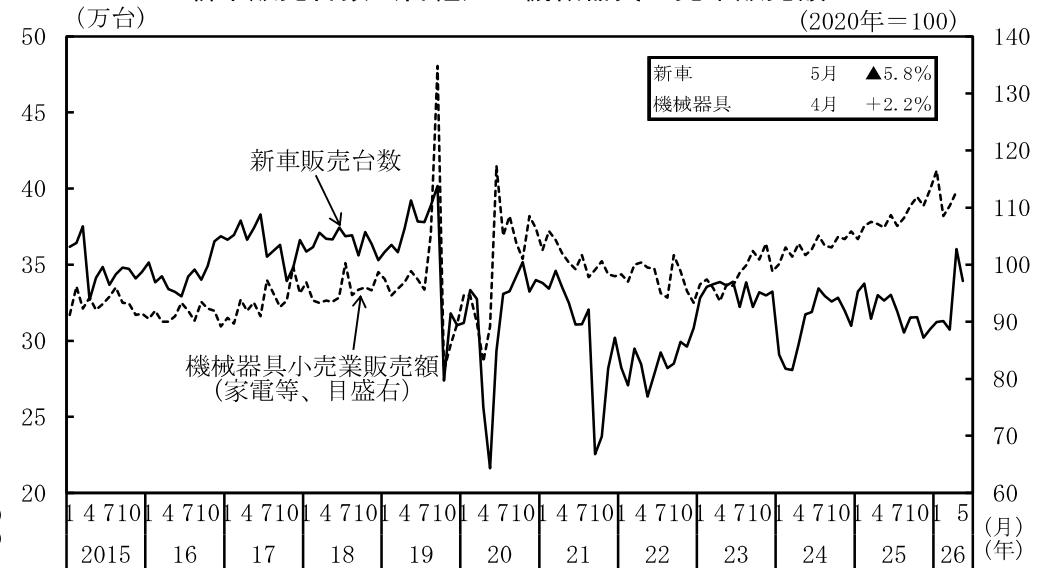
需 要 側 統 計	世帯消費動向指数（C T I ミクロ、1世帯あたりの消費支出額）										
	名 目 (総世帯)	—	[2.0] 2.7	[2.1] 1.2	(0.9) 2.6	(▲1.9) 0.3	(0.3) ▲0.4	(▲0.0) ▲0.7	(▲0.3) ▲0.8	(1.9) 1.7	— —
	実 質 (総世帯)	—	[▲1.2] ▲0.8	[▲1.5] ▲1.7	(0.7) ▲0.7	(▲2.6) ▲2.6	(0.5) ▲1.9	(▲0.1) ▲2.1	(▲0.5) ▲2.4	(1.5) 0.1	— —
供 給 側 統 計	小 売 業 販 売 額 (商業動態統計、名目)	[157.5兆円] 157.9兆円	[2.5] 2.6	[1.4] 1.0	(▲1.0) ▲0.1	(0.5) 0.6	(1.5) 1.1	(▲2.0) ▲0.1	(1.0) 1.4	(2.1) 2.8	— —
	百 貨 店 販 売 額 (全店、名目)	[6.2兆円] 6.2兆円	[6.3] 3.8	[▲1.8] ▲1.2	(0.9) ▲1.4	(0.3) 0.8	(2.6) 2.0	(▲1.6) 1.6	(▲1.3) 2.3	(1.4) 4.5	— —
	ス ー パ ー 販 売 額 (全店、名目)	[16.8兆円] 16.9兆円	[2.6] 2.7	[4.7] 4.1	(0.9) 4.2	(1.1) 4.8	(0.0) 2.3	(▲0.4) 2.2	(0.4) 1.3	(▲0.1) 1.7	— —
	コ ン ビ ニ ェ ン ス ト ア 販 売 額 (全店、名目)	[13.3兆円] 13.4兆円	[1.2] 1.4	[3.4] 3.2	(▲0.1) 3.3	(0.6) 3.0	(0.9) 2.1	(0.5) 2.2	(0.3) 2.3	(▲1.9) 0.8	— —
	機 械 器 具 小 売 業 販 売 額 (名目)	[10.4兆円] 10.5兆円	[4.8] 4.8	[5.1] 5.0	(0.9) 3.7	(3.1) 6.7	(0.0) 5.0	(▲6.9) 1.8	(1.7) 1.0	(2.2) 5.2	— —
	新 車 販 売 台 数 (登 録 ・ 届 出) (乗用車、軽を含む)	[383.6万台] 377.7万台	[▲6.7] 1.4	[3.0] ▲2.2	(▲4.7) ▲4.4	(▲1.6) ▲3.7	(0.8) ▲5.4	(0.2) ▲7.3	(▲1.8) ▲3.2	(17.2) 9.7	(▲5.8) 2.8

- (備考) 1. 総務省「消費動向指数（C T I）」、内閣府「総雇用者所得」、「消費動向調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Pは速報値。
新車販売台数の季節調整は内閣府による。
2. 総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。
3. 実質値の基準年は、2020年。

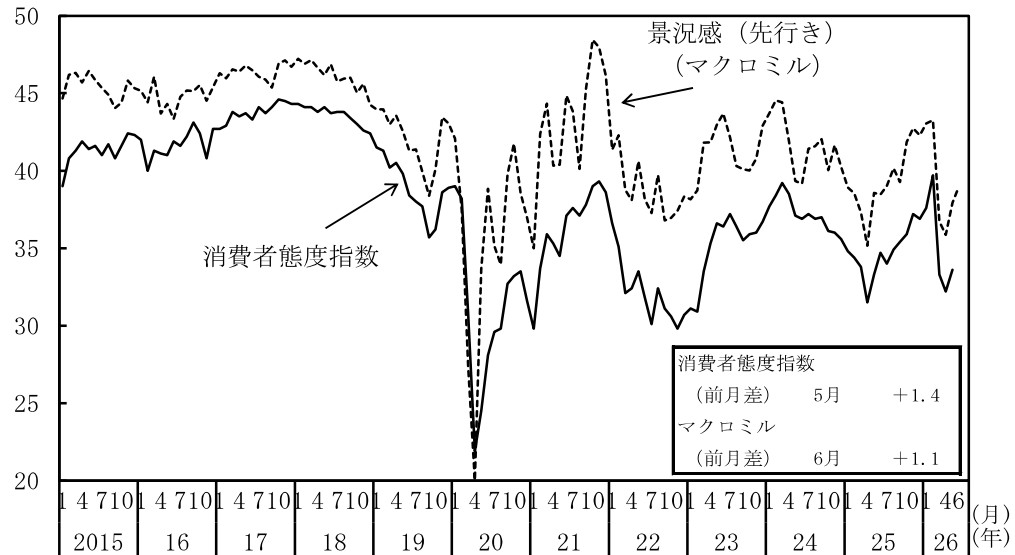
総消費動向指数（CTIマクロ）と総雇用者所得



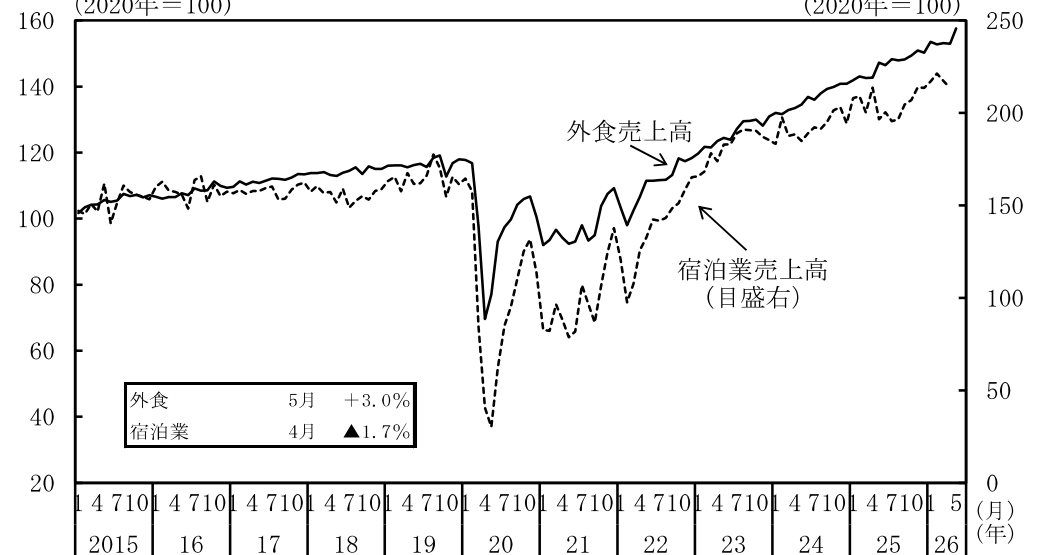
新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額



消費者マインド



外食売上高と宿泊業売上高



（備考）上図：内閣府「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数（CTI）」により作成。季節調整値。
下図：内閣府「消費動向調査」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。消費者態度指数は二人以上の世帯。季節調整値。「マクロミル」は、20～74歳の男女1,000人（2021年11月までは20～69歳の男女1,000人）を対象にインターネット調査を実施し、集計したもの。「景況感（先行き）」は2～3か月後の身の回りの景気について5段階（100/75/50/25/0）で評価した際の平均値。数値が高いほど景況感が良く、消費金額が増えると判断している。

（備考）上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバーベース。機械器具小売業販売額（名目）は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
下図：外食売上高（名目）は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。宿泊業売上高（名目）は、総務省「サービス産業動態統計調査」により作成。2026年2月以降は速報値。内閣府による季節調整値。

3. 民間設備投資
設備投資は、持ち直している。

(前年同期比、() 内は季調済前期比、%)

法人企業統計季報	[2025年実績] 2025年度実績	[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年度 上期	2025年度 下期	2025年 4－6月期	7－9月期	10－12月期	2026年 1－3月期
全産業	[60.8兆円] 60.8兆円	[5.4] 5.3	[5.9] 3.8	5.1	2.8	(0.3) 7.6	(▲ 1.0) 2.9	(3.0) 6.5	(▲ 2.0) 0.0
製造業	[21.2兆円] 21.2兆円	[5.2] 3.9	[4.9] 3.5	8.2	▲ 0.2	(5.0) 16.4	(▲ 5.3) 1.4	(▲ 0.4) 0.0	(0.6) ▲ 0.4
非製造業	[39.6兆円] 39.6兆円	[5.5] 6.0	[6.4] 4.0	3.4	4.4	(▲ 2.2) 3.0	(1.5) 3.9	(4.9) 10.1	(▲ 3.4) 0.3
大中堅企業	[47.0兆円] 46.9兆円	[7.4] 6.7	[6.2] 3.6	4.6	2.8	(3.7) 7.4	(▲ 3.6) 2.2	(6.3) 7.5	(▲ 6.5) ▲ 0.6
中小企業	[13.8兆円] 13.9兆円	[▲ 0.9] 0.7	[4.7] 4.8	6.8	3.1	(▲ 10.3) 8.2	(8.4) 5.5	(▲ 7.7) 3.3	(14.7) 2.9

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実績はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

2. ソフトウェア投資を含む。

(前年同期(月)比、() 内は季調済前期(月)比、%)

	[2025年実績] 2025年度実績	[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年 7－9月	10－12月	2026年 1－3月	2026年 2月	3月	4月
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	—	[▲ 2.6] ▲ 3.0	[▲ 0.5] 1.4	(▲ 1.2) 0.6	(1.6) 0.3	(1.9) 3.0	(▲ 5.5) 1.3	(▲ 1.1) 2.0	(4.8) 6.7
除く輸送機械	—	[▲ 1.3] 0.9	[4.7] 3.2	(▲ 1.4) 4.3	(2.9) 3.8	(▲ 0.4) ▲ 0.2	(1.2) 2.6	(▲ 3.7) 4.4	P 8.5
資本財総供給指数 含む輸送機械	—	[▲ 2.6] 0.4	[4.7] 3.1	(▲ 2.8) 3.8	(2.9) 4.1	(▲ 2.4) ▲ 0.2	(4.6) 1.9	(▲ 4.4) 3.3	P 6.6
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[11.2兆円] 11.6兆円	[1.5] 3.7	[6.6] 8.6	(▲ 1.0) 6.6	(6.6) 8.1	(6.4) 12.6	(13.6) 24.7	(▲ 9.4) 5.9	(8.7) 15.6
建築着工 工事費予定額 (民間非居住用)	[12.3兆円] 12.4兆円	[2.7] ▲ 0.2	[11.3] 10.8	(▲ 28.8) ▲ 4.2	(6.3) 9.4	(8.8) 4.7	(6.9) 6.7	(21.3) ▲ 9.8	(▲ 15.6) ▲ 41.0

4－6月期見通し
(0.3)

(備考) 1. Pは速報値。

2. 建築着工工事費予定額(民間非居住用)は、建築着工統計調査報告(国土交通省)を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、()内は原数値の前期(月)比としている。

主要機関の設備投資アンケート調査結果

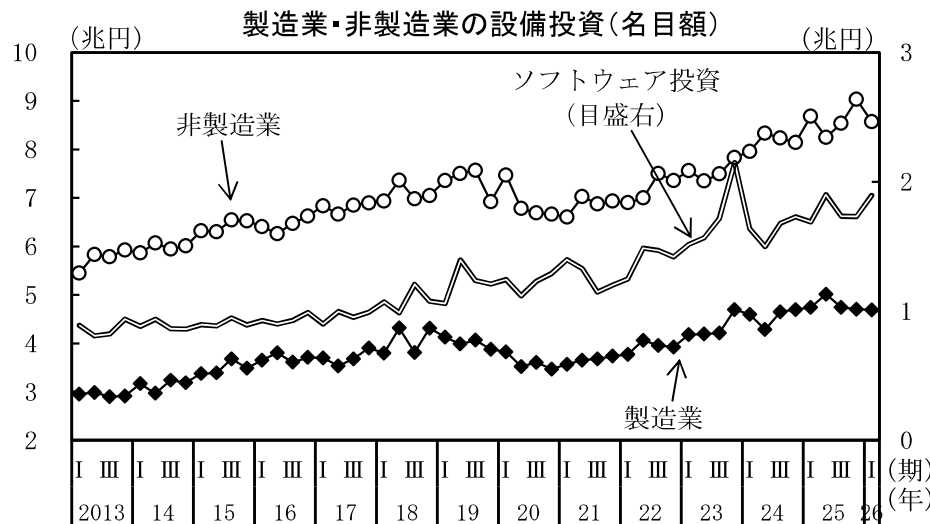
(前年度比、%)

機関名	日本銀行						日本政策投資銀行		日本経済新聞社		内閣府・財務省	
調査名	全国企業短期経済観測調査						全国設備投資計画調査		設備投資動向調査		法人企業景気予測調査	
調査対象企業	全規模		大企業		中小企業		資本金10億円以上		上場企業、資本金1億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
年度	2025年度	2026年度	2025年度	2026年度	2025年度	2026年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2025年度	2026年度
全産業	7.8	2.7	9.3	3.0	0.2	▲ 3.9	10.5	14.3	7.8	12.4	3.9	8.2
製造業	7.7	3.1	7.7	2.5	1.1	0.7	6.1	21.0	7.7	10.1	7.6	10.1
非製造業	8.0	2.3	11.1	3.6	▲ 0.4	▲ 6.5	12.6	11.3	8.0	15.8	2.1	7.2
調査時点	2026年2月～3月						2025年6月		2025年5月		2026年5月	
発表時期	2026年4月						2025年8月		2025年7月		2026年6月	
回答社数	7,640		941		4,472		1,607		773		8,250	

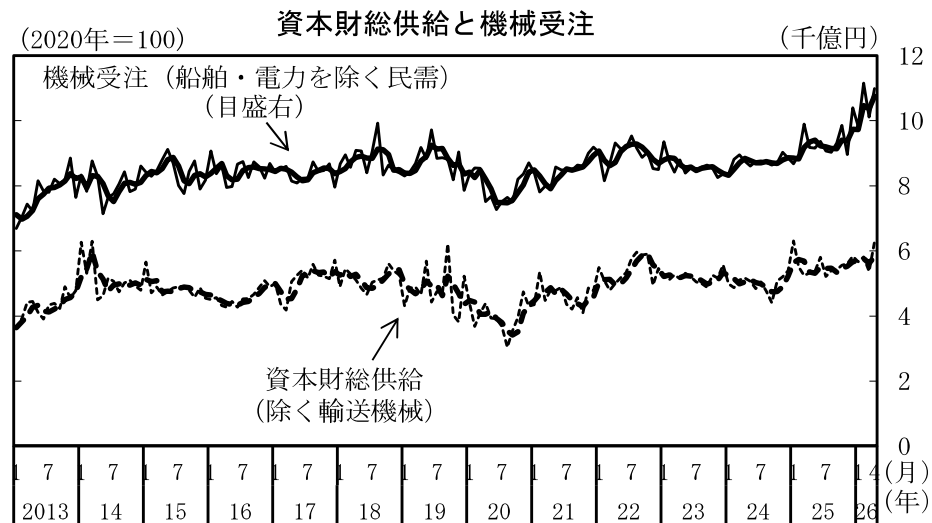
(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。2010年度からリース会計対応ベース。

2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。

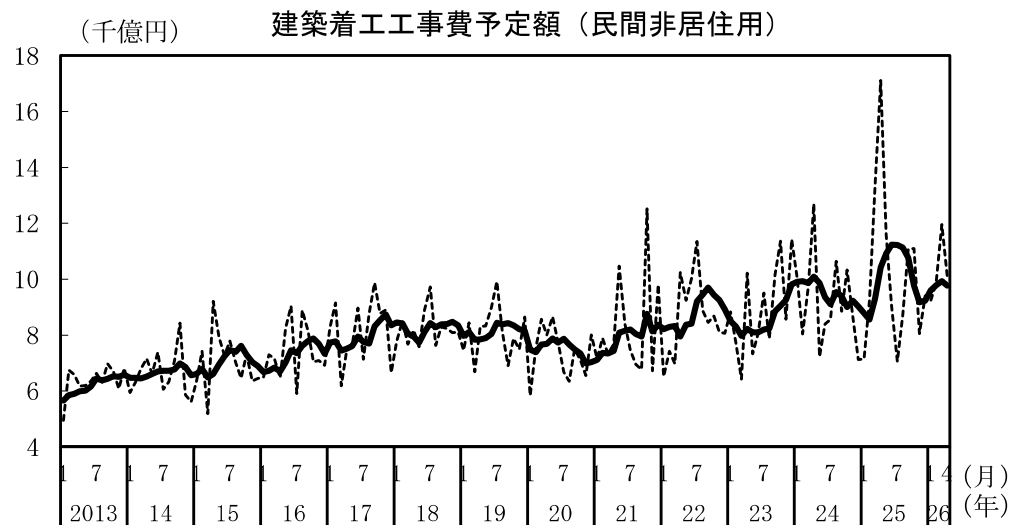
3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。



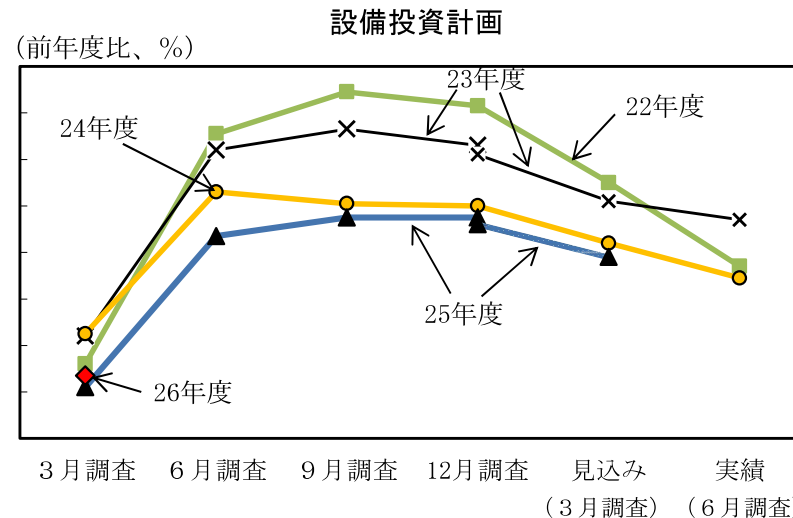
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。
ソフトウェア投資は季節調整値。



(備考) 1. 経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
2. 太線は後方3か月移動平均。



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
2. 太線は後方6か月移動平均。
3. 2017年3月から2023年3月までは国土交通省公表の参考値を使用。



(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
2. 2024年3月調査及び2026年3月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、2023年度、2025年度のグラフが不連続となっている。

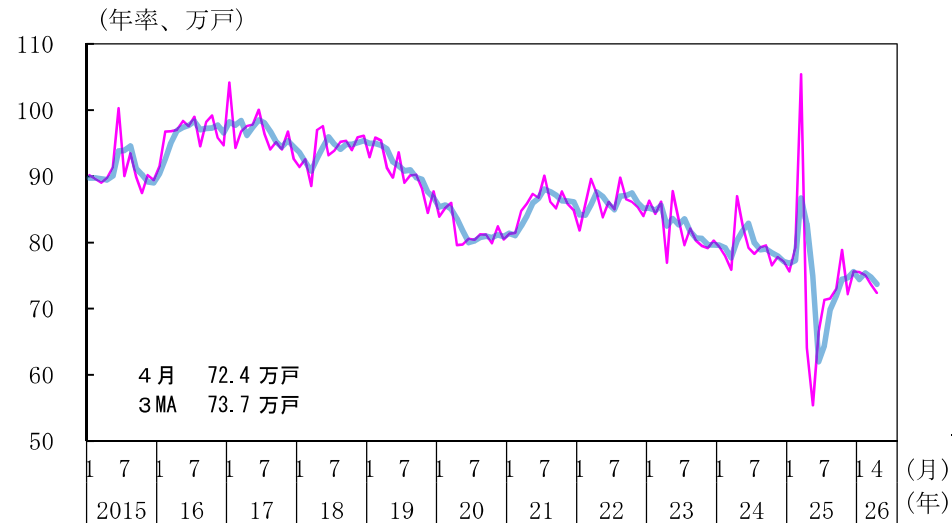
4. 住宅建設
住宅建設は、弱含んでいる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

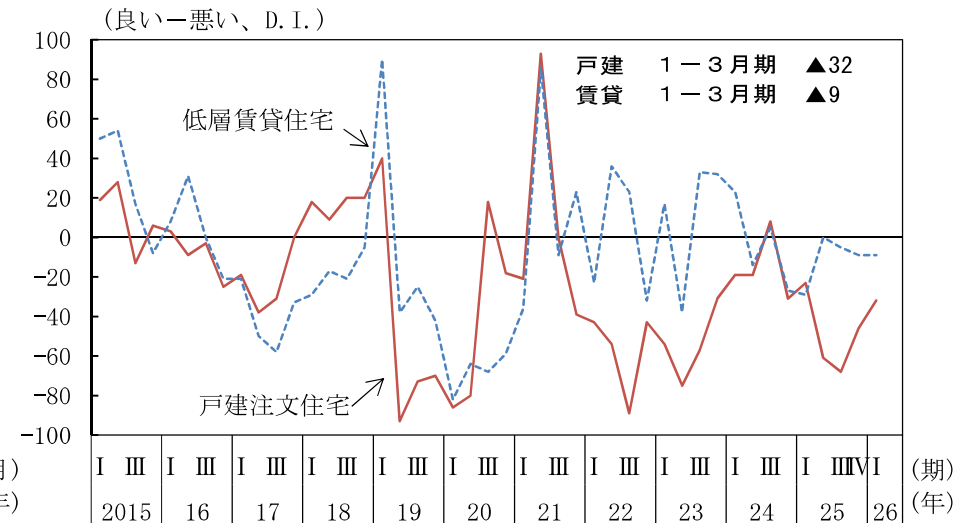
	[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年 7－9月	10－12月	2026年 1－3月	2026年 2月	3月	4月
新設住宅着工戸数 (万戸) (万戸)	[79.2] 81.6	[74.1] 71.1	71.9	75.6	74.7	75.1	73.6	72.4
	[▲ 3.3] 2.0	[▲ 6.5] ▲ 12.9	(16.0) ▲ 8.9	(5.1) ▲ 2.1	(▲ 1.1) ▲ 14.3	(▲ 0.6) ▲ 4.9	(▲ 1.9) ▲ 29.3	(▲ 1.7) 11.4
建築主が民間	[▲ 3.2] 2.0	[▲ 6.7] ▲ 12.9	(16.8) ▲ 9.0	(5.0) ▲ 1.7	(▲ 1.5) ▲ 14.3	(▲ 0.7) ▲ 4.9	(▲ 3.6) ▲ 30.2	(▲ 1.4) 10.9
持家	[▲ 2.8] 1.6	[▲ 7.7] ▲ 12.6	(20.0) ▲ 9.1	(4.5) ▲ 6.7	(2.0) ▲ 11.7	(▲ 5.5) ▲ 4.7	(5.0) ▲ 27.4	(▲ 6.4) 19.5
貸家	[▲ 0.5] 4.9	[▲ 5.0] ▲ 13.5	(9.4) ▲ 9.9	(1.4) ▲ 1.4	(2.1) ▲ 17.3	(2.3) ▲ 2.7	(▲ 6.9) ▲ 35.2	(14.4) 17.3
分譲	[▲ 8.5] ▲ 2.3	[▲ 7.6] ▲ 12.6	(27.9) ▲ 6.2	(10.7) 2.1	(▲ 8.5) ▲ 12.7	(▲ 0.4) ▲ 8.8	(▲ 1.5) ▲ 21.7	(▲ 19.2) 3.4
一戸建て	[▲ 11.6] ▲ 8.2	[▲ 4.3] ▲ 6.0	(22.7) ▲ 1.4	(4.2) 1.5	(4.5) ▲ 2.7	(▲ 0.5) 2.6	(5.4) ▲ 14.5	(▲ 11.3) 24.3
マンション	[▲ 4.6] 5.5	[▲ 11.5] ▲ 20.3	(35.4) ▲ 12.9	(19.3) 3.0	(▲ 23.4) ▲ 23.6	(▲ 0.2) ▲ 21.6	(▲ 11.8) ▲ 30.1	(▲ 33.2) ▲ 18.1
着工床面積	[▲ 5.1] 1.1	[▲ 6.6] ▲ 13.2	(18.7) ▲ 8.1	(5.4) ▲ 2.6	(▲ 0.2) ▲ 14.6	(▲ 0.8) ▲ 6.3	(2.0) ▲ 29.0	(▲ 7.1) 13.4
建築主が民間	[▲ 5.1] 1.0	[▲ 6.7] ▲ 13.2	(19.2) ▲ 8.2	(5.3) ▲ 2.4	(▲ 0.4) ▲ 14.7	(▲ 1.0) ▲ 6.3	(0.6) ▲ 29.8	(▲ 6.9) 13.0
工事費予定額平米単価 (万円) (万円)	[25.4] 26.0	[27.2] 27.4	26.8	27.2	28.3	27.7	28.3	28.9
	[7.9] 8.0	[7.3] 5.2	5.8	6.2	2.7	3.3	1.6	5.0

- (備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。
3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。
4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用＋居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

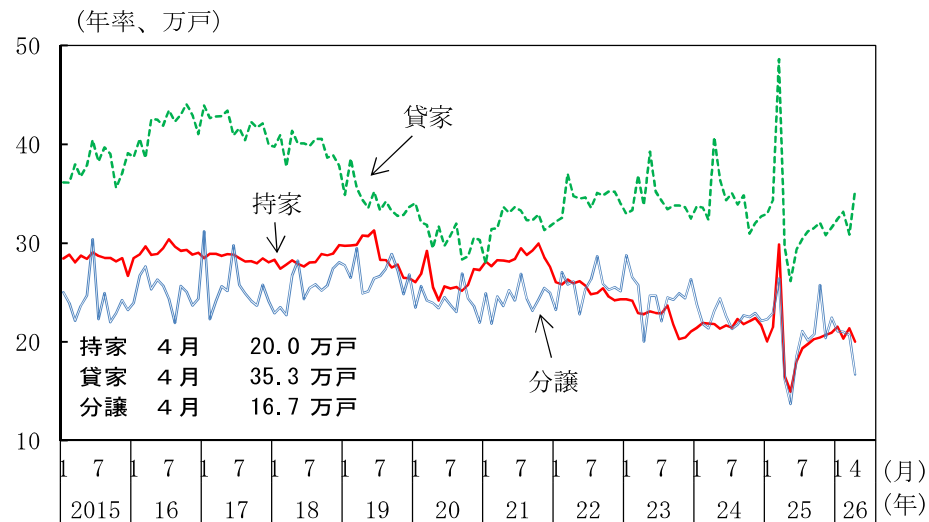
住宅着工戸数（季節調整値）



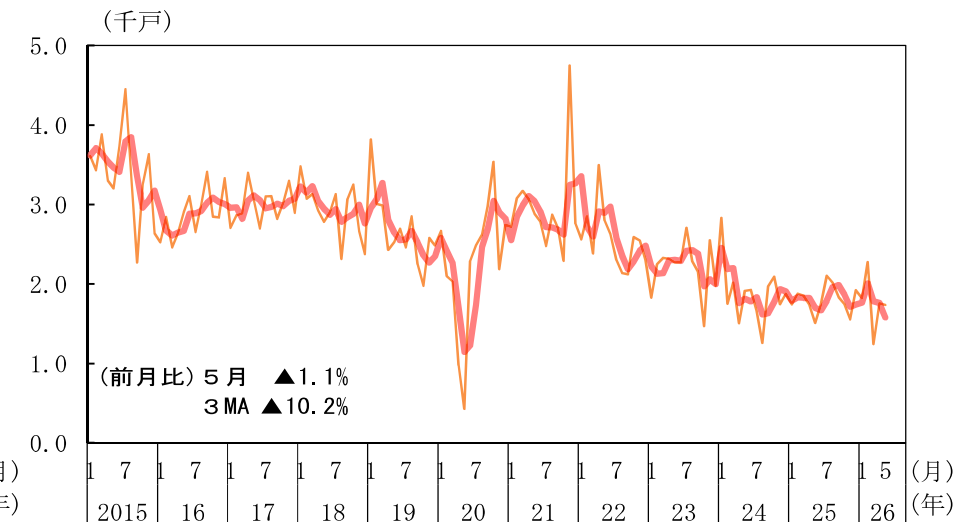
住宅景況判断指数（受注戸数）



利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）



首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）



- (備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。太線は後方3か月移動平均。
2. 住宅景況判断指数(受注戸数)は、住宅生産団体連合会の会員企業等の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比(実績)について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の5段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値(-100~+100)。
3. 首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資

公共投資は、堅調に推移している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年10-12月	2026年1-3月	2026年 2 月	3 月	4 月	5 月
公 共 工 事 受 注 額	[4.6] 6.3	[3.7] 5.9	(14.8) 15.6	(▲ 9.0) 9.1	(12.5) 4.6	(16.2) 18.5	(▲ 16.0) ▲ 6.3	— —
公 共 工 事 受 注 額 (大 手 50 社)	[5.8] ▲ 4.1	[▲ 0.6] 7.6	(35.1) 39.0	(▲ 1.5) 12.9	(98.1) 42.3	(3.5) 16.9	(▲ 50.7) ▲ 25.0	— —
公 共 工 事 請 負 金 額	[5.0] 3.2	[6.6] 10.8	(2.1) 9.6	(8.6) 17.3	(4.2) 23.6	(0.9) 17.5	(▲ 2.3) 4.7	(▲ 6.7) ▲ 7.7
公 共 工 事 出 来 高	[1.3] 4.3	[3.5] 3.3	(0.5) 1.8	(3.8) 5.1	(2.1) 6.0	(1.8) 5.1	(0.7) 8.2	— —
公 的 固 定 資 本 形 成 (名 目)	[1.8] 3.9	[3.1] 2.8	(0.7) 1.4	(2.5) 4.4				

(備考) 1. 内閣府「四半期別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。
3. 公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

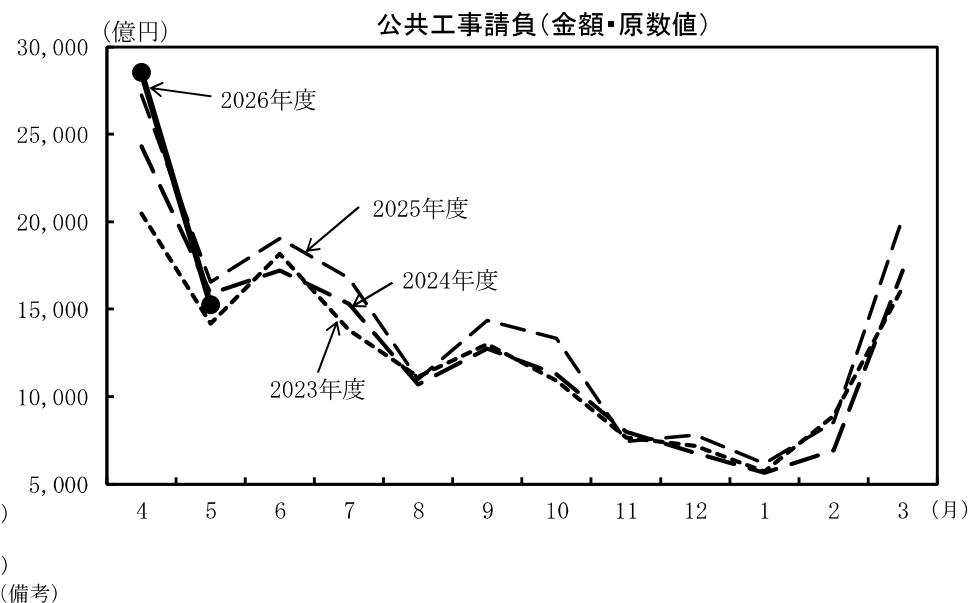
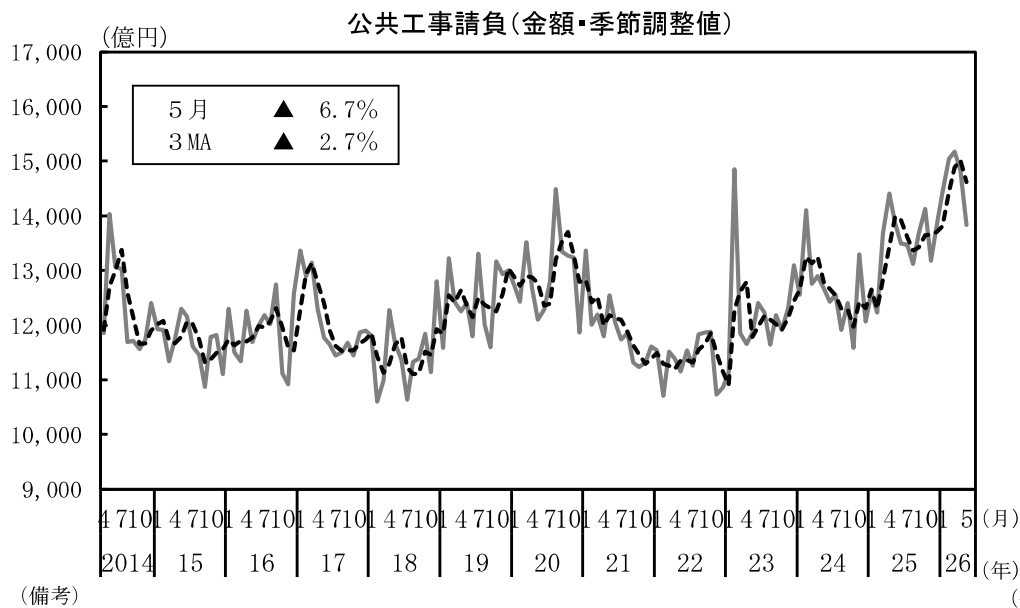
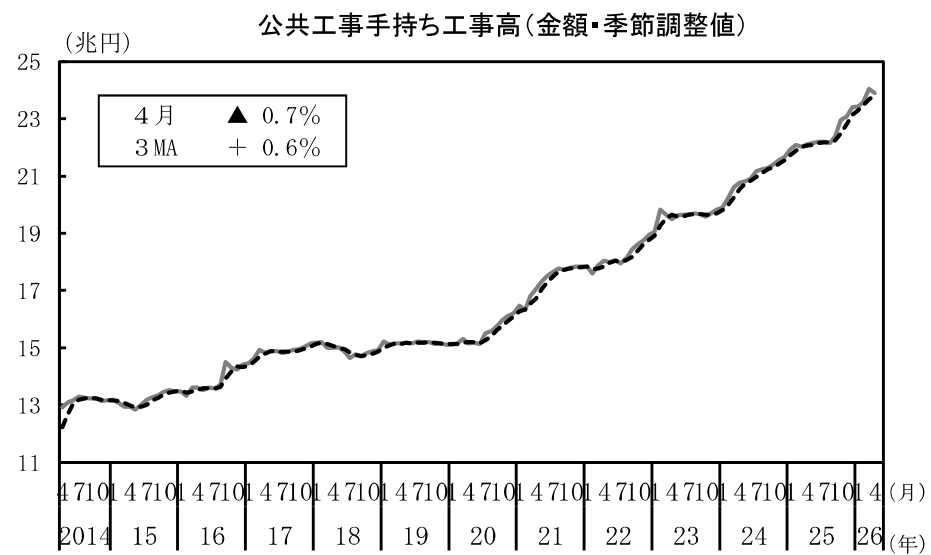
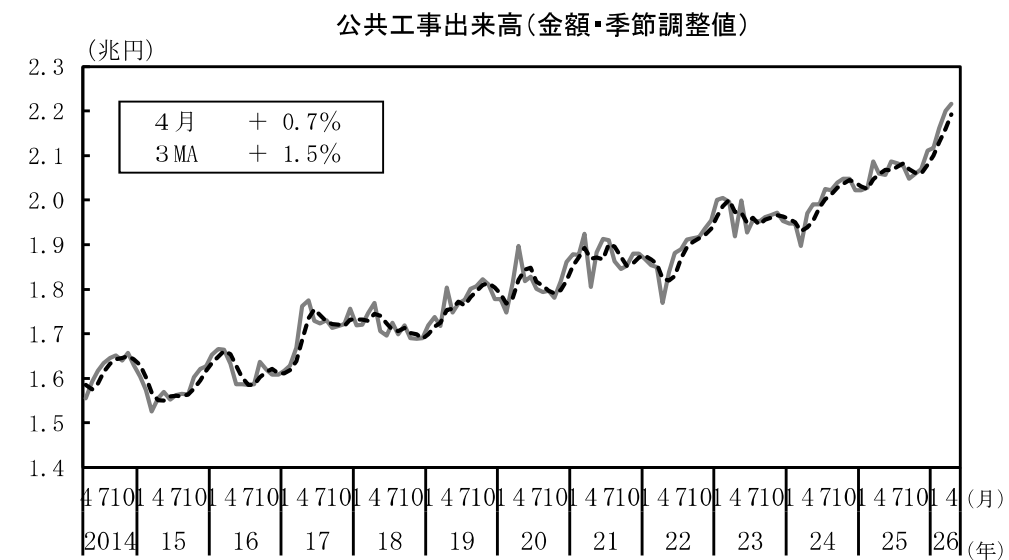
①国の公共事業関係費(一般会計)

年 度	2023	2024	2025	2026
当初予算 (億円)	60,801 [60,600]	60,828	60,858	61,078
(前年度比、%)	0.0	0.0	0.0	0.4
補正後予算 (億円)	83,126	84,318	86,256	61,078
(前年度比、%)	2.5	1.4	2.3	▲ 29.2

②地方の普通建設事業費(普通会計) (前年度比、%)

区 分	(当初予算)			
年 度	2023	2024	2025	2026
普通建設事業費	3.3	4.0	3.5	—
うち補助事業費	3.5	▲ 0.3	0.5	—
うち単独事業費	4.0	9.0	6.8	—
調査対象	都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。			

(備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料などにより作成。
2. ①の2023年度における[]内は、水道事業の国土交通省への移管に伴う組替え前の計数である。
3. ②のうち2024年度における補助事業費、単独事業費は、能登半島地震への対応に伴い大幅に予算規模が拡大した石川県を除き算出。



左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
左下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。
点線は後方3か月移動平均。

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
右下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。

6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。

輸入は、おおむね横ばいとなっている。

貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

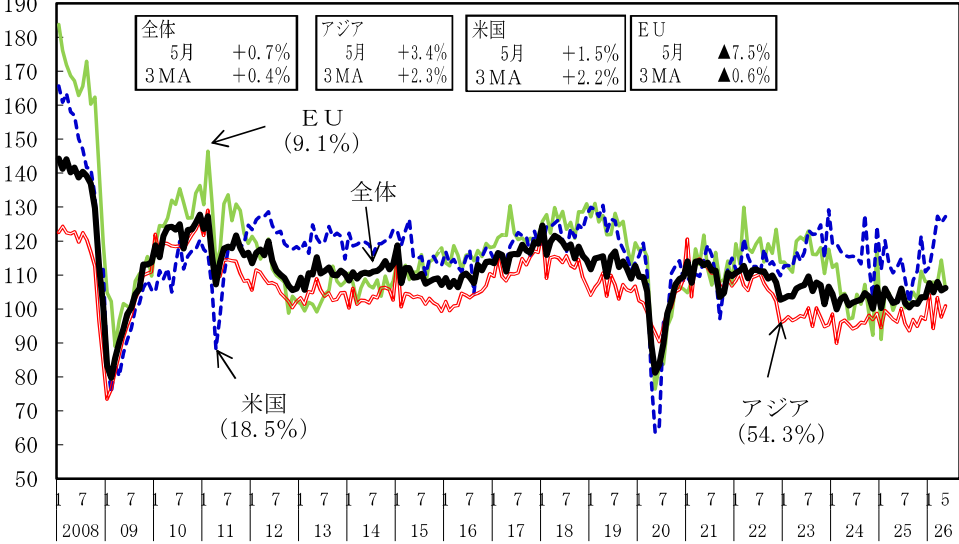
(輸出入数量指数は2020年=100、前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節調整済前期(月)比、経常収支とその内訳は季節調整値、Pは速報値)

	<2024年> 2024年度	<2025年> 2025年度	2025年 10-12月	2026年 1-3月	2026年 3月	4月	5月
輸出数量指数(%)	[▲2.6] ▲2.4	[▲0.2] 0.6	(1.5) ▲ 0.8	(3.9) 3.6	(3.0) 3.6	(▲ 2.3) 3.4	P (0.7) P 0.5
輸入数量指数(%)	[▲2.6] ▲0.3	[3.6] 3.9	(▲ 0.6) 2.6	(2.3) 4.2	(▲ 6.6) 2.4	P (▲ 2.3) P ▲ 3.4	P (0.0) P ▲ 6.8
貿易・サービス収支(億円)	<▲59,086> ▲61,674	<▲40,108> P ▲25,146	▲ 5,624	P ▲ 3,040	P ▲ 1,958	P 7,413	—
貿易収支(億円)	<▲27,145> ▲30,309	<▲5,677> P 13,631	3,770	P 10,432	P 4,178	P 4,696	—
第一次所得収支(億円)	<403,284> 414,084	<418,201> P 422,809	100,320	P 110,630	P 42,844	P 36,892	—
経常収支(億円)	<292,774> 300,315	<322,350> P 345,218	82,723	P 97,725	P 39,006	P 42,111	—
金融収支(億円)(原数値)	<249,645> 255,309	<296,838> P 312,031	54,819	P 80,331	P 43,079	P 44,594	—

地域別輸出入数量指数

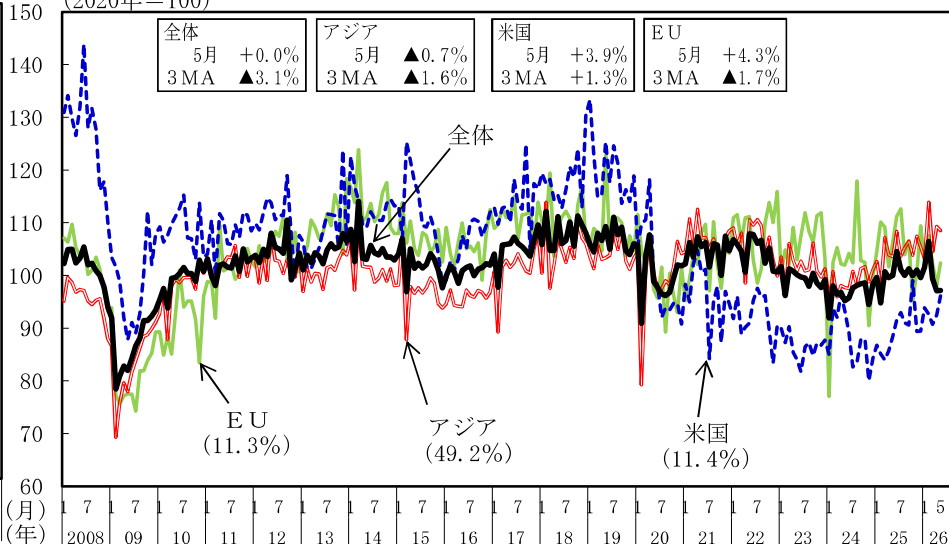
(2020年=100)

①輸出



②輸入

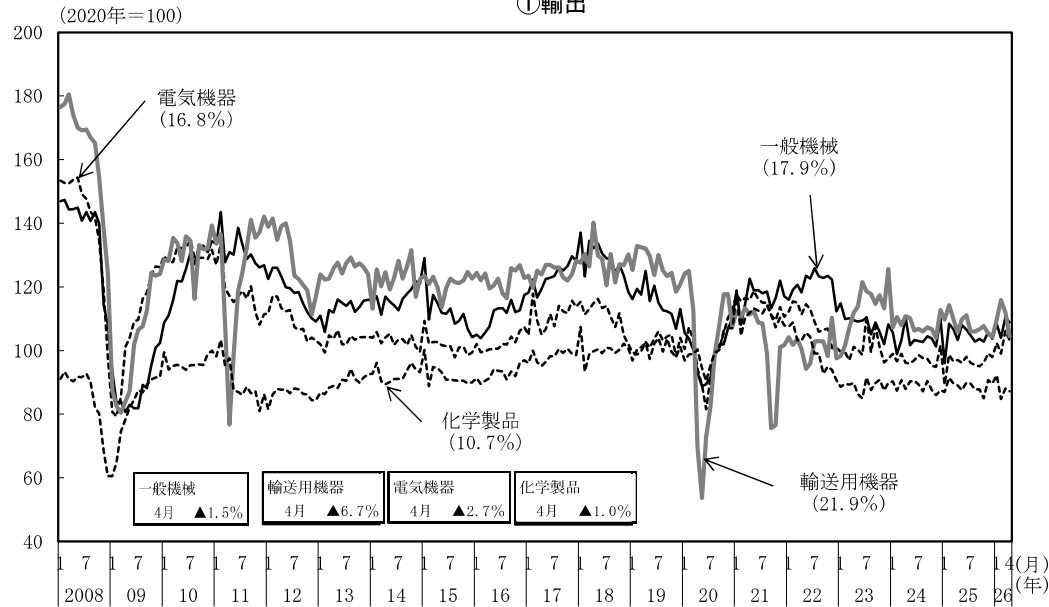
(2020年=100)



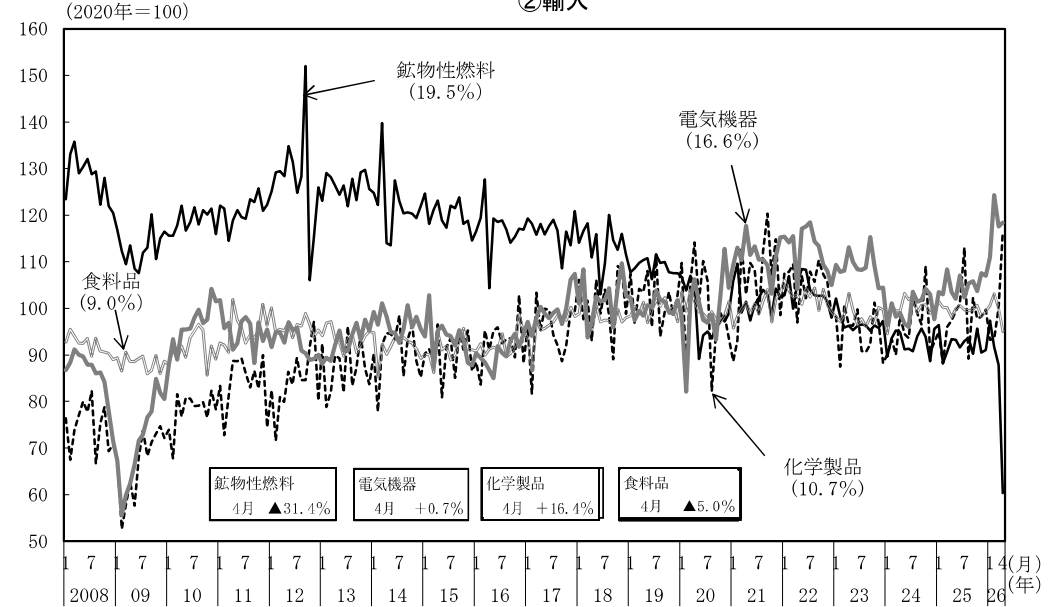
(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2025年の金額ウェイト。なお、EUは27か国ベース。

品目別輸出入数量指数

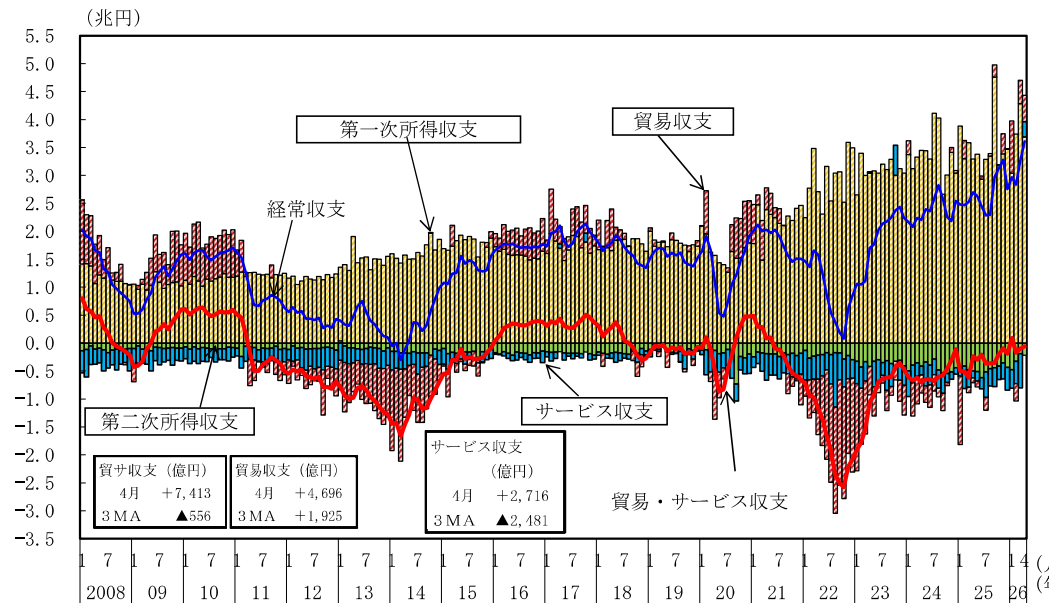
①輸出



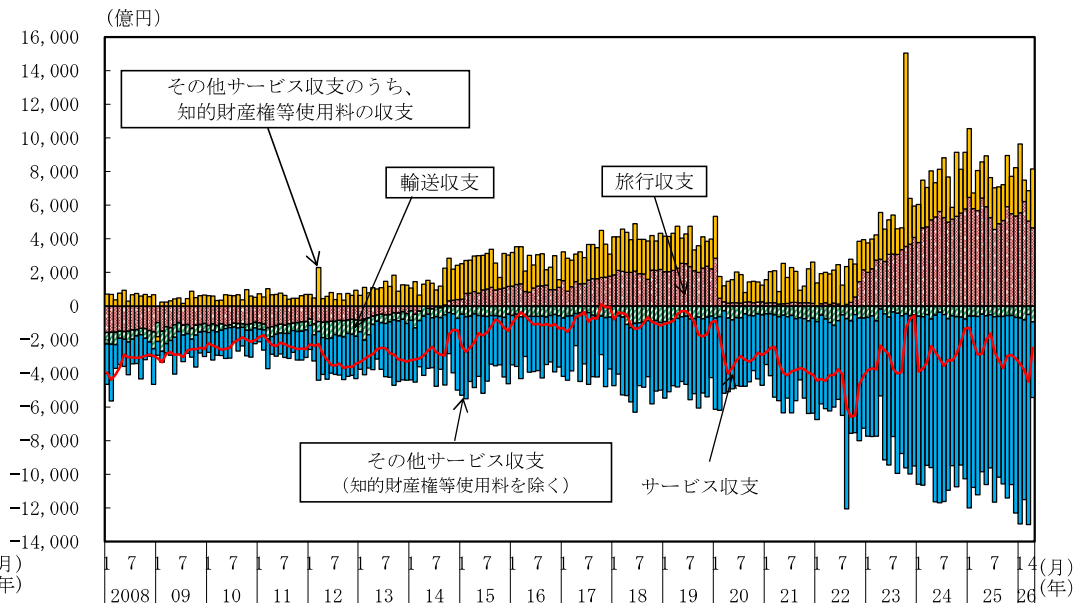
②輸入



経常収支



サービス収支

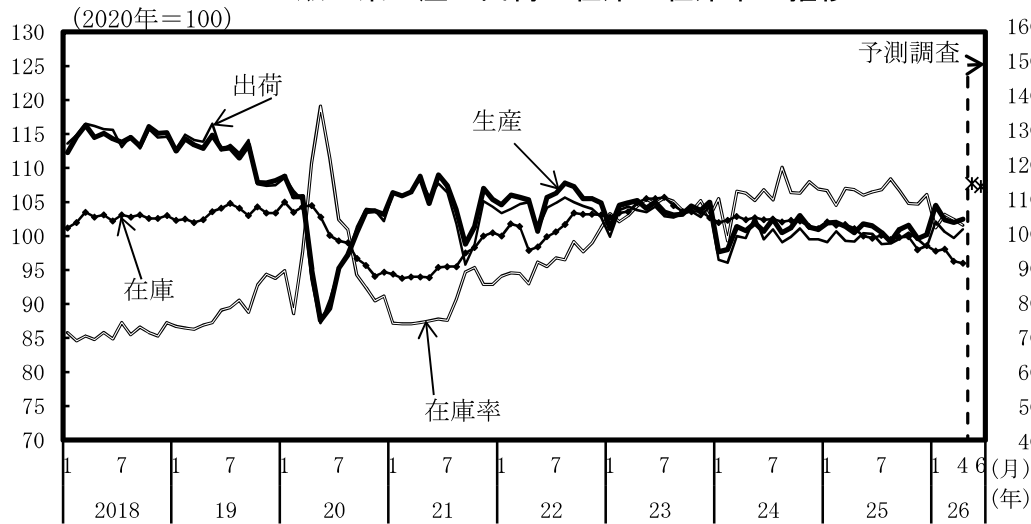


7. 生産・出荷・在庫
生産は、横ばいとなっている。

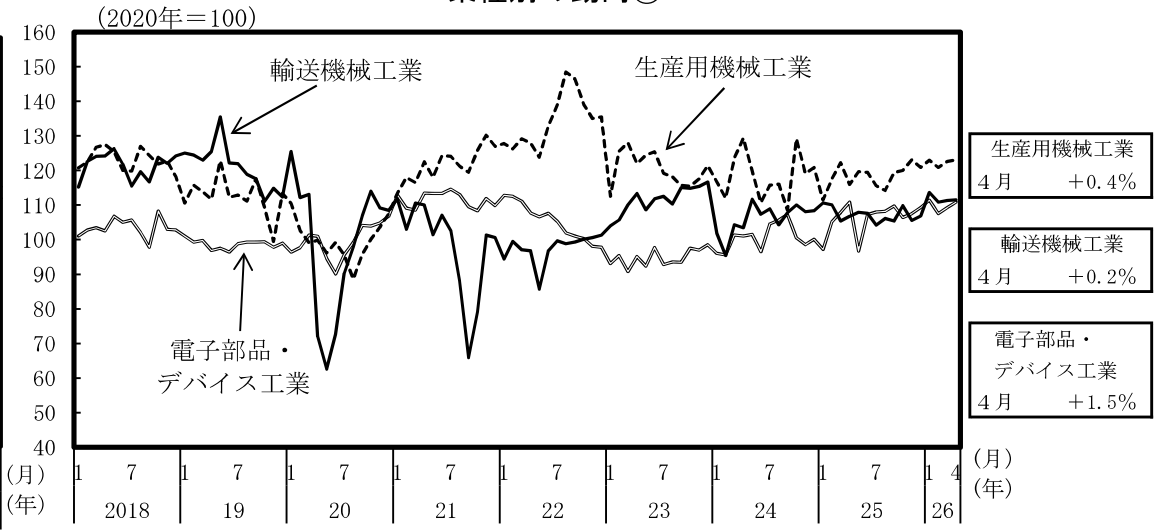
	(%)								
	[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年 7－9月期	10－12月期	2026年 1－3月期	2026年 2月	3月	4月	
鉱工業生産指数	[▲ 2.6]	[▲ 0.3]	(▲ 1.1)	(0.3)	(2.5)	(▲ 2.0)	(▲ 0.4)	(0.5)	予測調査 5月 5.1% 6月 ▲0.4%
	▲ 1.5	▲ 0.2	▲ 0.7	▲ 1.0	1.2	0.4	2.4	2.0	
鉱工業出荷指数	[▲ 3.2]	[▲ 0.4]	(▲ 0.9)	(0.4)	(1.3)	(▲ 1.5)	(▲ 0.9)	(1.3)	
	▲ 2.0	▲ 0.2	▲ 1.1	▲ 0.8	1.2	▲ 0.1	2.2	1.8	
鉱工業在庫指数	[▲ 1.9]	[▲ 2.8]	(0.1)	(▲ 1.2)	(▲ 2.3)	(0.3)	(▲ 1.8)	(▲ 0.3)	
	▲ 0.6	▲ 5.3	▲ 2.3	▲ 2.8	▲ 5.3	▲ 3.4	▲ 5.3	▲ 5.0	
製造工業生産能力指数 (2020年＝100)	[96.9] 96.3	[95.2] 95.1	95.7	95.2	95.1	95.1	95.1	94.9	
製造工業稼働率指数 (2020年＝100)	[101.4] 101.9	[102.5] 103.1	(102.2)	(103.1)	(104.6)	(105.0)	(103.7)	(102.9)	
第3次産業 活動指数	[1.3] 1.4	[2.0] 2.2	(0.3) 2.0	(0.2) 2.2	P (0.8) P 1.9	P (▲ 0.7) P 1.5	P (▲ 0.6) P 2.2	P (1.3) P 2.2	

(備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の □ 内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期（月）比、上段の（ ）内は季節調整済前期（月）比。
3. 製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の □ 内は原数値（暦年）。四半期次・月次は原数値。
4. 製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の □ 内は原数値（暦年）。四半期次・月次は季節調整値。

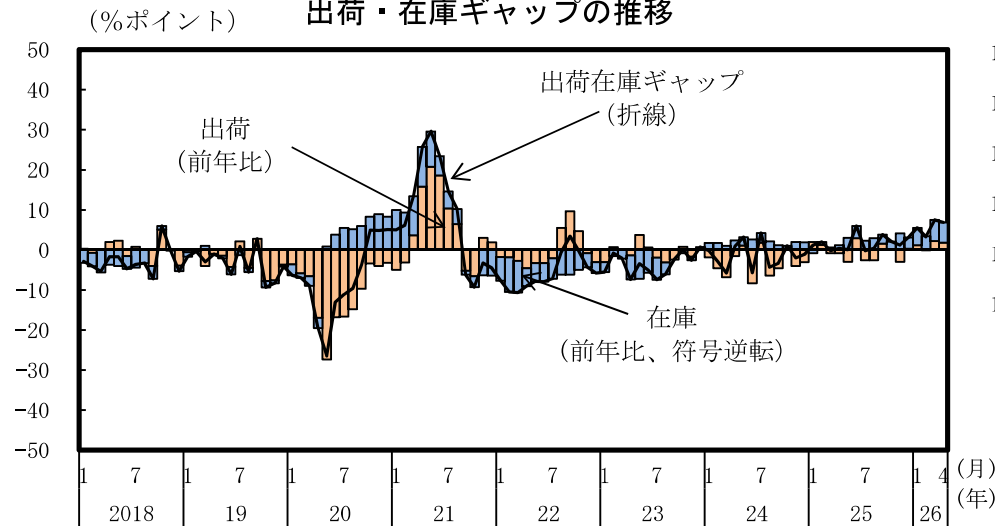
鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移



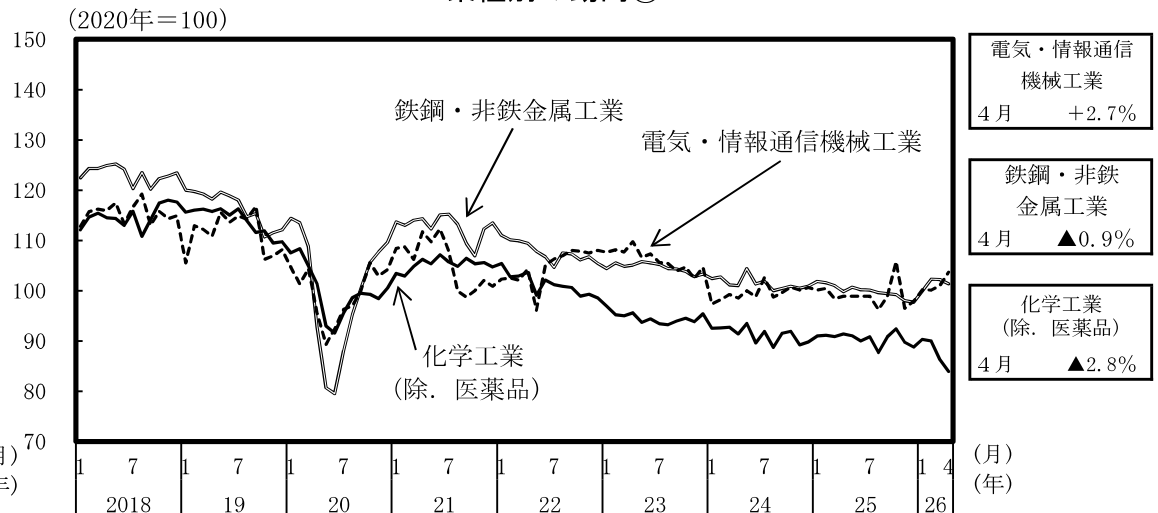
業種別の動向①



出荷・在庫ギャップの推移



業種別の動向②



(備考) 経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ＝出荷（前年比）－在庫（前年比）。

8. 企業収益・業況判断

企業収益は、改善の動きがみられるが、中東情勢の影響を注視する必要がある。
企業の業況判断は、おおむね横ばいとなっている。ただし、先行きについてはやや慎重な見方となっており、中東情勢の影響を注視する必要がある。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2026年3月調査）」（前年同期比、％）

経常利益		2023年度	2024年度	2025年度 実績見込み			2026年度 計画		
		実 績	実 績		上期	下期		上期	下期
全規模	全産業	12.4	5.6	1.9	5.7	▲ 2.0	▲ 2.4	▲ 3.5	▲ 1.2
大企業	製造業	9.1	6.0	▲ 1.6	▲ 1.1	▲ 2.2	▲ 2.1	▲ 2.8	▲ 1.5
	非製造業	15.5	2.4	3.1	9.0	▲ 3.9	▲ 1.4	▲ 3.3	1.1
中小企業	製造業	12.7	6.3	1.0	8.5	▲ 5.6	▲ 5.4	▲ 10.8	0.2
	非製造業	13.2	11.1	▲ 1.9	3.8	▲ 6.4	▲ 3.3	▲ 3.3	▲ 3.3

財務省「法人企業統計季報」（前年同期比、（ ）内は季調済前期比、％）

経常利益	2024年	2025年	2024年度	2025年度	2025年4－6月	7－9月	10－12月	2026年1－3月
全規模全産業	10.0	6.1	7.2	8.7	0.2 (1.9)	19.7 (4.6)	4.7 (2.8)	14.6 (4.1)
製造業	11.1	0.8	5.5	10.7	▲11.5 (▲ 0.9)	23.4 (11.5)	0.9 (13.7)	42.9 (11.2)
非製造業	9.3	9.0	8.2	7.6	6.6 (3.2)	17.6 (1.4)	7.1 (▲ 2.9)	1.4 (▲ 0.2)
大中堅企業	10.0	6.1	7.8	9.9	▲ 1.0 (3.0)	19.8 (5.6)	6.4 (3.7)	20.9 (4.0)
中小企業	9.8	5.8	5.3	4.7	6.0 (▲ 1.8)	19.2 (1.4)	▲ 0.7 (▲ 0.4)	1.5 (4.4)

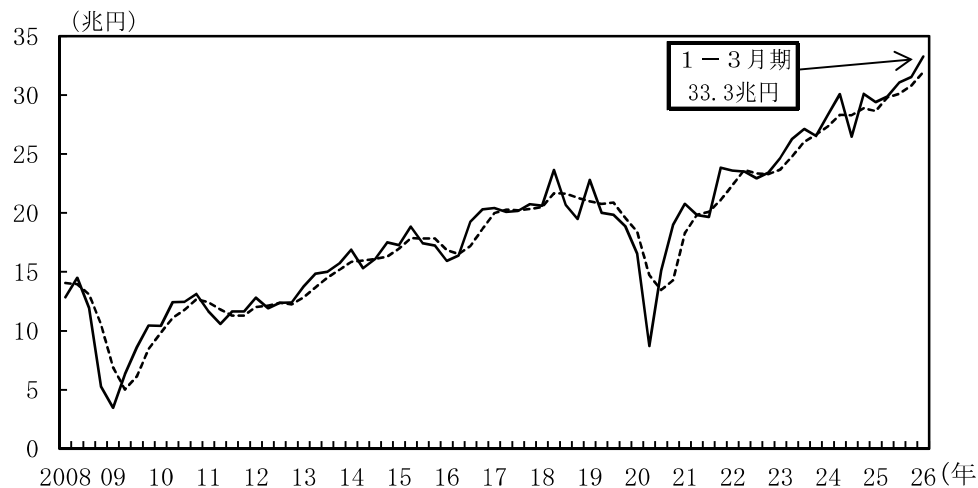
（備考）大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2026年3月調査）」（％ポイント）
→ 見込み

業況判断D I		2024年9月	12月	2025年3月	6月	9月	12月	2026年3月	6月
全規模	全産業	+ 14	+ 15	+ 15	+ 15	+ 15	+ 17	+ 18	+ 11
	製造業	+ 5	+ 8	+ 7	+ 7	+ 7	+ 11	+ 12	+ 7
	非製造業	+ 20	+ 20	+ 21	+ 21	+ 21	+ 21	+ 21	+ 13
大企業	製造業	+ 13	+ 14	+ 12	+ 13	+ 14	+ 15	+ 17	+ 14
	非製造業	+ 34	+ 33	+ 35	+ 34	+ 34	+ 34	+ 36	+ 29
中小企業	製造業	+ 0	+ 1	+ 2	+ 1	+ 1	+ 6	+ 7	+ 4
	非製造業	+ 14	+ 16	+ 16	+ 15	+ 14	+ 15	+ 16	+ 8

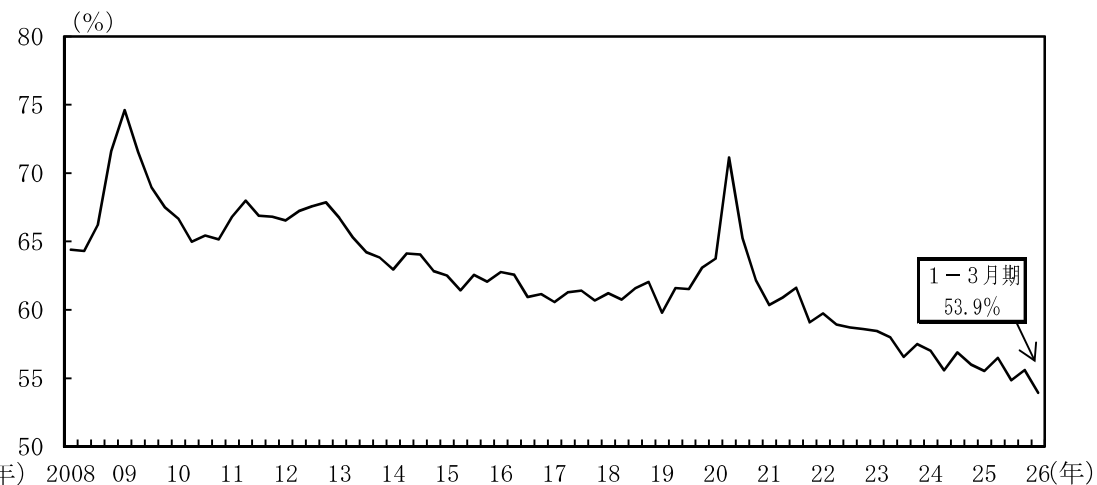
（備考）D I = 「良い」とみる企業の割合（％）－「悪い」とみる企業の割合（％）

<企業収益> 経常利益額の推移



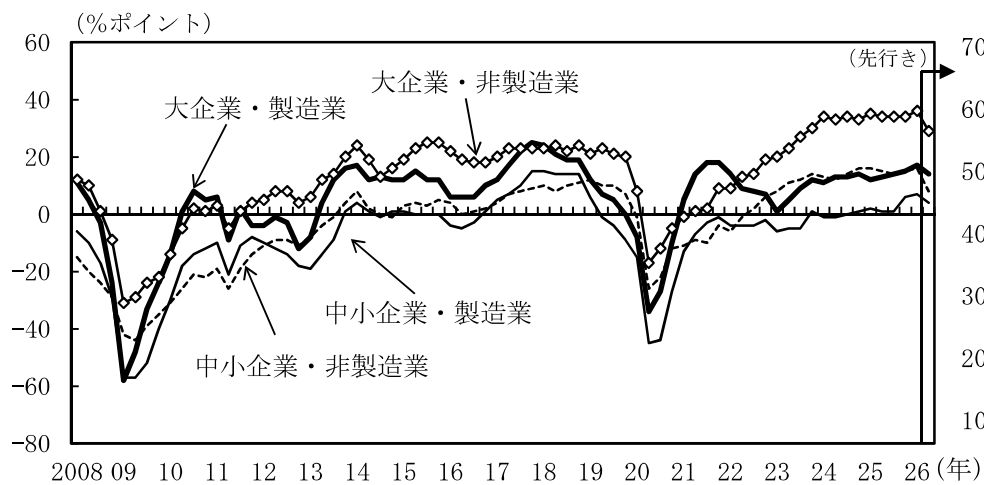
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 季節調整値。点線は後方3四半期移動平均。

労働分配率の推移



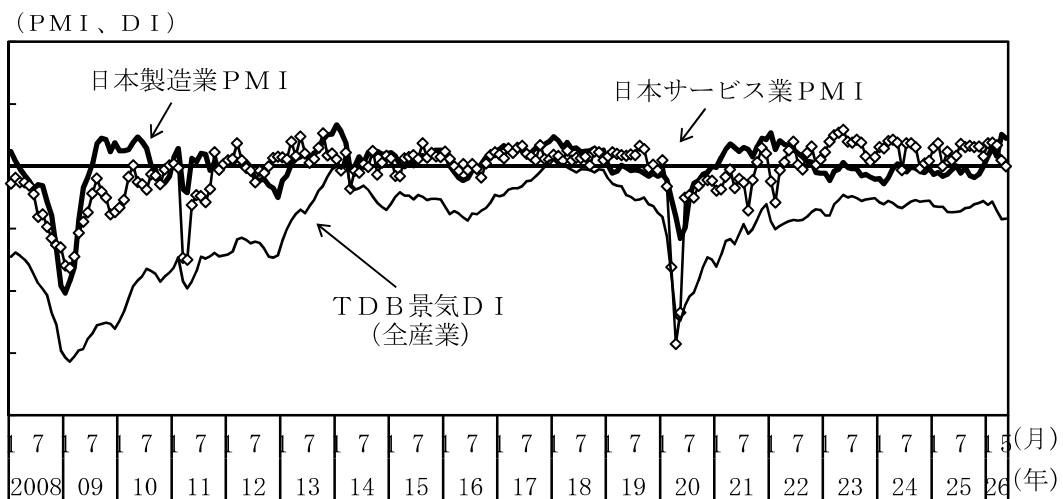
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 労働分配率＝人件費／（人件費＋営業利益＋減価償却費＋受取利息）
3. 内閣府の試算による季節調整値。

<企業の景況感> 日銀短観の業況判断D Iの推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。D Iは「良い」－「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移



(備考) 1. S&P Global社、(株)帝国データバンク「TDB景気動向調査(全国)」により作成。
2. PMIは、「前月に比べ増加(改善)」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を2で除した値を足した値(季節調整値)。D Iは、景気の現状について7段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

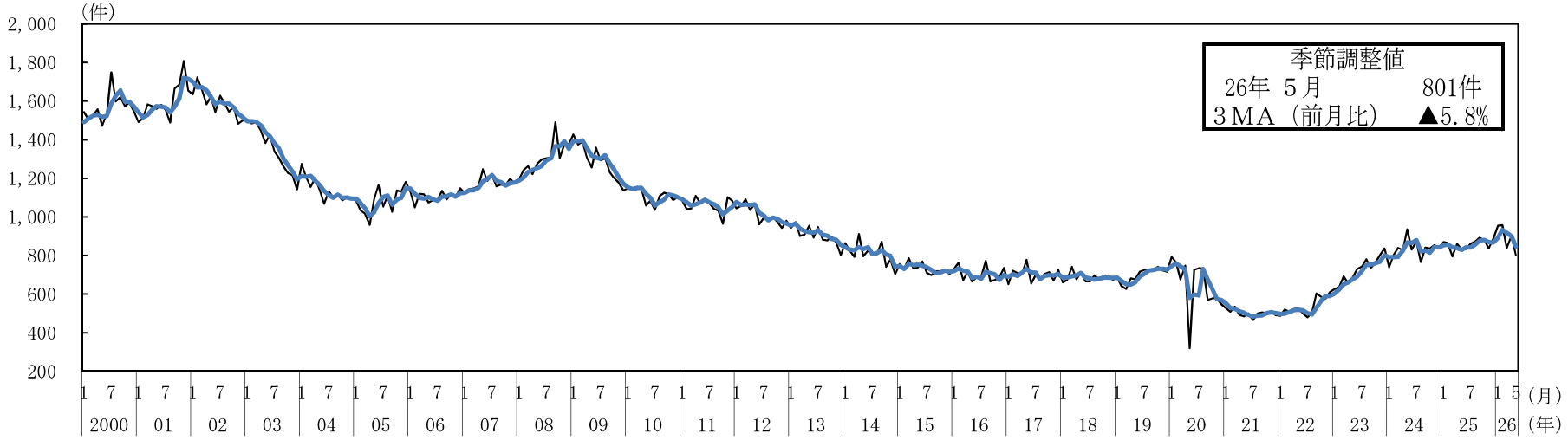
9. 倒産

倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。

(株) 東京商工リサーチ (T S R) 「倒産月報」 (前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

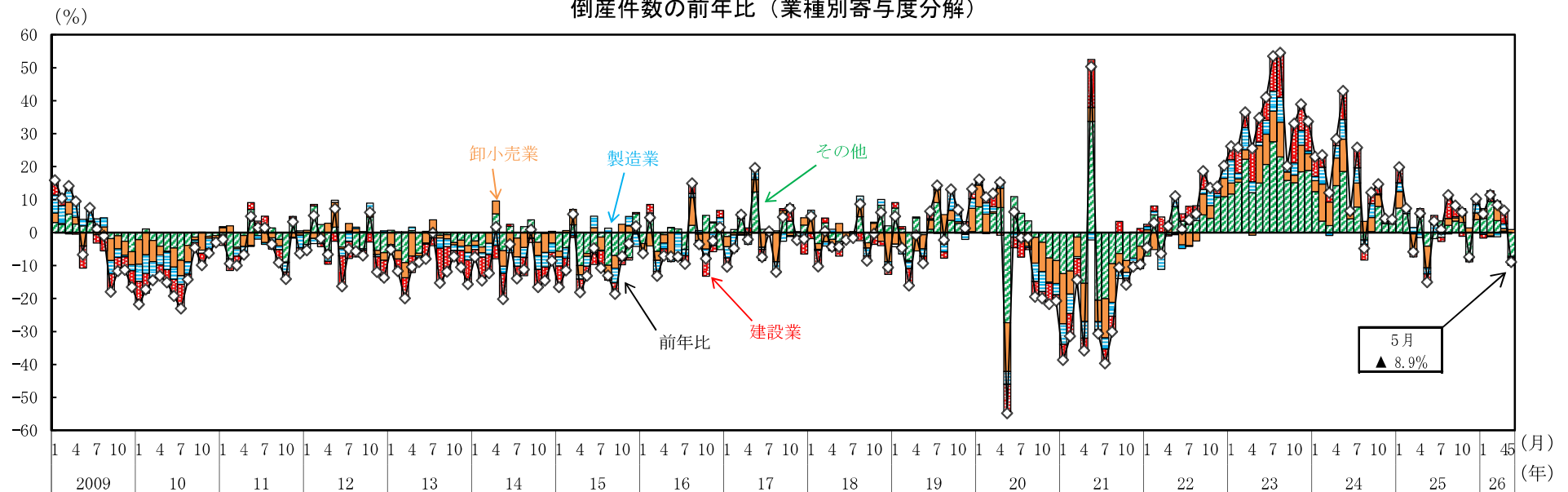
	[2023年] 2023年度	[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年10－12月期	2026年 1－3月期	2026年 3月	4月	5月
企業倒産件数	[8,690] 9,053	[10,006] 10,144	[10,300] 10,505	2,671	2,662	924	883	780
前年比 (%)	[35.1] 31.5	[15.1] 12.0	[2.9] 3.5	3.0	8.3	8.3	6.6	▲8.9
前月比 (%)				(▲0.9)	(5.6)	(▲12.4)	(7.6)	(▲11.2)
負債金額 (億円)	[24,026] 24,630	[23,435] 23,738	[15,921] 15,687	5,081	3,678	1,148	1,118	1,211
前年比 (%)	[3.0] 5.9	[▲2.4] ▲3.6	[▲32.0] ▲33.9	▲16.3	▲5.9	16.5	8.8	34.0
大型倒産除く (億円)	[7,172] 7,725	[8,395] 8,135	[8,019] 8,193	2,057	2,065	710	695	598
前年比 (%)	[25.1] 27.2	[17.0] 5.3	[▲4.4] 0.7	▲2.3	9.2	7.2	13.6	▲8.6

倒産件数の推移

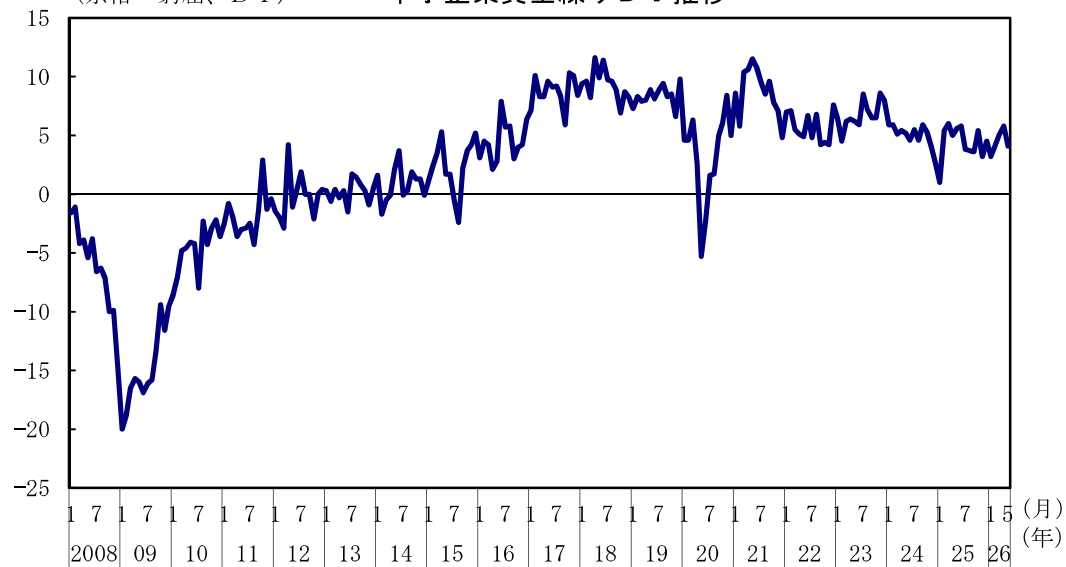


(備考) 1. (株)東京商工リサーチ (T S R) 「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

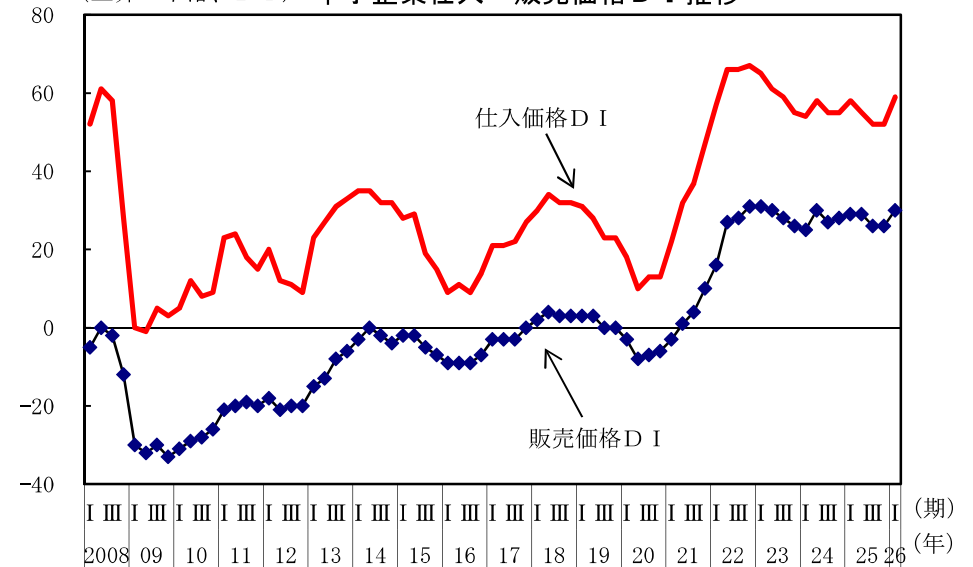
倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）



(余裕－窮屈、DI) 中小企業資金繰りDI推移



(上昇－下落、DI) 中小企業仕入・販売価格DI推移



10. 雇用情勢

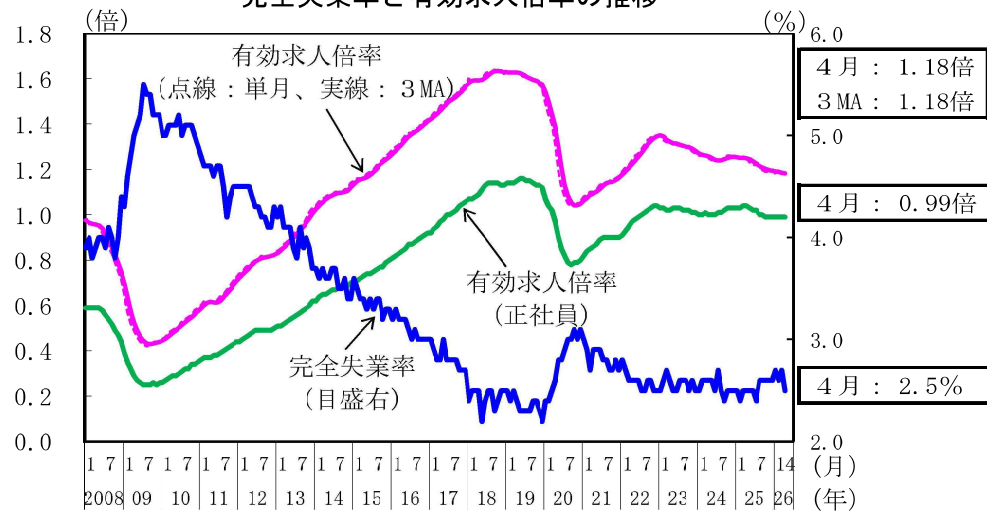
雇用情勢は、改善の動きがみられる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年ベース、()内は季調済前期(月)比、%、完全失業率・完全失業者数・就業率・有効求人倍率は季節調整値)

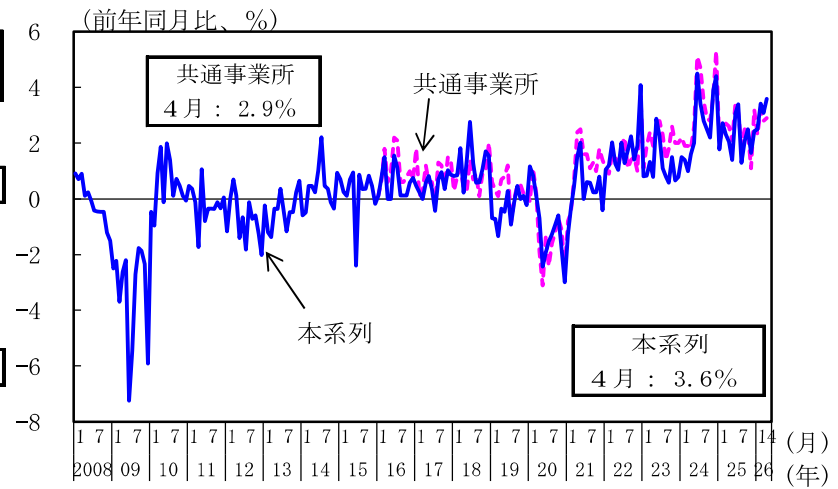
	2024年度[年]	2025年度[年]	2025年 7-9 月	10-12月	2026年 1-3 月	2026年 2 月	3 月	4 月
完全失業率 (%)	2.5 [2.5]	2.6 [2.5]	2.5	2.6	2.7	2.6	2.7	2.5
うち15～24歳	4.0 [4.0]	3.8 [3.8]	4.0	3.1	3.9	3.8	3.8	3.6
完全失業者数総数 (万人)	175 [176]	180 [176]	176	183	187	185	186	179
うち非自発的な離職による者	41 [42]	42 [41]	41	45	44	43	43	43
雇用者数	0.9 [0.8]	0.8 [1.0]	0.9 (0.1)	0.8 (0.3)	0.3 (▲0.2)	0.4 (0.0)	0.1 (▲0.4)	1.1 (1.0)
就業率 (%)	61.8 [61.7]	62.3 [62.2]	62.2	62.4	62.2	62.3	62.2	62.7
常用労働者数 (労働者計)	1.2 [1.2]	1.4 [1.5]	1.3 (0.1)	1.3 (0.3)	1.2 (0.4)	1.3 (0.3)	1.1 (0.0)	0.9 (▲0.1)
新規求人数	▲3.1 [▲3.6]	▲4.2 [▲3.7]	▲3.5 (▲1.8)	▲6.4 (▲1.2)	▲5.0 (▲1.1)	▲7.8 (▲5.8)	▲2.6 (4.4)	▲3.6 (1.9)
有効求人数	▲3.0 [▲3.3]	▲4.1 [▲3.5]	▲3.3 (▲1.5)	▲6.1 (▲1.8)	▲5.2 (▲0.9)	▲5.1 (▲0.2)	▲5.1 (▲1.1)	▲5.0 (0.4)
有効求人倍率 (倍)	1.25 [1.25]	1.20 [1.22]	1.21	1.19	1.19	1.19	1.18	1.18
正社員 (倍)	1.02 [1.01]	1.01 [1.02]	1.01	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99
所定外労働時間 (残業時間等)	▲2.5 [▲2.7]	▲2.1 [▲2.5]	▲2.8 (▲1.1)	▲2.5 (▲0.5)	▲0.7 (1.3)	▲1.0 (▲0.6)	▲1.0 (▲0.3)	1.0 (1.3)
製造業	▲1.3 [▲3.6]	0.9 [1.1]	▲1.3 (▲1.5)	0.8 (0.5)	1.8 (2.3)	0.8 (0.0)	3.0 (1.2)	2.9 (0.5)
現金給与総額 (一人当たり・名目)	3.0 [2.8]	2.5 [2.3]	2.4 (0.3)	2.2 (0.4)	3.0 (0.8)	3.4 (1.7)	3.1 (▲0.4)	3.6 (0.6)
※共通事業所	-	-	-	-	-	3.2	2.8	2.9
実質賃金 (総合による実質化)	0.0 [0.0]	▲0.1 [▲0.8]	▲0.4	▲0.4	1.5	2.1	1.6	2.2
(持家の帰属家賃除く総合)	▲0.5 [▲0.3]	▲0.5 [▲1.3]	▲0.9	▲0.9	1.3	2.0	1.4	2.0
定期給与 (名目)	2.1 [2.0]	2.3 [2.0]	2.0 (0.5)	2.1 (0.7)	3.2 (0.9)	3.3 (0.1)	3.3 (0.3)	3.4 (0.8)
※共通事業所	-	-	-	-	-	2.9	2.8	2.9

(備考) 1. 就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。
2. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列を掲載。なお、賃金と労働時間には、各年の1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれ、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。
3. 定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。
4. 実質賃金については、上段は消費者物価指数(総合)により実質化した値、下段は消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)により実質化した値。

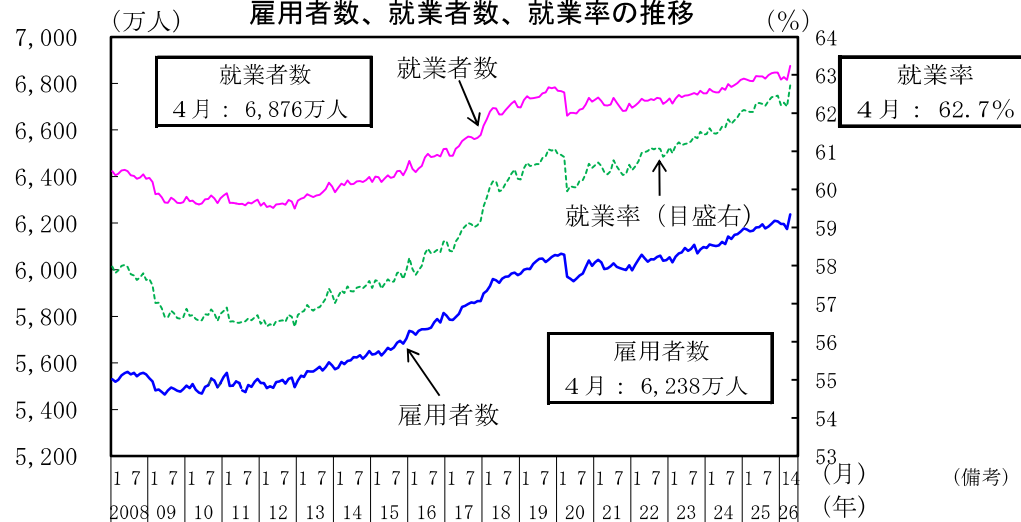
完全失業率と有効求人倍率の推移



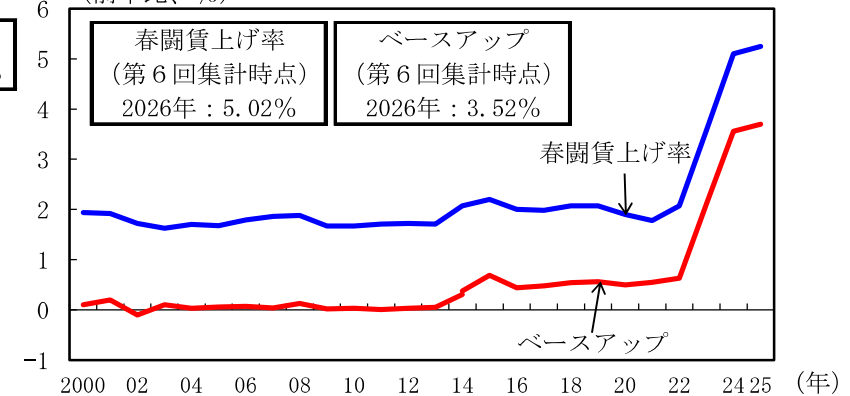
現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移



雇用者数、就業者数、就業率の推移



賃上げ率の推移（最終集計時点）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。
2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

- (備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」、日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」により作成。
2. 「毎月勤労統計調査」本系列は、2018年1月及び2022年1月に基準とする母集団の更新、2019年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、また、2018年以降の各年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。共通事業所は、2016年1月より公表。
3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当の賃上げ率。ベースアップ率の値は2013年までは賃金事情等総合調査、2014年以降は春季生活闘争回答集計結果による。

11. 物価

国内企業物価は、このところ上昇している。消費者物価は、緩やかに上昇している。

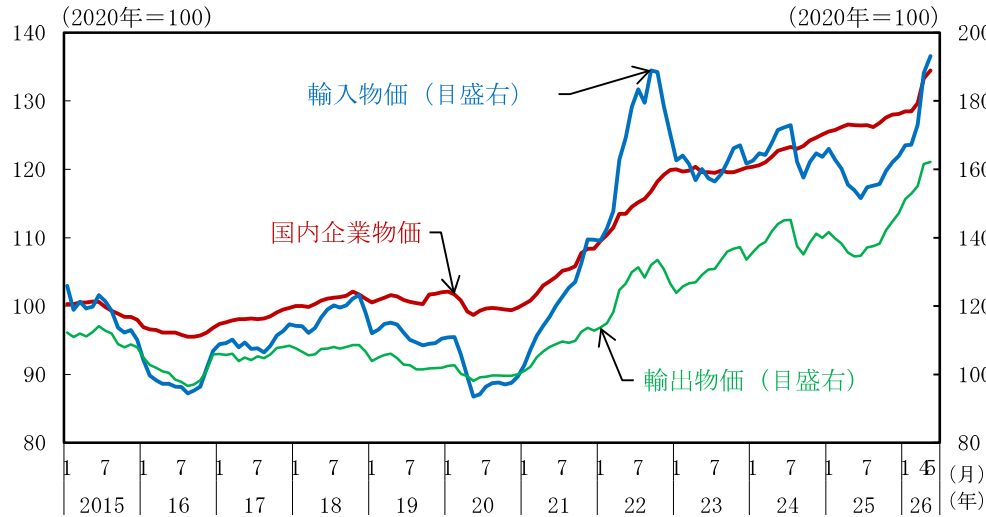
(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は前期(月)比、<>内は季節調整済前期(月)比、%)

			[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年 7－9月	10－12月	2026年 1－3月	2026年 3月	4月	5月
国内企業物価			[2.4] 3.3	[3.2] 2.7	(0.2) 2.6	(0.9) 2.6	(0.8) 2.5	(0.9) 2.8	(2.8) 5.3	P (0.9) 6.3
夏季電力料金調整後			[2.5] 3.4	[3.2] 2.7	(0.0) 2.7	(1.1) 2.6	(0.8) 2.5	(0.9) 2.8	(2.8) 5.3	P (0.9) 6.3
輸出物価			[7.0] 5.1	[▲ 0.6] 1.4	(2.0) ▲ 1.1	(5.1) 3.4	(5.8) 9.4	(1.5) 12.2	(4.1) 19.1	P (0.4) 20.6
輸入物価			[2.7] 2.4	[▲ 4.3] ▲ 3.2	(1.0) ▲ 5.5	(4.3) ▲ 1.0	(4.5) 3.7	(3.6) 8.1	(8.7) 21.0	P (2.7) 25.5
契約通貨ベース			[▲ 3.1] ▲ 1.6	[▲ 3.4] ▲ 2.6	(▲ 0.7) ▲ 4.6	(0.7) ▲ 2.2	(2.9) 0.9	(1.6) 2.3	(7.6) 10.8	P (3.0) 15.5
企業向けサービス価格			[3.2] 3.3	[3.0] 2.9	(0.4) 2.9	(1.0) 2.7	(0.2) 2.8	(1.3) 3.3	(0.9) 3.3	P (0.0) 3.3
国際運輸を除くベース			[3.2] 3.4	[3.0] 2.9	< 0.5 > 2.9	< 0.6 > 2.7	< 0.6 > 2.7	< 0.4 > 2.9	< 0.7 > 2.8	P < 0.2 > 3.0
消費者物価	総合	固定基準	[2.7] 3.0	[3.2] 2.6	< 0.4 > 2.9	< 0.7 > 2.7	< ▲ 0.2 > 1.4	< 0.4 > 1.5	< 0.1 > 1.4	< 0.4 > 1.5
		連鎖基準	[2.8] —	[3.2] —	— —	— —	— —	< 0.4 > 1.4	< 0.0 > 1.3	< 0.4 > 1.5
	持家の帰属家賃を除く総合	固定基準	[3.2] 3.5	[3.7] 3.0	(0.4) 3.4	(1.1) 3.0	(▲ 0.4) 1.6	(0.5) 1.6	(0.3) 1.5	(0.5) 1.7
	食料	固定基準	[4.3] 5.0	[6.8] 5.8	(1.4) 7.1	(1.9) 5.8	(0.5) 3.8	(▲ 0.3) 3.6	(▲ 0.2) 3.5	(0.2) 3.5
	生鮮食品	固定基準	[7.0] 10.5	[5.6] ▲ 0.3	(0.8) 2.7	(5.5) 0.3	(0.4) ▲ 5.4	(▲ 3.2) ▲ 4.8	(▲ 0.8) 0.3	(0.5) 3.5
	生鮮食品を除く食料	固定基準	[3.8] 4.0	[7.0] 7.0	(1.5) 7.9	(1.3) 6.9	(0.4) 5.7	(0.3) 5.2	(▲ 0.1) 4.1	(0.2) 3.5
	エネルギー	固定基準	[3.8] 7.3	[3.6] ▲ 0.1	(▲ 3.9) ▲ 0.5	(▲ 0.2) 0.4	(▲ 5.1) ▲ 6.7	(3.9) ▲ 5.7	(5.1) ▲ 3.9	(3.4) ▲ 2.5
	生鮮食品を除く総合	固定基準	[2.5] 2.7	[3.1] 2.7	< 0.4 > 2.9	< 0.6 > 2.8	< ▲ 0.1 > 1.8	< 0.5 > 1.8	< 0.0 > 1.4	< 0.4 > 1.4
		連鎖基準	[2.6] —	[3.0] —	— —	— —	— —	< 0.5 > 1.7	< 0.0 > 1.4	< 0.3 > 1.4
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準	[2.4] 2.3	[3.0] 3.0	< 0.7 > 3.2	< 0.6 > 3.0	< 0.4 > 2.5	< 0.2 > 2.4	< ▲ 0.2 > 1.9	< 0.2 > 1.8
		連鎖基準	[2.4] —	[2.9] —	— —	— —	— —	< 0.2 > 2.4	< ▲ 0.3 > 1.8	< 0.2 > 1.7

消費者物価 (東京都区部)	
4月	5月
< 0.4 > 1.5	< 0.2 > 1.4
— —	— —
(0.7) 1.6	(0.3) 1.5
(0.4) 4.0	(0.3) 4.1
(▲ 0.1) 0.8	(0.1) 3.8
(0.5) 4.6	(0.3) 4.1
(7.2) ▲ 4.6	(4.1) ▲ 3.7
< 0.1 > 1.5	< 0.2 > 1.3
— —	— —
< ▲ 0.1 > 1.9	< 0.1 > 1.6
— —	— —

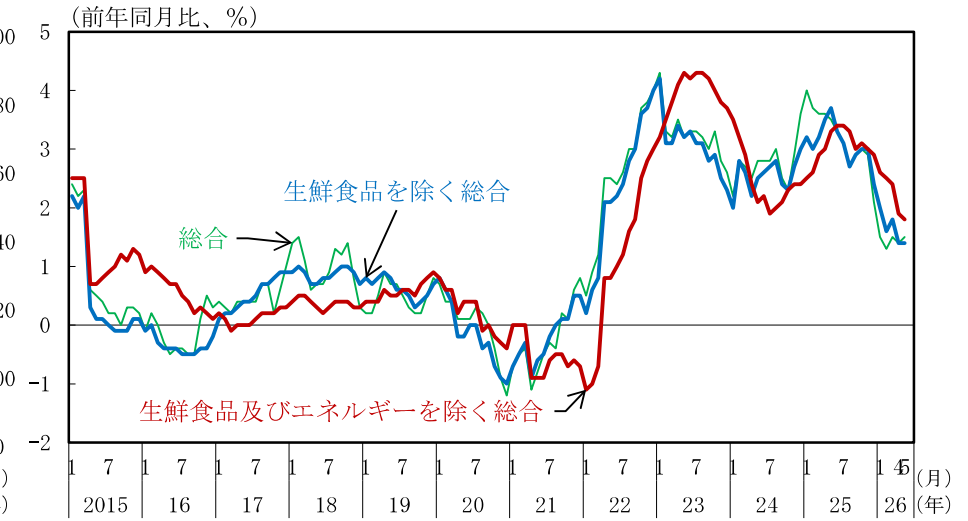
(備考) 1. 企業向けサービス価格、国内企業物価及び消費者物価はいずれも2020年基準。Pは速報。
2. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送(除外航タンカー)、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整済前期(月)比は、内閣府試算値。
3. 消費者物価の四半期前期比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同期比は内閣府で算出。「食料」は、生鮮食品、外食を含む。

企業物価の推移



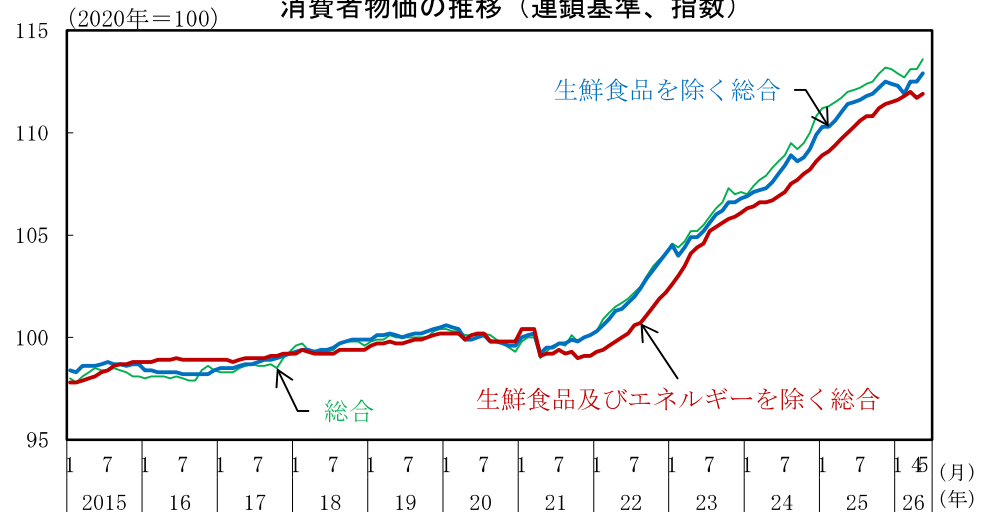
(備考) 日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。

消費者物価の推移（固定基準、前年同月比）



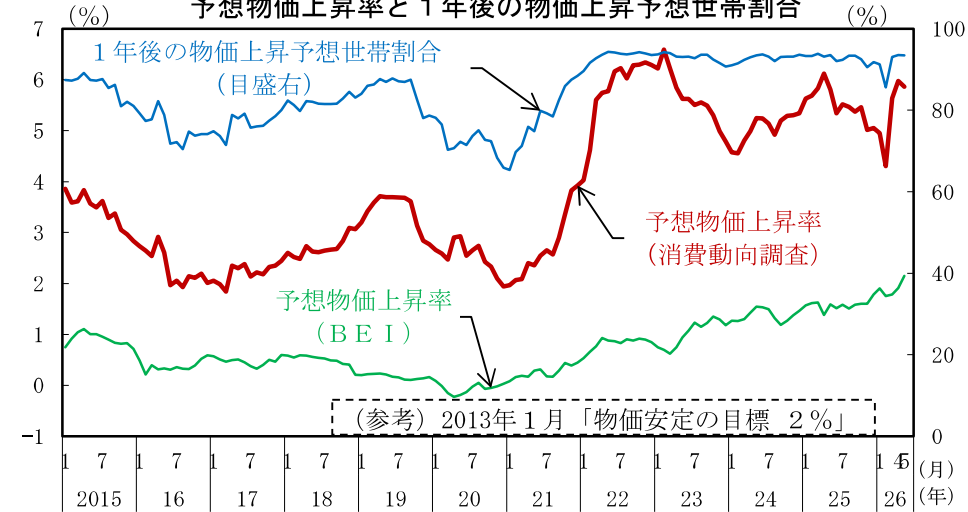
(備考) 総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。

消費者物価の推移（連鎖基準、指数）



(備考) 総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。

予想物価上昇率と1年後の物価上昇予想世帯割合



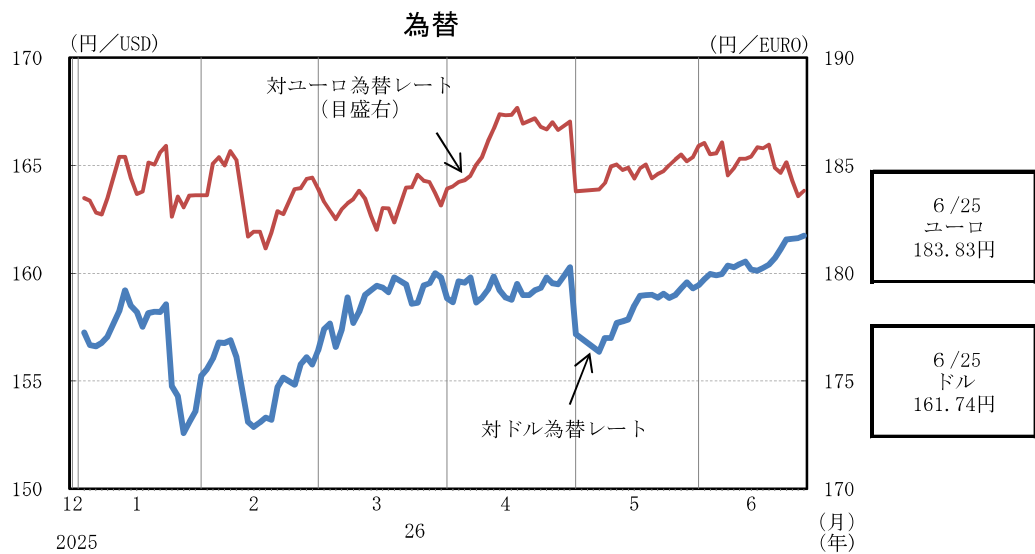
(備考) 1. 内閣府「消費動向調査」(二人以上の世帯)、Bloombergにより作成。
2. 「消費動向調査」は、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
3. 予想物価上昇率(消費動向調査)は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づいて試算したもの。
4. BEI(ブレイク・イーブン・インフレ率)は、物価連動国債売買参加者による物価予想。10年物国債利回りと10年物物価連動債利回りの差から算出される。

12. 金融

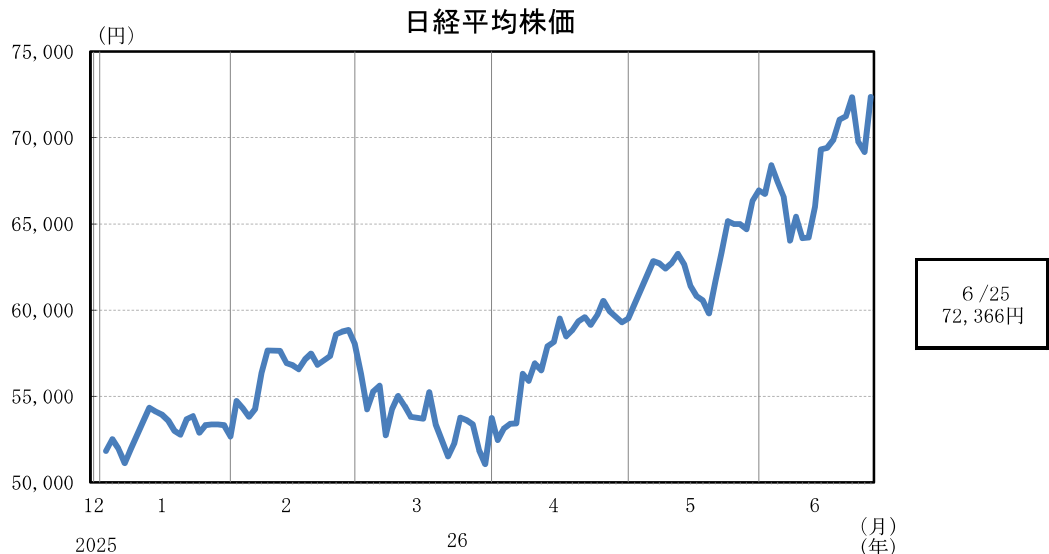
株価（日経平均株価）は、64,900円台から68,400円台まで上昇した後、64,000円台まで下落し、その後72,300円台まで上昇した。
対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、159円台から161円台まで円安方向に推移した。

(%、ポイント、円)											
	2024年	2025年	2024年度	2025年度	2025年 7－9月	10－12月	2026年 1－3月	2026年 3月	4月	5月	
コールレート (無担保翌日物)	0.122	0.470	0.220	0.544	0.477	0.506	0.728	0.728	0.727	0.727	6/25 0.978
T I B O R (3か月物)	0.335	0.799	0.483	0.900	0.775	0.879	1.180	1.269	1.265	1.245	6/25 1.412
新発10年国債 流通利回り	0.896	1.531	1.051	1.733	1.562	1.793	2.206	2.226	2.412	2.648	6/25 2.620
株式相場 東証株価指数(TOPIX)	2,688	2,941	2,719	3,159	3,010	3,310	3,664	3,644	3,727	3,869	6/25 4,016
日経平均株価	38,396	41,794	38,561	45,591	42,164	49,565	54,454	53,964	57,245	62,773	72,366
円相場 (対米ドル)	151.59	149.56	152.52	150.62	147.41	154.03	156.90	158.64	159.28	158.34	6/25 161.74
(対ユーロ)	163.94	169.17	163.78	174.63	172.28	179.33	183.65	183.36	186.16	184.78	183.83
日銀当座預金残高 (兆円、前年比)	545 1.5	514 ▲5.6	541 ▲0.1	498 ▲8.0	516 ▲5.3	485 ▲10.1	458 ▲12.5	449 ▲13.9	462 ▲13.5	455 ▲14.7	
マネタリーベース (兆円、前年比)	670 1.0	637 ▲4.9	666 ▲0.3	620 ▲6.9	638 ▲4.7	607 ▲8.7	580 ▲10.6	570 ▲11.6	582 ▲11.3	575 ▲12.2	
マネーストック M2 (兆円、前年比)	1,252 1.7	1,267 1.2	1,255 1.4	1,272 1.3	1,270 (2.6) 1.3	1,275 (2.6) 1.7	1,277 (1.6) 1.8	1,279 (3.2) 2.0	1,295 (3.1) 2.3	1,298 (3.4) 2.5	
マネーストック M3 (兆円、前年比)	1,604 1.2	1,615 0.7	1,607 0.9	1,620 0.8	1,619 (1.9) 0.8	1,623 (1.7) 1.1	1,624 (1.2) 1.2	1,625 (2.3) 1.4	1,640 (2.4) 1.7	1,642 (2.2) 1.7	
銀行貸出 (兆円、前年比)	545 3.3	564 3.6	549 3.3	571 4.0	567 3.8	575 4.6	585 5.0	587 5.2	590 5.9	591 6.3	
C P ・社債発行残高 (兆円、前年比)	133 2.9	136 2.0	128 2.5	131 2.2	133 2.5	136 2.0	131 2.2	131 2.2	135 2.2	137 2.4	

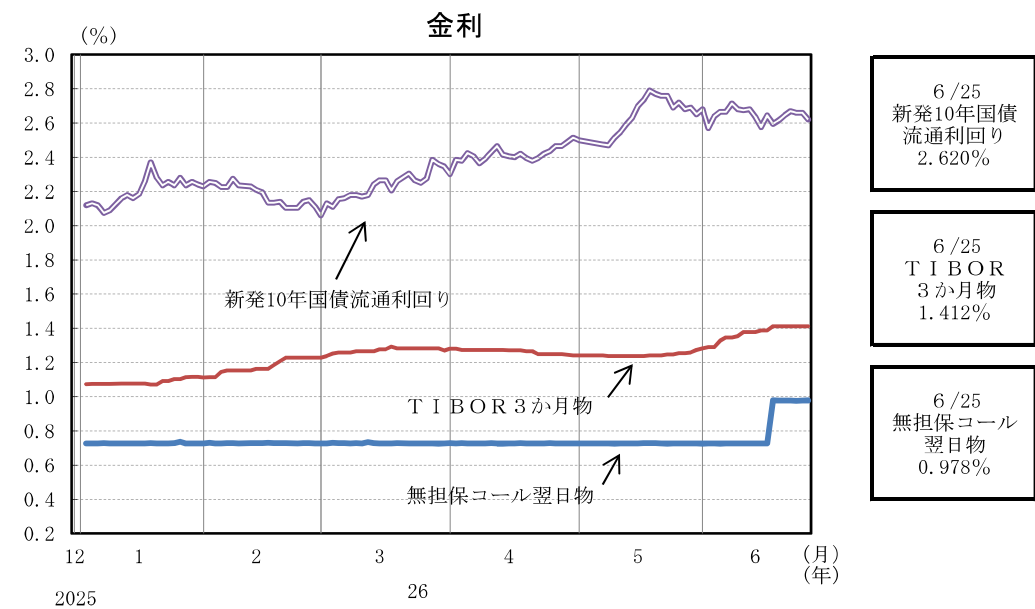
(備考) 1. コールレート、T I B O R、新発10年国債流通利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。
2. 円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。
3. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。単位未満切捨て。
4. マネタリーベース、マネーストックは、平均残高。単位未満切捨て。 () 内は季調済前期比年率。
5. 銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高。単位未満切捨て。
6. C P ・社債発行残高は、末残高。単位未満切捨て。社債は、普通社債及び資産担保型社債の合計の実質金額ベース（既償還分を差し引いたもの）。居住者による国内発行分。金融機関発行分含む。



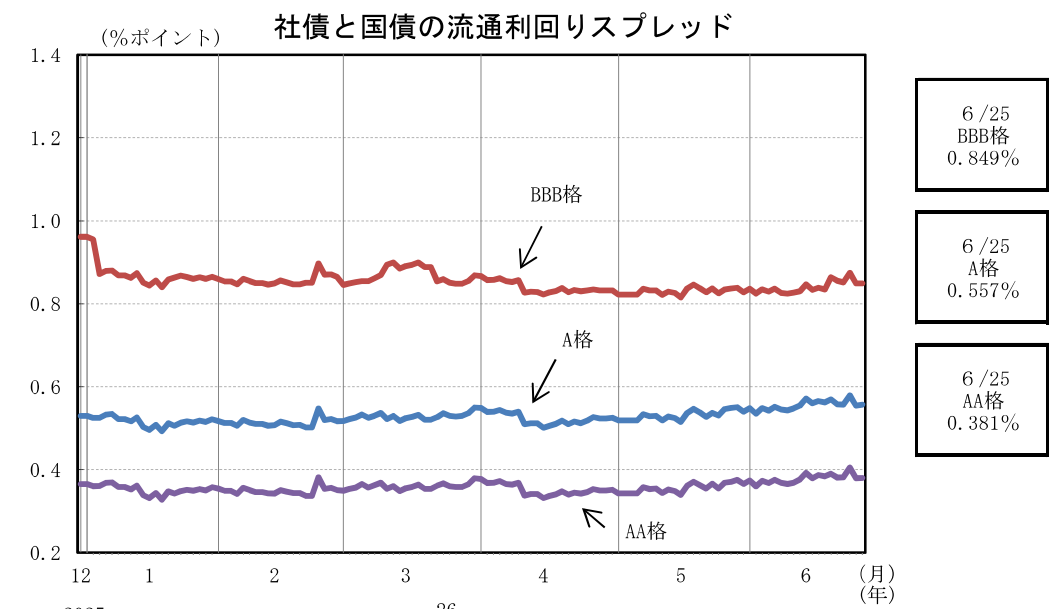
(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
2. 対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。



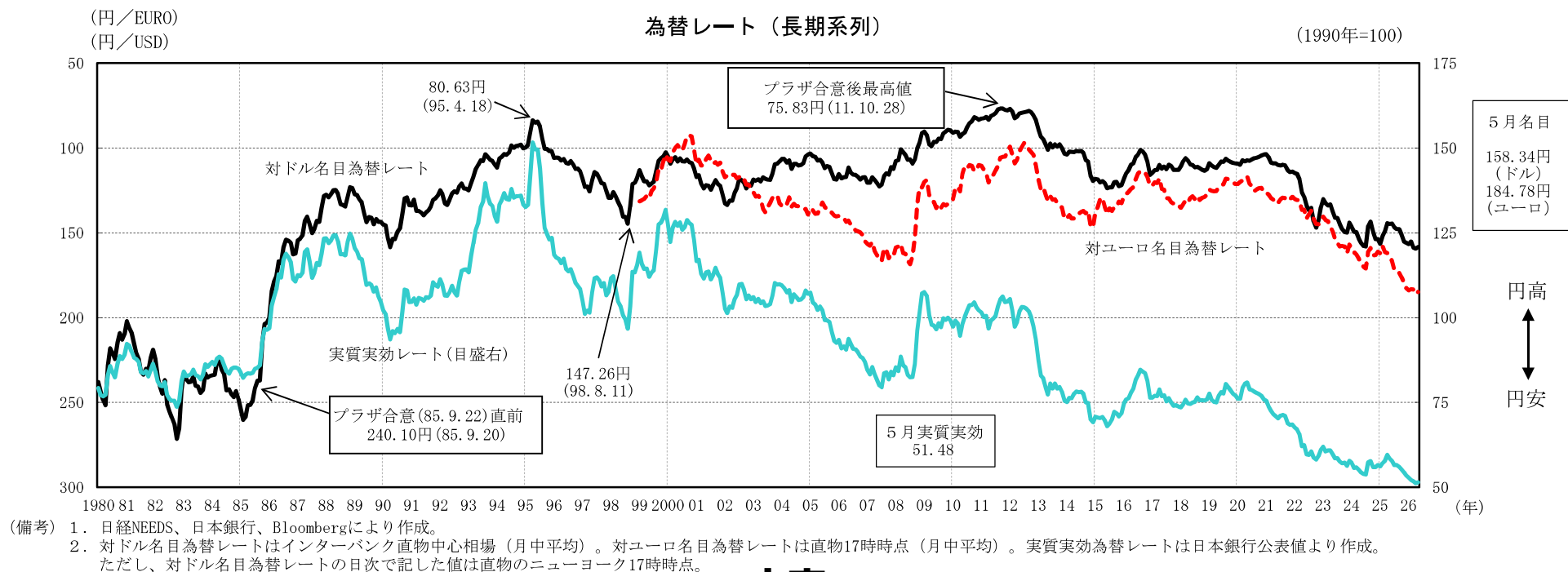
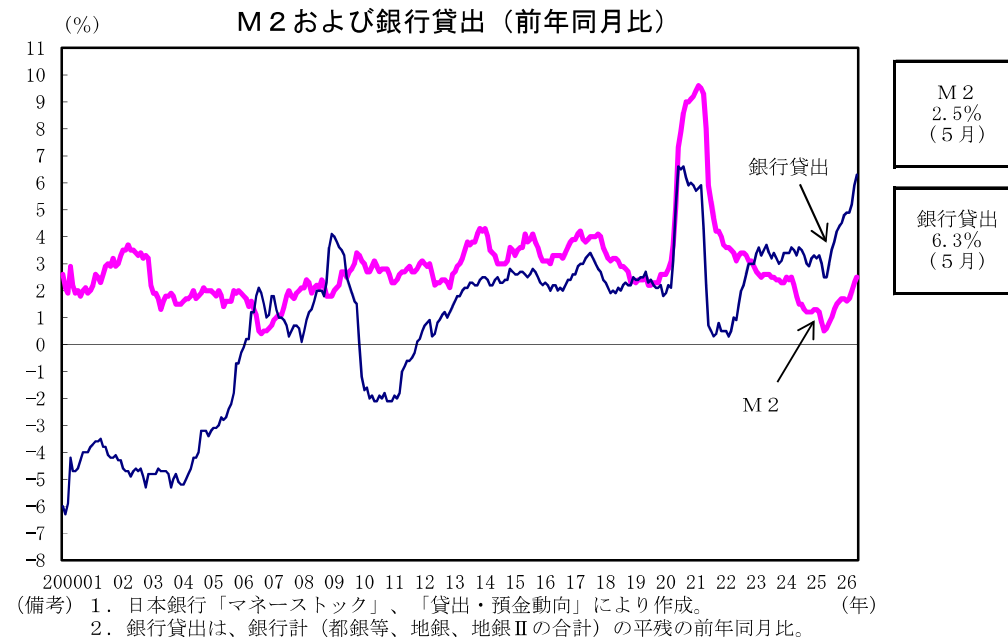
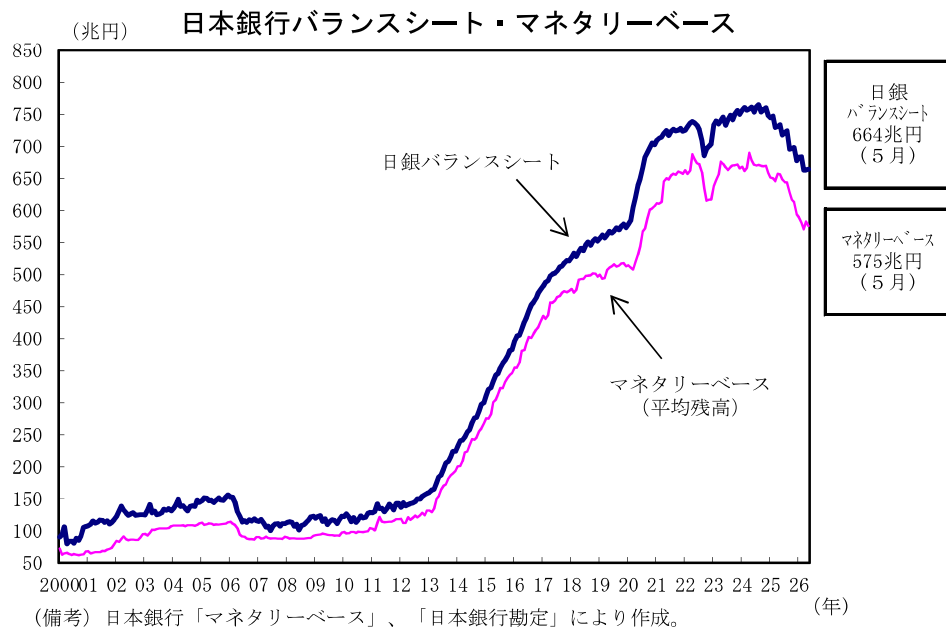
(備考) 日経NEEDSにより作成。



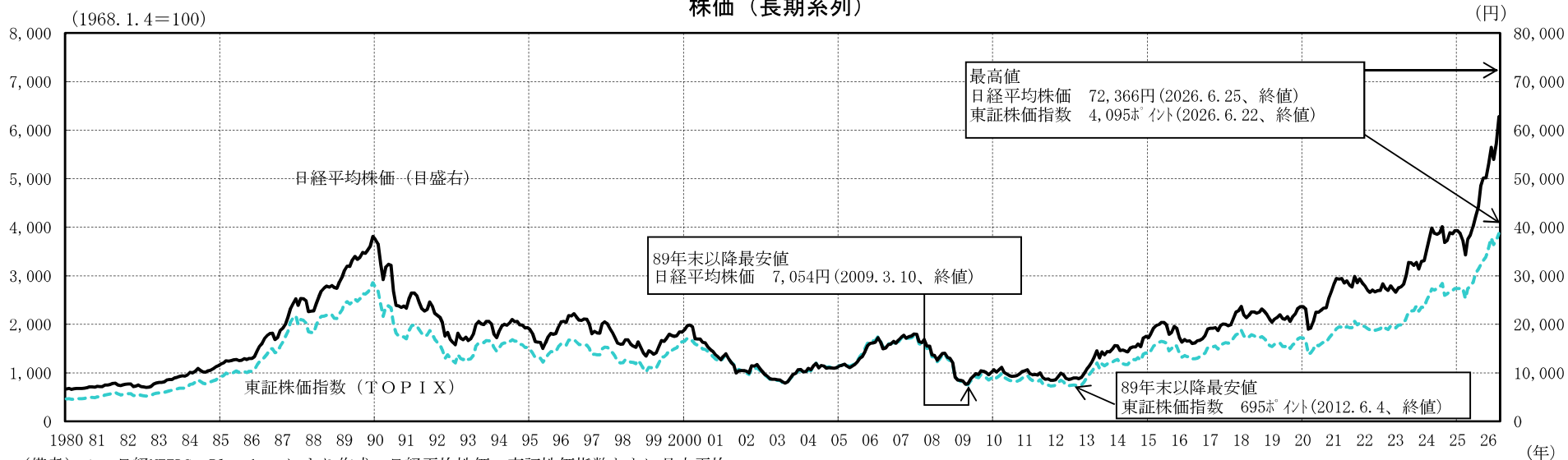
(備考) 日経NEEDSにより作成。



(備考) 1. Bloombergにより作成。
2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
3. 格付けは格付投資情報センター(R&I)ベース。



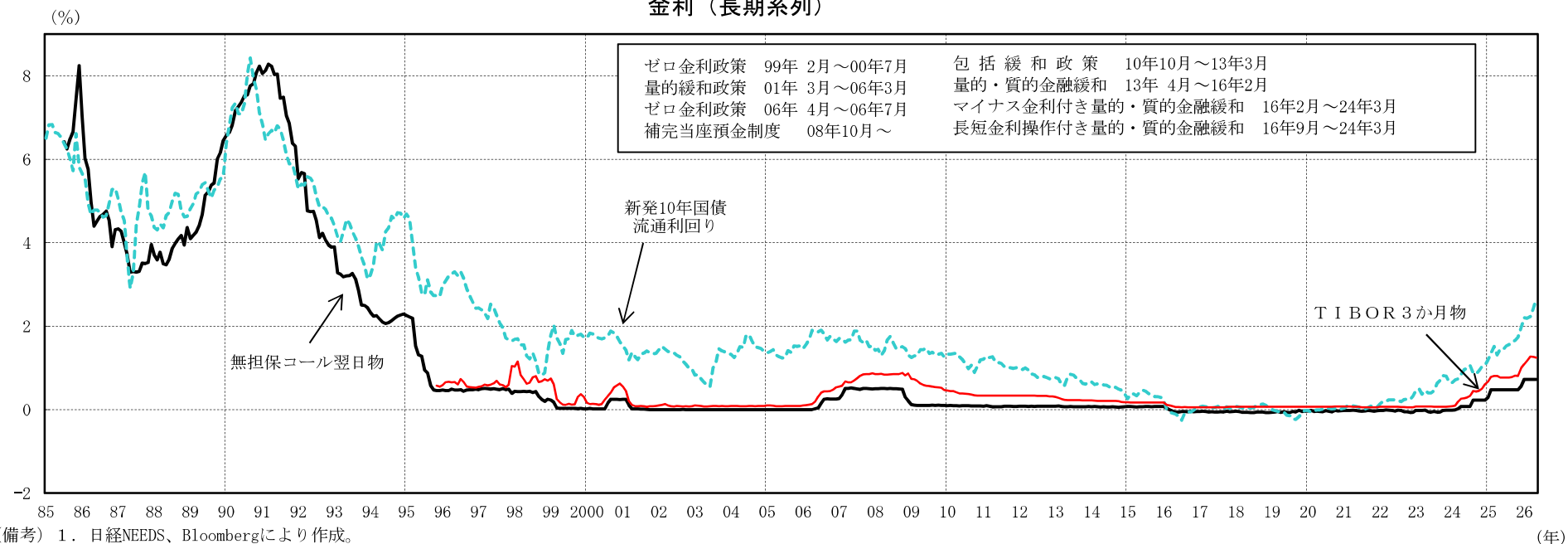
株価（長期系列）



(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。

2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点をもととして算出。

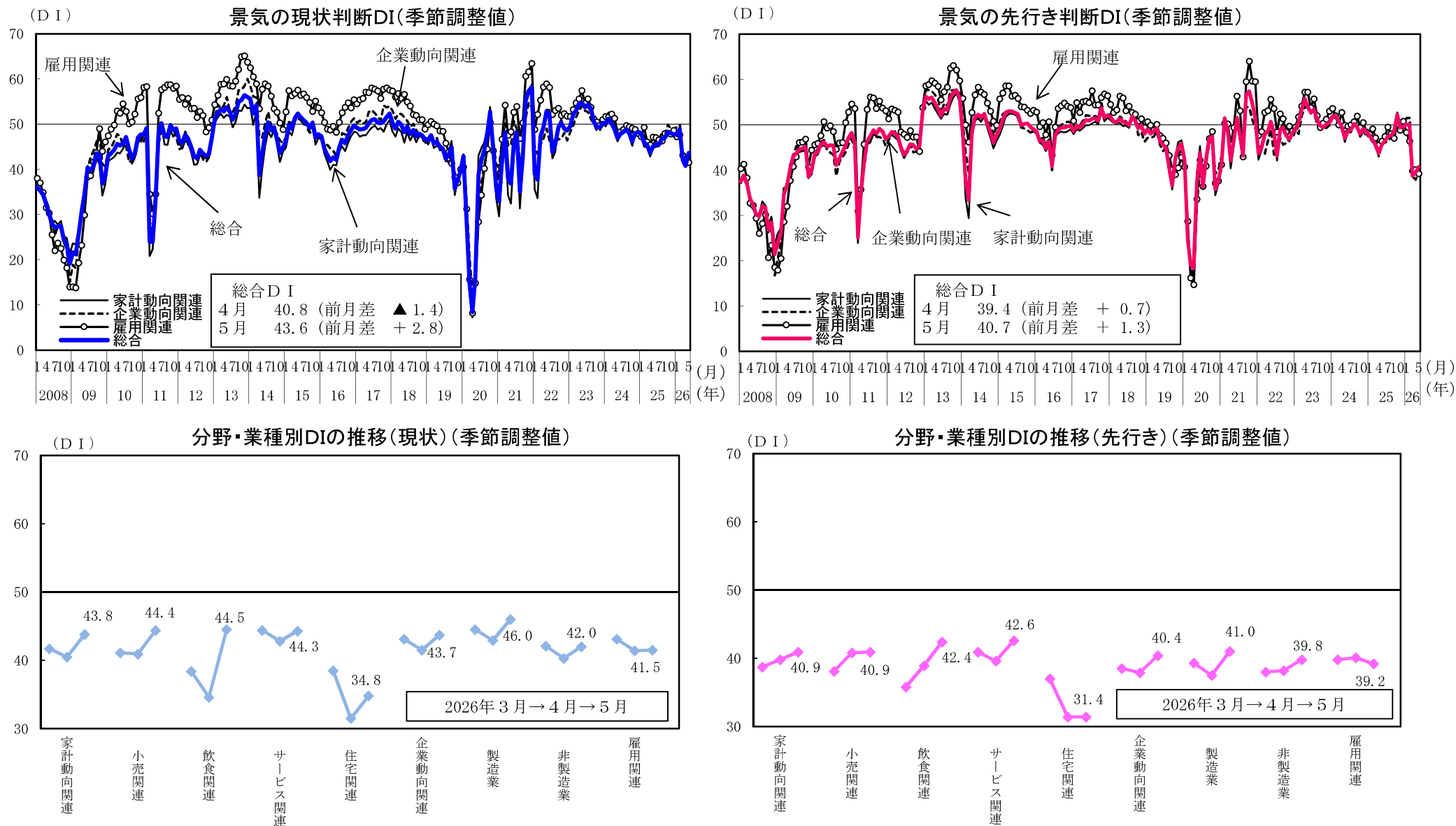
金利（長期系列）



(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。

2. 新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、TIBOR 3か月物ともに月中平均。

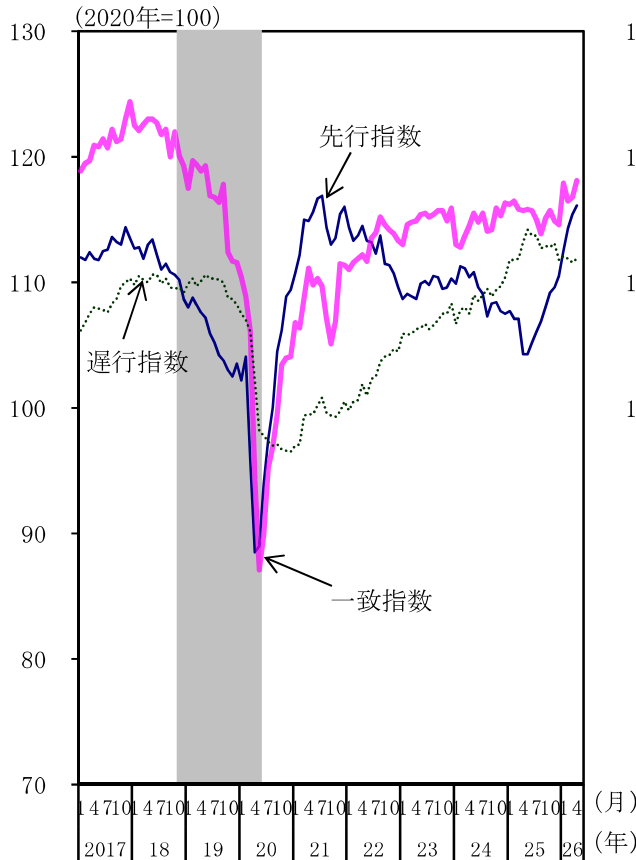
13. 景気ウォッチャー調査



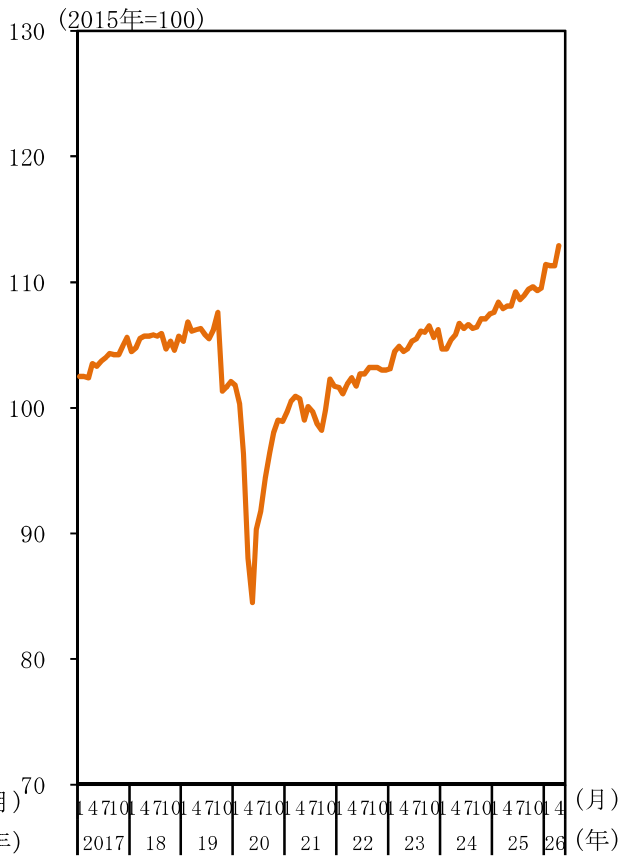
(備考) 現状判断D I、先行き判断D Iは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2～3か月先の景気の良し悪しの判断である。

(参考 1) 景気動向指数

CIの推移



(参考)「景気を把握する新しい指数(一致指数)」の推移



C I 一致指数採用系列の寄与度

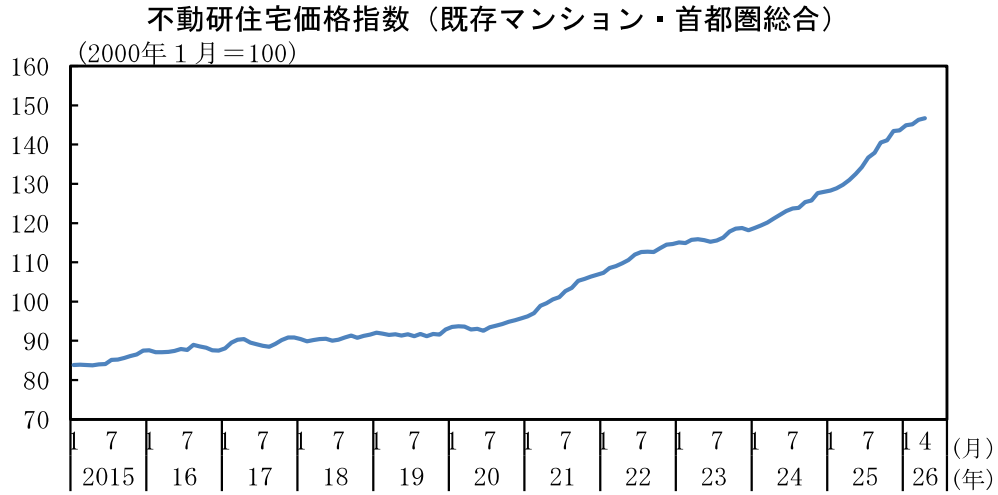
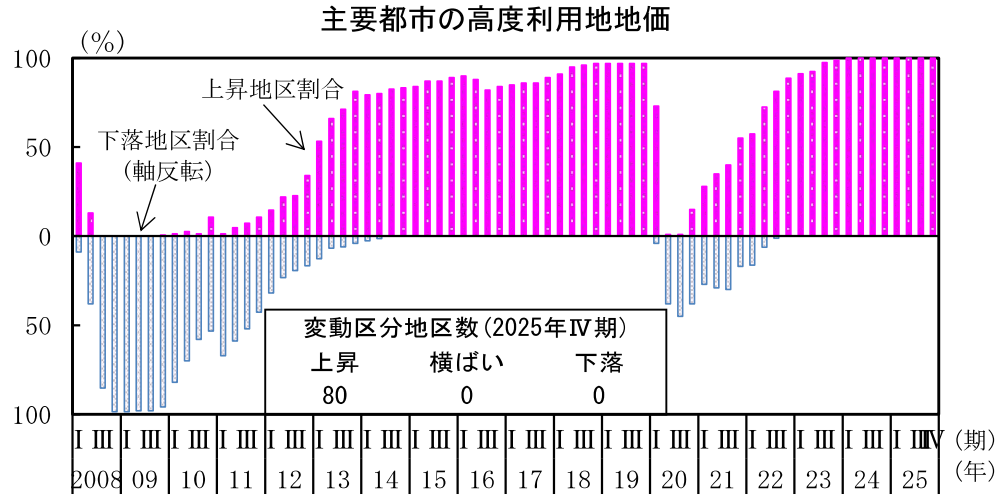
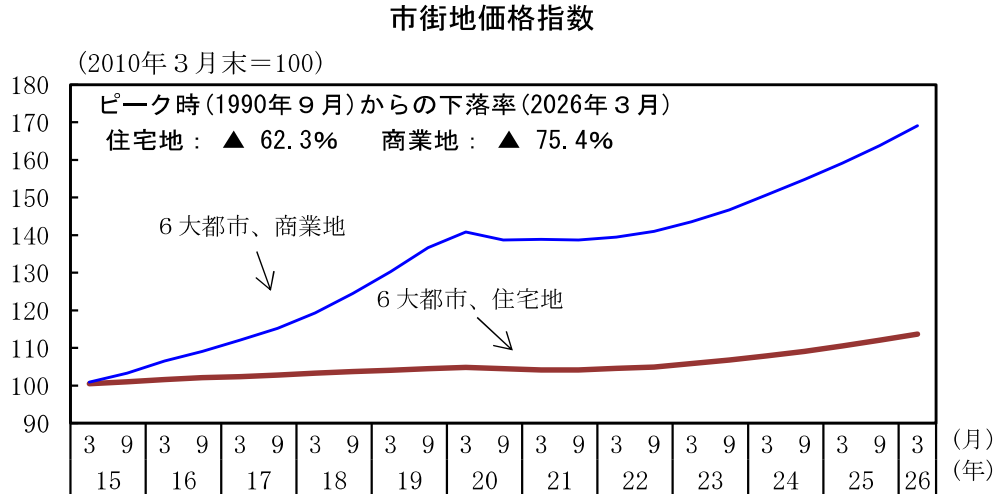
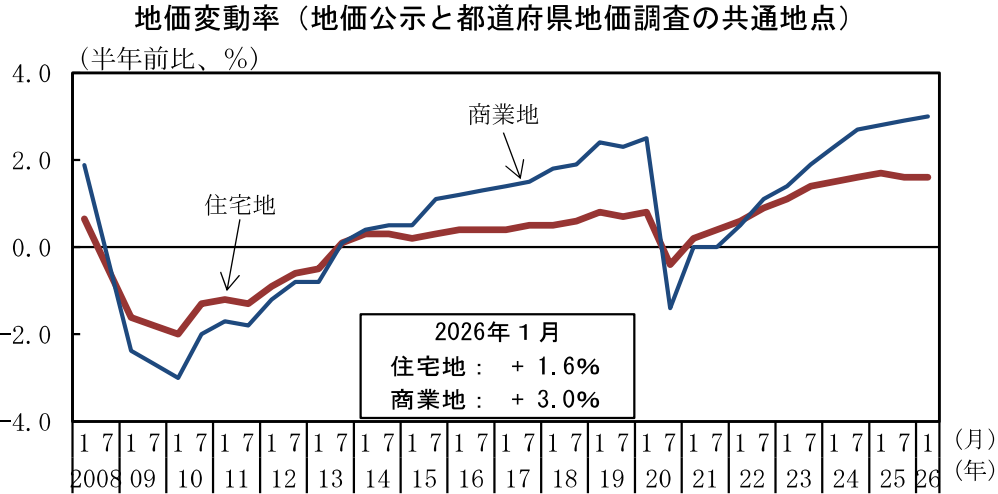
	26年 1 月	2 月	3 月	4 月
C I 一致指数	117.9	116.5	116.8	118.1
寄与度				
生産指数(鉱工業)	0.59	-0.29	-0.06	0.08
鉱工業用生産財出荷指数	0.63	-0.51	0.20	-0.07
耐久消費財出荷指数	0.39	0.23	-0.31	0.14
労働投入量指数(調査産業計)	0.48	-0.24	-0.08	0.38
投資財出荷指数(除輸送機械)	0.47	-0.51	-0.07	0.51
商業販売額(小売業、前年比)	0.29	-0.21	0.16	0.17
商業販売額(卸売業、前年比)	0.04	0.01	0.13	0.27
営業利益(全産業)	0.26	0.26	0.25	0.10
有効求人倍率(除学卒)	-0.21	0.11	-0.16	-0.02
輸出数量指数	0.39	-0.26	0.29	-0.26

景気基準日付

循環	谷 (年/月)	山 (年/月)	谷 (年/月)	期間 (か月)		
				拡張	後退	全循環
1		1951/6	51/10		4	
2	51/10	54/1	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31 (神武)	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42 (岩戸)	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57 (いざなぎ)	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51 (バブル)	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11	18/10	20/5	71	19	90
第2～第16 循環の平均				38.5	16.3	54.9

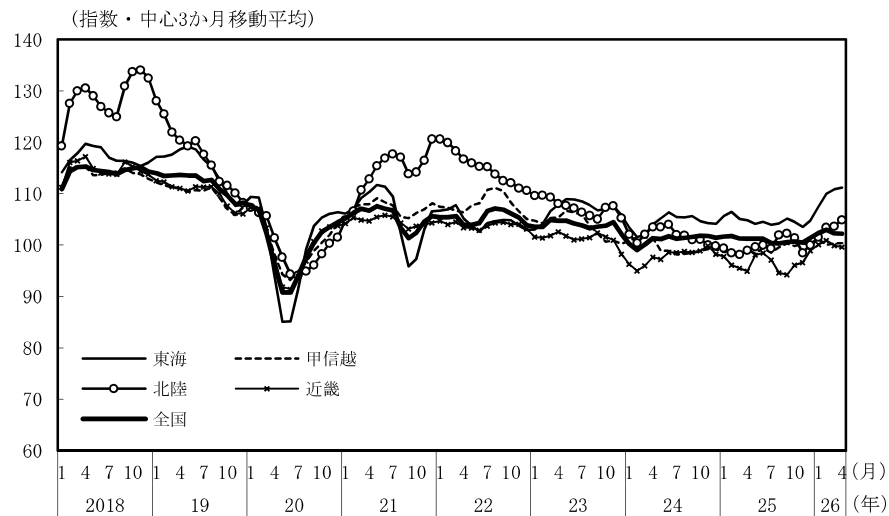
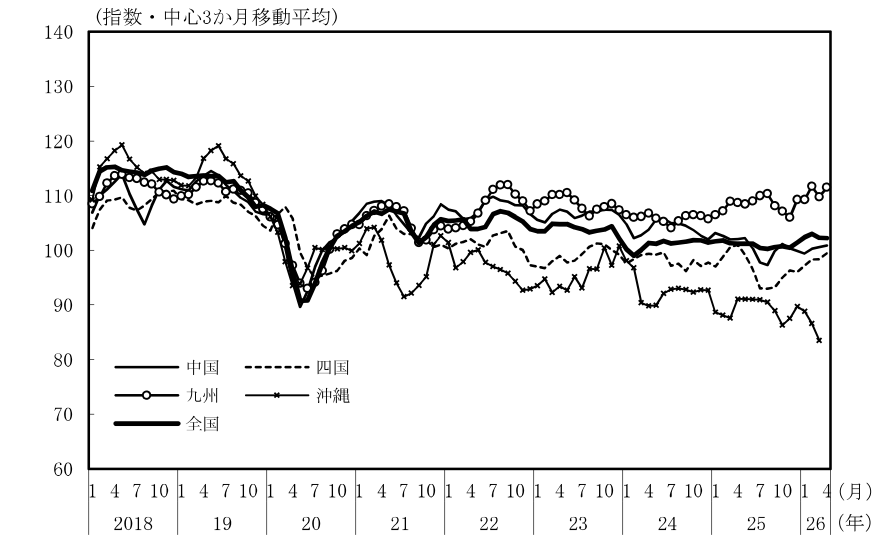
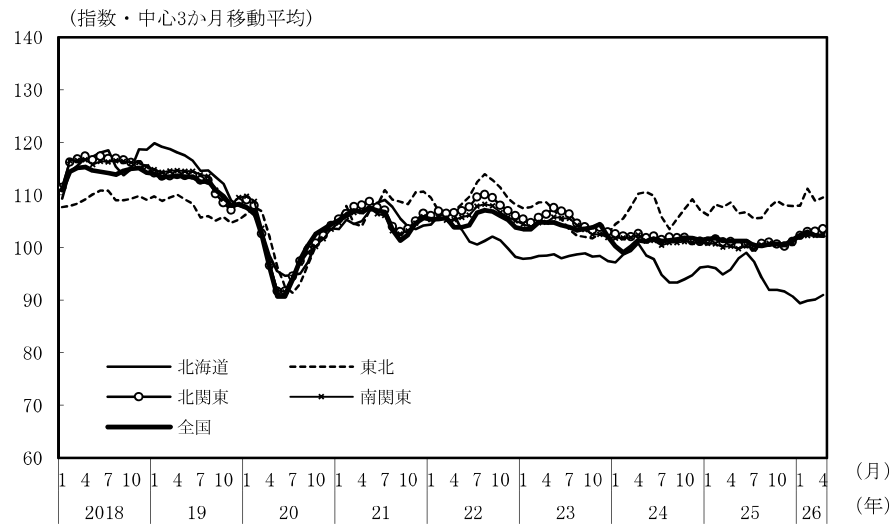
- (備考) 1. 内閣府「景気動向指数」、「景気を把握する新しい指数(一致指数)」により作成。
2. 景気基準日付は内閣府による。ただし、「神武(景気)」・「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
3. グラフのシャドー部分は景気後退期を示す。
4. 「景気を把握する新しい指数(一致指数)」は参考指標であり、景気動向指数における毎月の基調判断や景気基準日付(景気の山谷)の判定は、現行の景気動向指数を用いた従来の手法による。

(参考2) 地価・住宅価格の推移



（備考） 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」、
（一財）日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動産住宅価格指数」により作成。
2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したもの。
3. 6大都市とは、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（6大都市）のピークは1990年9月。
4. 四半期は、Ⅰ期：1/1～4/1、Ⅱ期：4/1～7/1、Ⅲ期：7/1～10/1、Ⅳ期：10/1～1/1。

(参考3) 地域経済
(1) 鉱工業生産

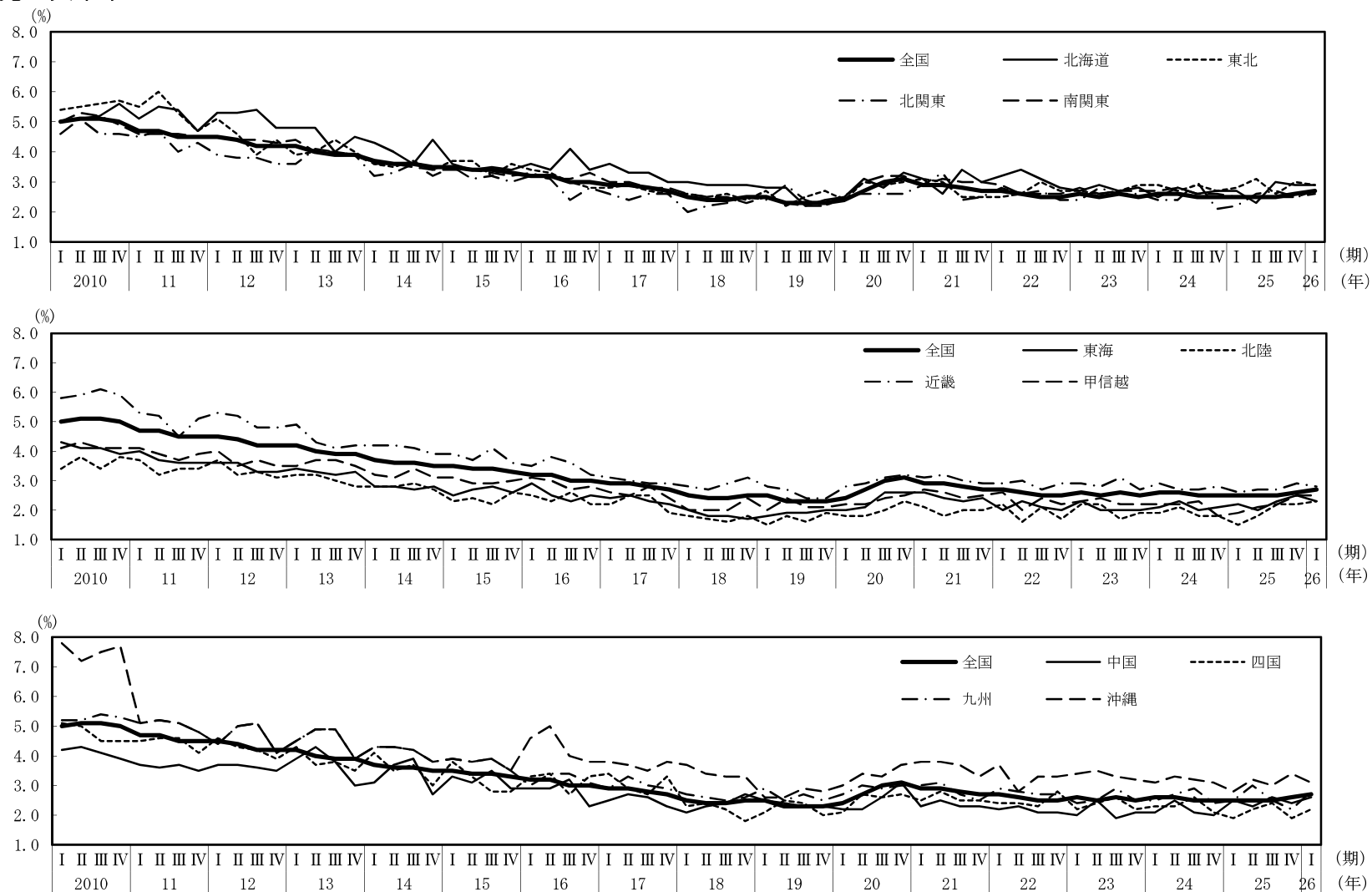


(備考)

1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法について」を参照。
3. 基準年は2020年
4. 直近月は、2か月平均。
5. 全国、北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州は4月、沖縄は3月まで更新。

地域名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野
東海	静岡、岐阜、愛知、三重
北陸	富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

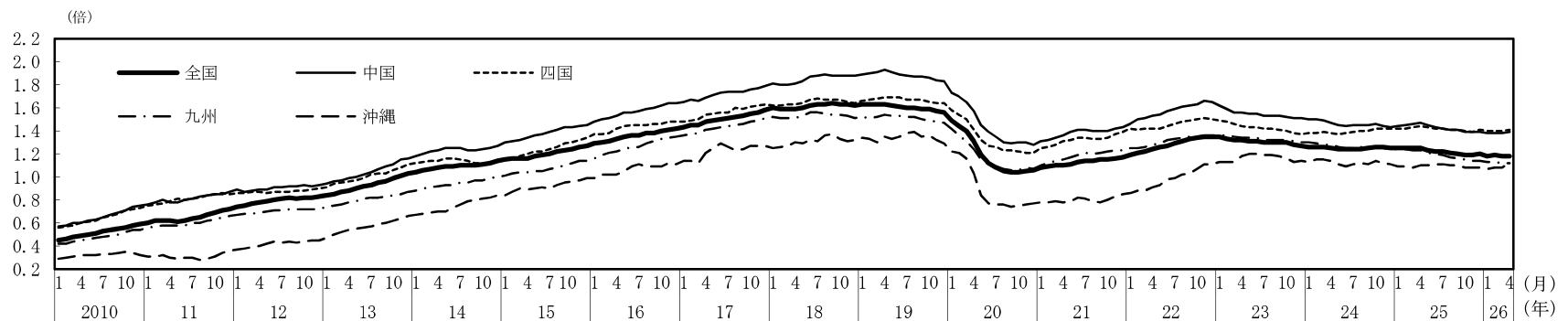
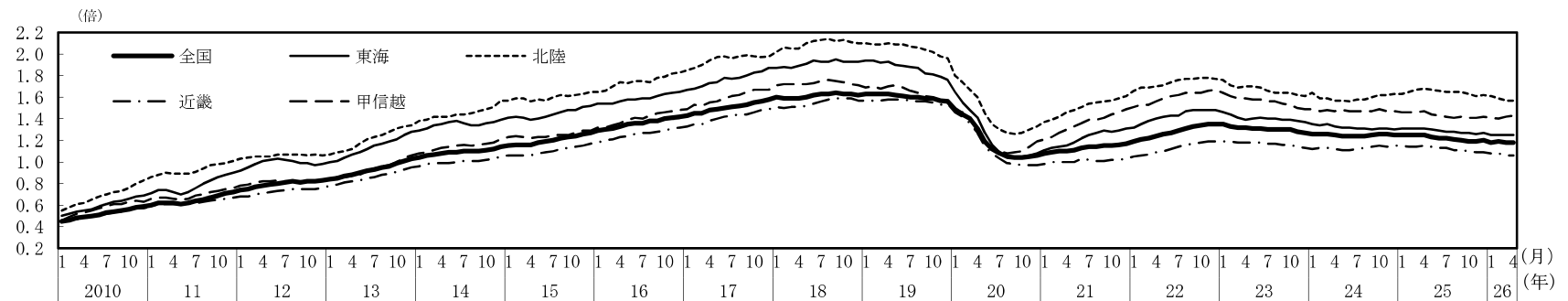
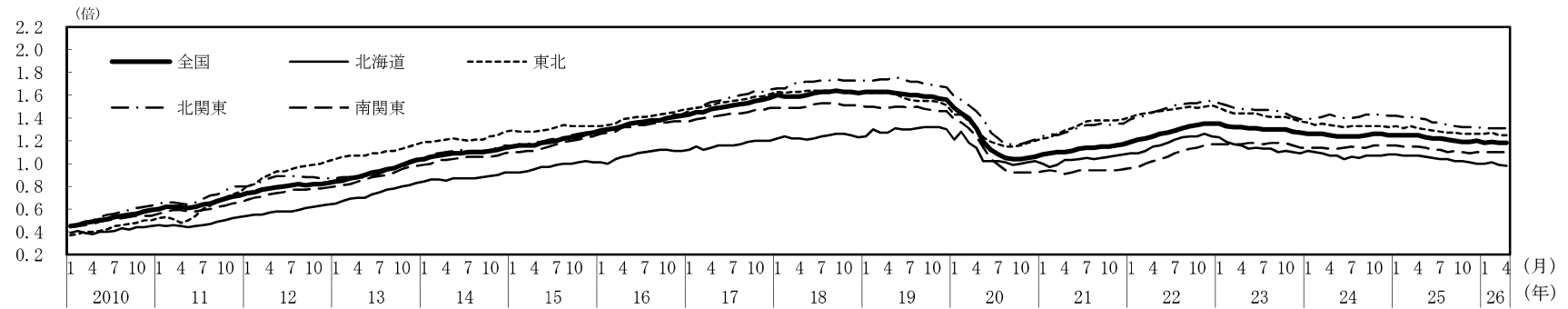
(2) 完全失業率



(備考)

1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、中国、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率



(備考)

1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2. すべての地域でパートタイムを含む。
3. 有効求人数、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

(4) 経済指標の都道府県別比較

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県
人口（万人）（2024年）（全国1億2380万人）	504.3	116.5	114.5	224.8	89.7	101.1	174.3	280.6	188.5	189	733.2	625.1	1417.8	922.5	209.9	99.7	109.8	73.9	79.1	198.7	191.6	352.7	746
全国に占めるシェア（％）	4.1	0.9	0.9	1.8	0.7	0.8	1.4	2.3	1.5	1.5	5.9	5.0	11.5	7.5	1.7	0.8	0.9	0.6	0.6	1.6	1.5	2.8	6.0
順位	9	31	32	14	39	36	21	11	19	18	5	6	1	2	15	37	33	43	41	16	17	10	4
65歳以上の割合（％）（全国平均 29.3）	33.3	35.7	35.4	29.6	39.5	35.6	33.7	30.9	30.6	31.2	27.5	28.1	22.7	26.0	34.1	33.3	30.7	31.8	32.0	32.9	31.4	31.2	25.8
75歳以上の割合（％）（全国平均 16.8）	18.8	19.5	19.7	15.9	22.1	19.6	17.9	17.0	16.4	17.6	15.9	16.3	13.2	15.3	19.2	19.8	17.9	18.0	18.1	19.3	18.1	17.8	15.0
就業者数（万人）（2025年）（全国6828万人）	264.1	61.9	60.1	122.3	46.6	55.3	93.8	153.2	104.9	103.4	411.7	347.4	862	527.9	114.3	54.9	60.2	41.2	44.8	111.2	107.4	197	424.9
全国に占めるシェア（％）	3.9	0.9	0.9	1.8	0.7	0.8	1.4	2.2	1.5	1.5	6.0	5.1	12.6	7.7	1.7	0.8	0.9	0.6	0.7	1.6	1.6	2.9	6.2
順位	9	31	33	14	39	35	21	11	18	19	5	6	1	2	15	36	32	43	41	16	17	10	4
県内総生産（兆円）（2022年度）※名目	20.9	4.4	4.8	9.6	3.6	4.3	7.9	14.6	9.6	9.8	24.7	21.4	120.2	35.2	9.0	4.9	4.7	3.5	3.7	8.9	8.2	18.3	43.1
全国計に占めるシェア（％）	3.5	0.7	0.8	1.6	0.6	0.7	1.3	2.4	1.6	1.6	4.1	3.6	20.2	5.9	1.5	0.8	0.8	0.6	0.6	1.5	1.4	3.1	7.2
順位	8	34	30	15	41	35	21	11	16	14	5	7	1	4	17	28	31	42	40	18	20	10	3
産業別構成比（％）	第1次産業	4.3	4.5	3.1	1.4	2.6	2.7	1.4	1.9	1.4	1.2	0.3	0.9	0.0	0.1	1.6	0.8	0.8	0.9	1.8	1.8	0.8	0.4
	第2次産業	16.7	20.0	25.9	21.5	28.3	32.0	34.8	39.5	44.6	42.7	26.0	24.1	11.2	22.9	30.4	37.7	29.3	35.6	38.5	36.9	43.4	40.8
	第3次産業	79.0	75.4	70.9	77.0	69.1	65.3	63.8	58.6	54.0	56.1	73.7	75.1	88.8	77.0	68.0	61.5	69.9	63.5	59.7	61.3	62.4	55.8
県別製造品出荷額（2024年）計（兆円）	6.8	1.7	3.1	5.5	1.6	3.4	5.7	15.0	9.9	10.1	15.3	15.3	8.6	18.5	5.5	4.1	3.2	2.6	2.7	7.0	6.7	19.8	58.0
順位	19	42	31	25	43	29	23	8	13	12	6	7	16	4	26	27	30	35	34	18	20	2	1
構成比上位3業種	1位	食料品	食料品	輸送用機械器具	輸送用機械器具	電子部品・デバイス・電子回路	電子部品・デバイス・電子回路	化学工業	化学工業	輸送用機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具	石油製品・石炭製品	輸送用機械器具	輸送用機械器具	化学工業	化学工業	生産用機械器具	電子部品・デバイス・電子回路	生産用機械器具	情報通信機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具
	2位	石油製品・石炭製品	非鉄金属	電子部品・デバイス・電子回路	食料品	生産用機械器具	化学工業	輸送用機械器具	生産用機械器具	飲料・たばこ・飼料	食料品	食料品	化学工業	食料品	石油製品・石炭製品	食料品	非鉄金属	電子部品・デバイス・電子回路	電気機械器具	食料品	電子部品・デバイス・電子回路	生産用機械器具	電気機械器具
	3位	鉄鋼業	電子部品・デバイス・電子回路	食料品	電子部品・デバイス・電子回路	食料品	食料品	電子部品・デバイス・電子回路	食料品	電気機械器具	化学工業	化学工業	鉄鋼業	印刷・関連産業	化学工業	金属製品	金属製品	化学工業	化学工業	電子部品・デバイス・電子回路	生産用機械器具	金属製品	鉄鋼業
農業産出額（2024年）（億円）	14817	4119	3269	2494	2572	3025	2874	5494	3448	2868	1929	4533	226	744	3103	832	617	593	1298	3206	1373	2396	3551
順位	1	5	10	17	16	13	14	3	9	15	20	4	47	42	12	39	43	44	29	11	26	18	8
主な農畜産物 （）内は全国順位	生乳 （1位）	りんご （1位）	わさび （3位）	大豆 （2位）	大豆 （3位）	西洋なし （1位）	もも （2位）	れんこん （1位）	いちご （1位）	ほうれんそう （1位）	ねぎ （1位）	らつかせい （からつき） （1位）	こまつな （4位）	うめ （3位）	米 （1位）	米 （12位）	小豆 （5位）	そば （2位）	ぶどう （1位）	セルリー （1位）	かき （4位）	荒茶 （1位）	しそ （1位）
	小麦 （1位）	にんにく （1位）	りんご （3位）	そば （7位）	みょうが （3位）	おうとう （1位）	きゅうり （2位）	ピーマン （1位）	もやし （1位）	えだまめ （1位）	さといも （1位）	だいこん （1位）	わさび （7位）	らつかせい （からつき） （3位）	ゆり（切り花） （1位）	大豆 （13位）	れんこん （8位）	うめ （9位）	もも （1位）	レタス （1位）	観葉植物 （5位）	わさび （1位）	きく（切り花） （1位）
	ばれいしょ （1位）	ごぼう （1位）	ブイヤー （3位）	米 （7位）	はちみつ （3位）	みょうが （2位）	きゅうり （3位）	メロン （1位）	二条大菜 （1位）	キャベツ （2位）	ほうれんそう （2位）	日本なし （1位）	観葉植物 （8位）	キウイフルーツ （4位）	西洋なし （2位）	りんご （14位）	たけのこ （8位）	かぶ （11位）	すもも （1位）	カーネーション（切り花） （1位）	ほうれんそう （5位）	茶（生葉） （2位）	キャベツ （1位）
漁業産出額（2024年）（億円）	2793	446	379	843	25	17	120	251	－	－	－	210	122	152	116	128	139	90	－	－	－	491	168
順位	1	9	13	4	38	39	32	18	－	－	－	21	31	25	33	30	28	34	－	－	－	8	24
主な水産物 （）内は全国順位	ほたてがい （1位）	いか類 （1位）	わかめ類 （2位）	さめ類 （1位）	わかさぎ （2位）	さけ類 （2位）	養殖にじま す （4位）	まいわし （1位）	あゆ （2位）	養殖にじま す （9位）	－	すずき類 （1位）	きはだ （4位）	あだ類 （4位）	ふな （2位）	あゆ （6位）	にぎす類 （1位）	さくら類 （1位）	養殖にじま す （2位）	養殖にじま す （3位）	その他のさ け・まぐろ類 （1位）	きはだ （1位）	あさり類 （1位）
	1031	41	39	78	12	26	32	28	48	43	23	441	5680	442	53	25	220	9	255	234	193	189	391
宿泊者数（2024年）（万人泊、延べ）	4463	451	588	1027	315	488	954	727	1168	975	558	2829	11035	2610	1052	376	1149	403	948	2011	836	2300	2132
順位	3	35	28	17	42	33	19	27	14	18	30	6	1	7	16	39	15	37	20	11	23	9	10
うち外国人宿泊者数（2024年）（万人泊、延べ）	1031	41	39	78	12	26	32	28	48	43	23	441	5680	442	53	25	220	9	255	234	193	189	391

(4) 経済指標の都道府県別比較

	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
人口（万人）（2024年）（全国1億2380万人）	171.1	140.2	252	875.7	533.7	128.5	88	53.1	64.2	183.1	271.4	128.1	68.5	91.7	127.6	65.6	509.2	78.8	125.2	169.7	108.5	103.3	153.2	146.6	
全国に占めるシェア（％）	1.4	1.1	2.0	7.1	4.3	1.0	0.7	0.4	0.5	1.5	2.2	1.0	0.6	0.7	1.0	0.5	4.1	0.6	1.0	1.4	0.9	0.8	1.2	1.2	
順位	22	26	13	3	7	27	40	47	46	20	12	28	44	38	29	45	8	42	30	23	34	35	24	25	
65歳以上の割合（％）（全国平均 29.3）	30.9	27.2	29.8	27.6	30.2	33.0	34.5	33.7	35.2	31.2	30.4	35.5	35.9	32.8	34.6	36.6	28.6	32.0	34.6	32.5	34.4	34.1	34.2	24.3	
75歳以上の割合（％）（全国平均 16.8）	17.8	15.3	18.0	16.6	17.6	19.5	20.1	19.0	20.4	18.4	17.8	20.9	20.3	19.1	19.8	21.6	15.9	17.4	18.9	18.0	19.5	18.8	18.4	11.8	
就業者数（万人）（2025年）（全国6828万人）	92	77.1	136.1	481.6	280.3	65.9	45.4	28.8	34	98.6	145.8	67.1	35.2	48	65.8	34.4	269.3	42.7	64.4	90.8	57.1	53.3	79.2	76.8	
全国に占めるシェア（％）	1.3	1.1	2.0	7.0	4.1	1.0	0.7	0.4	0.5	1.4	2.1	1.0	0.5	0.7	1.0	0.5	3.9	0.6	0.9	1.3	0.8	0.8	1.2	1.1	
順位	22	25	13	3	7	28	40	47	46	20	12	27	44	38	29	45	8	42	30	23	34	37	24	26	
県内総生産（兆円）（2022年度）※名目	8.5	7.0	11.1	43.1	23.5	3.9	4.0	1.9	2.8	7.3	12.5	6.3	3.3	4.0	5.1	2.4	20.2	3.1	4.7	6.6	4.9	3.8	6.0	4.5	
全国計に占めるシェア（％）	1.4	1.2	1.9	7.2	3.9	0.7	0.7	0.3	0.5	1.2	2.1	1.1	0.5	0.7	0.9	0.4	3.4	0.5	0.8	1.1	0.8	0.6	1.0	0.7	
順位	19	23	13	2	6	38	36	47	45	22	12	25	43	37	27	46	9	44	32	24	29	39	26	33	
産業別構成比（％）	第1次産業	0.9	0.5	0.3	0.0	0.4	0.5	1.7	2.5	1.6	1.1	0.6	0.7	1.7	1.3	1.9	3.6	0.6	2.6	2.6	2.9	1.8	4.9	4.8	1.0
	第2次産業	44.3	47.1	33.5	22.5	33.0	22.9	36.6	21.6	27.4	30.6	32.3	42.1	35.1	26.6	30.3	18.1	19.6	30.2	24.6	29.7	35.3	25.0	23.5	13.1
	第3次産業	54.8	52.4	66.2	77.5	66.6	76.6	61.6	76.0	70.9	68.4	67.0	57.2	63.2	72.2	67.8	78.4	79.8	67.3	72.8	67.5	62.9	70.1	71.6	85.9
県別製造品出荷額（2024年）計（兆円）	12.3	9.2	6.5	19.3	18.5	2.0	2.9	0.9	1.4	9.6	11.5	7.8	2.3	3.1	5.6	0.7	11.6	2.3	1.9	3.5	5.7	1.8	2.4	0.5	
順位	9	15	21	3	5	39	33	45	44	14	11	17	37	32	24	46	10	38	40	28	22	41	36	47	
構成比上位3業種	1位	輸送用機械器具	化学工業	飲料・たばこ・飼料	生産用機械器具	鉄鋼業	食料品	鉄鋼業	電子部品・デバイス・電子回路	電子部品・デバイス・電子回路	石油製品・石炭製品	輸送用機械器具	化学工業	化学工業	非鉄金属	非鉄金属	商業・土石製品	輸送用機械器具	食料品	輸送用機械器具	生産用機械器具	非鉄金属	食料品	食料品	食料品
	2位	電子部品・デバイス・電子回路	電気機械器具	生産用機械器具	化学工業	化学工業	輸送用機械器具	石油製品・石炭製品	食料品	鉄鋼業	鉄鋼業	鉄鋼業	輸送用機械器具	電気機械器具	食料品	石油製品・石炭製品	食料品	鉄鋼業	電子部品・デバイス・電子回路	電子部品・デバイス・電子回路	食料品	鉄鋼業	飲料・たばこ・飼料	飲料・たばこ・飼料	飲料・たばこ・飼料
	3位	化学工業	輸送用機械器具	食料品	鉄鋼業	輸送用機械器具	プラスチック製品	化学工業	電気機械器具	情報通信機械器具	化学工業	生産用機械器具	石油製品・石炭製品	電子部品・デバイス・電子回路	輸送用機械器具	パルプ・紙・加工品	生産用機械器具	食料品	輸送用機械器具	食料品	輸送用機械器具	石油製品・石炭製品	電子部品・デバイス・電子回路	電子部品・デバイス・電子回路	商業・土石製品
農業産出額（2024年）（億円）	1297	840	852	357	1850	475	1286	865	770	1887	1540	797	1092	994	1337	1226	2301	1372	1745	4116	1498	3725	5689	909	
順位	30	38	37	46	22	45	31	36	41	21	24	40	33	34	28	32	19	27	23	6	25	7	2	35	
主な農畜産物 （）内は全国順位	庭園樹苗木（2位）	きょうな（みずな）（4位）	きょうな（みずな）（2位）	しゅんぎく（1位）	小豆（2位）	かき（2位）	みかん（1位）	芝（2位）	小豆（4位）	ぶどう（3位）	非粘球つくな（2位）	れんこん（5位）	にんじん（2位）	ブロッコリー（2位）	キウイフルーツ（1位）	なす（1位）	たけのこ（1位）	シクラメン（3位）	はくさい（3位）	トマト（1位）	しそ（2位）	きゅうり（1位）	かんしょ（2位）	マンゴー（2位）	
	観葉植物（4位）	大豆（4位）	たけのこ（3位）	いちじく（4位）	たまねぎ（2位）	みょうが（5位）	うめ（1位）	日本なし（3位）	わさび（4位）	鶏卵（3位）	ぶどう（6位）	くり（10位）	れんこん（2位）	にんにく（3位）	切り枝（2位）	しょうが（1位）	庭園樹苗木（1位）	れんこん（3位）	ばれいしょ（2位）	すいか（1位）	ねぎ（4位）	ピーマン（2位）	豚（1位）	にがうり（1位）	
	茶（生葉）（4位）	かぶ（4位）	小豆（3位）	ぶどう（7位）	レタス（4位）	きく（切り花）（7位）	かき（1位）	すいか（4位）	花木類（10位）	もも（4位）	しらぬい（デコボコン）（6位）	ゆず（11位）	ゆず（2位）	きとうきび（4位）	みかん（3位）	にら（1位）	こまつな（2位）	アスパラガス（2位）	たまねぎ（4位）	蕎麦たこ（1位）	ゆず（5位）	ブローラー（2位）	ブローラー（1位）	きとうきび（1位）	
漁業産出額（2024年）（億円）	427	－	61	41	593	－	148	218	211	89	272	151	131	169	1153	604	340	341	1174	437	366	388	793	188	
順位	11	－	36	37	7	－	27	19	20	35	17	26	29	23	3	6	16	15	2	10	14	12	5	22	
主な水産物 （）内は全国順位	いせえび（2位）	あゆ（5位）	さわら類（2位）	わかめ類（9位）	まだい（2位）	－	いせえび（3位）	ずわいがに（1位）	しじみ（1位）	ふな（1位）	養殖かき類（1位）	あまだい類（1位）	わかめ類（3位）	いかなご（3位）	養殖まだい（1位）	養殖まだい（3位）	まだい（3位）	振のり（2位）	あじ（1位）	たちうお（3位）	養殖ひらめ（1位）	養殖かんばら（3位）	養殖かんばら（1位）	もずく類（1位）	
	87	490	3421	5743	1651	283	501	260	344	578	1207	379	254	475	437	292	2395	234	764	808	833	361	838	3128	
宿泊者数（2024年）（万人泊、延べ）	22	32	4	2	12	44	31	45	41	29	13	38	46	34	36	43	8	47	26	25	24	40	21	5	
うち外国人宿泊者数（2024年）（万人泊、延べ）	24	34	1694	2539	151	40	79	12	8	51	196	13	17	91	45	13	739	23	64	147	157	21	62	694	

（備考）1. 総務省「人口推計」「労働力調査」「経済構造実態調査」、内閣府「県民経済計算」、農林水産省「生産農業所得統計」「漁業産出額」「都道府県の農林水産業の概要」、観光庁「宿泊旅行統計」により作成。
2. 就業者数の全国に占めるシェアの算出時の全国値には、都道府県別結果（モデル推計値）の都道府県別就業者数との合計を使用。
3. 主な農畜産物の全国順位は、品目により対象年次が異なる。漁業産出額は海面漁業及び海面養殖業の値。

委員からの追加要望資料

厚生労働省労働基準局

展望レポート（2026年4月）

中心的な見通し

経済

- 2026年度は、原油価格上昇が交易条件の悪化などを通じて企業収益や家計の実質所得を下押しし、**成長ペースは減速**
- その後は、原油高の影響が減衰し、**成長率を緩やかに高める**

物価

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2026年度は原油価格上昇を受けて**2%台後半となるが**、その後は原油高の影響が減衰し、**プラス幅を縮小**
- この間、人手不足感の強い状況が続くなか、消費者物価の基調的な上昇率は徐々に高まっていき、**2026年度後半から2027年度にかけて「物価安定の目標」と概ね整合的な水準となる**

＜政策委員見通しの中央値＞

（対前年度比、%、括弧内は1月からの変化）

	2026年度	2027年度	2028年度
実質GDP	0.5 (▲0.5)	0.7 (▲0.1)	0.8
消費者物価 (除く生鮮食品)	2.8 (+0.9)	2.3 (+0.3)	2.0
(参考) 除く生鮮 食品・エネルギー	2.6 (+0.4)	2.6 (+0.5)	2.2

＜見通しの前提＞

- ・ 中東情勢の影響が今後和らぐもとで、原油価格が下落
- ・ サプライチェーンの大規模な混乱は生じない

経済・物価見通しのリスク

中東情勢を巡るリスク

- 中東情勢を巡る混乱が長期化し、原油価格が高止まりするリスク
- サプライチェーンの大規模な混乱が生じ、企業の生産活動に大きな影響をもたらすリスク

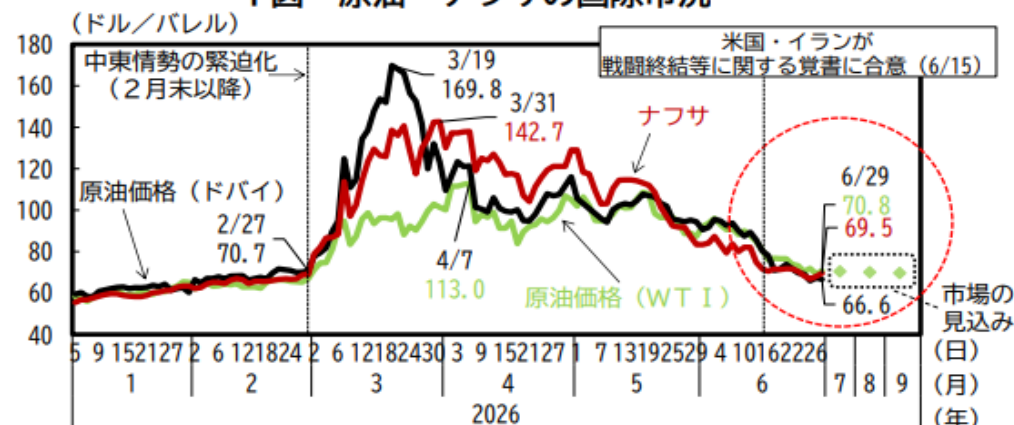
リスクバランス

- 2026年度を中心に、**経済の見通しは下振れリスク、物価の見通しは上振れリスクの方が大きい**
- 企業の賃金・価格設定行動が積極化していることなどを踏まえると、とくに、物価上昇率が大きく上振れていくリスクが顕在化し、それがその後の経済に悪影響を及ぼすことがないように、十分に留意する必要

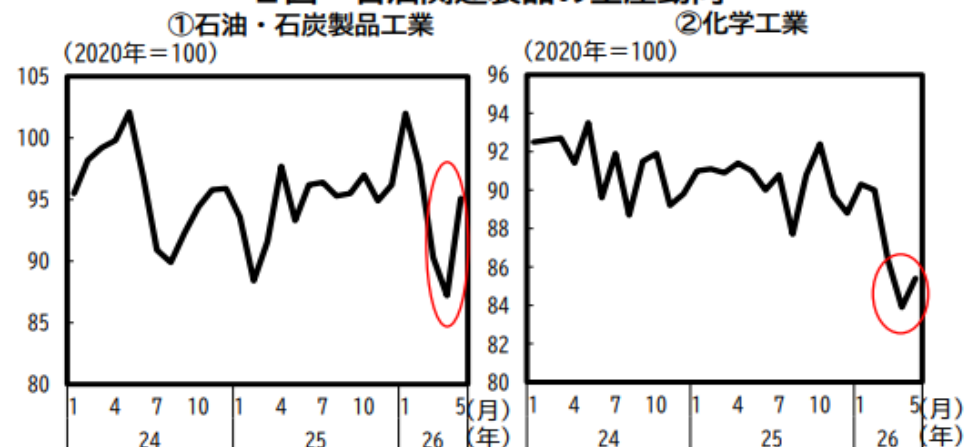
今月のポイント 中東情勢の影響（原油等の国際市況、石油関連製品の生産予測、物価・賃金動向）

- ◆ 原油・ナフサの国際価格は、中東情勢の緊迫化以前の水準に近づく（1図）。我が国の石油・化学製品の生産は、原料代替調達進展もあって、4月を底に増加に転じる動き（2図）。
- ◆ 他方、物価面では、米イラン合意前の原油等価格上昇の影響が、輸入物価、企業物価の順に現れ始めている（3図）。ただし、消費者物価は激変緩和措置によって緩やかな上昇に抑制されており、賃上げの進展とともに実質賃金はプラスを維持（4図）。

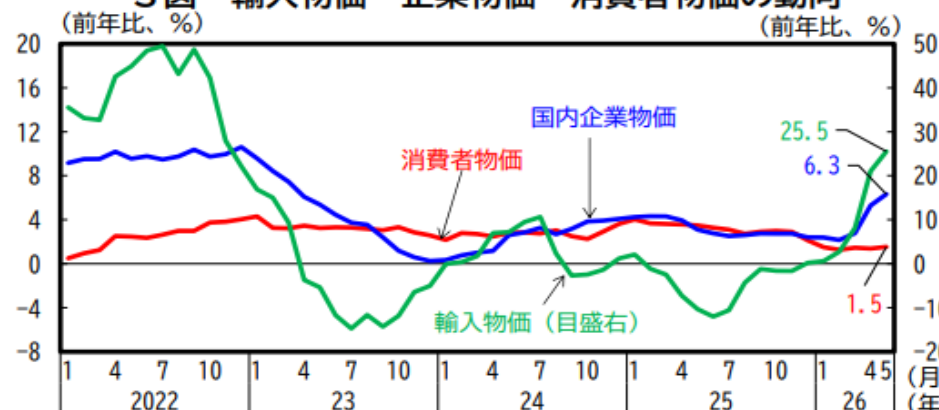
1図 原油・ナフサの国際市況



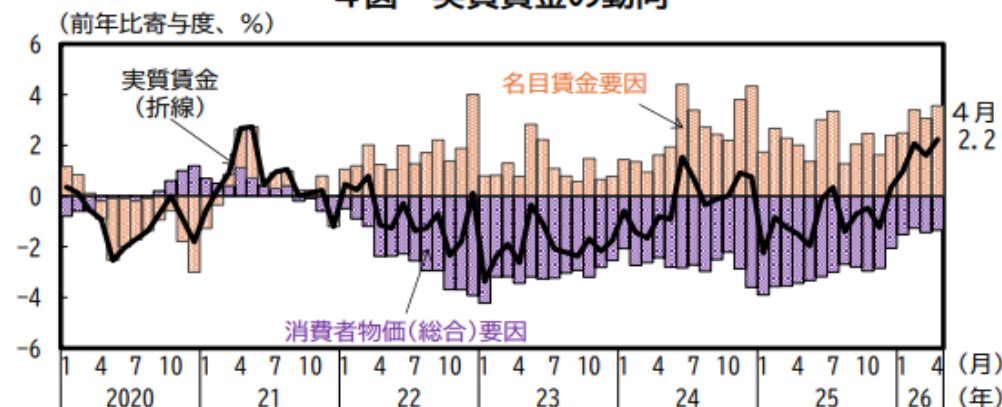
2図 石油関連製品の生産動向



3図 輸入物価・企業物価・消費者物価の動向



4図 実質賃金の動向



（備考）1. 1図は、Bloombergにより作成。WTIは、6月は22日以降は8月受渡し、7月は9月受渡し、8月は10月受渡し、9月は11月受渡し価格の直近値（6月29日時点）を示す。

2. 2図は、経済産業省「鉱工業指数」により作成。季節調整値。②化学工業は医薬品を除いた値。

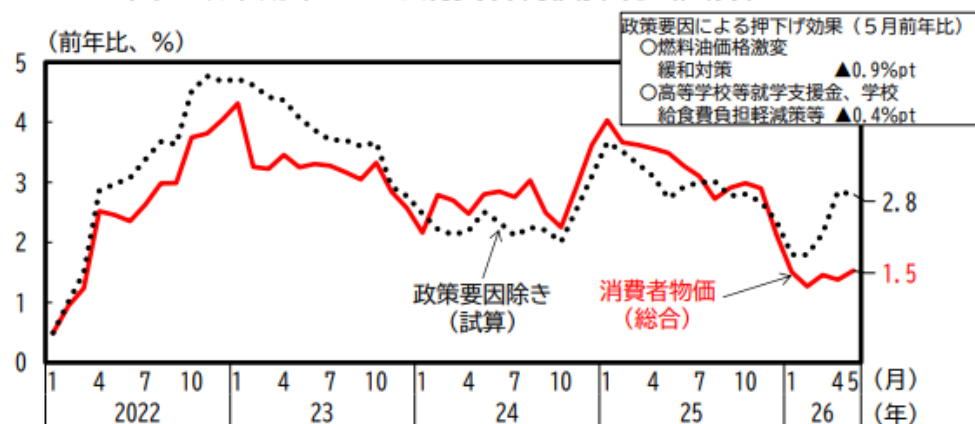
3. 3図は、総務省「消費者物価指数」、日本銀行「企業物価指数」により作成。輸入物価は円ベース。

4. 4図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。

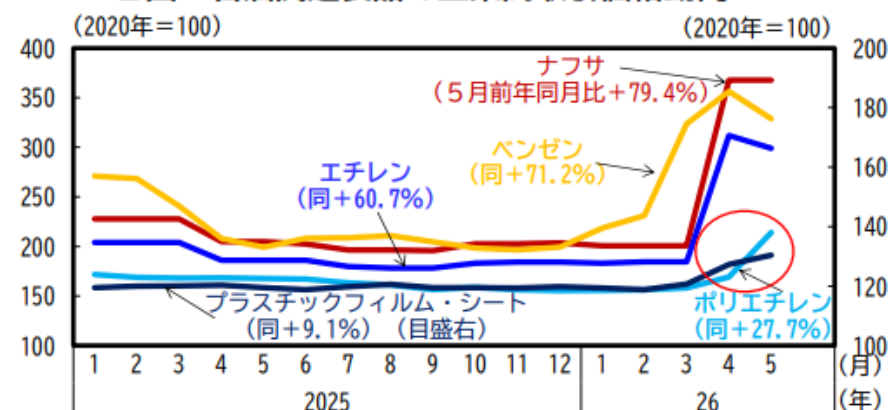
今月の指標（1） 中東情勢の影響（取引段階別の価格、ナフサ等の代替輸入量、消費者マインド）

- ◆ 激変緩和措置等の政策効果がなければ、5月の消費者物価は3%近い上昇率になったと試算される（1図）。一方、石油製品の取引価格は、川上から川中・川下製品に転嫁されていく段階とみられ、今後一定期間、物価上昇圧力は続く見込み（2図）。
- ◆ 量の面では、石油関連製品の中東以外からの輸入量が増加しており、代替調達進展が貿易統計からも確認できる（3図）。消費者マインドは、4月を底に持ち直しの兆しが出ており、特に、週次データでは米イラン合意後の改善が顕著（4図）。

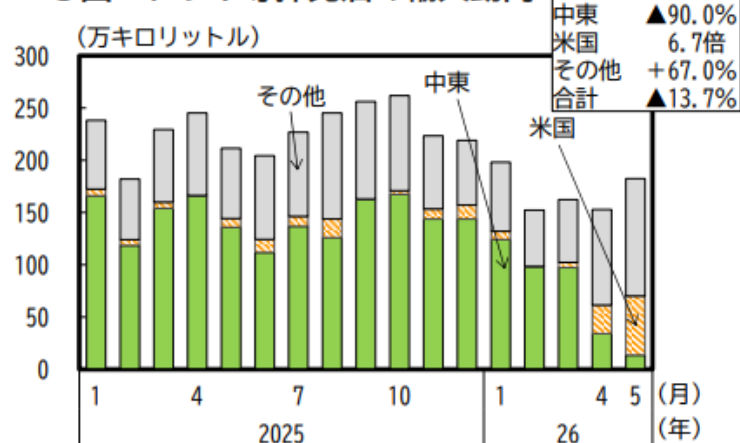
1図 政策効果による消費者物価抑制（試算）



2図 石油関連製品の企業間取引価格動向

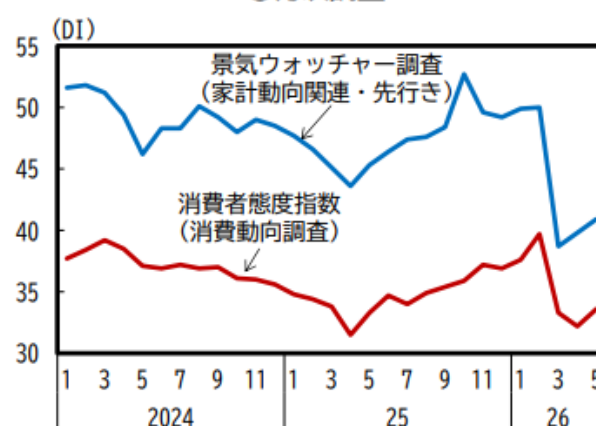


3図 ナフサ等揮発油の輸入動向

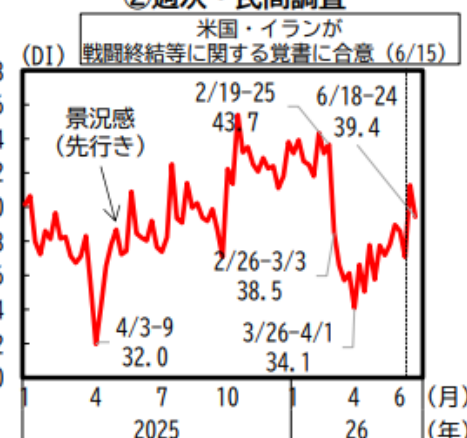


4図 消費者マインドの動向

①月次調査



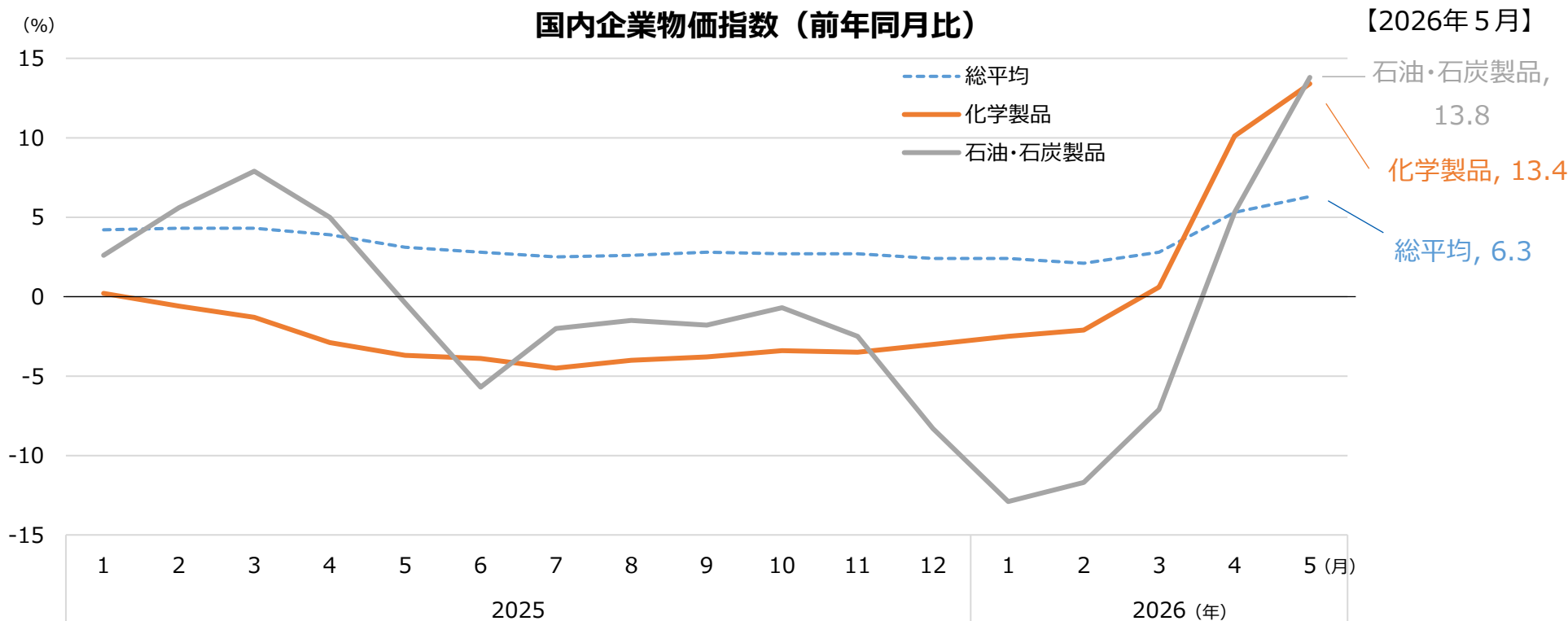
②週次・民間調査



（備考）1. 1図は、総務省「消費者物価指数」により作成。 2. 2図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。 3. 3図は、財務省「貿易統計」により作成。 4. 4図は、内閣府「消費動向調査」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。①は季節調整値。②の「景況感（先行き）」は、2～3か月後の景況感や消費予想について5段階（100/75/50/25/0）で評価した際の平均値。数値が高いほど景況感が良く、消費金額が増えると判断している。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、品目（類別）別にみると、「石油・石炭製品」、「化学製品」で特に足下上昇している。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」。類別「化学製品」及び「石油・石炭製品」の前年同月比は、指数をもとに厚生労働省労働基準局において計算。
類別とは、企業物価指数を構成する品目を分類する最も大きな単位で、国内企業物価指数の場合は23ある。
「化学製品」、「石油・石炭製品」には、それぞれ以下の表の品目が含まれる。

化学製品	化学肥料、ソーダ工業製品、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、電池用無機化学工業製品、エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン・ブタジエン、ベンゼン、キシレン、合成アセトン、酸化エチレン・エチレングリコール、酸化プロピレン・ポリプロピレングリコール、塩化ビニルモノマー、アクリロニトリル、スチレンモノマー、フェノール・ビスフェノールA、合成染料、合成ゴム、熱硬化性樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、ポリアミド樹脂、飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、ポリフェニレンサルファイド、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、化学繊維、医薬品（除動物用）、石けん・身体洗浄剤、家庭用合成洗剤、柔軟仕上げ剤、界面活性剤、仕上用・皮膚用化粧品、頭髮用化粧品、歯磨、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー、印刷インキ、農薬、接着剤、写真感光材料、触媒、香料、漂白剤
石油・石炭製品	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B重油、C重油、重油、潤滑油、アスファルト、液化石油ガス、石炭コークス、舗装材料

（注） 2026年 5月速報値。

「中東情勢の緊迫化による 中小企業へのエネルギー等の影響調査」 集計結果

■ 調査概要	1
■ 調査結果の主なポイント	2
■ 調査結果の詳細	3～12

2026年6月12日
日本商工会議所 東京商工会議所

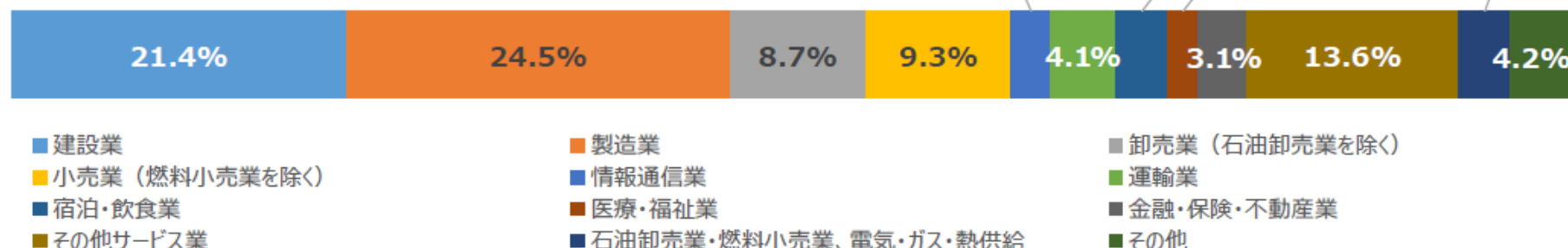
- (1) 調査地域：全国47都道府県 (2) 回答企業数：2,497社
 (3) 調査期間：2026年5月7日～5月29日 (4) 回収商工会議所数：205商工会議所
 (5) 調査対象：各地商工会議所の会員企業 (6) 調査方法：各地商工会議所を通じて依頼（WEB回答）
 (7) 調査の目的：昨今の中東情勢の緊迫化に伴う、地域中小企業の実態への影響を把握し、現下の情勢に即した支援策の検討や、政府等への政策提言に活用する。

(※) 各構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比が100%にならない場合がある。

【回答企業の属性】

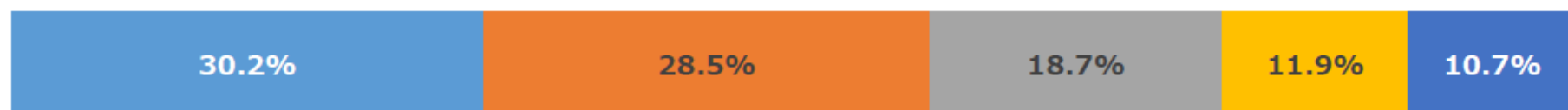
(1) 業種

建設業：535社【21.4%】 製造業：612社【24.5%】 卸売業（石油卸売業を除く）：217社【8.7%】 小売業（燃料小売業を除く）：232社【9.3%】
 情報通信業：63社【2.5%】 運輸業：103社【4.1%】 宿泊・飲食業：84社【3.4%】 医療・福祉業：47社【1.9%】
 金融・保険・不動産業：78社【3.1%】 その他サービス業：339社【13.6%】 石油卸売業・燃料小売業、電気・ガス・熱供給：83社【3.3%】
 その他：104社【4.2%】



(2) 従業員規模

5人以下：755社【30.2%】 6～20人：712社【28.5%】 21～50人：466社【18.7%】 51～100人：296社【11.9%】 101～300人：268社【10.7%】



本書161

■ 5人以下 ■ 6～20人 ■ 21～50人 ■ 51～100人 ■ 101～300人

1. 燃料・石油化学製品への影響は「価格上昇」が最多。7～8割の企業に影響あり

- 中東情勢の緊迫化による「燃料」・「石油化学製品（原材料・部材等、消費財・備品等）（※）」に関する経営への影響は、いずれも「価格上昇」が最多で、企業の約7～8割に影響が出ている。
- 「『燃料』の供給の停滞・目詰まり」の影響は約3割であるのに対し、「『石油化学製品』の供給の停滞・目詰まり」の影響は、「原材料・部材等」、「消費財・備品等」のいずれにおいても5割以上の企業が影響を受けている。

2. 経営への影響を受けている企業は9割超。「コスト負担の増加」が上位に

- 経営への影響の具体的内容は、「仕入価格の高騰（74.8%）」を筆頭に、「燃料価格の高騰（62.9%）」や「物流費の高騰（38.7%）」といったコスト負担の増加が上位を占める。
- コスト増加分の価格転嫁の状況は、「価格転嫁できている・一部できている企業」は約5割（46.6%）、「ほとんど価格転嫁できていない・していない企業」も約5割（48.4%）。

3. 業種別では、「製造業」「建設業」「宿泊・飲食業」において「仕入価格の高騰によるコスト負担の増加」の影響が最多

- 建設業では、上記のコスト負担の増加に加え、「仕入物資の停滞・目詰まりによる操業率・事業活動の低下」、「納期遅延や受注制限に伴う失注・売上の減少」が他の業種と比べて高い。

4. 中東情勢緊迫化に対する企業の対応は「価格転嫁」と「在庫確保」が多い

- 対応内容は、「上昇したコストの販売価格の転嫁」が約4割（39.7%）で最多。「消費財等の在庫確保（38.9%）」、「燃料や原材料等の積み増し（16.0%）」といった在庫確保の動きもみられる。
- 在庫積み増しに取り組む企業のうち、「燃料」の在庫については、約6割の企業は通常の水準、約1割の企業では通常よりも多い水準で確保している。また、「石油化学製品（原材料・部材・販売用商品）」の在庫については、「通常の水準」、「通常よりも多い水準」を確保している企業はそれぞれ約2.5割。

5. 政府等に対しては、「安定供給の確保」と「コスト・資金面への支援」を要望

- 政府等に対しては、事業継続の前提となる「エネルギーの安定供給確保」を求める割合が最も高い。次いで、「電力・ガス料金、燃料費の負担軽減」や「資金繰り支援」等のコストおよび資金面での負担軽減を求める企業が多い。

（※）本調査における「石油化学製品」とは、ナフサを原料として製造される化学製品およびその加工品を指す。

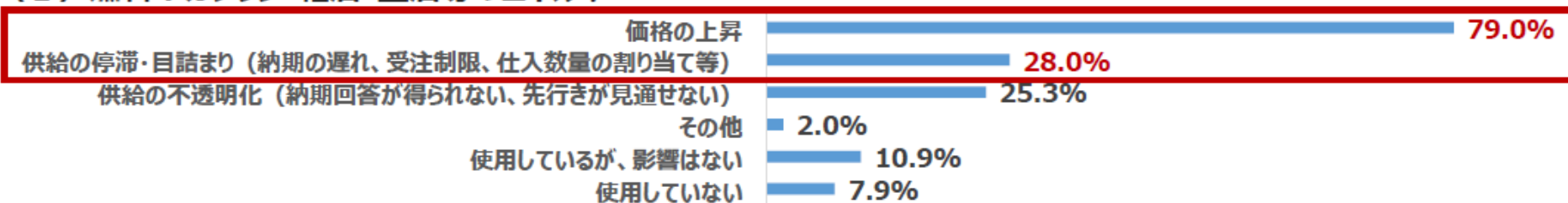
1. 事業活動に関連するエネルギー・石油化学製品への影響

3

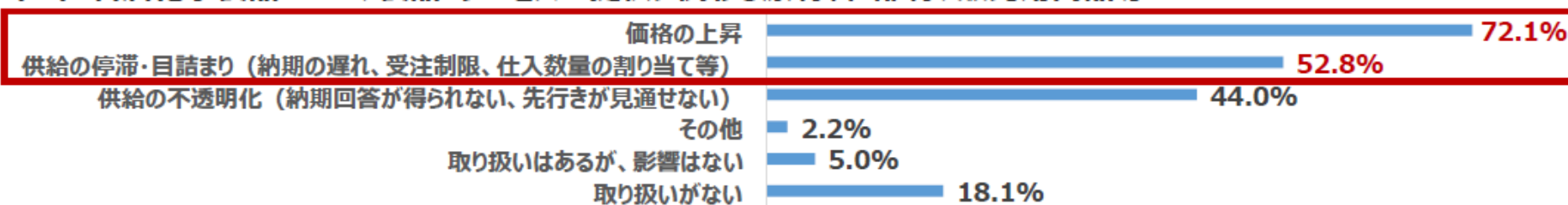
- 中東情勢の緊迫化による「燃料」・「石油化学製品（原材料・部材等、消費財・備品等）」に関する経営への影響は、いずれも「価格上昇」が最多で、企業の約7～8割に影響が出ている。
- 「『燃料』の供給の停滞・目詰まり」の影響は約3割（28.0%）であるのに対し、「『石油化学製品』の供給の停滞・目詰まり」の影響については、「原材料・部材等」、「消費財・備品等」のいずれにおいても5割以上の企業が影響を受けている、と回答しており、「燃料」より「石油化学製品」の目詰まりの影響が大きい。

【複数回答】 n=2,497

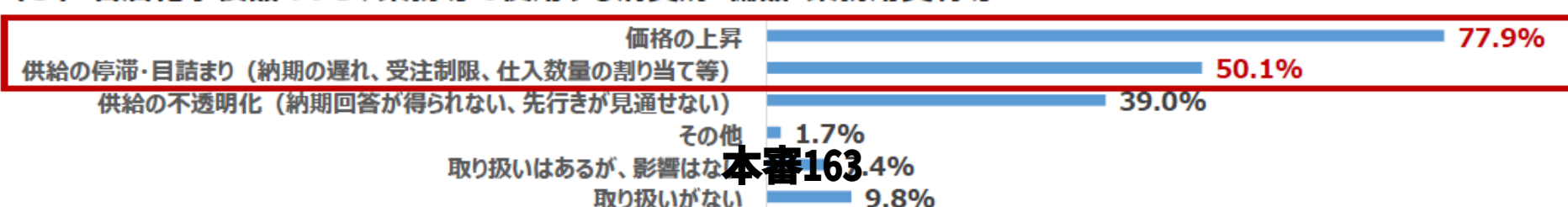
（1）燃料：ガソリン・軽油・重油等のエネルギー



（2）石油化学製品のうち、製品・サービスの提供に関わる原材料・部材、販売用商品等



（3）石油化学製品のうち、業務等で使用する消費財・備品・業務用資材等

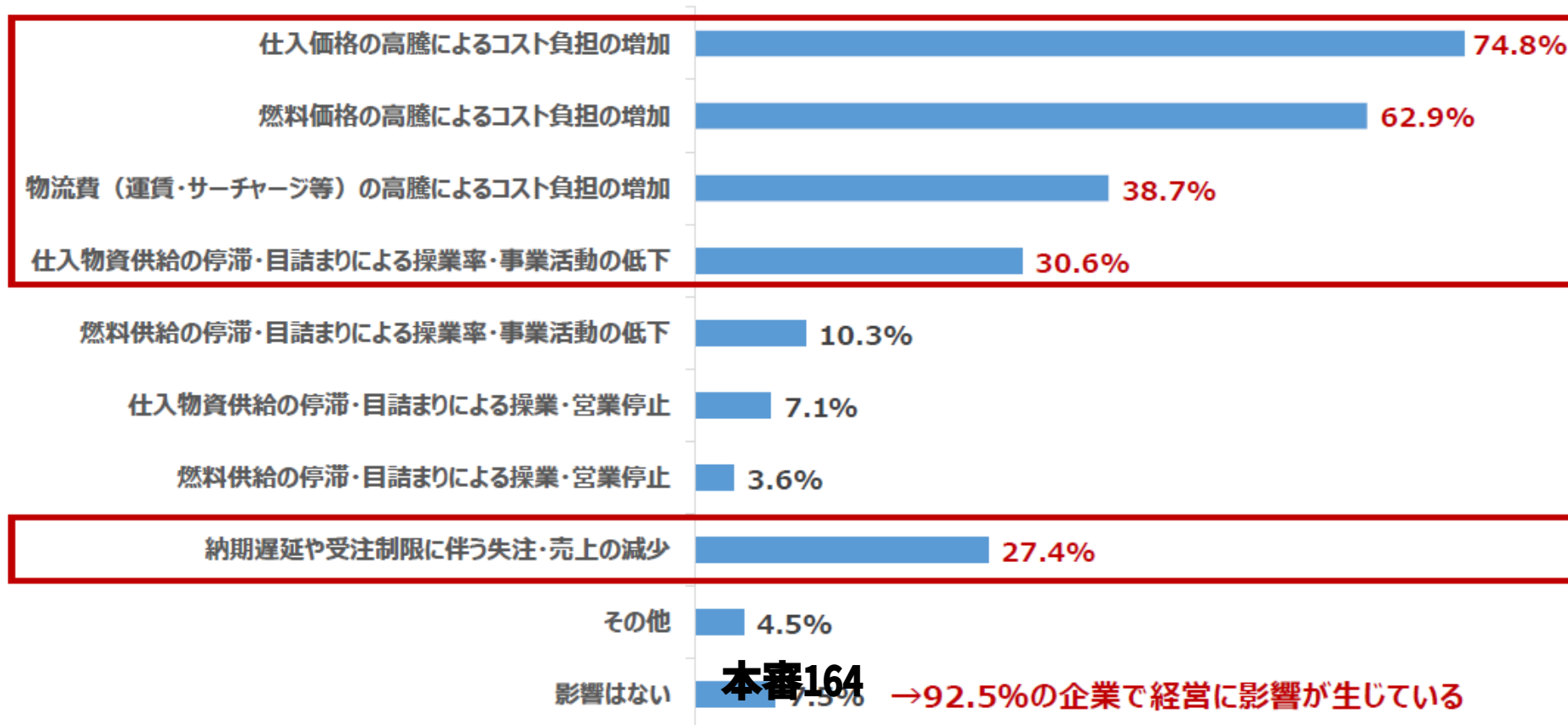


本書163

2. 経営への影響

- 中東情勢の緊迫化は、9割超（92.5%）の企業で何らかの影響が生じている。
- 影響の具体的内容は、「仕入価格の高騰（74.8%）」を筆頭に、「燃料価格の高騰（62.9%）」や「物流費の高騰（38.7%）」といったコスト負担の増加が上位を占める。
- 「仕入物資供給の停滞・目詰まりによる操業率・事業活動の低下（30.6%）」や「納期遅延や受注制限に伴う失注・売上の減少（27.4%）」の回答が続き、供給等の目詰まりによる影響も生じている。

【複数回答】 n=2,494

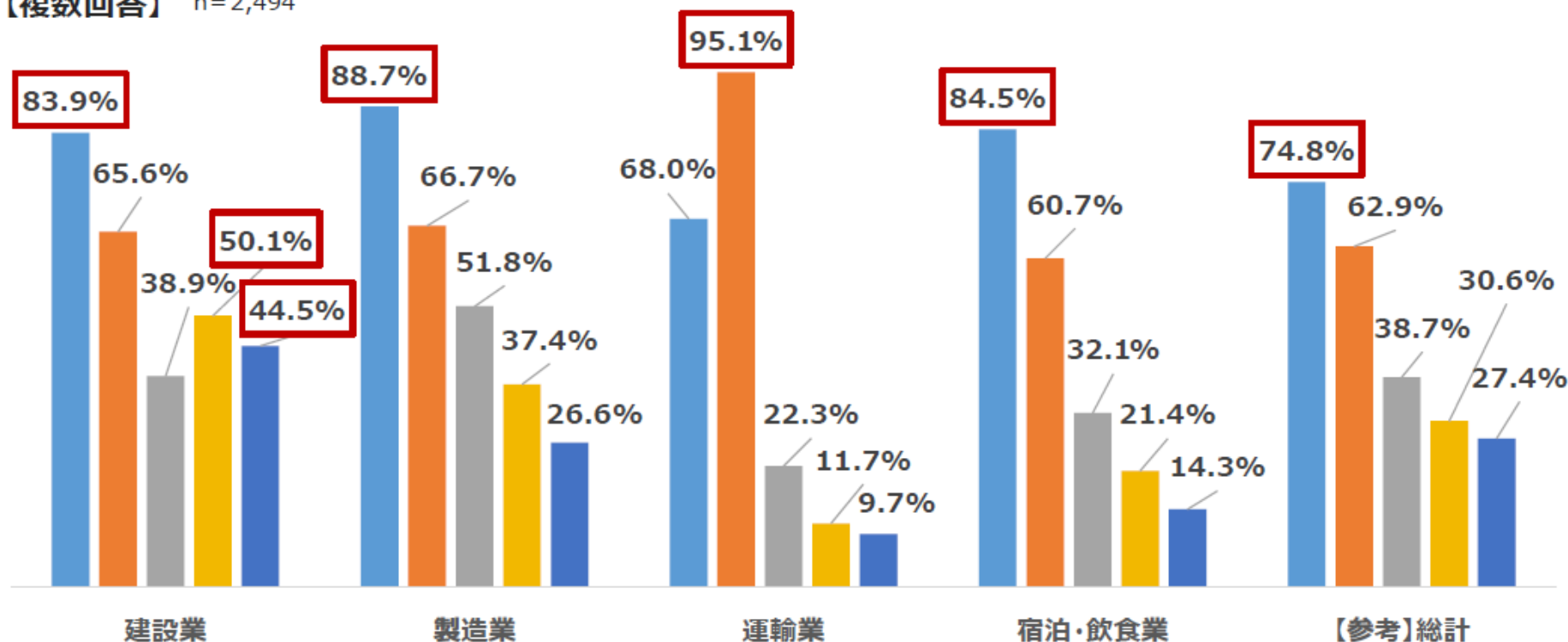


2. 経営への影響（業種別）

5

- 業種別の影響をみると、建設業、製造業、宿泊・飲食業では、「仕入価格の高騰によるコスト負担の増加」が8割以上と最も多い。運輸業のみ、「燃料価格の高騰によるコスト負担の増加」が最多。
- 建設業では、上記のコスト負担の増加に加え、「仕入物資の停滞・目詰まりによる操業率・事業活動の低下」、「納期遅延や受注制限に伴う失注・売上の減少」が他の業種と比べて高い。

【複数回答】 n=2,494



■ 仕入価格の高騰によるコスト負担の増加

■ 燃料価格の高騰によるコスト負担の増加

■ 物流費（運賃・サーチャージ等）の高騰によるコスト負担の増加

■ 仕入物資供給の停滞・目詰まりによる操業率・事業活動の低下

■ 納期遅延や受注制限に伴う失注・売上の減少

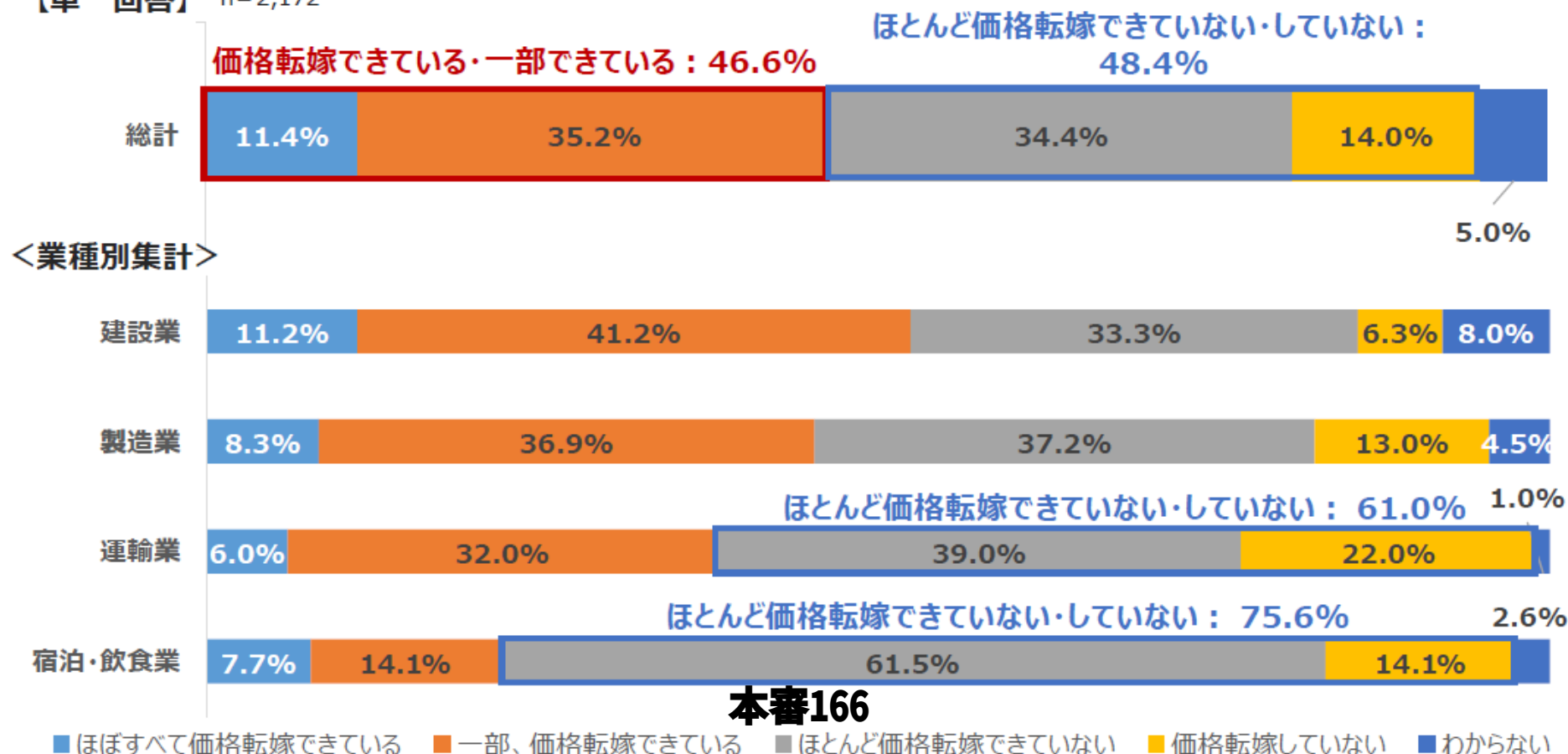
本書165

2. (更問) コスト増加分の価格転嫁の状況

6

- 仕入価格・燃料価格・物流費高騰の影響を受けている企業（④ページ）にのみ、コスト増加分の価格転嫁の状況を聞いたところ、「価格転嫁できている・一部できている企業」は約5割（46.6%）、「ほとんど価格転嫁できていない・していない企業」も約5割（48.4%）となっている。
- 業種別の転嫁状況では、宿泊・飲食業（75.6%）、運輸業（61.0%）は、ほとんど価格転嫁できていない・していない企業の割合が高くなっており、円滑な価格転嫁が課題となっている。

【単一回答】 n=2,172

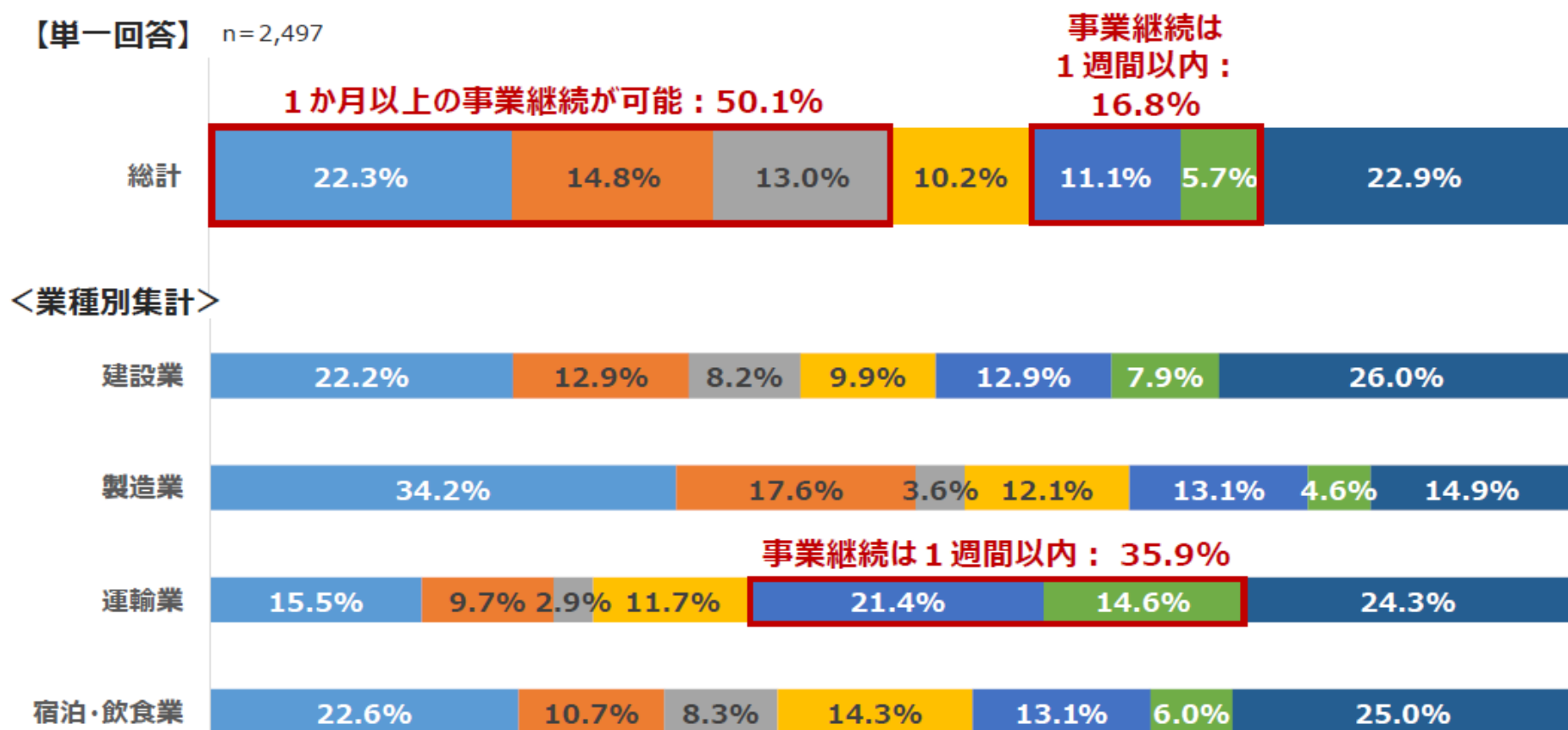


3. 供給途絶・著しい価格上昇が生じた場合の在庫等による事業活動の継続期間

7

- 仮に燃料・石油化学製品の供給途絶や著しい価格高騰が生じた場合でも、在庫活用等によって「1か月以上の事業継続が可能」な企業は約4割（37.1%）、「影響はない」企業は約1割（13.0%）と、約半数の企業（50.1%）は1か月以上の活動が可能と回答。
- 約2割（16.8%）の企業は「1週間以内」と回答しており、業種別では、特に、運輸業では約4割（35.9%）と、燃料等の供給途絶の影響が大さい。

【単一回答】 n=2,497



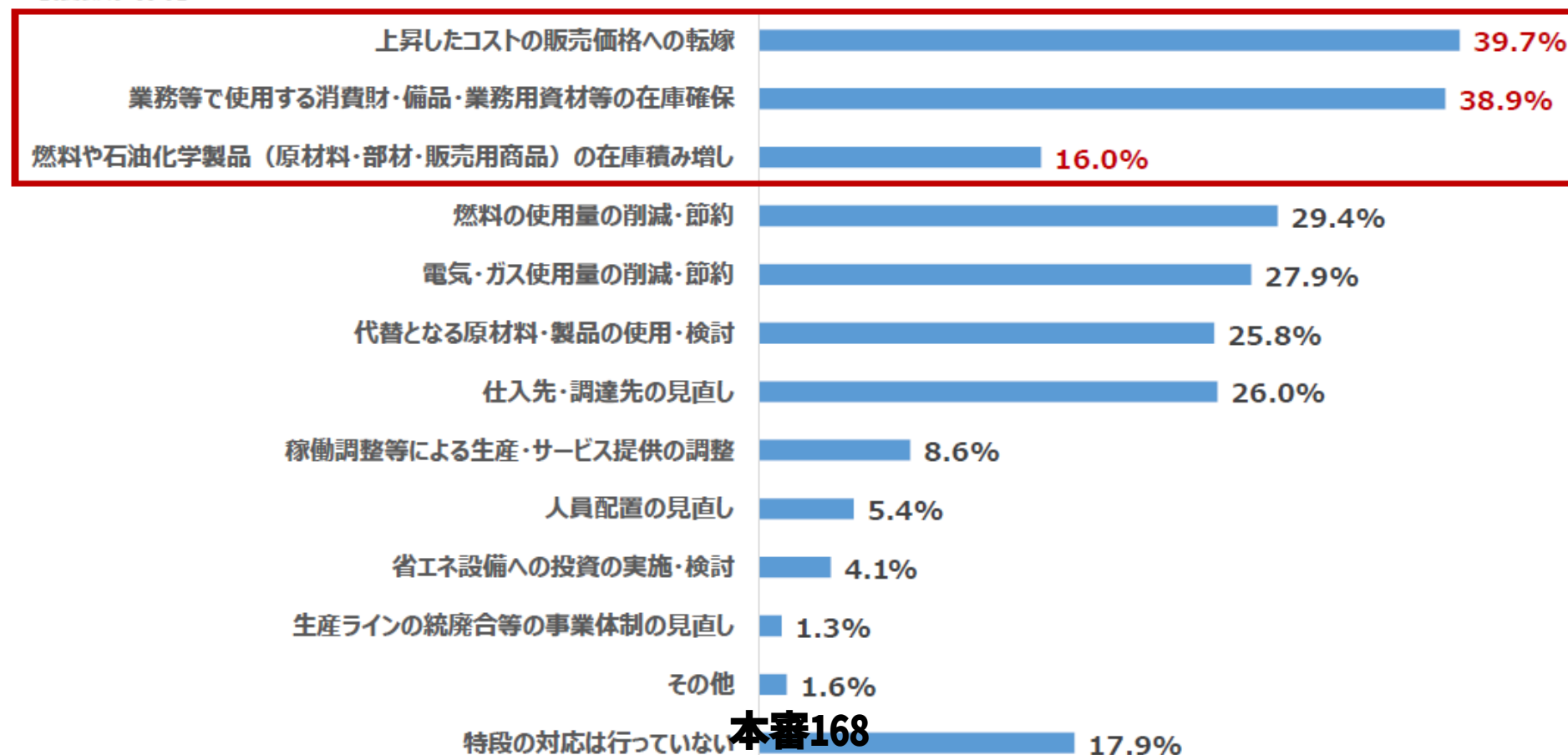
本書167

4. 中東情勢の緊迫化に対する対応

8

- 中東情勢の緊迫化に対して行っている対応（今後の予定も含む）を聞いたところ、約8割（82.1%）の企業が何らかの対応を行っている（または検討している）。
- 具体的な対応内容は、「上昇したコストの销售价格への転嫁（39.7%）」が最多。「消費財等の在庫確保（38.9%）」、「燃料や原材料等の積み増し（16.0%）」といった在庫確保の動きも見られる。

【複数回答】 n=2,476



本書168

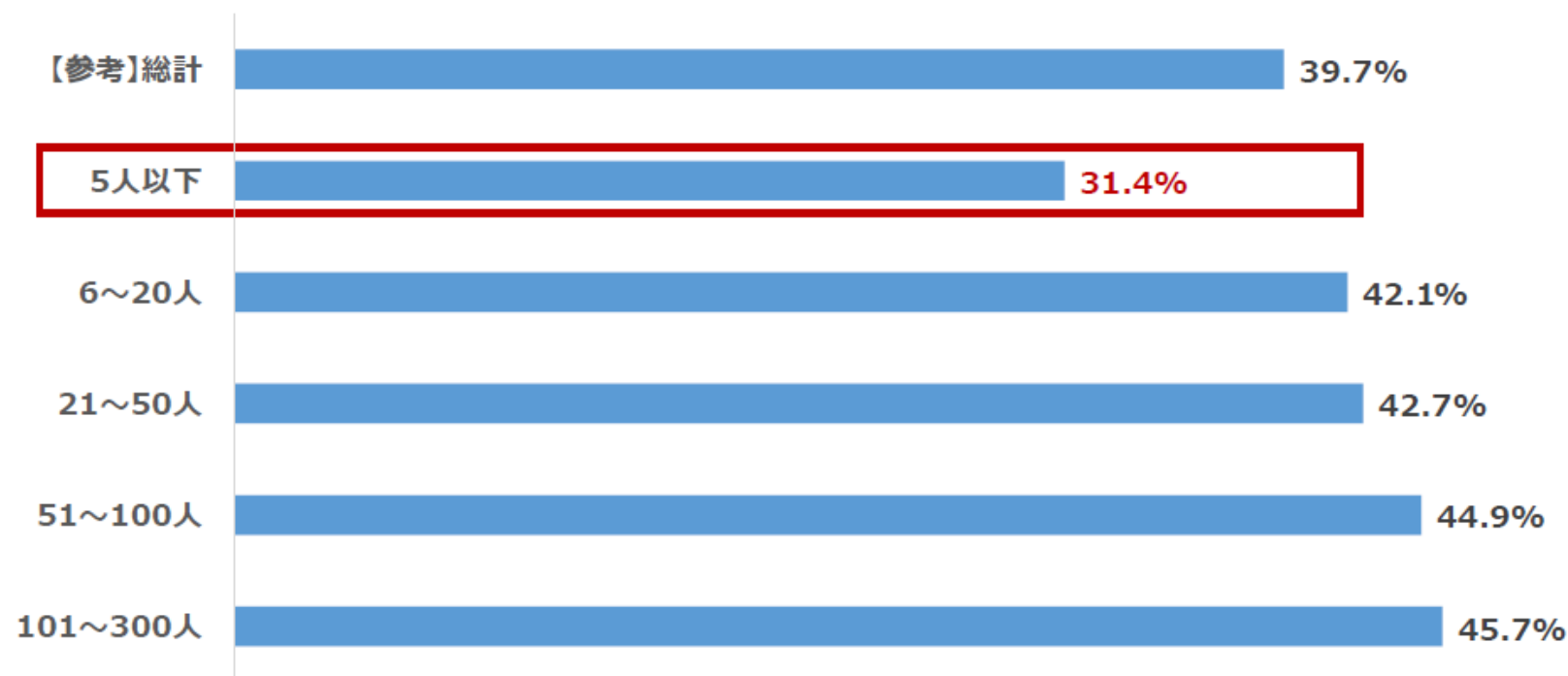
→82.1%の企業で対応を行っている（または検討している）

4. 中東情勢の緊迫化に対する対応（価格転嫁部分・従業員規模別分析）

9

○ 中東情勢の緊迫化に対して行っている対応（今後の予定も含む）について、「上昇したコストの販売価格への転嫁」と回答した企業（⑧ページ）を従業員規模別に分析したところ、**「従業員数5人以下」は約3割（31.4%）と他の従業員規模と比べて価格転嫁が進んでいない。**

【単一回答】 n=2,476



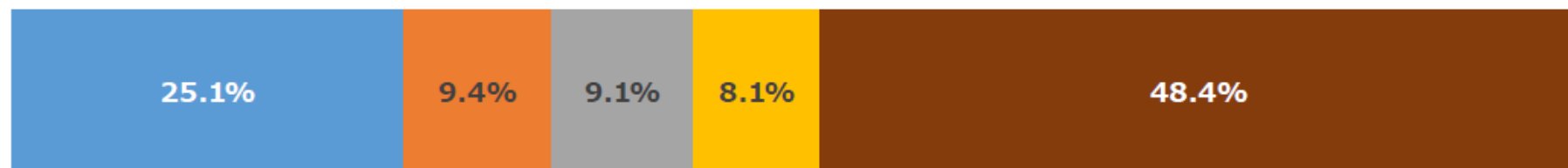
- 「燃料や石油化学製品（原材料・部材・販売用商品）の在庫積み増しを行っている（今後の予定も含む）」と回答した企業（⑧ページ）のみに、現在の在庫の状況を聞いたところ、「燃料」については、約6割（56.5%）の企業が通常の水準を確保しており、約1割（10.6%）の企業は通常よりも多い水準で確保している。
- 「石油化学製品（原材料・部材・販売用商品）」については、通常の水準を確保している企業は約2.5割（25.1%）、通常よりも多い水準を確保している企業は約2.5割（26.6%）となっている一方で、通常の水準を確保できていない企業は約5割（48.4%）と、「燃料」と比較すると供給不足となっている企業の割合が高い。

【単一回答】 n=395

(1) 燃料



(2) 石油化学製品



■ 通常の水準を確保している

■ 通常より5%未満積み増ししている

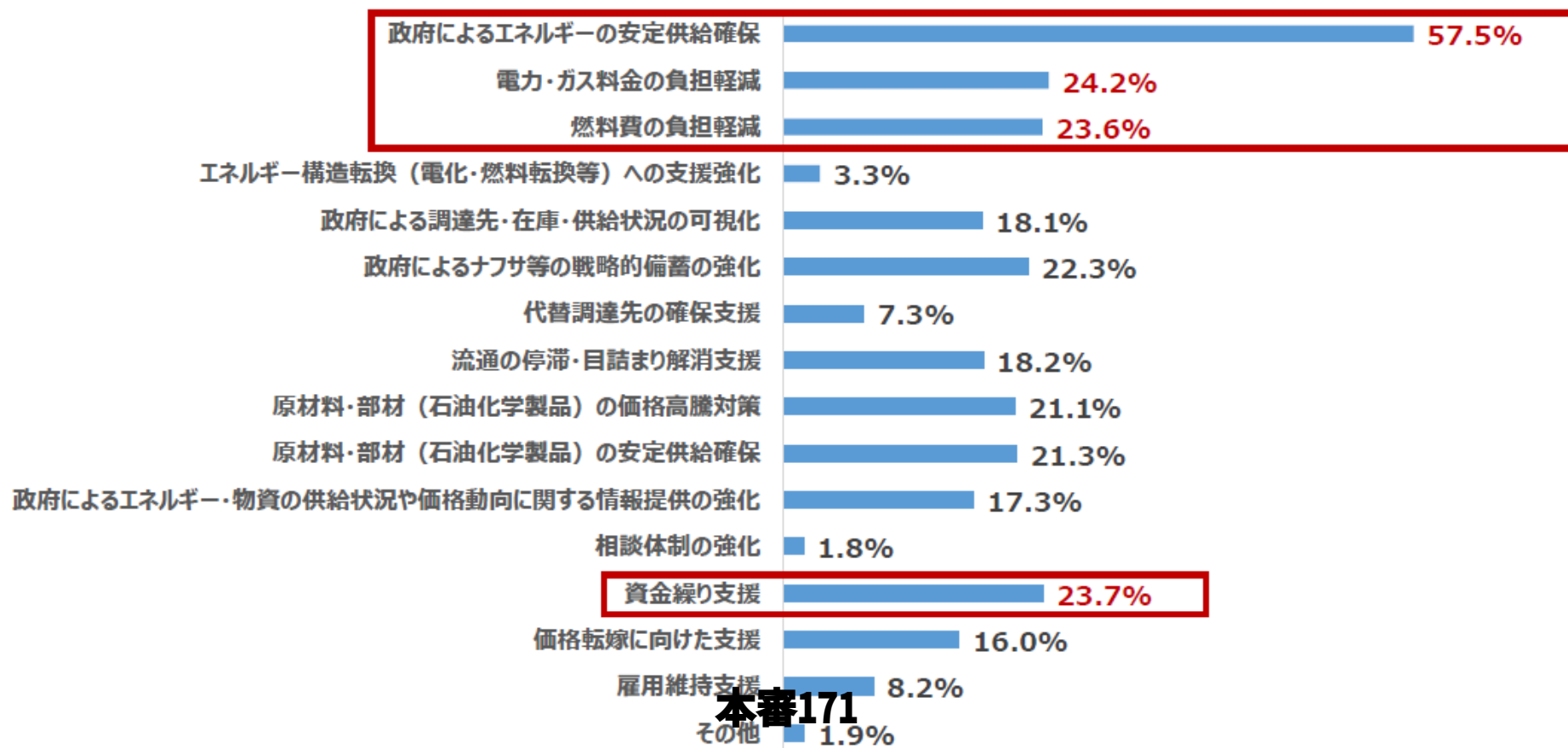
■ 通常より10%程度積み増ししている

■ 通常より20%以上積み増ししている

■ 通常より少ない水準しか確保できていない

- 政府・自治体に求める対応としては、「エネルギーの安定供給確保」が約 6 割（57.5%）と最多となっている。
- 求める個別支援策については、「電力・ガス料金の負担軽減（24.2%）」、「燃料費の負担軽減（23.6%）」など、価格高騰の影響を受け、エネルギー・燃料価格への負担軽減を求める声が多い。次いで、「資金繰り支援（23.7%）」のニーズも高い。

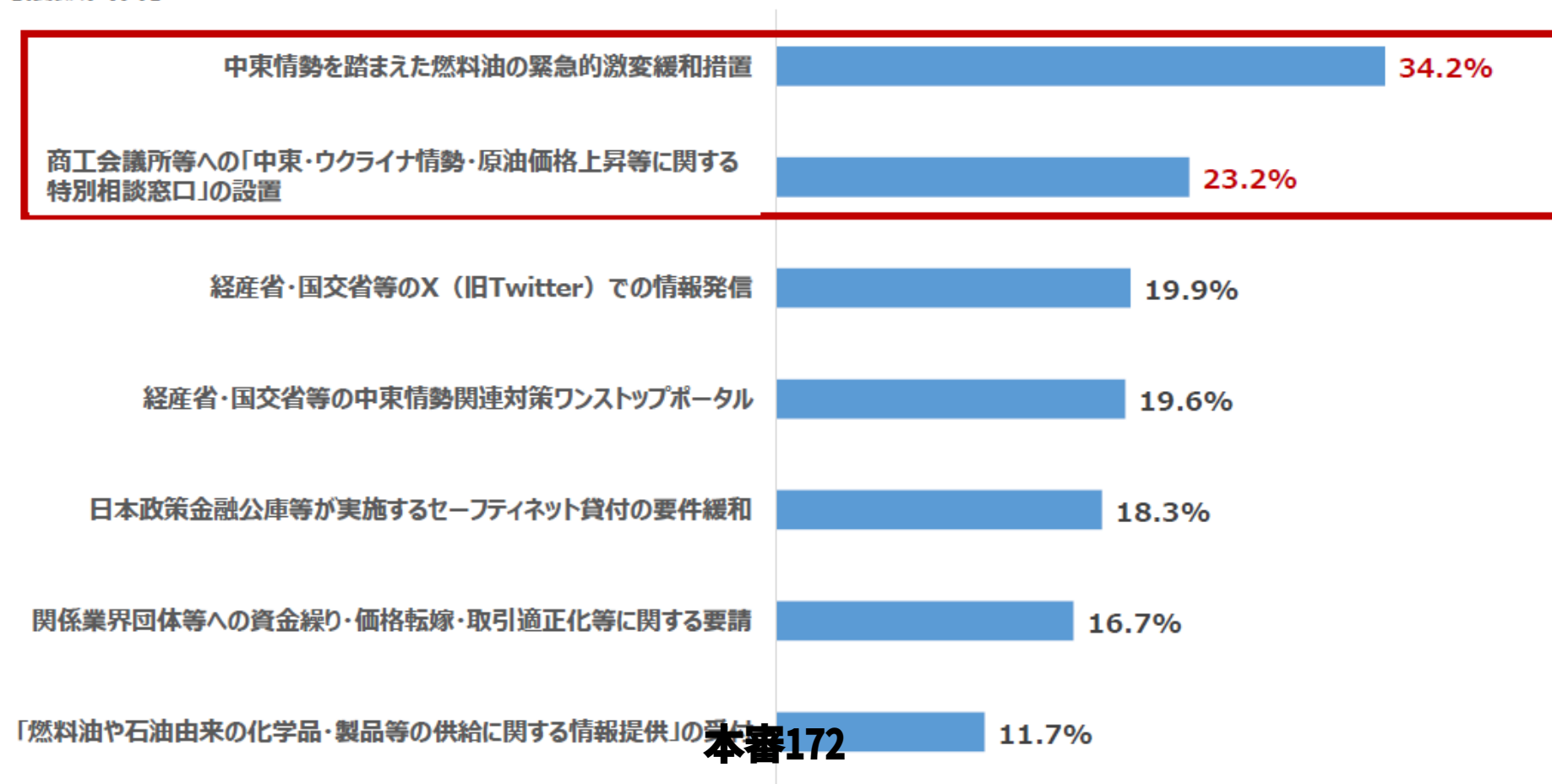
【上位3つを回答】 n=2,497



6. 政府が発信している情報や支援策の認知状況

- 政府の情報・支援策の認知度をみると、**「燃料油の緊急的激変緩和措置（34.2%）」が最も高い。**
- 次いで、**「商工会議所等への特別相談窓口の設置（23.2%）」**や、「経産省・国交省等のX（旧：Twitter）での情報発信（19.9%）」、「中東情勢関連対策ワンストップポータル（19.6%）」などが続いており、各施策ともに一定数の認知を獲得している。

【複数回答】 n = 2,497



中東情勢を踏まえた中小企業対策について

1. 特別相談窓口の設置 【3月23日（月）】

- ・全国の政府系金融機関及び商工団体、各地方経済産業局等（計1102カ所）に「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置（2022年より設置されている「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を拡充）。

2. 中小企業の資金繰り支援

①金融機関に対する資金繰りへの配慮要請 【3月27日（金）】

- ・官民金融団体による意見交換会を開催。同会合で、関係大臣（総理、財務、厚労、農林、経産）から官民金融機関に対して、中東情勢の影響を受ける事業者の資金繰りへの配慮要請文を発出。

②日本公庫によるセーフティネット貸付の金利引き下げ 【4月1日（水）】

- ・原油高等の影響を受ける事業者へのセーフティネット貸付の▲0.4%金利引下げを、2022年5月より実施中。
- ・本制度の対象となっていない「中東情勢による取引・生産の減少や停止」についても、4月1日より金利引下げの対象とする。

③セーフティネット保証5号への業況が厳しい業種の追加指定に向けた臨時調査

- ・全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を実施。
- ・加えて、業況が厳しい業種を指定するために、臨時調査を実施します

3. 価格転嫁

①価格転嫁に係る配慮要請 【3月27日（金）】

- ・関係大臣（警察、金融、総務、財務（国税）、厚労、農水、国交）、経産大臣及び公正取引委員会委員長から、関係業界団体に対し、原材料・エネルギーコストの上昇を考慮した上で取引対価を決定するなど、適切な価格転嫁に配慮するよう要請文を発出。
- ・経産大臣から各省庁、各地方自治体に対しても、官公需の観点で同趣旨の配慮要請文を発出。

②取引Gメン等による中東情勢の影響の重点調査

- ・取引Gメンや建設Gメンなど1000人体制で、中東情勢の影響を重点調査し、価格転嫁の徹底を図る。

労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（概要）

- 労働供給制約社会では、人も中小企業も数よりも質であり、経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指し、中小企業・小規模事業者の経営管理能力の高度化と経営改革を実現する。
- 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化政策」そのものであり、成長戦略の起点である。
- 変化に挑む中堅・中小企業の17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入を実現し、日本成長戦略や地域未来戦略に貢献する。

賃上げの促進

- ・賃上げに関して、最低賃金を含む**地域別・業種別の詳細分析の実施**及び分析結果を実質賃金プラスとなるような賃上げ促進政策へ反映。また、**防衛的賃上げから脱却し、成長型賃上げ**を可能とする経営基盤を強化する経営リテラシーの向上
- ・補助金について、**早期の賃上げに向けて足下の賃上げ状況も審査・評価を行う仕組みへの見直し**及び実質賃金プラスの定着に向けて**積極的に賃上げを行う中小企業を後押しするための賃上げ促進税制の見直し**の検討

価格転嫁・取引適正化の徹底

- 令和8年1月より施行された取適法・振興法を着実に執行する。
- 官公需や取適法の対象とならない民間取引を含め、価格転嫁・取引適正化を強化する。

→取適法・振興法の「現場への浸透」

- ・AI分析を活用した法執行強化
- ・公取と連携した一層の周知徹底

→官公需における価格転嫁・取引適正化

- ・「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の推進及びフォローアップの実施

- ・受注側中小企業による国等・地方公共団体の取組状況の評価の拡充

→取適法対象外の取引への規制強化

- ・独占禁止法上の告示の策定等とその遵守徹底、知的財産権等の適切な取引に関する指針策定

- 主に加価価値の増大に関する施策
- 付加価値の増大、労働投入量の最適化の双方に関する施策

- 主に加価価値の増大に関する施策

成長支援・成長投資・生産性向上

- 成長志向の強い中小企業への行動変容を促す支援策を強化するとともに、より多くの地域企業が成長志向に向かうメカニズムを構築する。
- 現場現業型でスピード感がありAI活用による成長余地の大きい地域の中小企業のAXを行い、抜本的な経営改革を実現するため、補助金や伴走支援に加え地域ネットワーク作りを行う。

→日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築

- ・100億企業創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備
- ・成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（①売上1～10億円の企業、②小規模事業者を対象）の構築
- ・成長局面での資金需要に向けた、民間と保証協会の新たな責任共有の仕組の設計、公庫等によるリスクテイク機能を通じたリスクシェアの推進
- ・ローカル・ゼブラ育成のため、ステークホルダーとの連携体制の構築
- ・イノベーション、新事業進出、新製品サービス開発等の支援
- ・創業時からの経営力向上（AIの活用等）、政策金融等の創業後の成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築推進

→持続的発展及び賃上げを目指す事業者への経営管理能力の高度化に向けた支援

- ・プッシュ型の働きかけ・経営計画等の策定を通じた経営リテラシー向上
- ・エッセンシャルサービス維持に向けた商工会・商工会議所等の体制構築

→AX・デジタル化

- ・中小企業、経営やAIにも精通した人材、適切なAIサービス提供者、支援機関（金融機関・高専等）の地域ごとのネットワークを構築
- ・中小企業の自主的な変革を後押しする生成AIツールの社会実装

→省力化の加速・業務改善

- ・省力化投資の促進、生産性向上支援センターや省力化ナビの活用

M&A・事業承継等の事業再編

- 経営者交代や経営資源の集約等を通じた成長を目指す経営改革を実現する。

→中小企業M&Aの環境整備

- ・個人・機関双方での適正な規律を図るための資格制度創設
- ・既存の支援機関登録制度を見直し、資格制度と併せて、法制化を目指す
- ・地域における持続可能な事業承継支援体制の構築

→経営資源集約や親族内承継も含めた事業承継の円滑な実施

- ・事業承継を契機として、生産性向上等に取り組む中小企業に対する措置等の検討

→早期の事業再生や再生M&A等による「成長型再生」の推進

- ・経営悪化時の早期対応促進のため、モニタリング強化型特別保証の活用促進や、金融庁と連携した地域別での再生支援体制の構築等を通じた予兆管理・伴走支援の強化
- ・再生M&Aの促進に向けた、当該実務に関するガイドラインの作成

経営改革等のための伴走支援体制の強化等

- ・賃上げ等に向けたプッシュ型の働きかけ・伴走支援体制の強化及び自治体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業創出

賃上げを実現しようとする小規模事業者支援のための伴走支援体制の強化

- 賃上げを実現しようとする事業者に対して、1) 「かかりつけ医」である金融機関、支援機関側の積極的な働きかけ（プッシュ型）により稼ぐ力を高める方法について、気づきの機会を提供し、2) 「専門医」による寄り添った支援（伴走支援）を拡大。
- 徹底した伴走支援を通じた生産性向上・省力化投資等の抜本強化を行うことを経済対策で決定（**赤字部分**を経済対策に盛り込み）。

（参考）経済対策（2025年11月21日閣議決定）の該当箇所
 今般の米国関税措置や事業環境の変化を踏まえ、プッシュ型による伴走支援体制を強化する。よろず支援拠点に生産性向上支援センター（仮称）を設置するほか、商工会・商工会議所をはじめとした支援機関の体制強化を行うとともに、関係機関が連携した伴走支援のモデルを創出する。
 これらにより、企業の成長や生産性向上への気づきを促し、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の賃上げを実現するサポート体制を整備する。



中堅・中小企業向け投資支援メニュー

※令和7年度補正予算等

売上規模 イメージ		事業者数	主な経営課題		
			売上拡大	高付加価値化	省力化・デジタル化
100億円以上	大企業	約1,300者	中堅等大規模投資補助金【中堅向け】 上限50億 補助率1/3 100億支援 成長加速化補助金 上限5億 補助率1/2 【100億宣言企業向け】 上限50億 補助率1/3 事業承継・M&A補助金 上限2,000万 補助率1/2等 省力化投資補助金 上限1億 補助率1/2等 デジタル化・AI導入補助金 上限450万 補助率1/2等		
	中堅企業	約0.9万者			
	中小企業	約4,500者			
100億未満 10億円		約9万者	新事業進出・ものづくり補助金 上限9,000万 補助率1/2等 持続化補助金 上限250万 補助率2/3 等		
10億円 1億円		約60万者	事業承継・M&A補助金 上限2,000万 補助率1/2等 省力化投資補助金 上限1億 補助率1/2等 デジタル化・AI導入補助金 上限450万 補助率1/2等		
1億円 1,000万円		約140万者	事業承継・M&A補助金 上限2,000万 補助率1/2等 省力化投資補助金 上限1億 補助率1/2等 デジタル化・AI導入補助金 上限450万 補助率1/2等		
1,000万円以下		約140万者	事業承継・M&A補助金 上限2,000万 補助率1/2等 省力化投資補助金 上限1億 補助率1/2等 デジタル化・AI導入補助金 上限450万 補助率1/2等		

✓ 会社を急成長させたい
✓ 上場を目指したい

✓ 承継前に事業を磨きたい
✓ M&Aの統合効果を出したい

✓ 新商品をつくりたい
✓ 海外展開したい
✓ 異分野進出したい

✓ 販路を広げたい
✓ 商品をPRしたい

✓ 人手不足に対応したい
✓ 生産プロセスを見直したい

官公需における価格転嫁の取組について

I 官公需の重要性

- エネルギー価格や原材料費、労務費などの上昇といった中小・小規模事業者を巡る厳しい経営環境の下、**企業の賃上げ原資を確保し、物価上昇を上回る賃上げを実現**するため、適切な価格転嫁を行うことが出来る環境の整備は重要。
- 地方に目を向けると、GDP全体の約 1 / 4 を占める公的需要は、地方部ほどGDPに占める割合が高く、**官公需は、地方経済にとって重要な役割を果たしている**ことから、地方の中小・小規模事業者にとって官公需における価格転嫁等の取組を深化・徹底していくことが、引き続き重要。

II 政府の取組

低価格受注に起因する倒産及び人材流出等の悪影響を未然に防止し、ダンピングの防止と公共調達における品質確保、適正なコストの賃金への転嫁並びに公正な競争環境の維持を図ることで、**発注者・受注者及び労働者の三者がそれぞれ利益を享受。**

国と地方を挙げて、これまでの取組を深化・徹底

【官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン等】

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 (R8.4.21閣議決定) に定められている措置の実施

- ◆ 価格転嫁・取引適正化の徹底
→ 契約期間中に発生した労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応等
- ◆ 適切な履行が確保できない低い価格での契約防止等
→ 低入札価格制度調査制度の導入を全ての対象契約で徹底等

物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

- ◆ 国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保

制度面

- ◆ 特に自治体の工事関係以外の請負契約における低入札価格調査制度等の導入の拡大・徹底
(自治体ごとの導入状況が見える化)
- ◆ 労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、業種ごとの低入札価格調査基準の見直し
(直接人件費・直接物件費を指標とする等)
- ◆ 物価上昇に伴うスライド対応や期中改定等を徹底し定着化

財政面

- ◆ 官公需の施設整備や委託・請負事業の単価・予算について、労務費や資材価格の上昇等を踏まえ引上げ
- ◆ 「重点支援地方交付金」の活用
(実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援)
- ◆ 各地方公共団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税本審17算定へ反映 (R8年度～)

令和8年度国等の契約の基本方針（令和8年4月21日閣議決定）の概要

- 官公需法に基づき、国等は契約時に中小企業者の受注機会を確保するよう努めるものとし、**国等の契約の基本方針**において**目標及び措置事項**を定め、毎年度当該基本方針を閣議決定。地方公共団体は国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 基本方針に明示した措置の実施状況は、各機関が毎年自己点検し、中小企業庁がとりまとめ公表。

契約目標

参考：国等（省庁、独立行政法人、国立大学法人等）の官公需総額は約11兆円、地方公共団体は約18兆円（R6年度実績）。

- （1）中小企業者向け契約目標**：割合**61%**、契約額**約6.5兆円** ※R7年度目標61%、約5.9兆円
- （2）設立10年未満の新規中小企業者向け契約目標**：割合**3%以上**

措置事項のポイント

（1）価格転嫁・取引適正化の徹底

- 価格交渉時に一方的に価格を決定することなく、迅速かつ適切に協議を行うことを明確化
- 価格交渉時に受注者が提示する公表資料を合理的な根拠として尊重することを明確化
- 契約の途中で実勢価格に変化が生じた場合には入札による契約を含め再交渉が可能であることや、契約金額変更の申出を行った受注者に対して、次回発注時に不利益な取扱いがないよう配慮することを明確化 等

（2）ダンピング防止の徹底

- 低入札価格調査制度の導入を全ての対象契約で徹底
（現状R6年度71%）
- ビルメンテナンス・警備等の契約における低入札価格調査発注率178基準の引上げ（現状6割程度） 等

（3）品質や機能等の適切な考慮

- ビルメンテナンス・警備等の調達における価格以外の要素も評価する総合評価落札方式の適用拡大を明記
- 燃料調達の際に、災害時に備えて地域内に燃料供給拠点を有することが要件となり得ることを明確化
- 著作権の活用を促すコンテンツ版バイ・ドール条項の契約書ひな形への設定の徹底 等

（4）フォローアップの強化

- 措置を未実施の場合の理由の公表
- 価格交渉促進月間フォローアップ調査の拡充

（5）人事評価における配慮

発注担当職員の積極的な価格転嫁・取引適正化の取組について、人事評価で配慮

令和8年度予算における官公需にかかる対応

令和8年4月6日 賃上げに向けた
中小企業等の活力向上に関するワー
キンググループ 財務省提出資料

- 官公需の施設整備や委託・請負事業の単価・予算について、**労務費や資材価格の上昇等を踏まえ引上げ**
- 府省庁等の申合せに基づき、**ビルメンテナンス契約等の総合評価落札方式の適用拡大や低入札価格調査基準の見直しを推進**

官公需における対応（例）

- ・ 公共工事の設計労務単価について、全国全職種単純平均で前年度比**+4.5%引上げ**（国交省）
- ・ 公立学校施設整備の補助単価について、例えばR C構造の公立学校施設についてはR 7当初比**+7.7%引上げ**（文科省）
- ・ 自衛隊施設整備の工事単価について、例えばR C構造の車庫についてはR 7当初比**+9%引上げ**（防衛省）
- ・ 本府・8号館庁舎の維持管理運営事業（PFI）の事業費について、ベースとなる個別指標を改訂し、R 7当初比**+0.4億円（+4%）増額**（内閣府）
- ・ 庁舎管理（ビルメンテナンス）請負事業について、予算額をR 7当初比**+1.5億円（+12%）増額**（経産省）
- ・ 労働関係届出データ入力・集計分析委託事業について、労務単価をR 7当初比**+6%引上げ**（厚労省）
- ・ 登記事項証明書交付事務等委託事業について、積算における基礎経費に乗じる賃金変動率をR 7当初比**+6.8%引上げ**（法務省）
- ・ 統計調査事業について、執行上の調査員単価を全国平均でR 7当初比**+6%引上げ**（総務省）
- ・ 義務教育教科書購入費について、教科書の定価をR 7当初比**+1.5%引上げ**（文科省）
- ・ R 8 地方財政計画において、委託・補助・維持補修**本書179**物価反映分を適切に措置（総務省）

物価高・官公需の価格転嫁への対応

- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理等の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円を増額計上
- 物価高が継続する中、物価上昇を上回る賃上げの実現のため、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、地方団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税の算定に反映

1. 物価高への対応

- ごみ収集、学校給食などのサービス、庁舎や教育施設の施設管理等の委託料：800億円
※ 普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ
- 道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費：750億円
- 道路や施設の改修等に係る投資的経費（単独）：3,000億円
- 民間事業者への補助や消耗品費・備品等：800億円
- 公営企業における物価高への影響：500億円

2. 価格転嫁の取組の普通交付税算定への反映

- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」（1,000億円程度）を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を、以下のような指標を用いて反映

【算定に用いる指標（案）】

- ・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率
- ・スライド条項等の導入率（※）
- ・民間委託契約額・指定管理料の増加率（※） ※本庁舎の清掃・夜間警備や一般ごみ収集などの業務を想定

（参考）「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」のうち、**本書180**指数及び経常的経費削減率等を用いた算定を廃止

官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プランの概要

- 令和8年4月6日の「第2回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、政府として、**国等の契約の基本方針の措置事項のうち特に取組を加速すべきものを特定し、令和8・9年度の2か年で100%の実施を目指すこととした。**
- 国等及び地方公共団体における取組が進むよう、同ワーキンググループ等において**フォローアップ**を行う。

加速化プランで100%実施を目指すとした項目（抜粋）

- 発注に当たって作成する**予定価格への最新の实勢価格の反映**
- **低入札価格調査制度（または最低制限価格制度）の活用**
- 契約期間中に発生した**労務費、原材料費、エネルギーコスト等への上昇へ誠実な対応、契約書への明記**
- 組織内で利用する**契約書ひな形へのコンテンツ版バイ・ドール条項の設定**
- **知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮（著作権や中間生成物の無償譲渡を求める記載を行わない）**

第2回中小WGにおける佐藤内閣官房副長官指示事項（抜粋）

- 関係府省庁においては、「**官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン**」について、**提示された措置を今年度・来年度の2年間で100%実施**できるよう、**地方支分部局や所管の独立行政法人等を含め、スピード感を持って実行に移すこと。**また、中小企業庁においては、取組状況の見える化を進めること。
- また、地方自治体における価格転嫁を進めることは重要であり、中小企業庁においては、**各機関における取組や価格転嫁の状況調査による実態把握**を進め、その結果を情報連携したうえで、総務省においては、**取組状況が芳しくない自治体に対して個別の改善指導、伴走支援を行い、改善が具体的に確認されるまでフォローアップ**をすること。また、得られた知見や改善事例を他の地方自治体への**指導・助言**の際に活用し、横展開を図ること。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は近年は低下傾向であるが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

(単位：%)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	64.2	3,044,511
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	61.4	891,906
	〃 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	47.3	4,622
	〃 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	62.8	26,411
	〃 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	74.4	860,873
	〃 1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	81.5	2,152,605

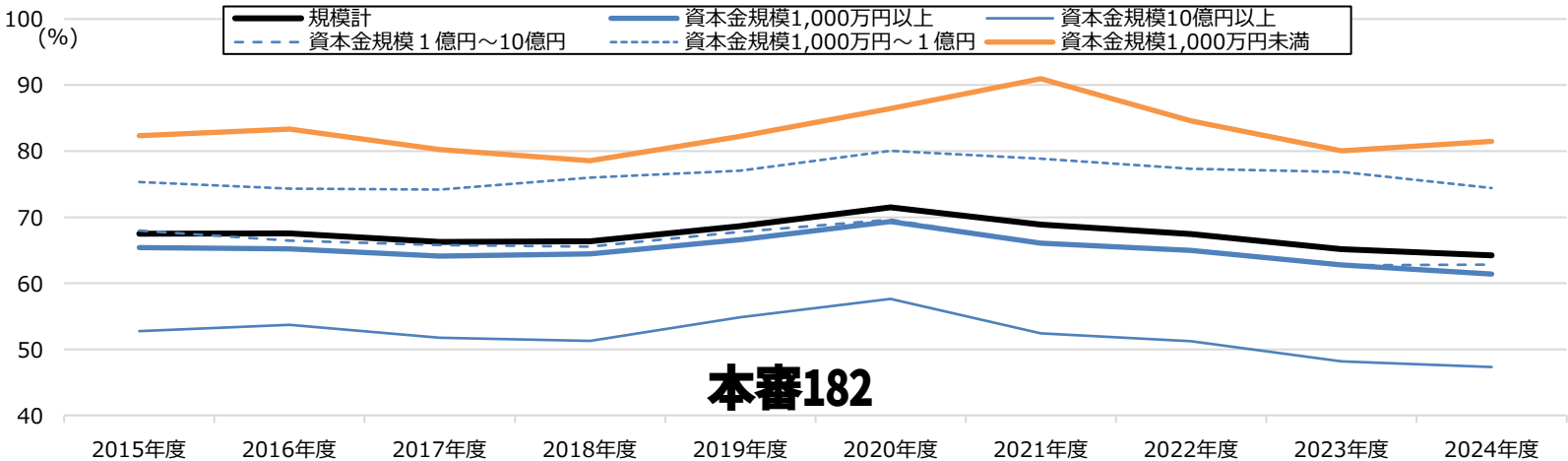
資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。

付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。

人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。



足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

厚生労働省労働基準局

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2026年1月～6月）

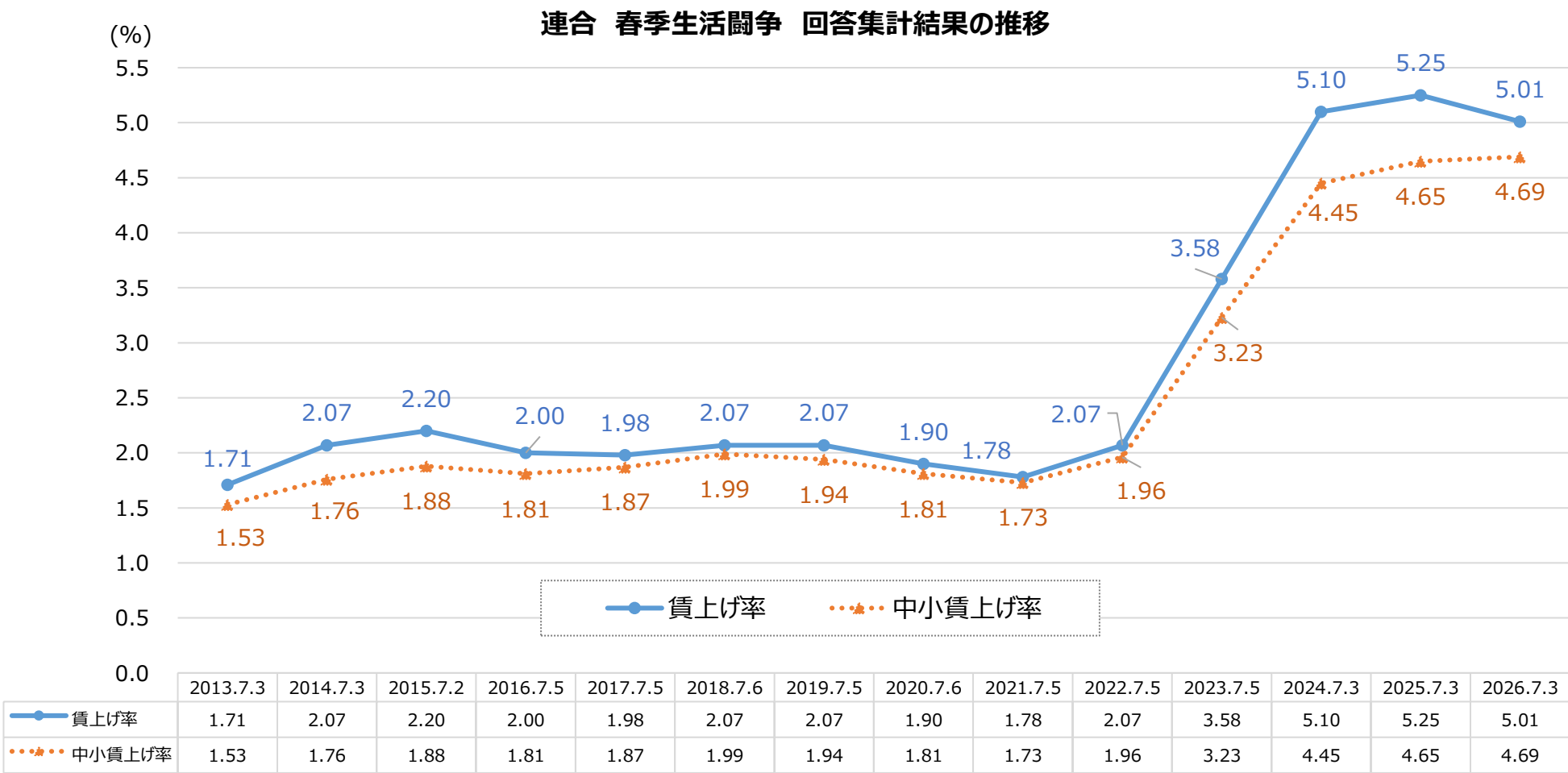
○ 2026年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2 月月例	景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ上昇テンポが緩やかになっている
3 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
4 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
6 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。
(注) 下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

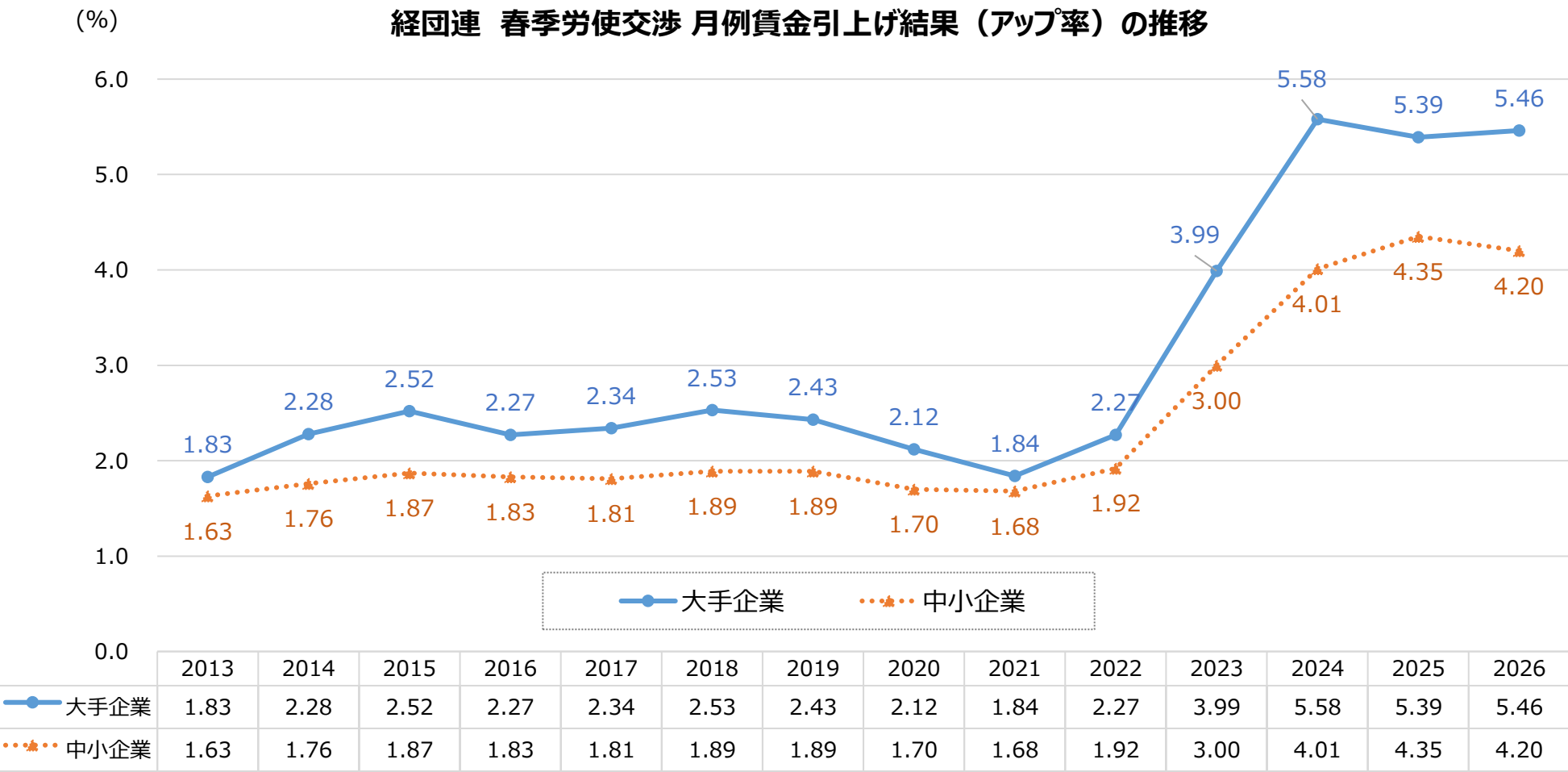
○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.01%（中小4.69%）となっており、5%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。



（資料出所）連合「2026春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2026年7月3日公表）を基に、厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）、中小企業4.20%（第1回集計）となっている。



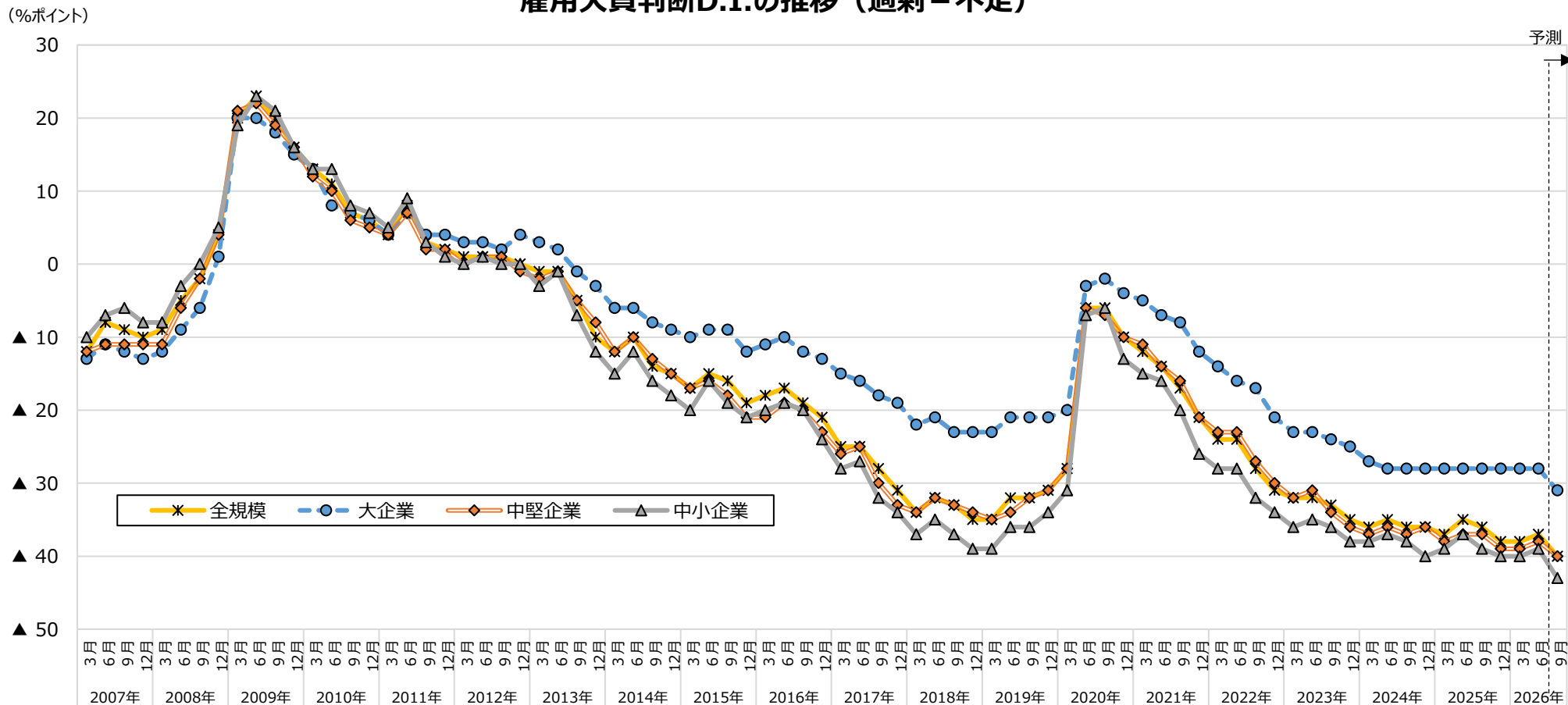
（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2026年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

（注）2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

雇用人員判断D.Iの推移（過剰-不足）

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.Iの推移（過剰-不足）



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

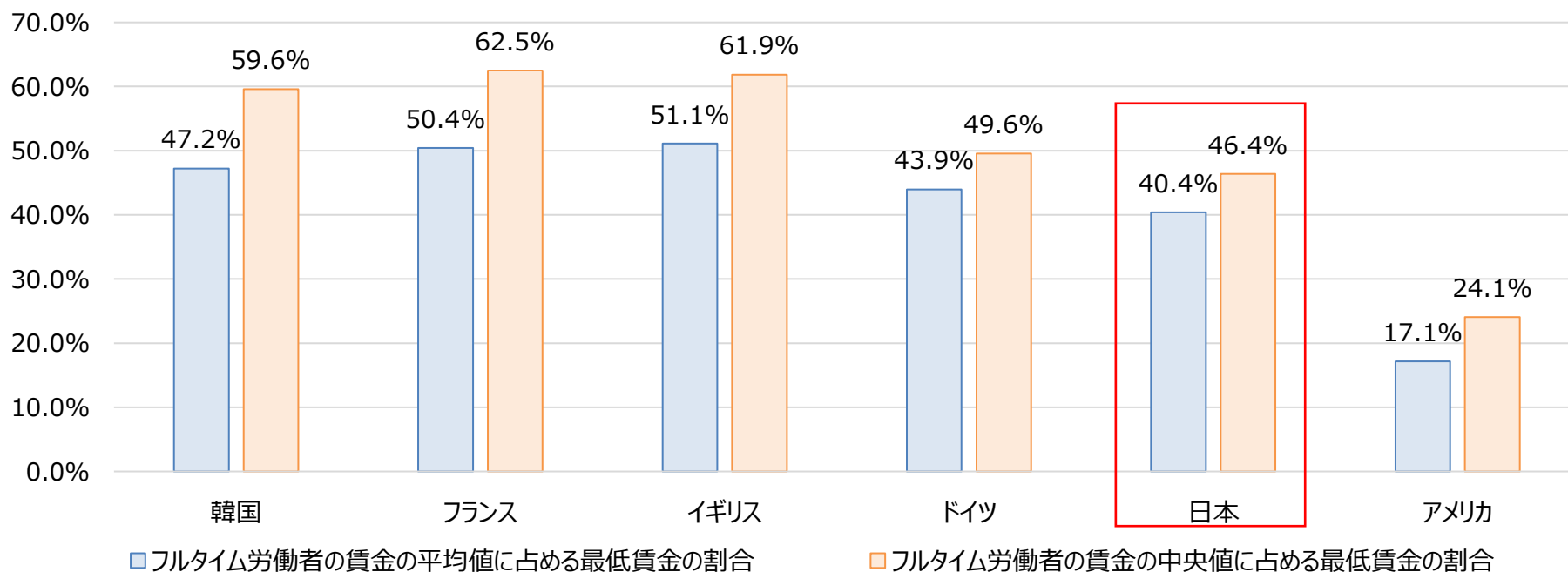
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金1億円未満

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2025年）



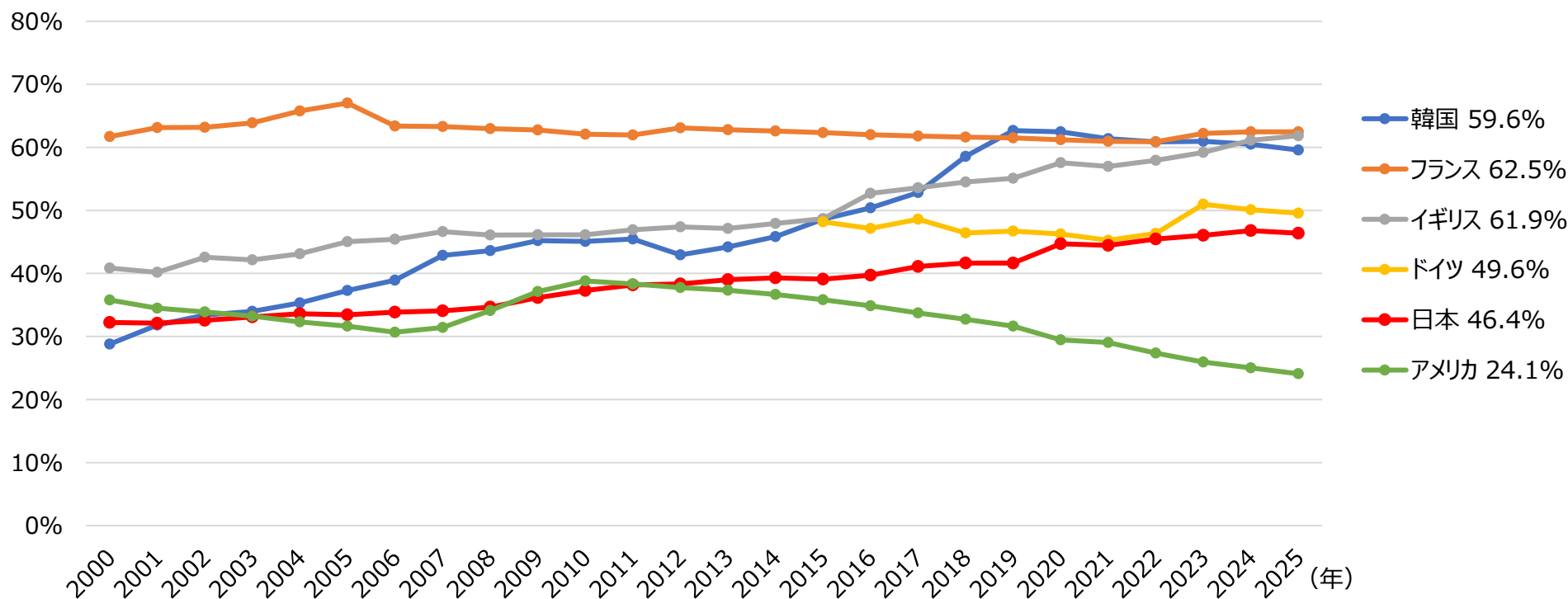
（資料出所） OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- （注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- （注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。
- （注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の中央値の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

- フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



（資料出所）O E C D Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

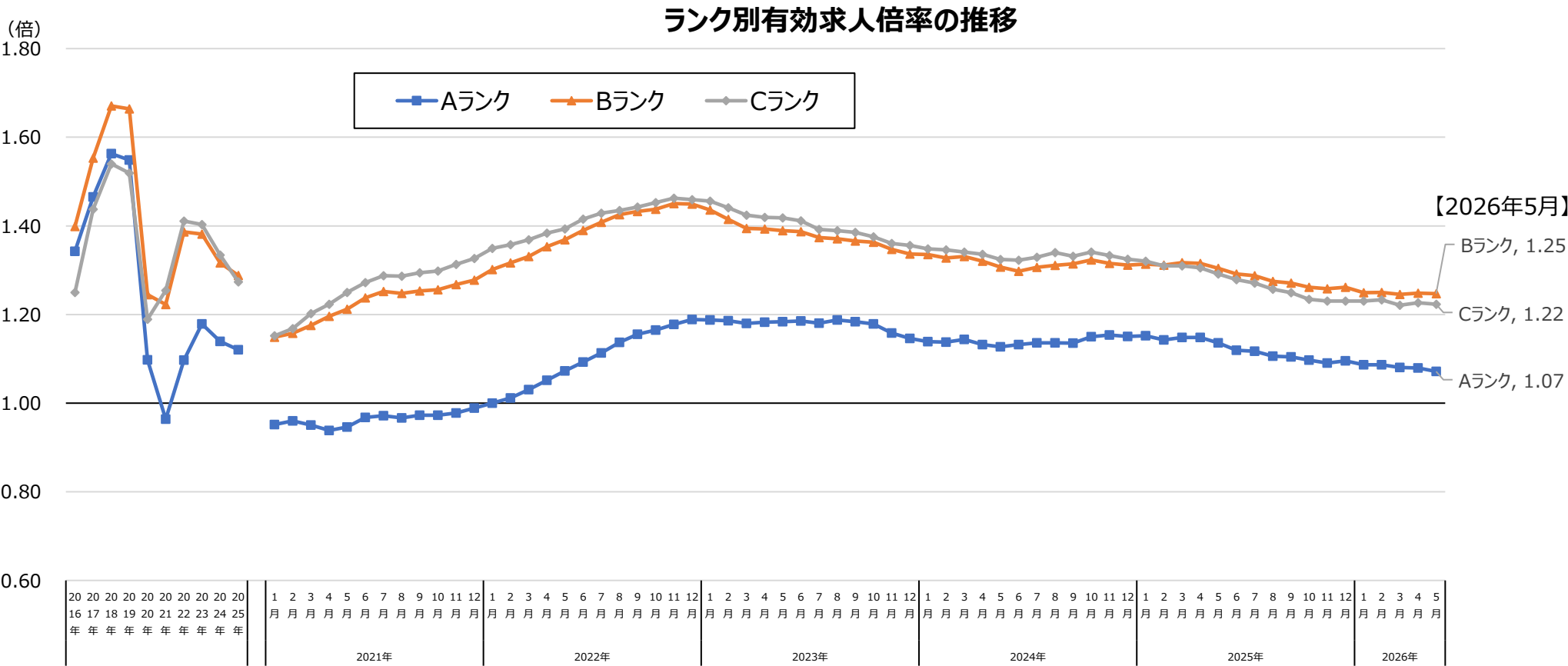
（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。

（注3）ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。

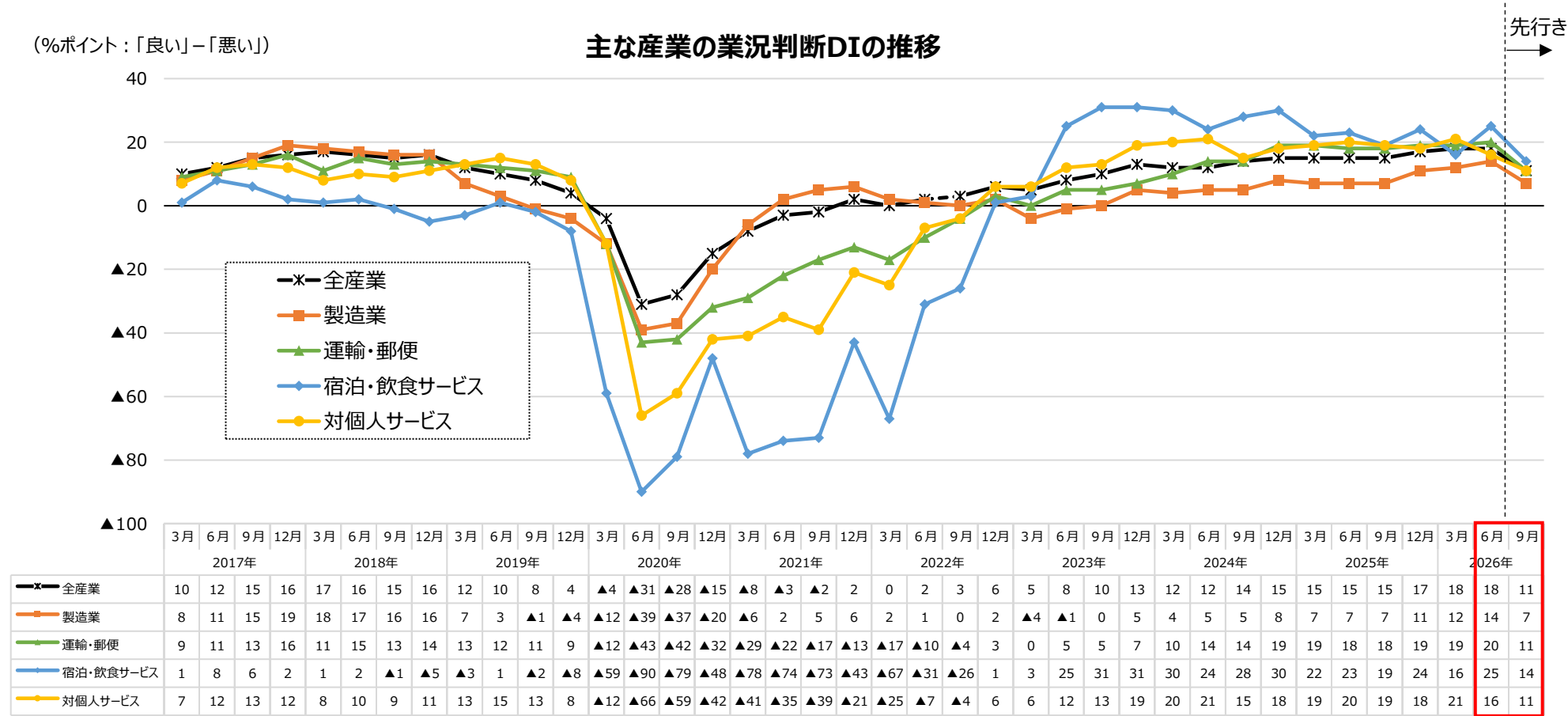
ランク別新規求人数の推移



(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を平均して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金 2 千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。

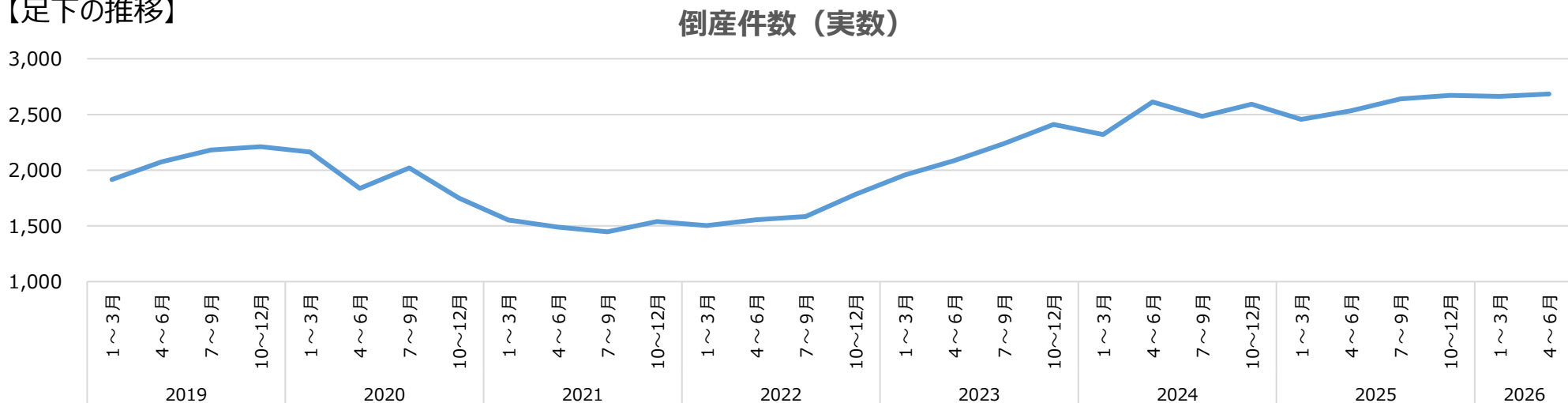
2. 2026 年 6 月の数値は、2026 年 3 月調査による「先行き（3 か月後）の状況」の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修サービス業」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

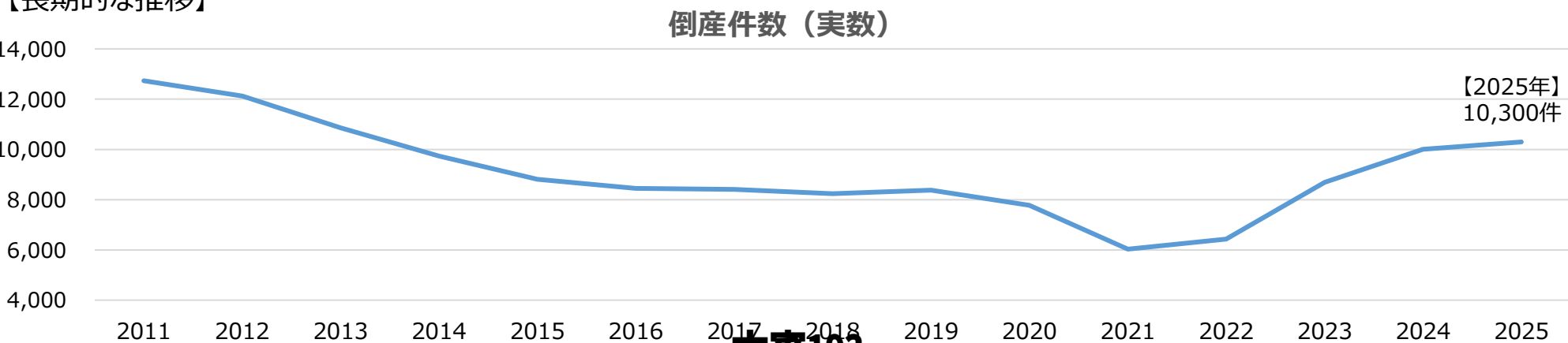
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】



【長期的な推移】



物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

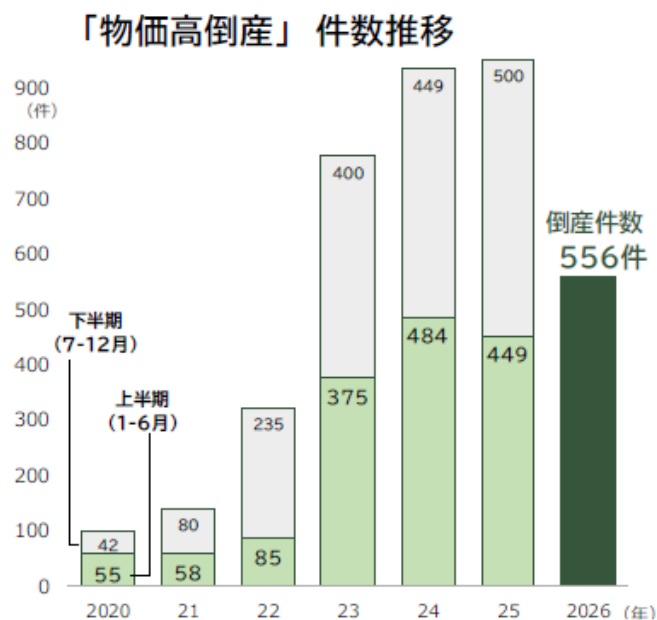
物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

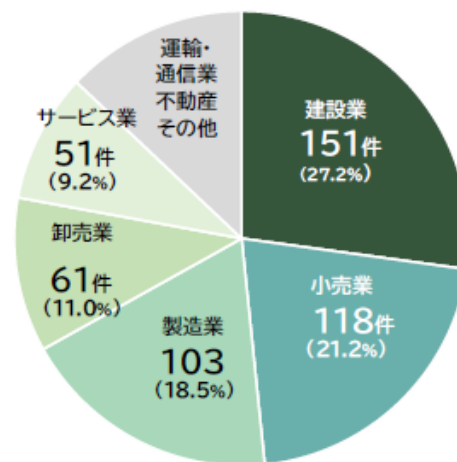
全国企業倒産集計（2026年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は556件判明 過去最多を大幅更新

「物価高倒産」は、556件（前年同期449件、23.8%増）判明し、上半期としては2年ぶりに前年を上回った。集計開始から初めて500件を上回り、過去最多を大幅に更新した。2026年6月は113件（前年同月85件）となり、単月としても過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（151件）が最も多く、『小売業』（118件）、『製造業』（103件）が続いた。

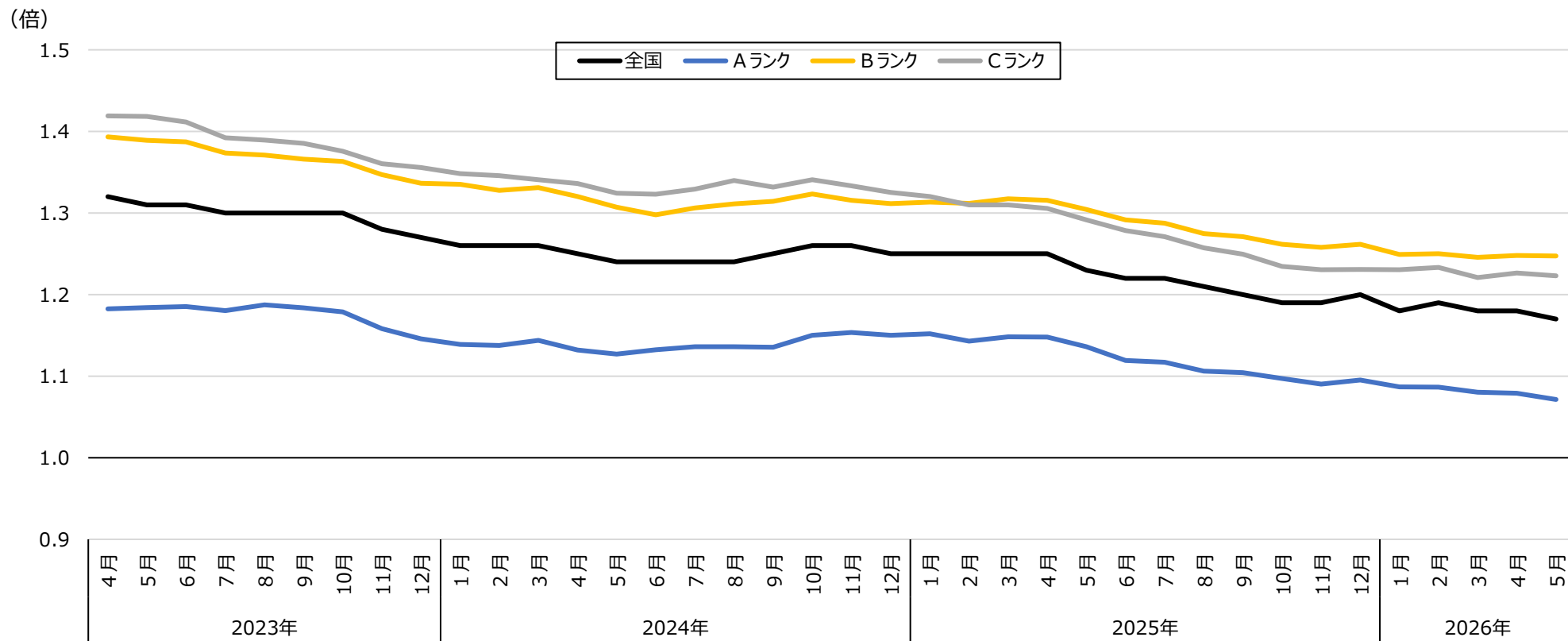


業種別 内訳(2026 年上半期)



有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

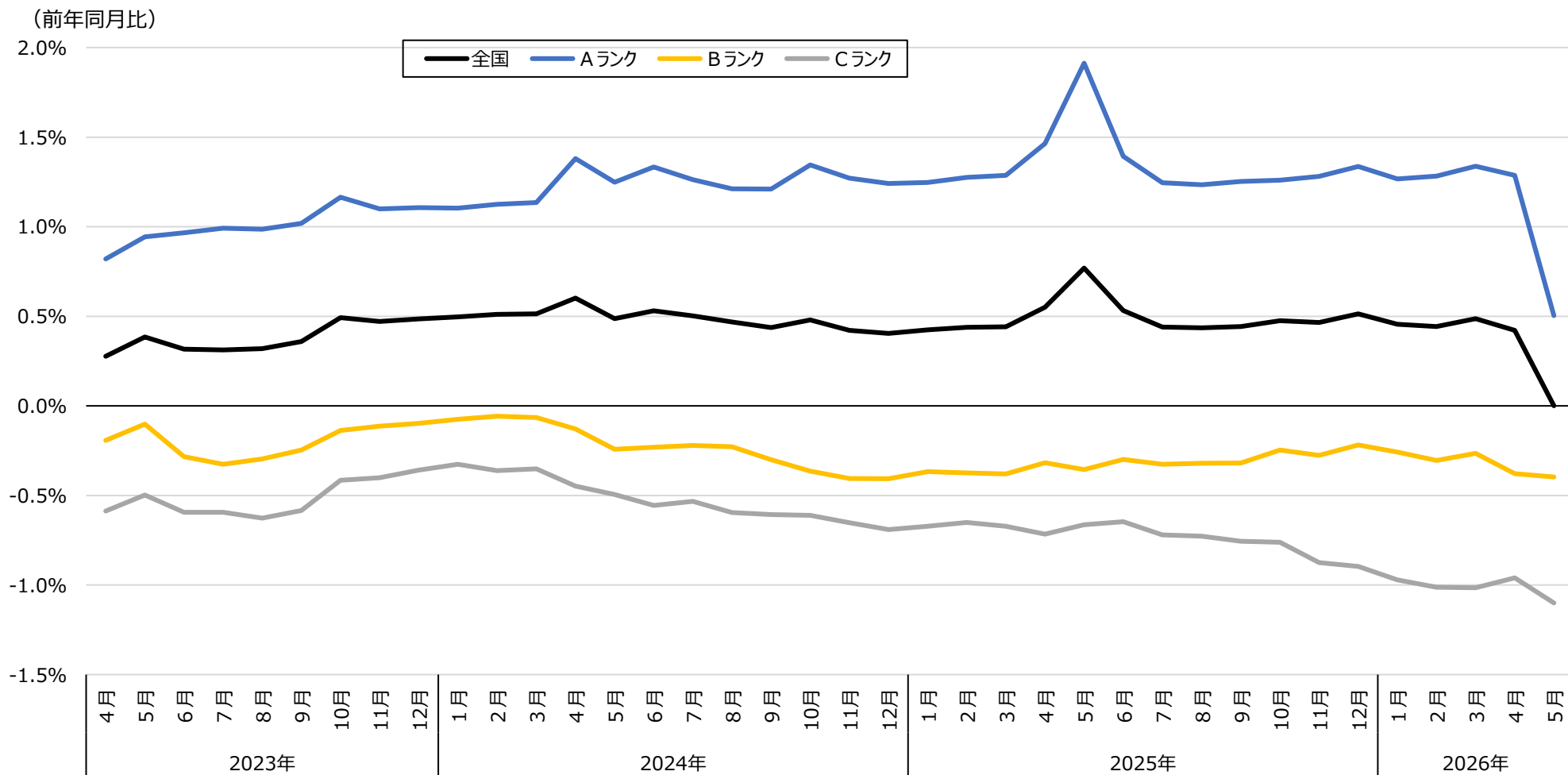
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

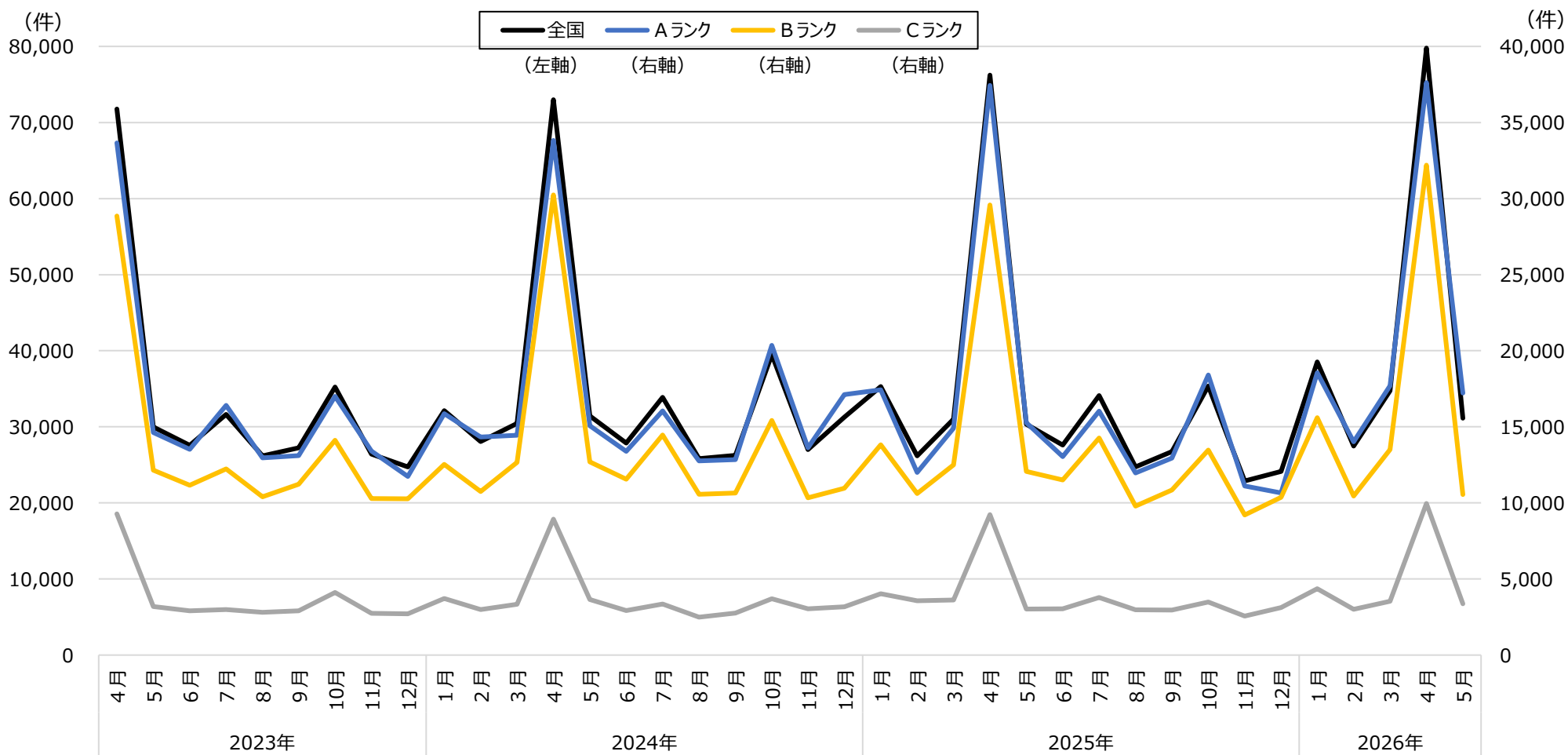
・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局等調査状況 月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。

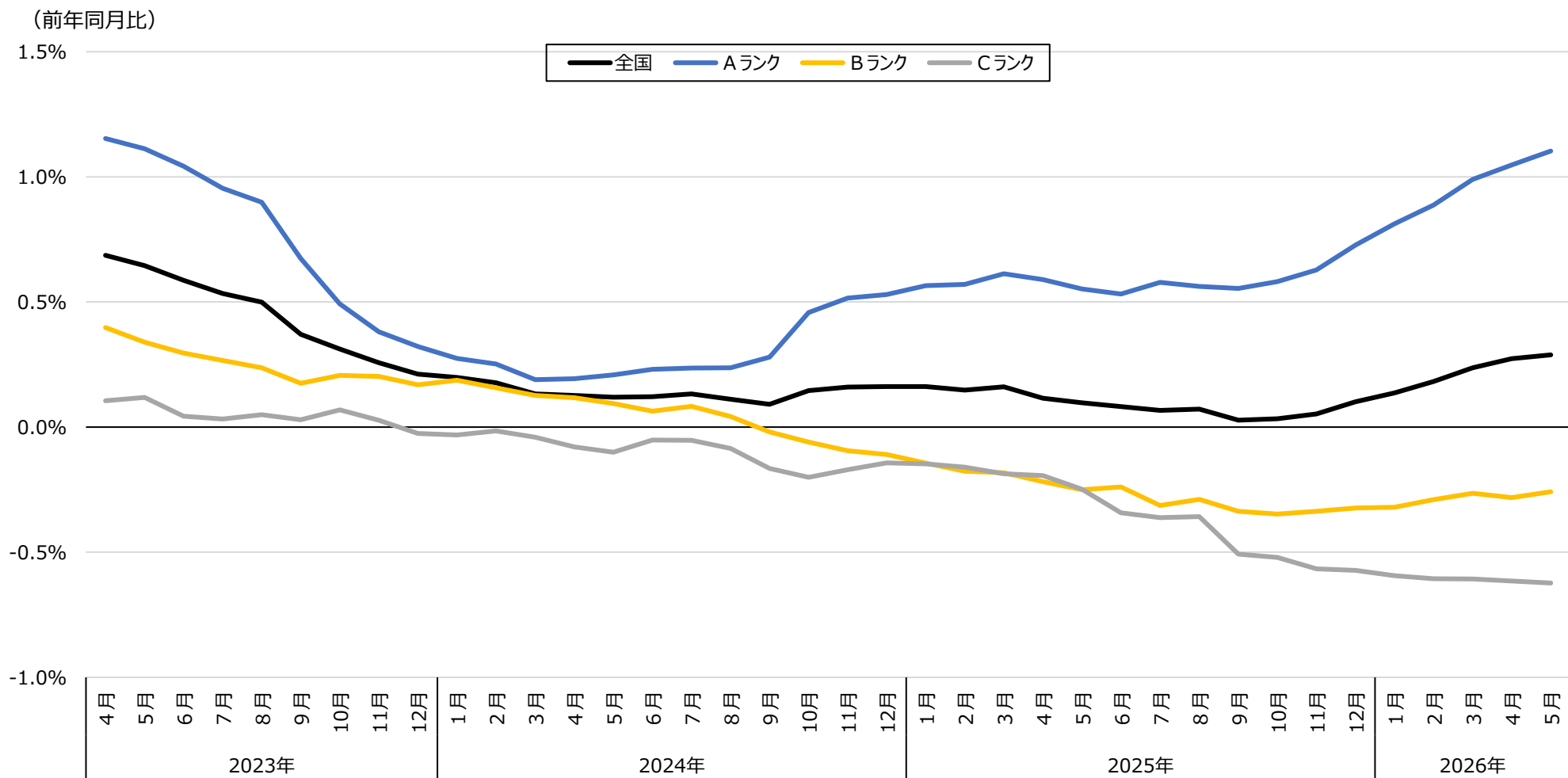


出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

本書197

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

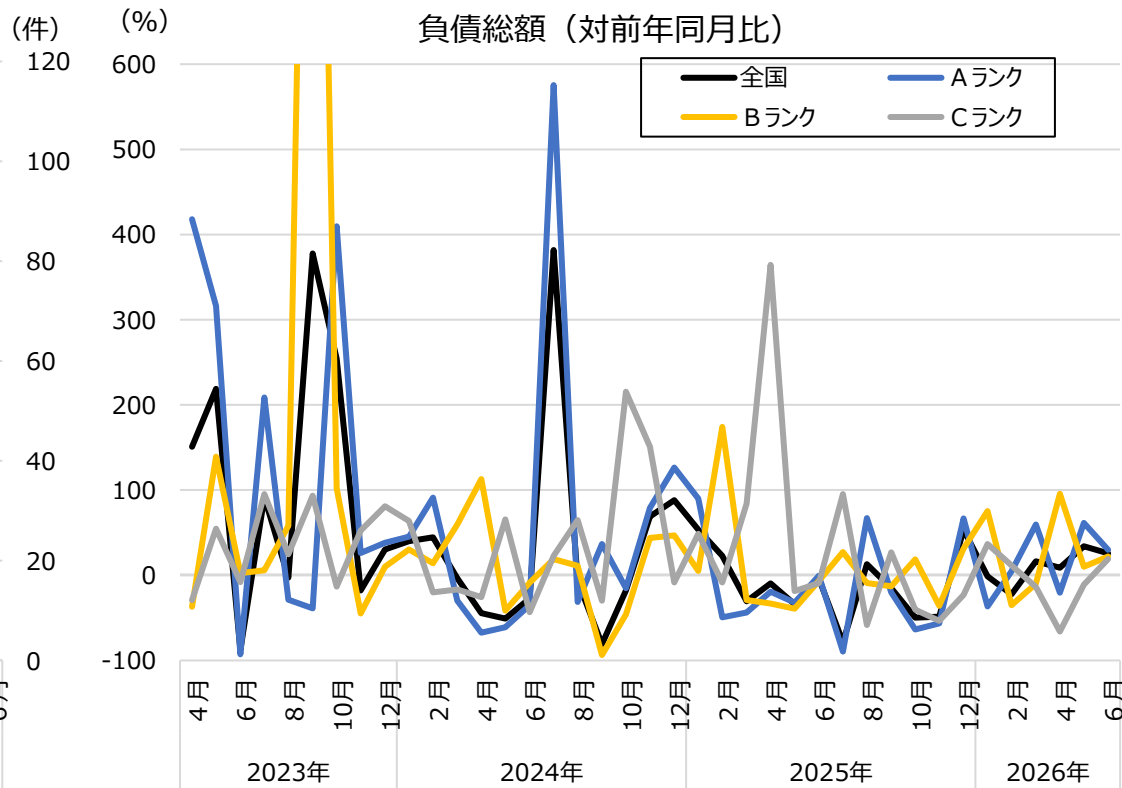
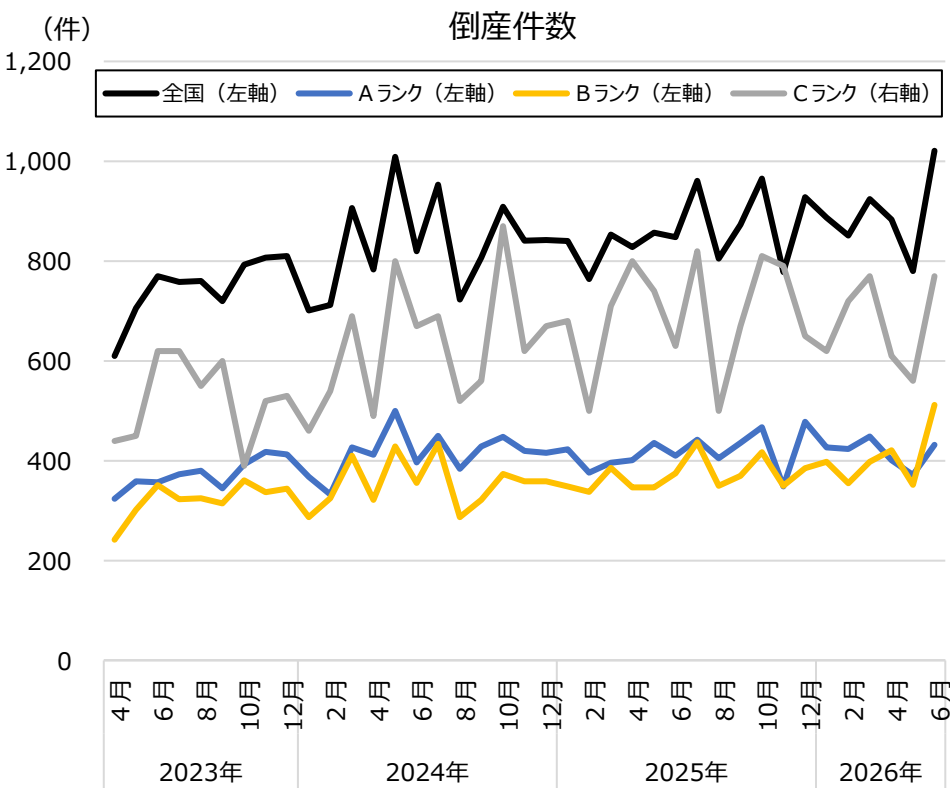
○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況

倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

本書199

有効求人倍率（季節調整値）

（単位：倍）

	2023年												2024年												2025年												2026年					2025年度 最前引上げ額	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	66	
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.92	0.93	0.92	0.91	0.91	65		
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.09	1.08	1.08	1.08	1.09	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	76	
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10	1.10	1.11	79
宮城県	1.41	1.44	1.39	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11	1.09	65		
秋田県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17	1.14	80		
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.47	1.45	1.43	1.39	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.27	1.26	1.29	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	77	
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.29	1.28	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22	1.22	78	
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.37	1.34	1.33	1.31	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.13	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	69	
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.14	1.13	1.13	1.14	1.13	1.12	64	
群馬県	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.31	1.32	1.30	1.29	1.27	1.27	1.24	1.23	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.23	1.20	1.23	78	
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96	0.98	0.96	0.95	63	
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.96	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.97	0.98	0.98	0.98	0.99	0.99	0.97	64		
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.75	1.76	1.72	1.75	1.81	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70	1.71	1.72	1.73	1.74	1.73	1.73	1.74	1.74	1.70	63	
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.83	63	
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.49	1.48	1.48	1.46	1.46	1.45	1.48	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.37	1.37	1.38	1.39	65			
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47	1.47	1.46	1.48	1.46	64	
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.59	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.51	1.49	1.43	1.42	1.39	70	
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.78	1.77	1.76	1.76	1.77	1.79	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70	1.70	1.70	1.66	1.66	1.67	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	1.60	69	
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37	1.37	64	
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.25	1.23	1.24	1.25	1.25	63
岐阜県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.58	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.45	1.44	1.44	1.42	1.42	1.42	1.41	1.41	1.39	1.39	1.46	64	
静岡県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.11	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.06	1.08	1.06	1.09	63		
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.36	1.35	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.23	63	
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.16	1.15	1.18	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17	1.20	64	
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02	1.06	63
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1																																		

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.0%	66						
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	65							
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.1%	-1.4%	76							
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	-1.7%	79							
宮城県	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	65								
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	-2.5%	80								
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	77							
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	78								
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.3%	0.6%	69							
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	0.7%	0.2%	64								
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.2%	78								
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	0.7%	0.5%	63							
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	64							
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	0.3%	63							
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%	0.1%	63								
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.8%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	65								
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-1.4%	-0.7%	64							
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.4%	0.4%	-0.2%	-0.2%	70								
福井県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	69							
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	64								
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	63								
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	64							
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	63							
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	63							
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	0.2%	64							
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-1.0%	-1.2%	63							
京都府	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	1.8%	0.8%	64							
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	0.8%	63							
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	-0.2%	64							
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65							
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	65							
鳥取県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.5%	-0.4%	73							
島根県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-0.9%	71							
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-1.5%	-0.8%	65							
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	65							
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.6%	-1.9%	64							
徳島県	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.4%	-1.2%	66							
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	-0.5%	66							
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.9%	-1.6%	77							
高知県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	-1.6%	71							
福岡県	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	65							

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年					2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	2.6%	66
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	-7.5%	2.9%	-23.9%	65
青森県	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-1.4%	-24.7%	0.6%	-3.0%	0.8%	-13.6%	-3.0%	-19.0%	26.9%	76
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%	53.2%	79
宮城県	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-16.8%	37.3%	-22.8%	-11.6%	-27.6%	5.0%	-10.5%	-45.5%	-3.0%	-3.4%	65
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	-32.5%	80
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	24.4%	77
福島県	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	-32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	-10.4%	78
茨城県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	36.9%	69
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	1.1%	10.8%	-43.5%	64
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	-13.0%	78
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	4.3%	63
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	-21.8%	64
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-5.1%	7.3%	63
神奈川県	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	4.6%	63
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%	112.6%	8.9%	-26.3%	12.2%	2.6%	29.6%	28.6%	33.2%	28.4%	-11.4%	-30.6%	65
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	-27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-4.4%	-6.1%	-25.1%	64
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-11.1%	21.3%	-3.1%	-3.5%	23.7%	5.3%	70
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.8%	-1.5%	-17.5%	69
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	29.5%	64
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-19.2%	20.2%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	-14.5%	63
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	-21.4%	-21.3%	9.6%	9.1%	-11.7%	64
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	-19.0%	63
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	-14.5%	63
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	-30.4%	64
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	-10.5%	63
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	-22.7%	64
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	71.3%	63
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	-16.1%	64
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	-20.8%	65
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	-2.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	-5.8%	65
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	-34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	-30.6%	73
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	-24.0%	71
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	11.9%	65
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	20.1%	10.2%	-29.1%	65
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	63.6%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	0.4%	64
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.8%	-44.6%	-47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	61.5%	37.0%	-17.0%	66
香川県	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34												

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 最増引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%							
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%							
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%							
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%							
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%								
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	-2.2%								
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-1.9%	-2.2%	-2.3%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-1.9%								
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%								
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%								
栃木県	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%								
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%								
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%								
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	1.8%								
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	63								
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	63								
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	-1.4%								
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-1.1%								
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%								
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%								
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	1.0%	64								
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.7%								
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%								
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%								
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%								
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.4%								
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.1%								
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%								
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.8%								
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%								
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	65								
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%								
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.8%								
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%								
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	65								
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%								
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%								
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.9%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.5%	-1.6%	-1.6%								
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.7%								
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	-0.9%								
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.3%								
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	65								
佐賀県	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0																			

2026年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2026年3月で10回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・転嫁の実施状況等について、中小企業に対し、①アンケート調査、②取引Gメンによるヒアリングを実施。必要に応じて業所管大臣名での行政指導等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2025年10月～2026年3月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先は、経済センサスの産業別・都道府県別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2026年4月20日～6月3日

○回答企業数 69,625社（回答から抽出される発注企業数は延べ91,233社）

※回答企業のうち、BtoC取引のみであり発注者となる取引先がないなどの理由により、回答対象外の企業は10,774社

※参考：2025年9月調査：69,988社（延べ86,538社）

2025年3月調査：65,725社（延べ76,894社）

○回収率 23.2%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2025年9月調査：23.3%、2025年3月調査：21.9%

②取引Gメンによるヒアリング調査

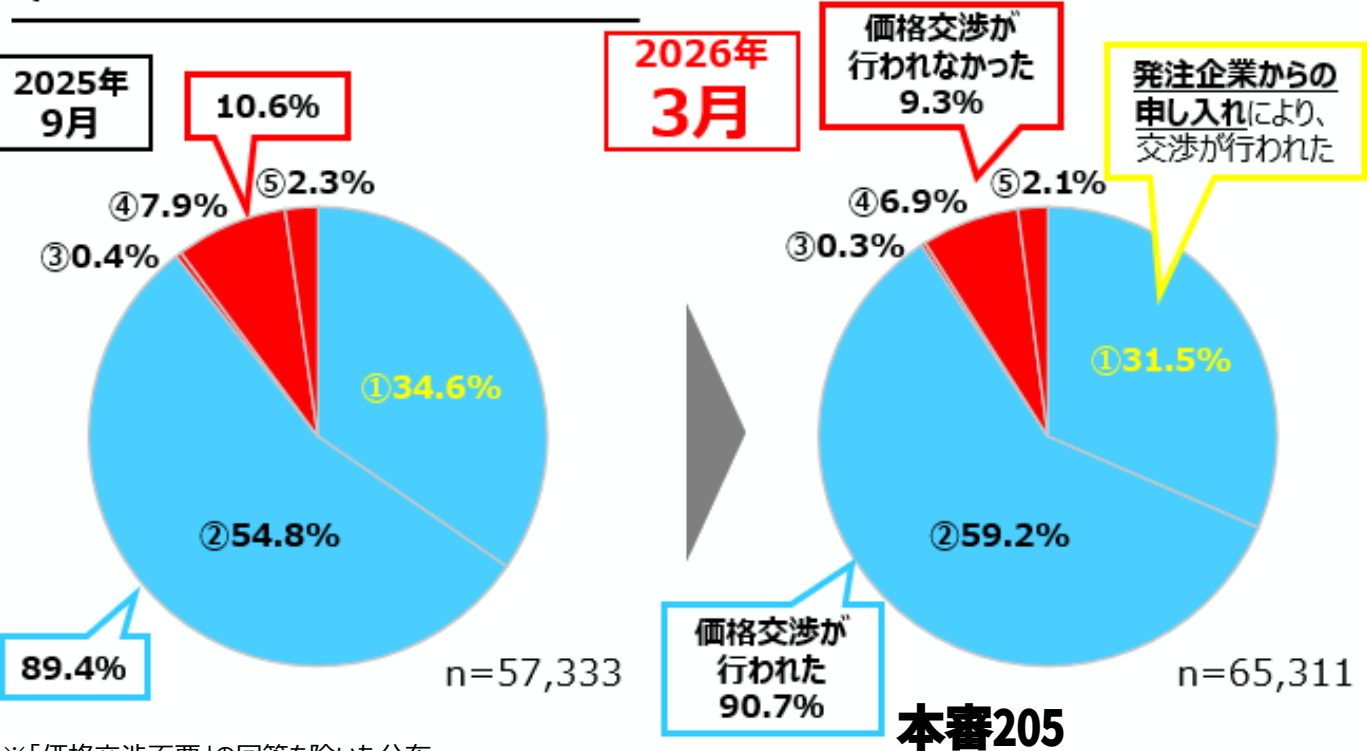
○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は前回から約 1 ポイント増加し、9 割を超過（前回89.4%→90.7%）。
- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 3 ポイント減の31.5%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は前回から微減（前回10.6%→9.3%）。
 - 価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の着実な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、取適法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

【参考】「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

- 発注企業との価格交渉が行われた割合は、約 **6 割** となり、前回から増加（前回59.2%→**64.9%**）。
- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、**2 割超**（前回22.9%→**22.5%**）。
- 「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は横ばい（前回7.0%→**6.7%**）。

直近 6 か月間における価格交渉の状況

9月

7.0%

59.2%

①22.9%

②36.3%

33.7%

n= 86,538

3月

交渉を希望したが
行われなかった
6.7%

価格交渉が
行われた
64.9%

①22.5%

②42.4%

価格交渉は不要
28.4%

n=91,233

本書206

【参考】価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近 6 か月間における価格交渉の状況

9月

3月

n= 86,538

n=91,233

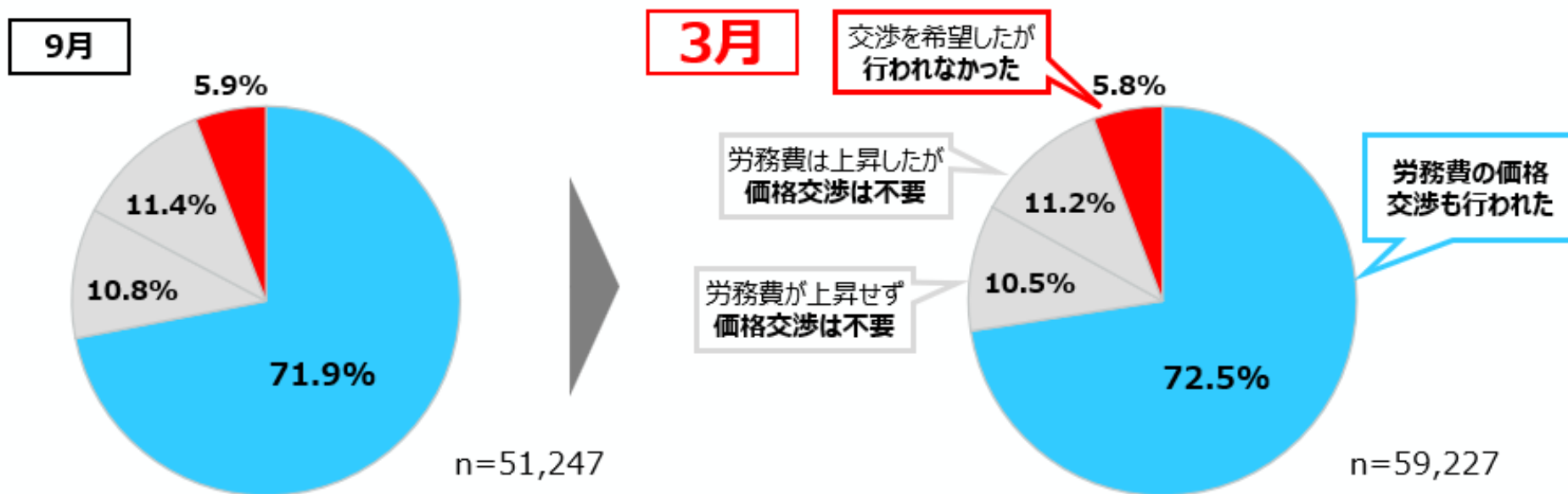
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.9%	22.5%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	36.3%	42.4%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.8%	0.6%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	13.7%	10.2%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.8%	0.8%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	12.3%	11.8%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%	0.5%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.8%	4.5%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.2%
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.2%	5.0%
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.5%	1.5%

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査（同指針は2025年12月に改定）。

- 価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち **7割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回5.9%→**5.8%**）。
 - 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

▲OEMや業界団体が示す比率（価格上昇率・労務費率など）を一方的に採用され、**実際の価格上昇分の一部しか転嫁できなかった**。個別交渉をお願いしたが応じてもらえなかった。

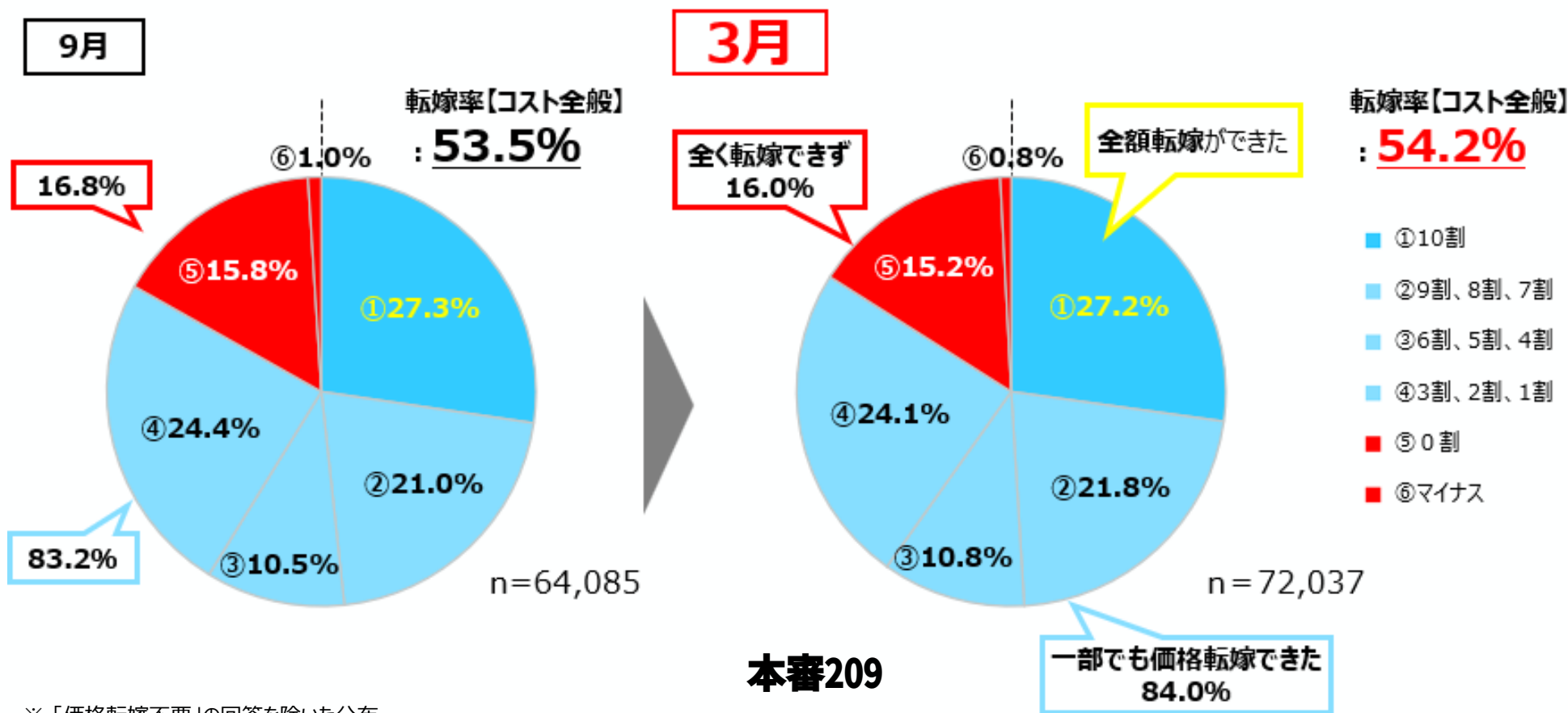
本書208

▲資料を揃えて労務費の交渉を申し入れたが、**最低賃金の上昇分すら転嫁を認めてもらえなかった**。

価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は8割超。「全額転嫁できた」割合（①）は3割弱。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.8%→16.0%）。
 - 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



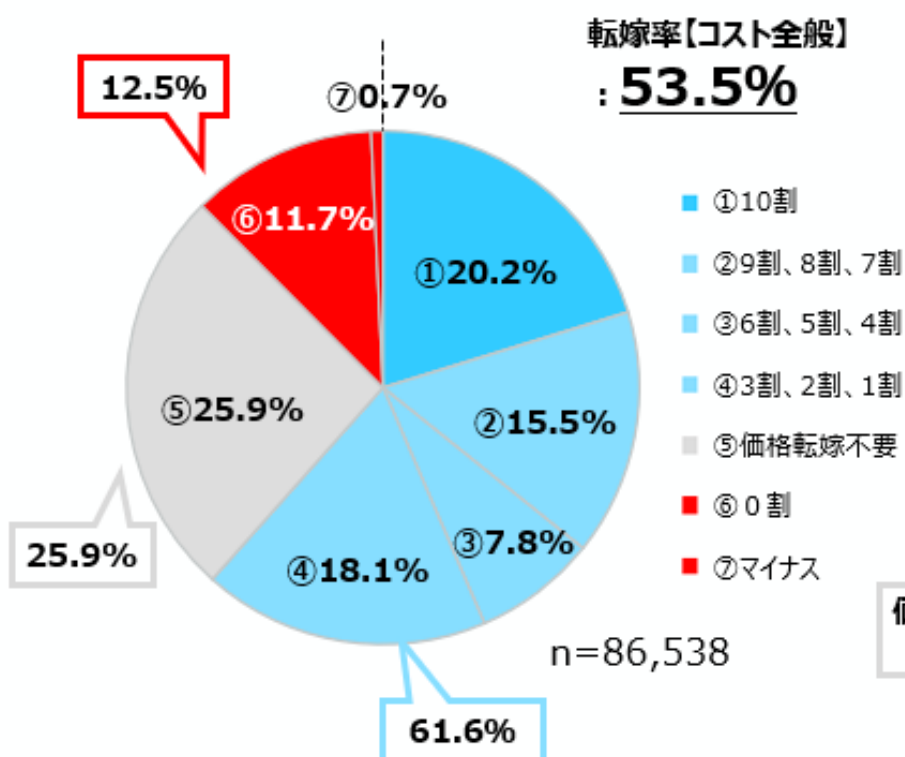
※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

【参考】「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

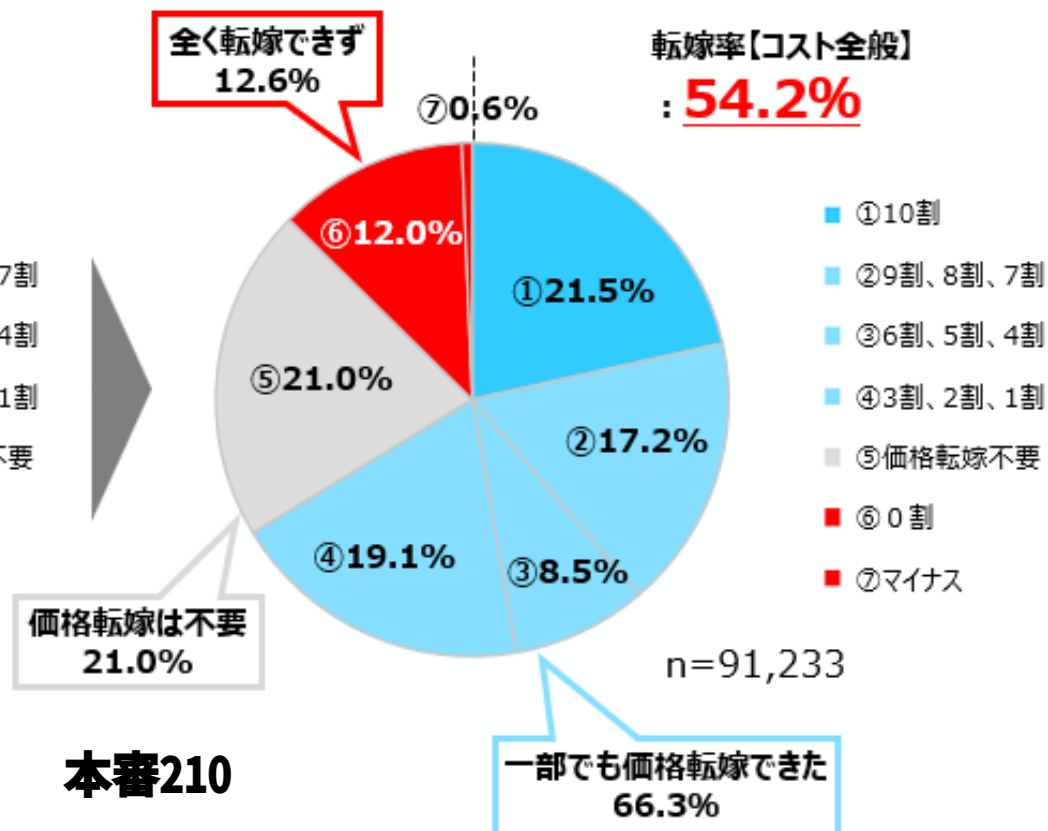
- 「全額転嫁できた」割合は、引き続き、約 2 割程度。「一部でも転嫁できた」割合は、7 割弱。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は横ばいの状況（前回12.5%→12.6%）。

直近 6 か月間における価格転嫁の状況

9月



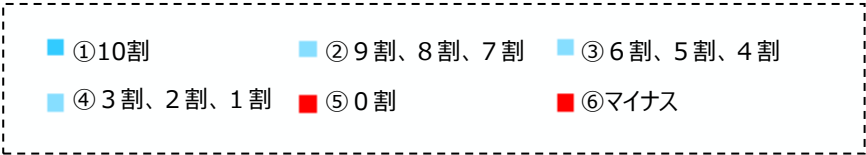
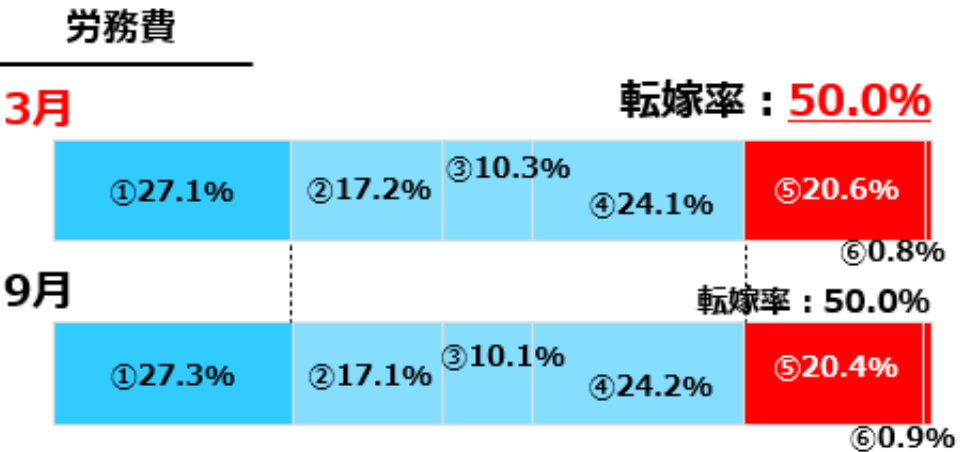
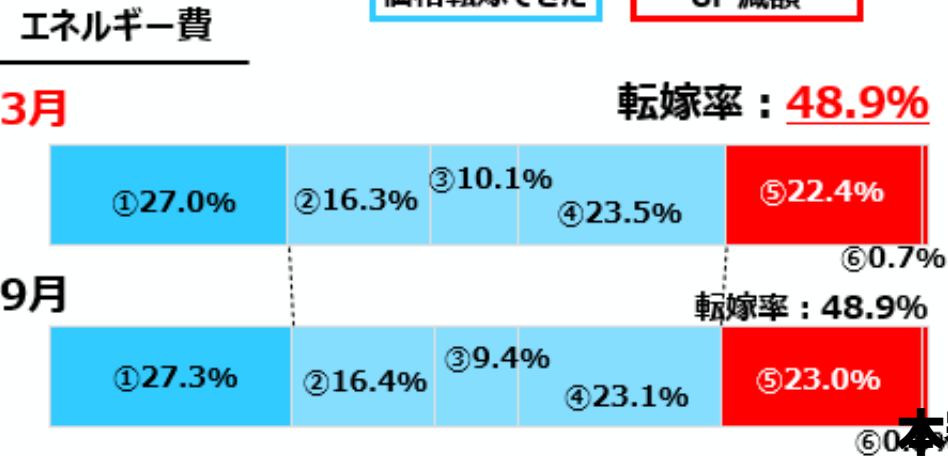
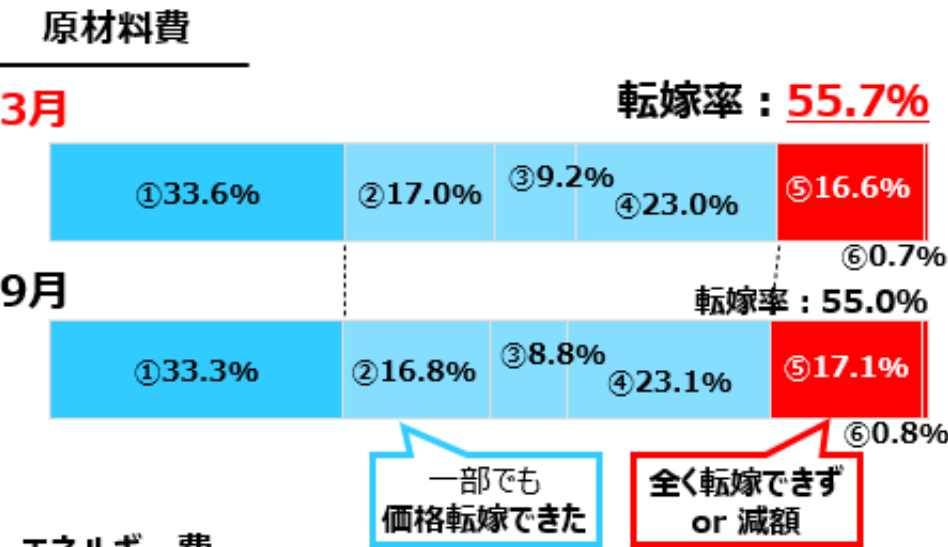
3月



本書210

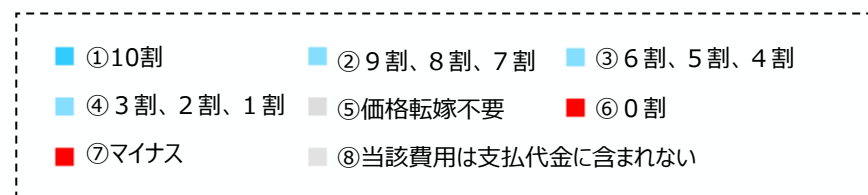
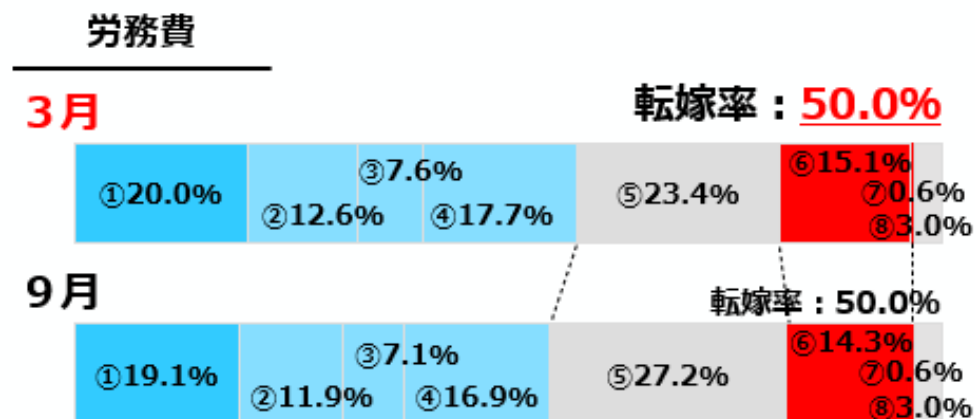
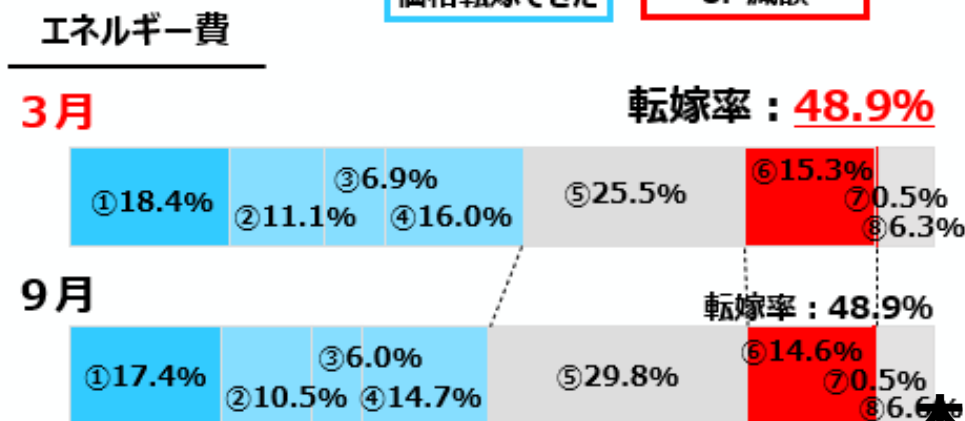
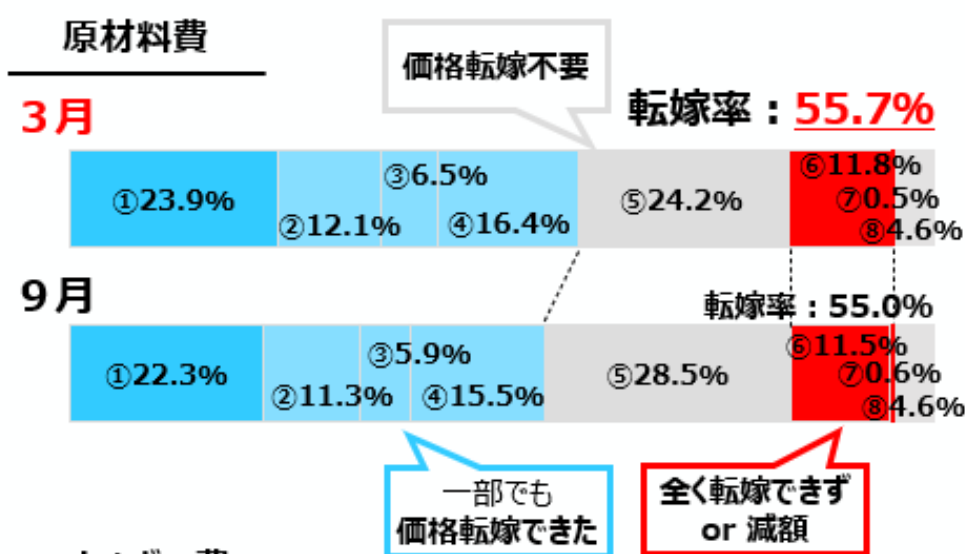
価格転嫁の状況【コスト要素別】

- 原材料費の転嫁率は上昇したものの、労務費・エネルギー費は前回から横ばい。
- 労務費の転嫁率は、5割を維持したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。エネルギー費の転嫁率が前回に引き続き最も低い水準となった。
- 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。



【参考】価格転嫁の状況【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

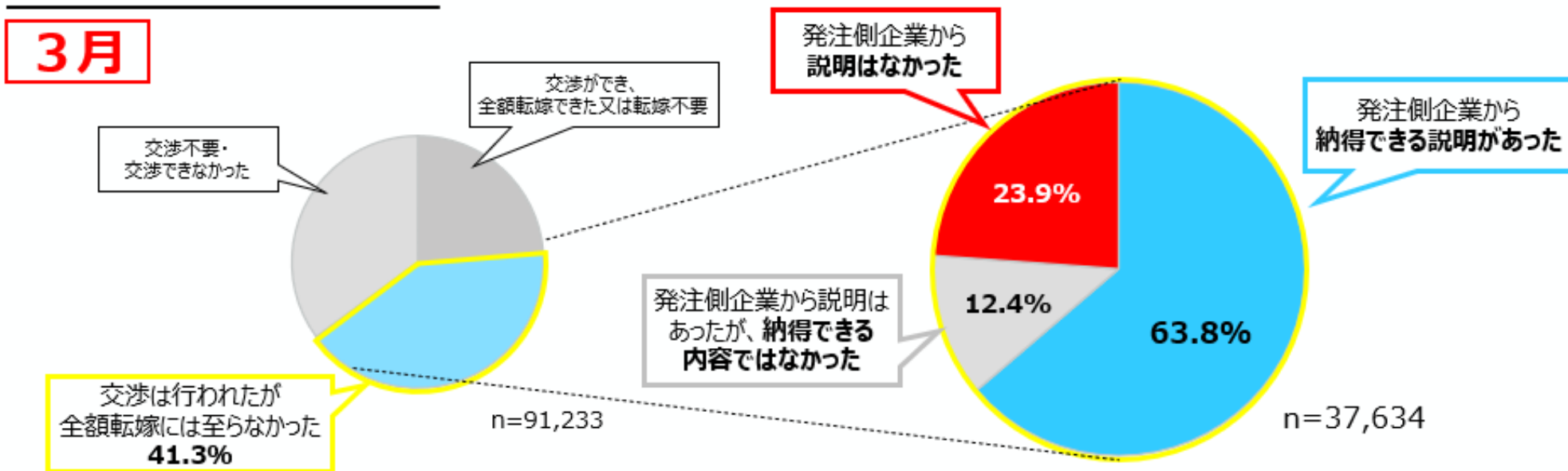
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は、それぞれ微増。
- 「全額転嫁できた」割合についても、いずれのコストにおいても微増の状況。



価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の41.3%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約 4 割（前回36.6%→36.3%）。
- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する十分な説明も求めていく必要。
「中小受託取引適正化法」により、価格協議において、必要な説明又は情報の提供をしないことや一方的な価格決定が禁止されている旨の周知、対応の徹底を促していく。

発注側企業からの説明状況



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 自社（受注側）にはコスト上昇についての詳細な根拠資料を求めず、**本書213**でも関わらず、**一方的に価格を決められ、その根拠について発注側からの説明はない。**

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

交渉に応じている業種と応じていない業種の差が僅かに縮小。交渉に応じている業種は転嫁率も高い傾向にある。

順位	業種	交渉平均点	
－	全体	7.39	(7.30)
1位	製薬	↑↑↑ 8.49	(7.22)
2位	造船	↑ 7.92	(7.58)
3位	建設	↓ 7.82	(7.96)
4位	化学	↓ 7.81	(7.94)
5位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 7.80	(7.55)
6位	情報サービス・ソフトウェア	↑ 7.76	(7.39)
7位	広告	↑↑ 7.70	(7.07)
8位	通信	↑↑ 7.66	(7.11)
9位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑ 7.58	(6.67)
10位	電機・情報通信機器	↑ 7.57	(7.26)
11位	金融・保険	↑↑ 7.52	(6.95)
12位	自動車・自動車部品	↑ 7.42	(7.29)
13位	食品製造	↑ 7.41	(7.14)
14位	機械製造	↑ 7.35	(7.13)
15位	卸売	↑ 7.31	(7.28)
16位	飲食サービス	↑ 7.28	(7.09)
17位	不動産業・物品賃貸業	↓ 7.25	(7.26)
18位	警備	－ 7.23	－
19位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 7.22	(6.98)
20位	小売	↑ 7.20	(7.05)
21位	放送コンテンツ	↑ 7.01	(6.77)
22位	金属	↓ 6.99	(7.05)
23位	農業・林業	↓ 6.95	(7.13)
24位	建材・住宅設備	↑↑ 6.93	(6.27)
25位	石油製品・石炭製品製造	↑↑ 6.88	(6.35)
26位	繊維	↑ 6.84	(6.38)
27位	印刷	↑ 6.81	(6.48)
28位	紙・紙加工	↑ 6.78	(6.57)
29位	廃棄物処理	↑↑ 6.54	(5.90)
30位	生活関連サービス	↑ 6.48	(6.42)
31位	ビルメンテナンス	－ 6.35	－
32位	トラック運送	↑↑ 6.27	(5.60)
－	その他	－	－

※（）内は2025年9月の平均点を示す。9月時点との変化幅と矢印の数の関係は以下のとおり。
↑／↓：0.5未満 上昇／下落、↑↑／↓↓：0.5以上～1.0未満 上昇／下落、
↑↑↑／↓↓↓：1.0以上 上昇／下落
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
（例）家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れが あった	－	10点
	申し入れが なかった	－	8点
行われ なかった	申し入れが あった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
		コストが上昇せず、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
	申し入れが なかった	コストが上昇したが、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	－ 5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	－10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、**転嫁率が数ポイントずつ上昇**し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、廃棄物処理、農業・林業などは、昨年9月時点と**ほぼ横ばい**の結果となっている。

2026年3月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率					
全体			↑ 54.2%	(53.5%)	↑ 55.7%	(55.0%)	↓ 48.9%	(48.9%)	↑ 50.0%	(50.0%)
業種別	1位	化学	↓ 65.9%	(66.7%)	↑ 69.7%	(69.6%)	↓ 62.4%	(62.5%)	↓ 60.0%	(60.6%)
	2位	電機・情報通信機器	↑ 63.6%	(60.6%)	↑ 67.7%	(64.5%)	↑ 56.5%	(54.9%)	↑ 56.9%	(56.0%)
	3位	造船	↑ 62.4%	(59.4%)	↑ 64.9%	(63.9%)	↑ 57.0%	(55.1%)	↑ 56.9%	(54.1%)
	4位	飲食サービス	↑ 62.0%	(57.2%)	↑ 62.7%	(60.7%)	↑ 52.2%	(48.4%)	↑ 53.0%	(48.5%)
	5位	機械製造	↑ 61.4%	(59.4%)	↑ 65.7%	(64.8%)	↑ 56.5%	(55.2%)	↑ 56.4%	(54.5%)
	6位	自動車・自動車部品	↑ 61.2%	(58.9%)	↑ 67.8%	(64.9%)	↑ 59.4%	(56.0%)	↑ 58.1%	(56.1%)
	7位	食品製造	↑ 59.5%	(59.3%)	↑ 61.9%	(60.2%)	↑ 53.2%	(53.1%)	↓ 52.6%	(53.2%)
	8位	製薬	↑↑↑ 57.2%	(46.7%)	↑↑ 57.6%	(50.8%)	↑↑ 52.6%	(46.0%)	↑↑ 51.1%	(42.6%)
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 56.7%	(50.9%)	↑↑ 51.3%	(46.1%)	↑↑ 49.4%	(43.2%)	↑↑ 56.4%	(51.3%)
	10位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 56.5%	(52.9%)	↑ 56.3%	(52.2%)	↑ 52.1%	(48.6%)	↑↑ 54.8%	(47.7%)
	11位	金融・保険	↑ 56.5%	(56.2%)	↓ 54.4%	(58.6%)	↓ 49.2%	(54.0%)	↓ 54.5%	(56.0%)
	12位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 56.2%	(52.7%)	↑ 57.6%	(53.2%)	↑ 52.2%	(49.3%)	↑ 53.4%	(50.5%)
	13位	金属	↑ 55.1%	(54.2%)	↑ 59.6%	(58.5%)	↑ 49.5%	(49.4%)	↑ 49.3%	(48.9%)
	14位	石油製品・石炭製品製造	↑ 54.7%	(50.0%)	↑↑ 61.5%	(55.6%)	↑ 48.7%	(44.9%)	↑ 49.1%	(44.6%)
	15位	卸売	↑ 54.6%	(54.1%)	↑ 55.7%	(55.7%)	↓ 47.8%	(49.4%)	↓ 47.2%	(48.6%)
	16位	小売	↑ 54.3%	(54.0%)	↑ 56.0%	(55.7%)	↑ 48.7%	(48.3%)	↓ 47.3%	(48.0%)
	17位	紙・紙加工	↑ 53.4%	(50.0%)	↑ 54.2%	(53.2%)	↑ 47.5%	(45.5%)	↑ 47.6%	(44.7%)
	18位	建設	↓ 53.0%	(53.2%)	↓ 53.9%	(53.9%)	↓ 48.5%	(49.8%)	↓ 50.5%	(51.6%)
	19位	不動産業・物品賃貸業	↑ 52.9%	(51.7%)	↑ 51.9%	(51.3%)	↓ 47.1%	(47.2%)	↑ 50.2%	(48.3%)
	20位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 52.8%	(52.4%)	↓ 49.4%	(49.9%)	↑ 48.1%	(45.8%)	↑ 49.2%	(48.9%)
	21位	印刷	↑ 51.7%	(49.9%)	↑ 52.3%	(49.8%)	↑ 44.0%	(42.7%)	↓ 42.0%	(44.0%)
	22位	警備	－ 50.5%	－	－ 42.0%	－	－ 38.6%	－	－ 49.7%	－
	23位	繊維	↑ 50.2%	(48.1%)	↑ 52.6%	(51.6%)	↑ 44.8%	(44.6%)	↑ 44.8%	(44.8%)
	24位	生活関連サービス	↑ 49.3%	(48.9%)	↓ 48.1%	(49.8%)	↑ 43.0%	(42.3%)	↑ 44.8%	(44.2%)
	25位	建材・住宅設備	↑ 48.9%	(47.2%)	↑ 51.7%	(48.9%)	↑ 42.7%	(40.9%)	↑ 42.5%	(41.6%)
	26位	通信	↑ 48.1%	(46.6%)	↑ 46.6%	(46.6%)	↓ 41.8%	(43.4%)	↑ 47.6%	(45.9%)
	27位	広告	↑ 44.0%	(43.4%)	↑ 43.9%	(43.6%)	↑ 35.2%	(33.5%)	↓ 42.2%	(42.8%)
	28位	農業・林業	↑ 42.4%	(42.3%)	↑ 43.3%	(41.9%)	↑ 38.9%	(38.7%)	↑ 38.3%	(38.1%)
	29位	廃棄物処理	↑ 42.0%	(41.1%)	↑ 40.4%	(38.0%)	↑ 39.5%	(36.0%)	↑ 37.8%	(34.9%)
	30位	放送コンテンツ	↑ 41.4%	(40.1%)	↓ 38.3%	(41.6%)	↓ 33.0%	(34.2%)	↑ 37.9%	(37.7%)
	31位	ビルメンテナンス	－ 40.2%	－	－ 36.0%	－	－ 34.2%	－	－ 39.9%	－
	32位	トラック運送	↓ 34.5%	(34.7%)	↓ 31.0%	(31.3%)	↑ 31.4%	(30.4%)	↑ 31.3%	(31.0%)
	－	その他	－	－	－	－	－	－	－	－

※2025年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑／↓：～4ポイント上昇／下落、↑↑／↓↓：5～9ポイント上昇／下落、↑↑↑／↓↓↓：10ポイント以上上昇／下落

※（ ）内は前回の転嫁率を示す。

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

- 状況が改善した業種、悪化した業種の乖離が大きくなる結果となった。受注者として価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向にある。

2026年3月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率					
全体			↑ 54.2%	(53.5%)	↑ 55.7%	(55.0%)	↓ 48.9%	(48.9%)	↑ 50.0%	(50.0%)
業種別	1位	化学	↑ 65.7%	(64.5%)	↑↑ 72.5%	(66.5%)	↑ 61.7%	(58.8%)	↑ 57.1%	(56.4%)
	2位	電機・情報通信機器	↑ 64.5%	(61.1%)	↑ 68.3%	(64.6%)	↑ 58.2%	(55.1%)	↑ 58.3%	(56.8%)
	3位	紙・紙加工	↑↑↑ 64.3%	(53.0%)	↑↑↑ 68.0%	(54.9%)	↑↑ 57.2%	(48.1%)	↑↑ 56.5%	(48.6%)
	4位	機械製造	↑ 63.9%	(63.4%)	↓ 68.2%	(68.3%)	↑ 60.6%	(60.4%)	↑ 60.0%	(59.9%)
	5位	卸売	↑ 62.9%	(61.8%)	↑ 65.2%	(63.8%)	↓ 54.6%	(54.7%)	↓ 52.5%	(53.1%)
	6位	造船	↑↑ 60.7%	(51.2%)	↑↑↑ 61.9%	(51.9%)	↑↑ 54.3%	(45.9%)	↑↑ 55.5%	(48.1%)
	7位	自動車・自動車部品	↑ 58.2%	(58.1%)	↓ 66.5%	(66.6%)	↓ 57.3%	(57.4%)	↑ 57.1%	(56.9%)
	8位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 57.3%	(51.9%)	↑ 52.2%	(47.5%)	↑ 48.2%	(44.4%)	↑ 56.8%	(52.5%)
	9位	石油製品・石炭製品製造	↑↑ 55.9%	(50.3%)	↑↑ 64.9%	(57.9%)	↑ 48.8%	(46.3%)	↑ 48.7%	(44.7%)
	10位	金属	↑ 55.8%	(54.8%)	↑ 61.8%	(60.3%)	↑ 51.3%	(49.7%)	↑ 50.5%	(49.5%)
	11位	食品製造	↓ 54.9%	(55.7%)	↓ 56.1%	(57.6%)	↓ 49.0%	(50.4%)	↓ 48.4%	(51.0%)
	12位	広告	↑↑ 54.8%	(46.8%)	↑↑↑ 56.9%	(45.4%)	↑↑ 50.7%	(40.8%)	↑ 48.7%	(43.8%)
	13位	小売	↓ 54.5%	(57.3%)	↓ 56.2%	(60.0%)	↓ 48.0%	(51.0%)	↓↓ 45.5%	(51.0%)
	14位	建材・住宅設備	↑↑ 54.4%	(48.2%)	↑↑ 55.8%	(49.6%)	↑↑ 47.5%	(42.4%)	↑↑ 48.2%	(42.7%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 53.9%	(50.7%)	↑ 50.0%	(48.2%)	↑ 51.5%	(47.0%)	↑ 50.9%	(49.0%)
	16位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 52.6%	(51.3%)	↑ 50.2%	(49.7%)	↑ 47.5%	(44.9%)	↓ 42.6%	(45.2%)
	17位	建設	↓ 52.3%	(53.4%)	↓ 53.6%	(54.4%)	↓ 48.4%	(50.7%)	↓ 50.7%	(52.3%)
	18位	印刷	↑ 51.7%	(49.1%)	↑ 52.2%	(50.4%)	↑ 43.6%	(42.2%)	↑ 43.3%	(42.1%)
	19位	警備	－ 51.5%	－	－ 39.5%	－	－ 40.1%	－	－ 52.6%	－
	20位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 49.1%	(45.4%)	↑ 51.2%	(47.8%)	↑ 45.6%	(42.8%)	↑ 46.5%	(43.0%)
	21位	飲食サービス	↑↑↑ 46.8%	(33.0%)	↑↑ 31.1%	(25.7%)	↑ 30.0%	(26.5%)	↑↑↑ 41.5%	(31.0%)
	22位	製薬	↑↑↑ 46.7%	(30.0%)	↑↑↑ 75.0%	(30.0%)	↑↑↑ 48.3%	(30.0%)	↑↑↑ 54.0%	(16.7%)
	23位	繊維	↑ 46.5%	(46.3%)	↓ 48.2%	(48.7%)	↓ 40.6%	(43.6%)	↓ 41.1%	(42.3%)
	24位	生活関連サービス	↑↑ 46.3%	(37.6%)	↑↑ 43.1%	(35.3%)	↑↑↑ 42.9%	(32.2%)	↑↑↑ 44.6%	(34.6%)
	25位	通信	↑ 46.1%	(46.1%)	↓↓ 43.7%	(49.7%)	↓ 41.0%	(44.4%)	↑ 49.5%	(46.1%)
	26位	ビルメンテナンス	－ 45.3%	－	－ 39.4%	－	－ 36.5%	－	－ 44.7%	－
	27位	廃棄物処理	↑ 43.2%	(39.6%)	↑↑ 41.8%	(36.7%)	↑ 40.1%	(35.6%)	↑ 39.9%	(35.7%)
	28位	不動産業・物品賃貸業	↓ 41.0%	(49.0%)	↓ 39.7%	(48.4%)	↓↓ 36.9%	(50.1%)	↓ 41.4%	(50.5%)
	29位	農業・林業	↓ 38.3%	(41.4%)	↓ 37.2%	(41.2%)	↓ 35.0%	(38.3%)	↓ 34.1%	(37.0%)
	30位	放送コンテンツ	↑ 38.0%	(34.0%)	↓ 34.7%	(34.9%)	↑ 30.3%	(30.3%)	↑ 34.4%	(32.5%)
	31位	トラック運送	↑ 36.9%	(36.5%)	↓ 32.2%	(32.5%)	↑ 34.2%	(33.9%)	↓ 33.5%	(33.6%)
	32位	金融・保険	↓↓↓ 31.4%	(45.0%)	↓ 36.0%	(36.4%)	↓↓↓ 12.9%	(36.4%)	↓↓↓ 25.0%	(50.0%)
－	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	

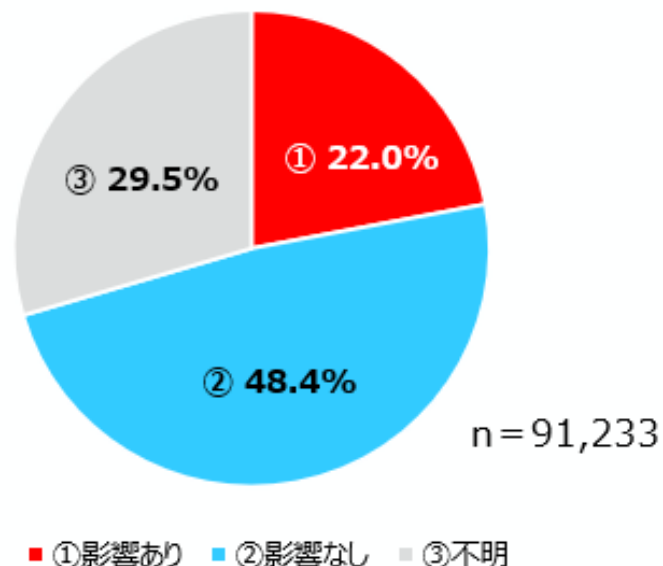
※2025年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑ / ↓ : ~4ポイント上昇／下落、↑↑ / ↓↓ : 5～9ポイント上昇／下落、↑↑↑ / ↓↓↓ : 10ポイント以上上昇／下落

※（ ）内は前回の転嫁率を示す。

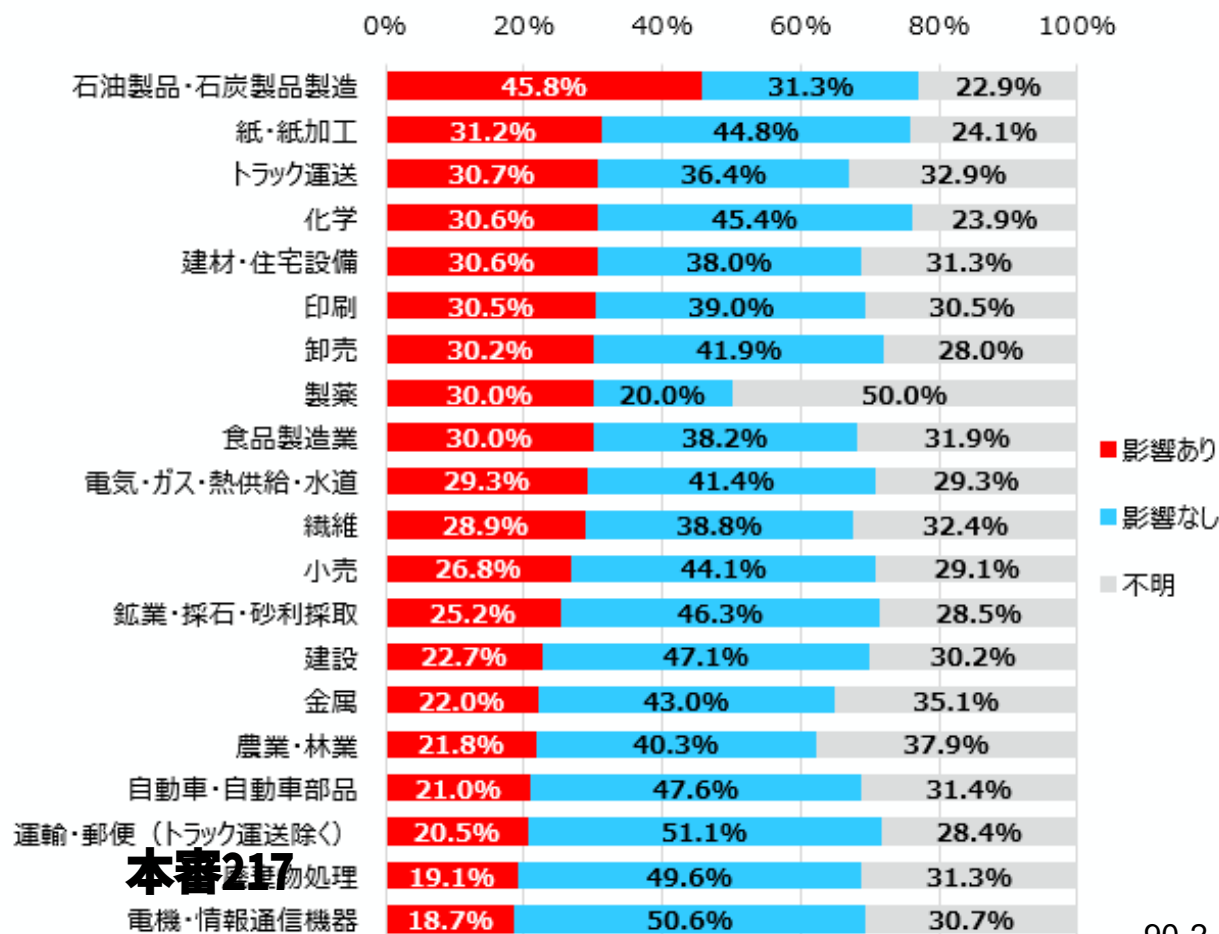
中東情勢の変化による価格交渉・価格転嫁への影響

- 発注側企業との価格交渉・価格転嫁の状況について、今般の中東情勢の変化による影響の有無を調査。
- 「影響があった」と回答した企業は全体の約 2 割。また、「影響なし」が約 5 割、「影響は不明」が約 3 割。
- 「影響あり」と回答した企業の割合が高い業種は、石油製品・石炭製品製造業、紙・紙加工業、トラック運送業などとなった。

中東情勢による価格交渉・転嫁への影響の有無



受注側企業の業種ごとの影響有無（「影響あり」が多い上位20業種）



主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全 失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
2016 年	5,559,706	1.3	-	5,668,728	0.7	110.5	0.0	114.7	△ 1.6	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
2017 年	5,651,190	1.6	-	5,760,757	1.6	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
2018 年	5,691,535	0.7	-	5,808,810	0.8	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
2019 年	5,718,380	0.5	-	5,790,890	△ 0.3	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2020 年	5,540,744	△ 3.1	-	5,542,850	△ 4.3	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
2021 年	5,735,688	3.5	-	5,740,408	3.6	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
2022 年	5,849,006	2.0	-	5,816,850	1.3	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
2023 年	6,160,330	5.3	-	5,858,777	0.7	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
2024 年	6,347,513	3.0	-	5,848,908	△ 0.2	101.2	△ 2.6	101.4	△ 5.2	10,006	15.1	176	△ 2	2.5
2025 年	6,634,656	4.5	-	5,910,815	1.1	100.9	△ 0.3	102.5	1.1	10,300	2.9	176	0	2.5
2025 年 1～3月	6,523,168	0.9	3.5	5,913,440	0.5	101.8	0.0	102.3	0.9	2,457	6.0	169	△ 6	2.4
4～6月	6,645,612	1.9	7.7	5,929,433	0.3	101.3	△ 0.5	102.7	0.4	2,533	△ 3.0	182	△ 7	2.6
7～9月	6,655,837	0.2	0.6	5,894,598	△ 0.6	100.2	△ 1.1	102.2	△ 0.5	2,639	6.3	178	△ 1	2.5
10～12月	6,714,693	0.9	3.6	5,905,458	0.2	100.5	0.3	103.1	0.9	2,671	3.0	173	10	2.5
2026 年 1～3月	6,756,105	0.6	2.5	5,932,188	0.5	103.0	2.5	104.6	1.5	2,662	8.3	185	16	2.7
4～6月										2,684	6.0			
2026 年 1月	-	-	-	-	-	104.5	4.3	105.1	2.9	887	5.6	191	6	2.7
2月	-	-	-	-	-	102.4	△ 2.0	105.0	△ 0.1	851	11.4	185	△ 6	2.6
3月	-	-	-	-	-	102.0	△ 0.4	103.7	△ 1.2	924	8.3	186	1	2.7
4月	-	-	-	-	-	102.5	0.5	102.9	△ 0.8	883	6.6	179	△ 7	2.5
5月	-	-	-	-	-	103.0	0.5			780	△ 9.0	174	△ 5	2.5
6月	-	-	-	-	-					1,021	20.4			
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期(月、四半期)比(差)であり、そのほかの数値は原数値である。また、鉱工業生産指数の2026年5月分の数値は速報値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。実質の実額は2020暦年連鎖価格である。

3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	調査産業計					製造業				
							名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)	名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.8	2.4	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.86	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95
2025 年	2.20	1.22	114.0	3.7	126.7	3.2	111.7	2.3	98.0	△ 1.3	31.31	113.9	4.2	99.9	0.5	13.00
2025 年 1～3月	2.29	1.25	113.0	1.0	125.8	1.0	107.2	0.0	94.8	△ 1.3	31.53	110.5	0.9	97.7	△ 0.4	13.19
4～6月	2.21	1.23	113.7	0.6	126.5	0.6	108.7	1.4	95.6	0.8	31.11	113.6	2.8	99.9	2.3	12.99
7～9月	2.16	1.21	114.1	0.3	126.7	0.2	109.1	0.4	95.5	△ 0.1	31.20	112.9	△ 0.6	98.8	△ 1.1	12.86
10～12月	2.14	1.19	115.3	1.0	127.9	0.9	109.5	0.4	95.2	△ 0.3	31.40	113.8	0.8	98.9	0.1	12.96
2026 年 1～3月	2.12	1.19	114.8	△ 0.4	128.9	0.8	110.4	0.8	96.1	0.9	31.84	115.2	1.2	100.3	1.4	12.75
2026 年 1月	2.11	1.18	115.1	△ 0.1	128.5	0.3	109.3	△ 0.7	95.1	△ 0.6	31.83	114.5	△ 0.2	99.7	0.0	12.68
2月	2.10	1.19	114.3	△ 0.7	128.5	0.0	111.2	1.7	97.0	2.0	31.86	115.6	1.0	100.9	1.2	12.84
3月	2.15	1.18	114.9	0.5	129.7	0.9	110.7	△ 0.4	96.2	△ 0.8	31.82	115.5	△ 0.1	100.3	△ 0.6	12.73
4月	2.11	1.18	115.3	0.3	133.3	2.8	111.4	0.6	96.7	0.5	31.16	116.8	1.1	101.4	1.1	12.59
5月	2.11	1.17	115.9	0.5	134.5	0.9	111.5	0.1	96.3	△ 0.4	31.14	115.4	△ 1.2	99.7	△ 1.7	12.14
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
- 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。
2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。実質指数は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。
2026年5月の数値は速報値である。
- 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 国内企業物価指数の2026年5月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

		2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
												1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
全国		1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.22	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17
	A ランク	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.12	1.09	1.09	1.08	1.08	1.07
	B ランク	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.32	1.29	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25
	C ランク	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.33	1.27	1.23	1.23	1.22	1.23	1.22

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、2023年度からの適用区分である
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：％)

	男女計							男性							女性							
	年齡計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齡計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齡計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	
2016 年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3	
2017 年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2	
2018 年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8	
2019 年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8	
2020 年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1	
2021 年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1	
2022 年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1	
2023 年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0	
2024 年	2.5	4.0	3.4	2.3	2.1	2.5	1.7	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.6	2.2	2.4	3.7	3.5	2.2	2.0	2.2	1.0	
2025 年	2.5	3.8	3.3	2.3	2.0	2.6	1.9	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.7	2.3	2.3	3.7	3.1	2.2	1.9	2.3	1.2	
2026 年	1 月	2.7	4.3	3.3	2.5	2.2	2.9	1.9	2.9	5.2	3.4	2.5	2.5	3.1	…	2.5	3.5	3.5	2.4	1.8	2.9	…
	2 月	2.6	3.8	3.3	2.5	2.3	2.6	1.9	2.8	4.2	3.2	2.9	2.4	2.8	…	2.4	3.4	3.5	2.1	2.1	2.4	…
	3 月	2.7	3.8	3.7	2.5	2.2	2.5	1.8	2.9	3.8	4.2	2.8	2.5	2.7	…	2.4	3.9	3.2	2.1	1.8	2.3	…
	4 月	2.5	3.6	3.2	2.5	2.0	2.7	1.8	2.7	4.1	3.0	2.6	2.2	3.0	…	2.3	3.2	3.4	2.3	1.9	2.4	…
	5 月	2.5	4.3	3.1	2.4	1.9	2.3	1.7	2.6	4.7	2.9	2.4	2.0	2.9	…	2.3	3.8	3.3	2.4	1.9	1.7	…

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

（単位：％）

		2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
										1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
現金給与総額	30人以上	1. 2	△ 0. 2	△ 1. 7	1. 0	3. 1	1. 8	3. 3	2. 6	2. 8	4. 2	3. 6	4. 1	3. 3
	500人以上	4. 0	△ 1. 1	△ 1. 5	1. 3	2. 9	0. 6	1. 7	2. 8	3. 6	4. 6	4. 9	3. 1	4. 3
	100～499人	2. 4	0. 1	△ 2. 7	0. 3	4. 3	2. 3	3. 0	1. 2	2. 1	3. 9	1. 2	4. 1	2. 4
	30～99人	△ 0. 9	△ 0. 5	△ 1. 3	0. 5	3. 1	1. 6	3. 9	2. 9	2. 4	3. 5	4. 4	4. 5	3. 1
	5～29人	△ 0. 7	△ 0. 1	0. 0	0. 0	△ 0. 2	0. 5	2. 4	2. 1	2. 0	2. 2	2. 2	2. 8	2. 8
定期給与額	30人以上	0. 7 (0. 7)	0. 1 (0. 1)	△ 1. 1 (0. 1)	1. 2 (0. 8)	2. 4 (2. 0)	1. 6 (1. 8)	2. 6 (2. 7)	2. 2 (2. 3)	3. 3 (3. 2)	3. 8 (3. 8)	4. 1 (3. 9)	4. 0 (3. 7)	3. 6 (3. 5)
	500人以上	3. 0 (3. 1)	△ 0. 4 (△ 0. 3)	△ 0. 7 (0. 5)	1. 7 (1. 1)	1. 5 (1. 4)	0. 9 (1. 0)	1. 7 (1. 7)	2. 4 (2. 5)	3. 7 (3. 7)	4. 5 (4. 7)	4. 6 (4. 6)	4. 0 (3. 9)	3. 4 (3. 4)
	100～499人	2. 0 (2. 2)	0. 2 (0. 4)	△ 1. 9 (△ 1. 0)	0. 7 (0. 2)	3. 4 (2. 7)	1. 9 (2. 3)	2. 0 (2. 2)	1. 4 (1. 6)	2. 1 (2. 0)	2. 6 (2. 4)	2. 6 (2. 4)	3. 2 (3. 1)	3. 2 (3. 0)
	30～99人	△ 1. 1 (△ 1. 3)	△ 0. 6 (△ 0. 7)	△ 1. 1 (0. 2)	0. 9 (0. 8)	3. 1 (3. 0)	1. 3 (1. 1)	3. 0 (3. 3)	2. 1 (2. 1)	3. 5 (3. 4)	4. 1 (4. 0)	4. 4 (4. 3)	4. 0 (3. 7)	3. 4 (3. 4)
	5～29人	△ 0. 6 (△ 0. 5)	△ 0. 2 (△ 0. 1)	0. 2 (0. 8)	△ 0. 1 (0. 0)	△ 0. 3 (△ 0. 5)	0. 5 (0. 4)	1. 3 (1. 3)	1. 6 (1. 7)	2. 6 (2. 7)	2. 3 (2. 5)	2. 4 (2. 8)	2. 4 (2. 5)	2. 3 (2. 5)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）1 各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

2 （ ）内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3 2026年5月の数値は速報値である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
											1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.82	25.25	25.60	25.57	25.53	24.91	24.87
500人以上	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.73	15.64	15.64	15.66	15.15	14.89	14.96
100～499人	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.79	24.80	26.04	25.95	26.10	25.20	25.00
30～99人	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.51	31.01	30.86	30.84	30.86	30.40	30.51
5～29人	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.31	40.67	41.36	41.49	41.42	40.82	40.84

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 2026年5月の数値は速報値である。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2016 年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
2017 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
2018 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	7.4	0.2	8.9	△ 7.1
2024 年	131.1	△ 0.6	120.2	△ 1.2	11.7	△ 2.6	14.6	△ 3.5	7.4	△ 1.9	8.5	△ 4.9
2025 年	129.6	△ 1.2	118.6	△ 1.3	11.5	△ 1.8	14.8	1.6	7.2	△ 3.5	8.3	△ 1.3
2026 年 1 月	124.0	0.1	110.8	△ 0.5	11.3	1.8	14.3	2.9	6.7	△ 1.4	7.2	△ 4.1
2 月	123.5	△ 0.5	113.9	△ 2.0	11.4	0.0	15.3	2.1	7.0	△ 2.8	8.6	△ 5.4
3 月	128.1	1.3	115.9	△ 0.6	12.0	1.6	15.7	4.0	7.2	△ 5.2	8.5	△ 3.5
4 月	134.6	1.0	121.7	△ 0.9	12.2	1.7	15.6	3.3	7.3	△ 4.0	8.6	0.0
5 月	124.3	△ 3.8	113.2	△ 3.9	11.1	△ 1.7	14.0	0.8	6.7	△ 5.6	7.5	0.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 各年（月）の前年比の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。また、2026年5月の数値は速報値である。

3 2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数（又は上表の実数）から算出した場合と一致しない。

4 春季賃上げ妥結状況等

(1) 春季賃上げ妥結状況（2026年）等

連合	第7回（最終）回答集計結果(2026年7月3日)		
	平均賃金方式 (加重平均)	個別賃金方式（組合数による単純平均）	
		35歳	30歳
1,000人以上	467組合 1,837,020人 17,675円（17,611円） 5.13%（5.41%）	18組合 59,786人 13,816円（13,086円） 4.04%（3.98%）	26組合 90,606人 13,636円（12,794円） 4.34%（4.06%）
300～999人	880組合 473,474人 15,673円（15,428円） 5.15%（5.25%）	52組合 28,108人 12,546円（14,079円） 3.97%（4.66%）	51組合 27,567人 12,471円（13,441円） 4.52%（4.96%）
100～299人	1,157組合 208,707人 14,316円（13,924円） 5.03%（5.06%）	84組合 14,853人 11,033円（10,056円） 3.88%（3.67%）	82組合 14,134人 10,261円（9,566円） 3.96%（3.80%）
～99人	1,228組合 60,155人 12,596円（12,304円） 4.66%（4.72%）	95組合 4,632人 8,601円（9,463円） 3.26%（3.69%）	100組合 5,059人 8,809円（9,487円） 3.59%（3.92%）
規模計	3,732組合 2,579,356人 16,940円（16,842円） 5.12%（5.35%）	249組合 107,379人 10,622円（10,904円） 3.70%（3.94%）	259組合 137,366人 10,474円（10,479円） 3.98%（4.08%）

(注) 1 ()内の数値は、2025年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。
2 平均賃金方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
3 個別賃金方式は「純ベア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)		第7回（最終）回答集計結果(2026年7月3日)		
			単純平均	加重平均
時給	400組合 917,964人	賃上げ額	66.63円（59.65円）	75.01円（66.98円）
		引上げ率	5.44%（5.17%）	6.18%（5.81%）
		平均時給	1,290.95円（1,213.28円）	1,289.11円（1,219.70円）
月給	148組合 27,163人	賃上げ額	10,388円（9,914円）	10,794円（10,004円）
		賃上げ率	4.40%（4.32%）	4.53%（4.35%）

(注) ()内の数値は、2025年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(2026年5月27日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要23業種 大手248社	103社 19,964円（19,342円） 5.46%（5.38%）

(注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
2 調査対象248社のうち153社(61.7%)の回答を把握したが、うち50社は平均金額不明などのため、集計より除外。
3 ()内の数値は、2025年5月22日付第1回集計結果(97社)。

経団連(中小企業)第1回集計(2026年7月8日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	295社 12,083円（11,826円） 4.20%（4.35%）

(注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
2 305社(40.5%)から回答を把握したが、このうち10社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3 了承、妥結を含む。

日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査(2026年6月8日)

	(加重平均)
正社員 (月給)	全体 12,036円（11,074円）
	1,604社 4.29%（4.03%）
	20人以下 9,573円（9,568円） 752社 3.52%（3.54%）

(注) 1 前年4月と当年3月、4月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
2 2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
3 ()の数値は、2025年6月4日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回（最終）回答集計結果(2026年7月3日)

一時金		2026年回答			2025年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考) 昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.54ヶ月		0.04ヶ月	2.50ヶ月	
		2,870組合	1,921,390人		2,430組合	1,731,267人
	回答額	816,090円		43,567円	772,523円	
		1,800組合	1,004,495人		1,495組合	822,236人
年 間	回答月数	5.13ヶ月		0.02ヶ月	5.11ヶ月	
		2,512組合	2,030,429人		2,296組合	2,016,100人
	回答額	1,776,402円		125,717円	1,650,685円	
		1,314組合	1,088,787人		1,068組合	852,740人

(注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均。

2 2025年回答の数値は2025年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果

経団連第1回集計（2026年7月2日）

	2026年夏季			2025年夏季		
	社 数	妥 結 額	増 減 率	社 数	妥 結 額	増 減 率
総 平 均	112社	1,008,706円	1.88%	107社	990,848円	4.37%
製造業平均	99社	1,060,434円	1.63%	93社	1,035,889円	4.49%
非製造業平均	13社	864,712円	4.01%	14社	857,602円	3.76%

(注) 1 数値は加重平均（一部従業員平均含む）。

2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要23業種大手248社。

3 23業種158社（63.7%）の妥結を把握しているが、うち46社は平均額不明等のため集計より除外。

4 増減率は当年の集計企業の前年の妥結額に対するもの（同対象比較）。

5 2025年夏季の数値は2025年7月3日付第1回集計。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断（DI）

（「良い」－「悪い」・%ポイント）

		2023年				2024年				2025年				2026年		
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月最近	6月先行き
規模計	製造業	-4	-1	0	5	4	5	5	8	7	7	7	11	12	14	7
	非製造業	12	14	16	18	18	19	20	20	21	21	21	21	21	21	14
大企業	製造業	1	5	9	12	11	13	13	14	12	13	14	15	17	22	17
	非製造業	20	23	27	30	34	33	34	33	35	34	34	34	36	37	28
中堅企業	製造業	-5	0	0	5	6	8	8	11	11	10	12	16	16	17	9
	非製造業	14	17	19	20	20	22	23	22	25	25	24	25	27	26	16
中小企業	製造業	-6	-5	-5	1	-1	-1	0	1	2	1	1	6	7	9	2
	非製造業	8	11	12	14	13	12	14	16	16	15	14	15	16	15	8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注） 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、2026年6月調査の時点で、9,141社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断（DI）

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近（回答時点）の状況」および「先行き（3か月後）の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢（「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」）の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス（Diffusion Index）を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

ロ 経常利益増減

(前年度比・%)

		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.6	5.8	5.5	-6.3
	非製造業	14.6	5.5	8.2	-6.6
大企業	製造業	9.1	6.0	3.2	-6.7
	非製造業	15.5	2.4	7.0	-6.3
中堅企業	製造業	10.5	4.2	16.0	-0.4
	非製造業	13.3	9.0	14.8	-5.1
中小企業	製造業	12.7	6.3	13.0	-11.1
	非製造業	13.2	11.1	5.8	-8.8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.10	9.32	9.58	8.71
	非製造業	6.14	6.23	6.62	6.05
大企業	製造業	11.50	11.82	12.13	10.88
	非製造業	8.71	8.59	9.17	8.30
中堅企業	製造業	5.45	5.48	5.60	5.50
	非製造業	4.46	4.66	5.00	4.61
中小企業	製造業	4.71	4.82	5.29	4.64
	非製造業	4.10	4.38	4.52	4.13

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

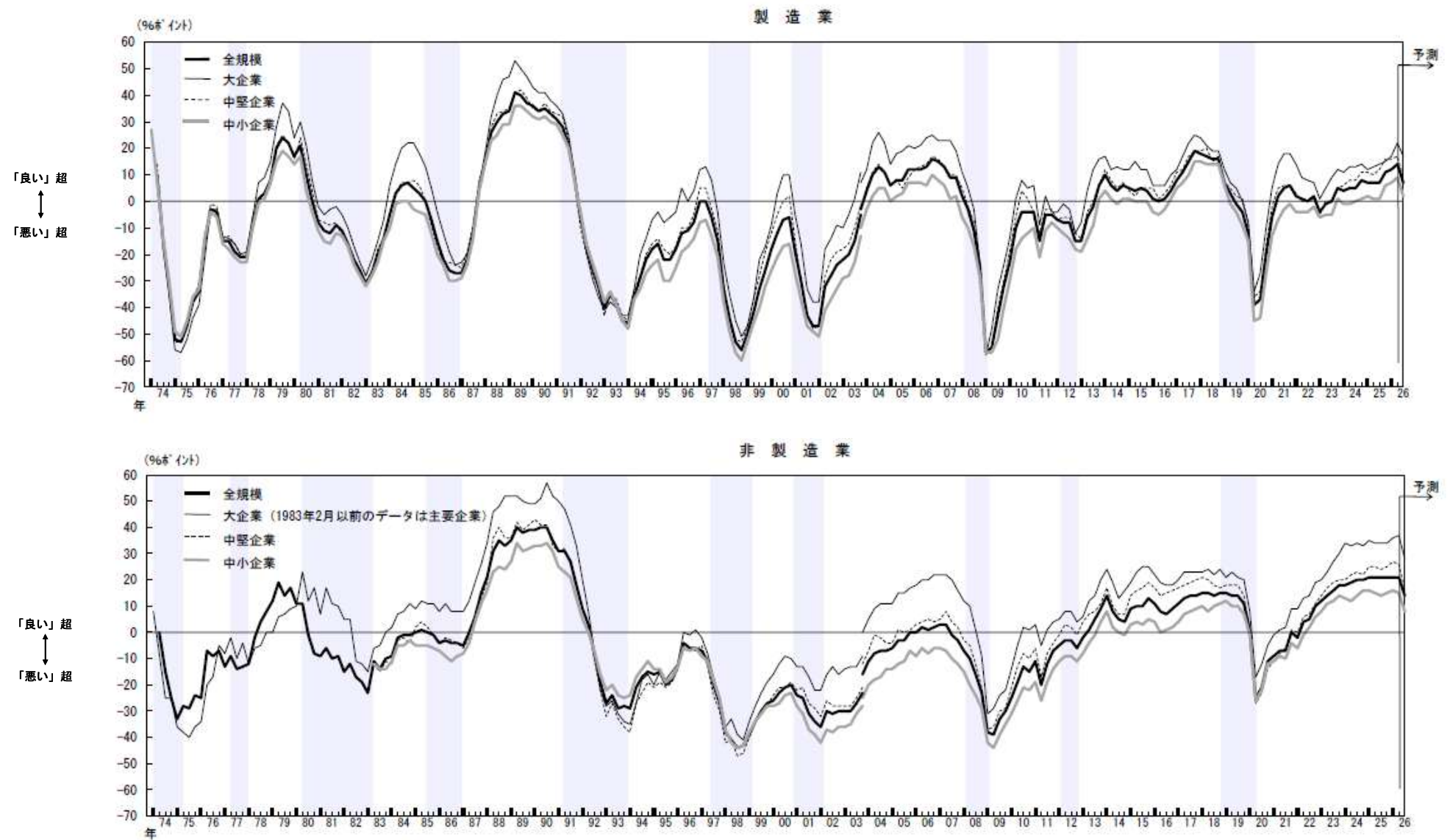
回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

(注) 1. シェドーは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。

2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

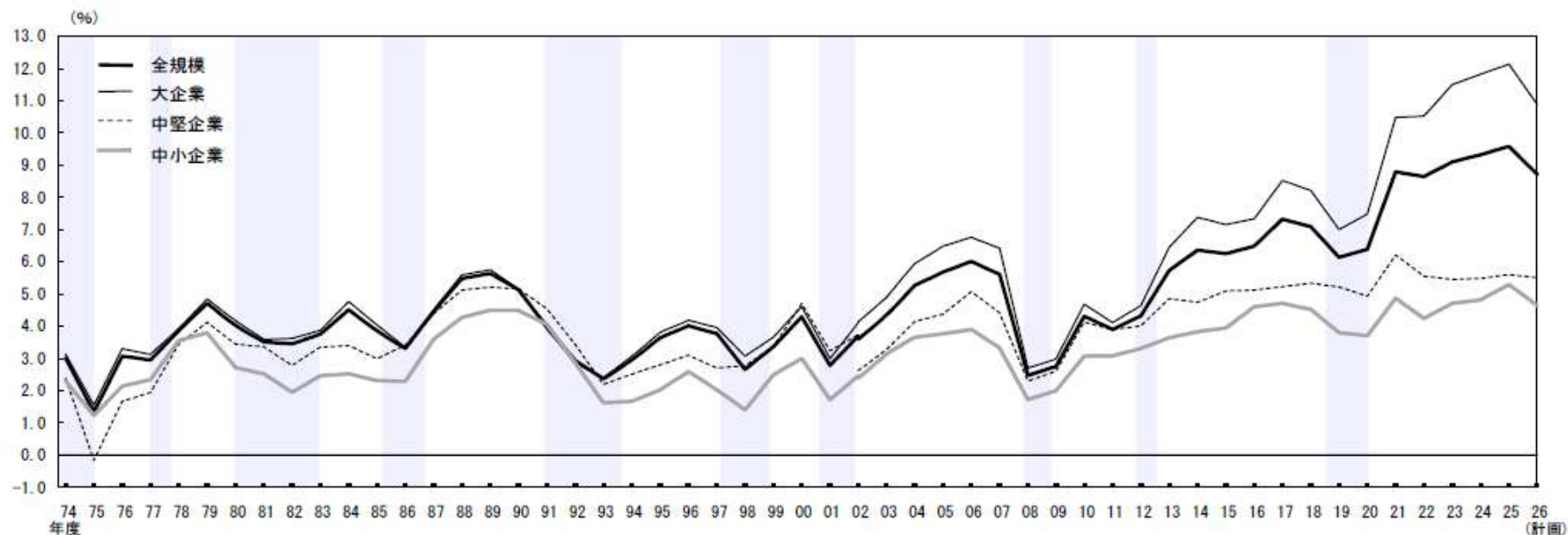
▽業況判断の推移



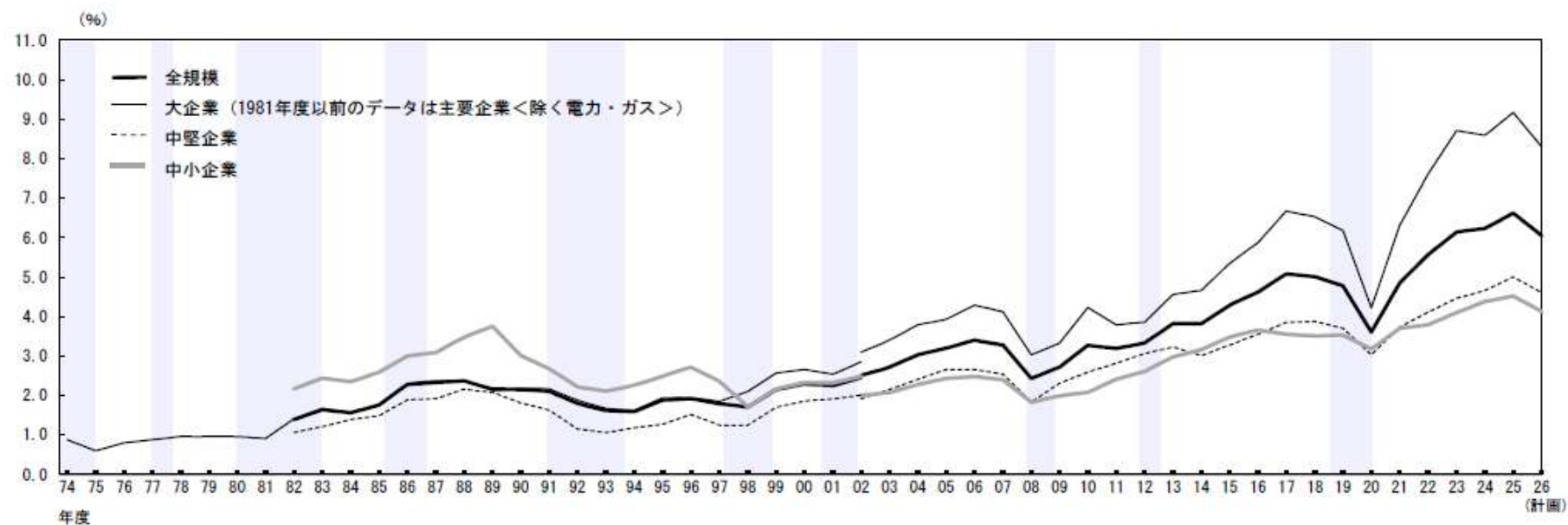
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2026年6月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製 造 業



非 製 造 業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2026年6月調査)

(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	2023年				2024年				2025年				2026年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
合計	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3	-16.8	-17.5	-17.6	-18.7
製造業	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9	-19.6	-17.8	-15.9	-16.6
建設業	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5	-9.4	-8.7	-11.3	-19.6
卸売業	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8	-15.1	-15.6	-15.1	-15.2
小売業	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8	-26.2	-28.4	-26.5	-27.0
サービス業	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1	-11.1	-13.2	-15.4	-14.5

資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

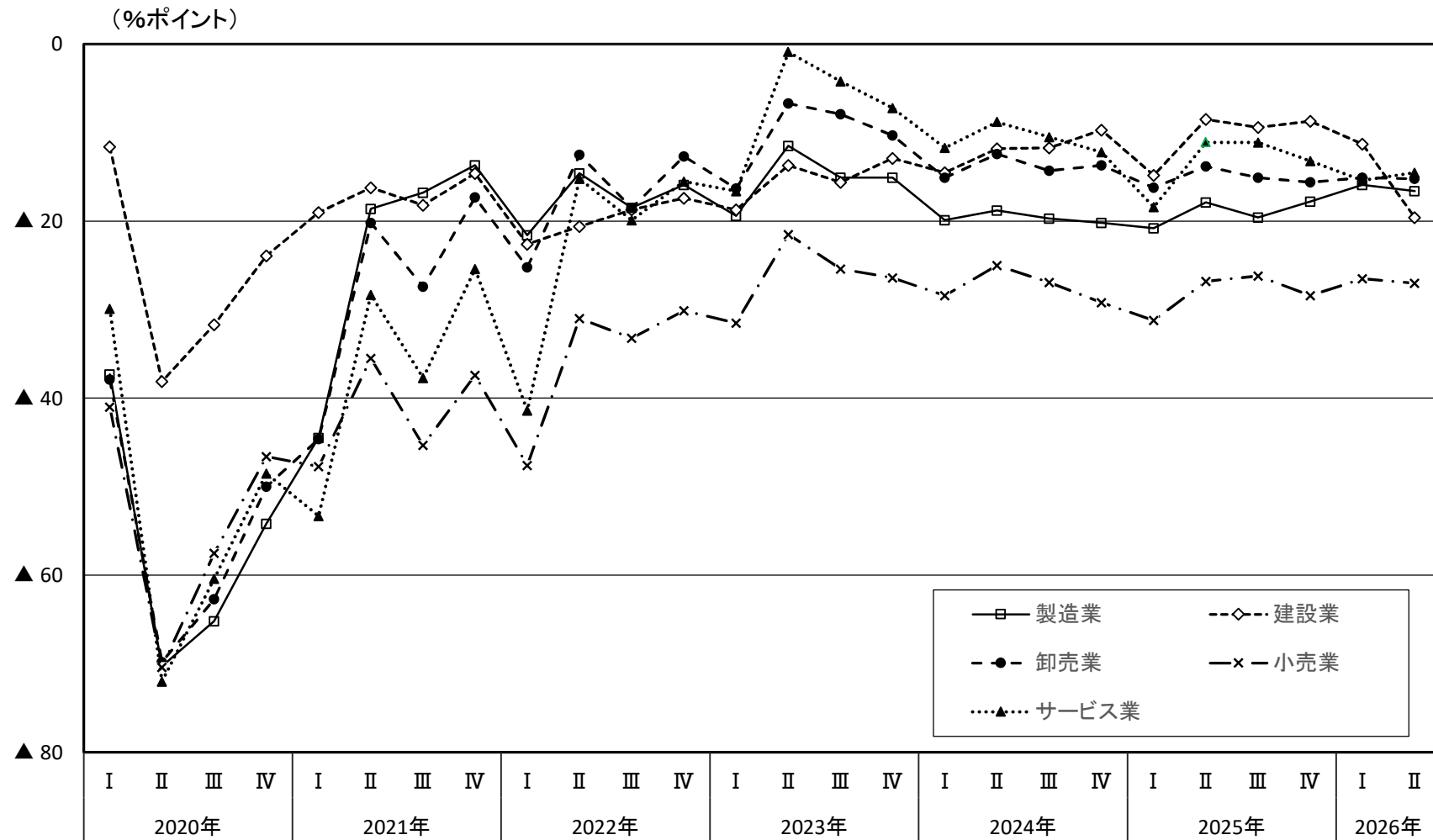
卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
 (注) 前年同期比 「好転」－「悪化」

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東 京	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	344,041	354,305	362,509
	神 奈 川	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	277,323	284,673	290,086
	大 阪	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	277,642	290,531	298,033
	愛 知	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	285,759	287,947	292,739
	埼 玉	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	245,539	260,304	267,278
B ラ ン ク	千 葉	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	252,202	260,907	262,588
	兵 庫	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	254,873	258,373	267,824
	京 都	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	245,148	254,069	262,020
	茨 城	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	266,071	271,385	283,482
	静 岡	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	261,385	268,988	269,951
	富 山	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	253,324	264,461	270,909
	広 島	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	261,807	267,912	276,632
	滋 賀	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	248,362	257,855	269,855
	栃 木	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	262,289	269,835	277,899
	群 馬	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	266,787	270,707	267,660
	宮 城	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	250,838	267,392	279,364
	山 梨	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	250,496	253,262	259,246
	三 重	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	260,405	267,600	272,910
	石 川	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	246,036	254,110	261,553
	福 岡	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	255,023	259,377	265,610
	香 川	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	248,280	259,654	271,802
	岡 山	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	251,383	263,083	274,404
	福 井	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	248,490	251,415	266,611
	奈 良	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	221,483	237,668	239,324
	山 口	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	248,181	252,321	260,002
	長 野	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	252,743	259,359	268,828
	北 海 道	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	247,305	253,921	257,259
	岐 阜	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	245,579	250,838	252,665
	徳 島	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	244,457	259,990	270,870
	福 島	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,413	246,752	254,428	255,522
	新 潟	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	245,053	251,496	252,305
	和 歌 山	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	247,214	246,367	256,836
	愛 媛	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	242,441	253,104	251,771
	島 根	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	238,481	242,479	240,907
C ラ ン ク	大 分	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	242,209	242,890	249,212
	熊 本	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	236,996	245,403	258,155
	山 形	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	247,304	252,749	258,828
	佐 賀	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	227,037	237,434	245,833
	長 崎	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	224,509	233,943	249,466
	岩 手	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	239,030	248,799	250,583
	高 知	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	230,372	243,357	243,534
	鳥 取	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	221,845	233,088	244,241
	秋 田	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	235,573	240,344	245,286
	鹿 児 島	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	224,419	241,970	247,366
	宮 崎	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	223,818	232,960	236,815
	青 森	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	227,669	234,642	239,782
	沖 縄	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	216,848	216,907	228,466

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年3月	2026年4月	2026年5月
A ラ ン ク	東 京	1,277	1,292	1,325	1,365	1,409	1,437	1,448	1,449
	神 奈 川	1,247	1,261	1,300	1,341	1,391	1,431	1,426	1,428
	大 阪	1,198	1,213	1,244	1,288	1,339	1,377	1,369	1,391
	愛 知	1,160	1,176	1,207	1,253	1,296	1,336	1,336	1,338
	埼 玉	1,153	1,166	1,201	1,249	1,292	1,333	1,335	1,340
	千 葉	1,175	1,187	1,214	1,259	1,304	1,337	1,339	1,359
B ラ ン ク	兵 庫	1,138	1,150	1,182	1,228	1,273	1,316	1,307	1,315
	京 都	1,137	1,149	1,178	1,234	1,280	1,320	1,322	1,313
	茨 城	1,076	1,090	1,126	1,179	1,230	1,274	1,258	1,267
	静 岡	1,108	1,123	1,156	1,202	1,252	1,295	1,281	1,282
	富 山	1,053	1,066	1,098	1,142	1,190	1,224	1,241	1,240
	広 島	1,068	1,087	1,122	1,172	1,220	1,278	1,263	1,272
	滋 賀	1,084	1,102	1,129	1,177	1,240	1,293	1,291	1,278
	栃 木	1,071	1,079	1,112	1,162	1,210	1,243	1,257	1,258
	群 馬	1,054	1,067	1,093	1,132	1,180	1,231	1,234	1,235
	宮 城	1,041	1,054	1,085	1,132	1,193	1,226	1,238	1,237
	山 梨	1,051	1,076	1,107	1,156	1,207	1,234	1,231	1,252
	三 重	1,075	1,097	1,130	1,179	1,229	1,273	1,259	1,280
	石 川	1,024	1,041	1,075	1,126	1,186	1,226	1,240	1,235
	福 岡	1,063	1,082	1,118	1,163	1,214	1,269	1,256	1,258
	香 川	1,044	1,052	1,083	1,130	1,183	1,276	1,224	1,236
	岡 山	1,038	1,053	1,086	1,132	1,176	1,219	1,230	1,217
	福 井	1,024	1,042	1,081	1,123	1,177	1,214	1,236	1,217
	奈 良	1,089	1,097	1,133	1,173	1,228	1,298	1,266	1,281
	山 口	1,009	1,030	1,064	1,114	1,166	1,238	1,216	1,202
	長 野	1,035	1,054	1,086	1,134	1,192	1,226	1,247	1,218
	北 海 道	1,025	1,049	1,085	1,141	1,191	1,245	1,232	1,235
	岐 阜	1,066	1,085	1,110	1,162	1,217	1,249	1,262	1,243
	徳 島	1,050	1,055	1,083	1,125	1,189	1,250	1,229	1,233
	福 島	993	1,011	1,043	1,094	1,142	1,214	1,194	1,207
	新 潟	1,008	1,023	1,059	1,103	1,160	1,207	1,204	1,213
	和 歌 山	1,032	1,061	1,089	1,138	1,188	1,262	1,239	1,214
	愛 媛	998	1,019	1,052	1,098	1,153	1,206	1,208	1,213
	島 根	998	1,011	1,042	1,096	1,145	1,195	1,198	1,175
C ラ ン ク	大 分	991	1,010	1,050	1,096	1,149	1,208	1,190	1,202
	熊 本	1,017	1,042	1,080	1,133	1,186	1,236	1,219	1,231
	山 形	977	1,001	1,027	1,078	1,135	1,204	1,191	1,183
	佐 賀	993	1,015	1,048	1,099	1,152	1,208	1,173	1,204
	長 崎	985	997	1,033	1,086	1,145	1,204	1,190	1,200
	岩 手	956	977	1,015	1,064	1,118	1,178	1,172	1,160
	高 知	1,004	1,014	1,046	1,099	1,159	1,231	1,182	1,218
	鳥 取	994	1,006	1,036	1,092	1,143	1,199	1,184	1,190
	秋 田	958	978	1,012	1,063	1,113	1,177	1,171	1,157
	鹿 児 島	979	996	1,034	1,089	1,147	1,203	1,198	1,198
	宮 崎	968	996	1,032	1,078	1,132	1,184	1,180	1,175
	青 森	940	959	990	1,046	1,103	1,160	1,178	1,156
	沖 縄	1,029	1,046	1,087	1,147	1,226	1,401	1,265	1,274
	全 国	1,096	1,113	1,148	1,198	1,249	1,296	1,292	1,296

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

- 2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。
- 4 都道府県は、パートタイム労働者の求人票における就業地の都道府県により分類している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年3月	2026年4月	2026年5月
A ラ ン ク	東 京	1,209	1,227	1,258	1,301	1,344	1,376	1,381	1,381
	神 奈 川	1,183	1,198	1,235	1,279	1,329	1,367	1,358	1,365
	大 阪	1,132	1,150	1,184	1,229	1,282	1,320	1,315	1,332
	愛 知	1,087	1,105	1,136	1,183	1,230	1,272	1,271	1,272
	埼 玉	1,091	1,108	1,142	1,189	1,234	1,275	1,276	1,283
	千 葉	1,112	1,127	1,153	1,198	1,245	1,276	1,278	1,299
B ラ ン ク	兵 庫	1,075	1,091	1,123	1,170	1,219	1,261	1,256	1,261
	京 都	1,072	1,086	1,117	1,169	1,218	1,263	1,260	1,255
	茨 城	1,013	1,031	1,065	1,117	1,169	1,214	1,202	1,215
	静 岡	1,044	1,062	1,095	1,140	1,191	1,237	1,225	1,222
	富 山	996	1,013	1,044	1,087	1,134	1,178	1,181	1,186
	広 島	1,010	1,030	1,065	1,114	1,163	1,217	1,207	1,218
	滋 賀	1,028	1,047	1,075	1,122	1,184	1,241	1,240	1,214
	栃 木	1,010	1,023	1,056	1,107	1,154	1,194	1,201	1,201
	群 馬	993	1,008	1,034	1,075	1,119	1,179	1,185	1,179
	宮 城	987	1,001	1,033	1,079	1,136	1,172	1,176	1,174
	山 梨	986	1,012	1,042	1,091	1,142	1,180	1,175	1,183
	三 重	1,017	1,041	1,071	1,118	1,170	1,211	1,205	1,219
	石 川	969	990	1,022	1,071	1,130	1,173	1,182	1,176
	福 岡	1,001	1,021	1,056	1,101	1,150	1,204	1,197	1,197
	香 川	977	990	1,021	1,069	1,122	1,211	1,166	1,174
	岡 山	978	996	1,028	1,076	1,120	1,160	1,171	1,159
	福 井	968	986	1,024	1,068	1,119	1,160	1,172	1,163
	奈 良	1,028	1,038	1,073	1,113	1,165	1,228	1,209	1,217
	山 口	960	982	1,017	1,066	1,115	1,186	1,167	1,155
	長 野	981	1,001	1,033	1,081	1,138	1,178	1,190	1,173
	北 海 道	983	1,007	1,043	1,097	1,146	1,191	1,186	1,188
	岐 阜	1,003	1,023	1,048	1,096	1,152	1,187	1,199	1,187
	徳 島	977	988	1,019	1,060	1,123	1,181	1,170	1,172
	福 島	943	963	996	1,043	1,090	1,142	1,143	1,147
	新 潟	959	976	1,010	1,055	1,108	1,159	1,155	1,157
	和 歌 山	978	1,004	1,033	1,080	1,128	1,188	1,179	1,161
	愛 媛	946	968	1,001	1,047	1,101	1,154	1,157	1,162
	島 根	947	961	993	1,046	1,098	1,146	1,152	1,135
C ラ ン ク	大 分	938	961	1,000	1,045	1,096	1,160	1,140	1,152
	熊 本	954	981	1,017	1,066	1,120	1,172	1,162	1,166
	山 形	930	950	977	1,029	1,085	1,150	1,139	1,136
	佐 賀	940	963	995	1,044	1,098	1,152	1,131	1,149
	長 崎	937	953	986	1,037	1,095	1,154	1,145	1,148
	岩 手	912	934	969	1,019	1,073	1,133	1,130	1,117
	高 知	947	959	992	1,044	1,101	1,170	1,137	1,161
	鳥 取	942	960	990	1,042	1,097	1,152	1,139	1,143
	秋 田	917	939	971	1,021	1,073	1,140	1,129	1,120
	鹿 児 島	927	948	984	1,035	1,093	1,147	1,143	1,146
	宮 崎	920	950	984	1,029	1,082	1,134	1,131	1,129
	青 森	904	924	955	1,006	1,065	1,125	1,137	1,119
	沖 縄	972	992	1,029	1,087	1,162	1,336	1,201	1,208
	全 国	1,036	1,056	1,091	1,140	1,191	1,238	1,235	1,238

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。

3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1募集賃金として算出している。

4 都道府県は、パートタイム労働者の求人票における就業地の都道府県により分類している。

本審236

(2) 労働時間

常用労働者 1 人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模 5 人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ランク	東京	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	139.9	139.6	137.6	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	11.7	11.6	11.4
	神奈川	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	130.2	129.8	127.0	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7	10.5	10.5	10.0
	大阪	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	133.1	135.2	134.1	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	8.9	9.3	9.0
	愛知	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	138.5	135.4	134.1	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	11.7	11.0	11.0
	埼玉	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	130.1	131.1	131.9	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9	9.2	9.1	9.7
B ランク	千葉	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	130.5	130.5	126.8	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	9.4	9.5	8.6
	兵庫	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	131.6	129.8	128.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2	9.3	9.2	8.9
	京都	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	126.8	128.4	128.3	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	9.1	9.6	9.3
	茨城	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	139.2	139.9	138.7	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	10.1	11.0	10.5
	静岡	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	140.5	141.6	138.4	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	10.9	11.4	10.7
	富山	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	141.2	142.9	141.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5	8.7	9.3	9.6
	広島	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	137.5	138.1	137.5	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	10.7	10.2	10.0
	滋賀	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	130.3	131.0	132.2	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	9.9	9.5	10.2
	栃木	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	140.1	139.4	138.8	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	10.8	10.3	10.7
	群馬	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	144.5	141.4	137.6	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	11.7	10.3	9.8
	宮城	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	140.5	141.2	140.3	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	9.4	10.0	9.7
	山梨	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	137.4	134.8	135.6	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	11.0	9.8	9.7
	三重	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	136.7	136.8	134.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	10.0	10.2	10.6
	石川	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	138.8	137.3	135.9	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	9.6	9.1	9.5
	福岡	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	136.1	136.3	135.6	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	8.6	9.3	9.1
	香川	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	139.8	141.4	142.4	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.0	10.6	10.4
	岡山	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	141.0	142.6	140.2	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	10.4	10.5	10.8
	福井	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	139.0	138.7	138.9	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	8.9	9.1	8.9
	奈良	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	124.1	125.3	125.0	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	6.7	6.6	7.5
	山口	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	137.3	136.5	136.0	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	9.0	8.7	8.9
	長野	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	140.3	139.4	139.2	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	10.1	8.9	9.3
	北海道	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	137.9	138.3	136.3	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	9.0	9.0	8.9
	岐阜	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	135.7	136.2	134.4	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	9.2	9.5	10.1
	徳島	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	138.3	141.5	141.4	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	8.4	8.9	8.8
	福島	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	144.9	142.8	141.3	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	10.5	9.0	8.7
	新潟	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	141.2	141.4	137.1	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	8.7	8.6	8.3
	和歌山	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	139.8	137.9	136.1	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	11.5	9.1	9.6
	愛媛	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	140.1	142.2	136.5	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	9.6	10.3	8.6
	島根	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	141.0	138.6	137.6	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	8.8	8.2	8.9
C ランク	大分	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	141.1	138.7	137.3	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0	9.6	8.7	8.0
	熊本	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	141.7	141.0	141.3	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4	9.6	9.2	9.0
	山形	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	146.9	146.7	145.2	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9	10.1	10.1	9.7
	佐賀	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	138.0	142.8	141.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1	8.7	8.6	9.5
	長崎	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	139.7	139.4	137.3	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0	9.2	8.7	8.3
	岩手	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	145.2	144.1	141.6	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8	9.5	8.8	8.9
	高知	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	135.2	136.6	135.2	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7	7.2	7.7	8.0
	鳥取	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	139.0	139.3	138.1	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5	7.8	7.6	7.5
	秋田	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	144.6	143.2	142.0	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0	8.2	8.3	8.0
	鹿児島	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	138.5	141.9	140.8	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0	9.2	9.3	8.7
	宮崎	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	140.3	139.0	137.5	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4	9.3	8.5	7.1
	青森	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	146.1	147.1	146.3	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9	7.9	8.6	8.8
	沖縄	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	138.3	136.7	134.3	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8	7.8	8.1	7.9

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模 5 人以上の数値である。

7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比増減（％）				
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東京	800	797	810	861	870	0.0	0.7	1.7	2.0	1.1
	神奈川	299	306	309	310	312	△ 1.0	1.1	0.8	1.2	0.7
	大阪	394	379	382	389	392	0.2	0.3	0.6	1.2	0.9
	愛知	318	318	316	327	330	△ 0.1	△ 1.2	△ 0.4	1.0	1.0
	埼玉	214	222	224	225	226	△ 0.5	0.8	1.1	1.0	0.3
	千葉	172	177	179	187	187	0.6	△ 0.7	1.2	0.9	0.5
B ラ ン ク	兵庫	178	182	183	189	190	△ 0.6	0.7	0.4	0.7	0.5
	京都	96	95	95	96	96	1.0	0.6	0.3	1.5	0.5
	茨城	98	102	102	104	105	0.2	0.7	△ 0.1	1.4	0.8
	静岡	141	142	144	144	142	0.4	0.8	0.9	△ 0.2	△ 1.4
	富山	42	43	44	44	44	0.0	△ 0.6	2.1	1.6	0.9
	広島	107	112	115	111	108	△ 0.4	1.3	2.6	△ 0.4	△ 3.0
	滋賀	50	50	52	53	53	△ 0.5	0.7	2.6	1.6	0.6
	栃木	71	74	74	72	75	0.5	1.2	0.7	0.2	3.2
	群馬	72	73	75	76	77	0.3	0.3	2.9	1.1	1.8
	宮城	80	77	79	84	84	△ 0.1	△ 3.6	2.2	0.6	0.3
	山梨	29	29	28	28	28	△ 1.8	△ 0.4	△ 3.6	2.2	1.8
	三重	66	67	69	69	70	0.5	△ 0.1	2.6	1.7	0.3
	石川	42	43	43	44	45	△ 2.0	2.3	△ 1.4	0.5	3.0
	福岡	182	187	190	196	200	0.5	0.1	1.5	1.0	1.7
	香川	34	35	36	35	36	△ 1.2	1.3	2.2	△ 0.8	0.9
	岡山	67	68	70	72	73	△ 0.5	0.4	2.8	1.0	1.7
	福岡	30	30	31	30	31	0.4	△ 0.1	1.7	0.3	2.1
	奈良	39	39	39	36	36	△ 0.6	△ 2.5	△ 0.1	0.6	0.5
	山口	48	47	47	49	48	△ 0.9	0.2	1.0	2.0	△ 0.7
	長野	76	76	77	78	78	0.1	0.4	2.2	2.0	0.6
	北海道	179	181	182	180	179	△ 0.6	1.0	0.4	0.9	△ 0.2
	岐阜	67	68	68	72	74	△ 0.2	1.5	△ 0.3	1.9	2.8
	徳島	25	24	24	24	24	2.7	△ 0.8	2.2	0.8	0.2
	福岡	65	67	67	67	66	△ 1.8	0.4	1.4	0.4	△ 0.8
	新潟	81	83	83	82	81	△ 1.5	0.7	0.4	△ 0.3	△ 0.8
	和歌山	28	29	28	29	30	△ 1.5	2.5	△ 1.4	△ 1.3	0.8
	愛媛	45	46	46	46	46	△ 2.3	1.4	0.7	3.6	△ 0.1
	大分	23	24	24	25	25	1.1	1.0	1.0	0.9	1.2
C ラ ン ク	大分	38	37	38	38	38	△ 0.7	△ 0.7	2.2	△ 0.1	0.2
	熊本	56	56	56	59	59	△ 0.2	△ 0.4	0.8	1.2	0.5
	山形	38	39	39	38	38	△ 1.4	1.6	0.9	0.3	△ 0.2
	佐賀	28	29	29	30	31	△ 0.7	0.9	1.9	2.9	2.8
	長崎	42	41	40	41	41	0.0	△ 0.6	△ 1.5	1.6	1.4
	岩手	42	41	42	42	42	△ 0.5	1.4	2.2	1.4	0.1
	高知	23	23	23	22	22	△ 1.1	2.3	0.7	0.2	1.1
	鳥取	18	19	19	19	19	1.2	1.6	1.0	0.4	△ 0.9
	秋田	32	32	32	31	31	△ 1.4	0.6	△ 0.6	0.0	0.3
	鹿児島	53	57	58	55	56	0.0	3.7	1.6	1.3	1.3
	宮崎	34	35	36	37	36	△ 2.6	2.2	1.9	1.7	△ 0.6
	青森	42	40	41	40	40	0.8	△ 0.4	0.5	△ 0.3	△ 1.0
全国計	沖縄	48	49	49	50	50	0.8	△ 0.1	0.7	2.1	1.1
		5,189	5,134	5,228	5,081	5,157	0.5	0.8	1.9	1.2	1.5

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模5人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。また、前年比の数値は、指数の前年比であり、人数の前年比と一致しない。

3 各都道府県の増減率は指数による。秋田県の2021年、茨城県の2021年、2022年、栃木県の2021年、2022年、高知県の2021年は、労働基準局賃金課にて年平均指数から増減率を計算。2025年の高知県、長崎県は労働基準局賃金課にて2025年の月別指数速報値から年平均指数を計算して増減率を計算。

4 ランク区分は2023年の見直し後のもの。

パートタイム労働者の時間当たり給与と 求人募集賃金、最低賃金の推移

第2回目安に関する小委員会
仁平委員提出資料

データの出典

■HRog賃金Now：株式会社ナウキャスト(<https://hrogwagenow.com/>)

- 調査方法：ウェブ上に掲載されている時給表示の募集情報をAIウェブスクレイピングで収集
複数媒体に掲載の求人や、異常な求人数の増加・減少がある媒体は削除
金額幅で表示されている求人は上下の平均値を取得
- 調査対象：最大125の求人サイト、週次でおよそ350万件以上の求人データのうち、時給表示の
求人広告を対象とし、その他日給等の求人は非対象

■毎月勤労統計調査（地方調査）：厚生労働省

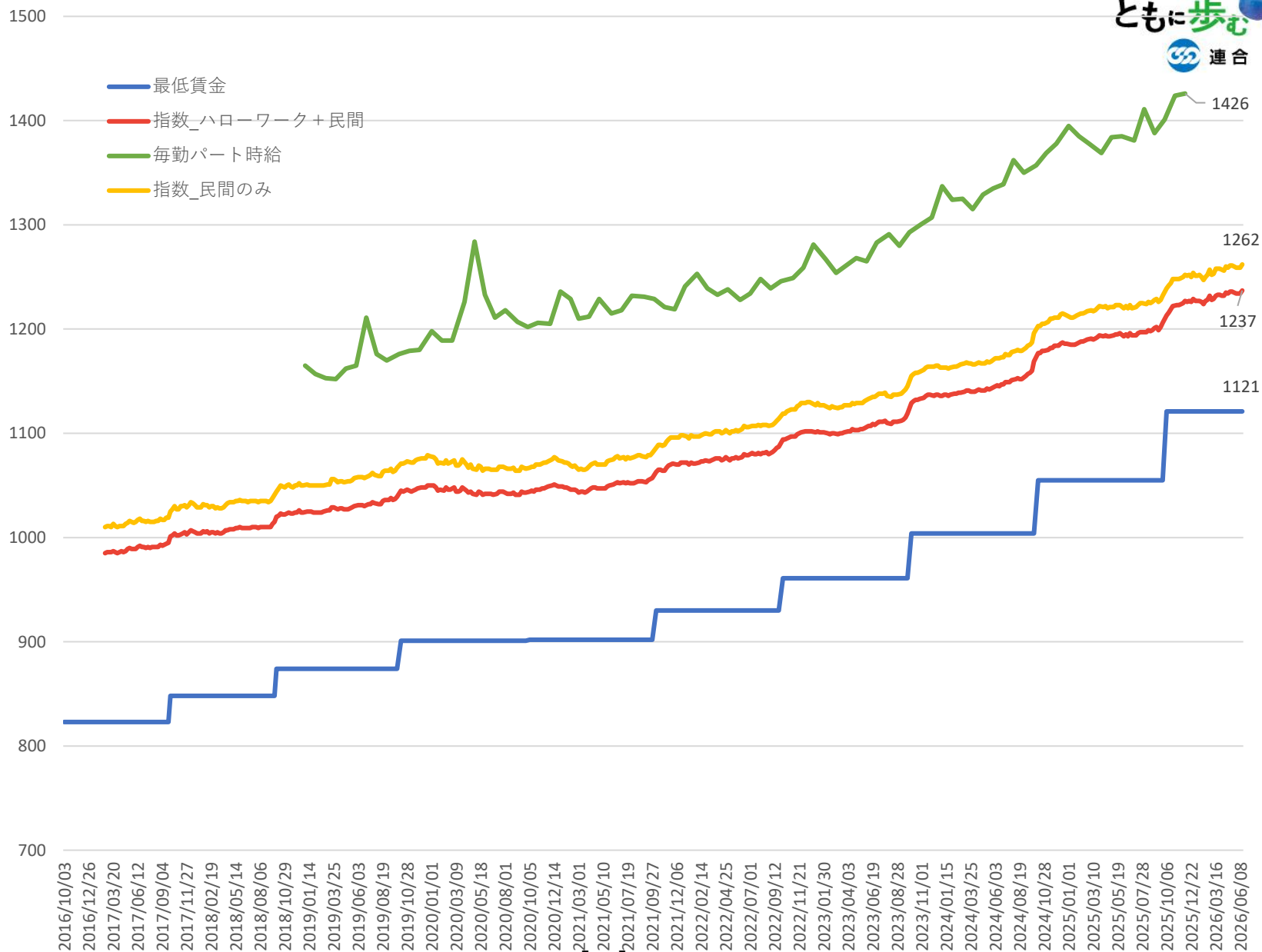
- パートタイム労働者の所定内給与額を所定内労働時間で除した値
（事業所規模5人以上、調査産業計）

以上をもとに連合事務局にて作成

<水準の表記>

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| HRog_ハローワーク+民間 | ：HRog賃金Now 「時間当たり給与（パートタイム労働者）」より |
| HRog_民間のみ | ：HRog賃金Now 「時間当たり給与（パートタイム労働者）」より |
| 毎勤統計 | ：毎月勤労統計調査（地方調査）より、パートタイム労働者の所定内給与 |
| 最低賃金 | ：地域別最低賃金額。全国については全国加重平均の値 |

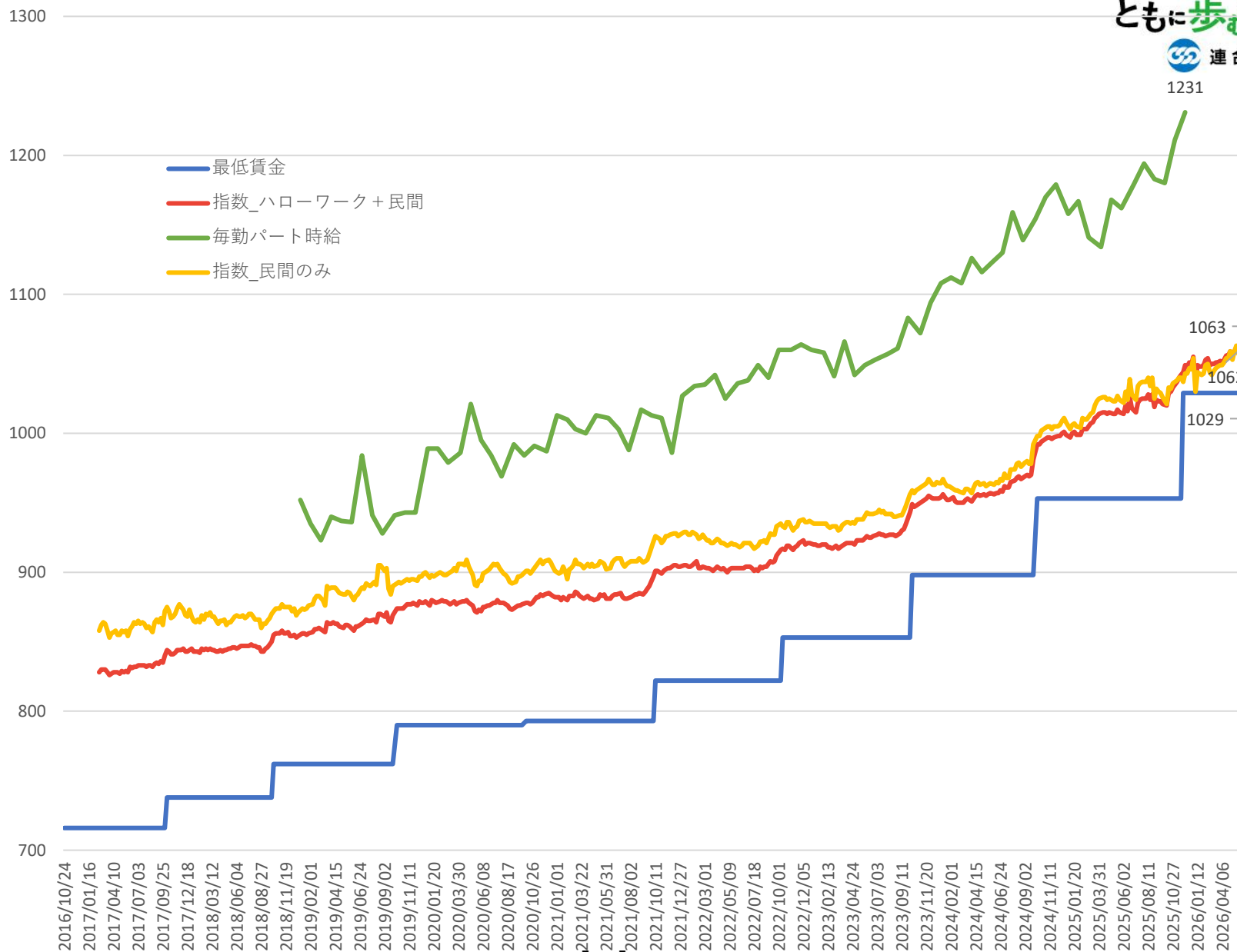
- 最低賃金
- 指数_ハローワーク+民間
- 毎勤パート時給
- 指数_民間のみ



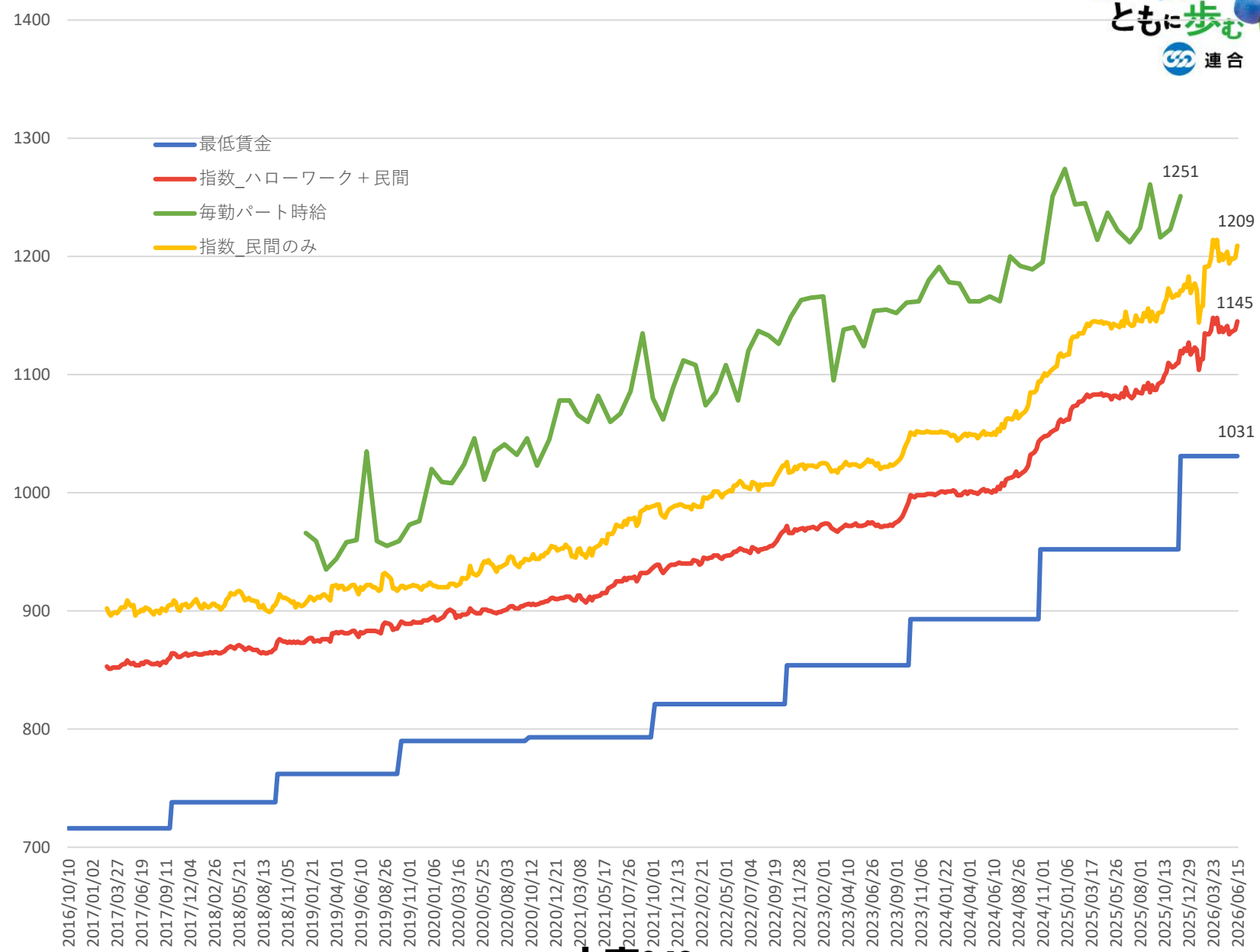
本審241

1231

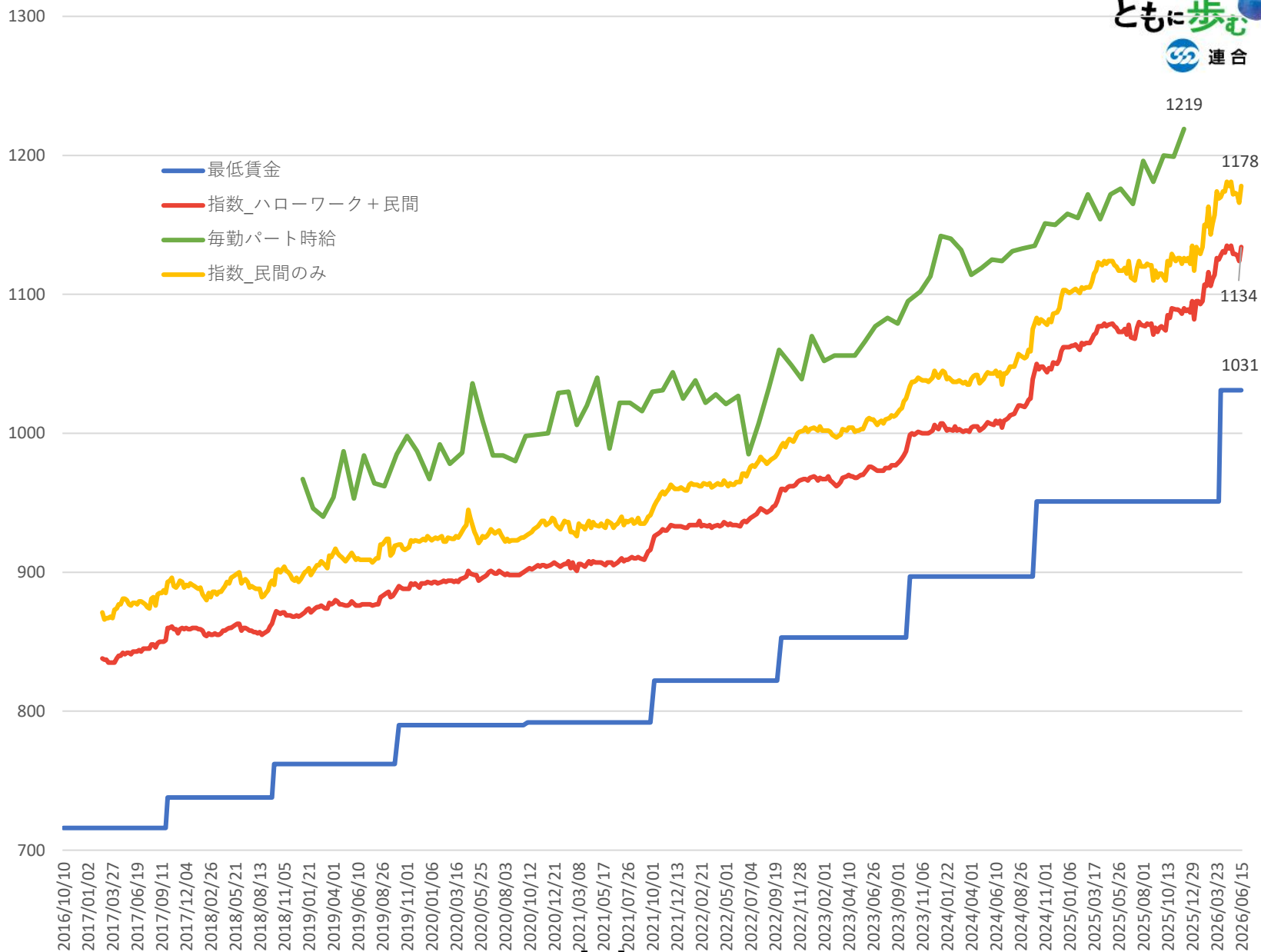
(円)

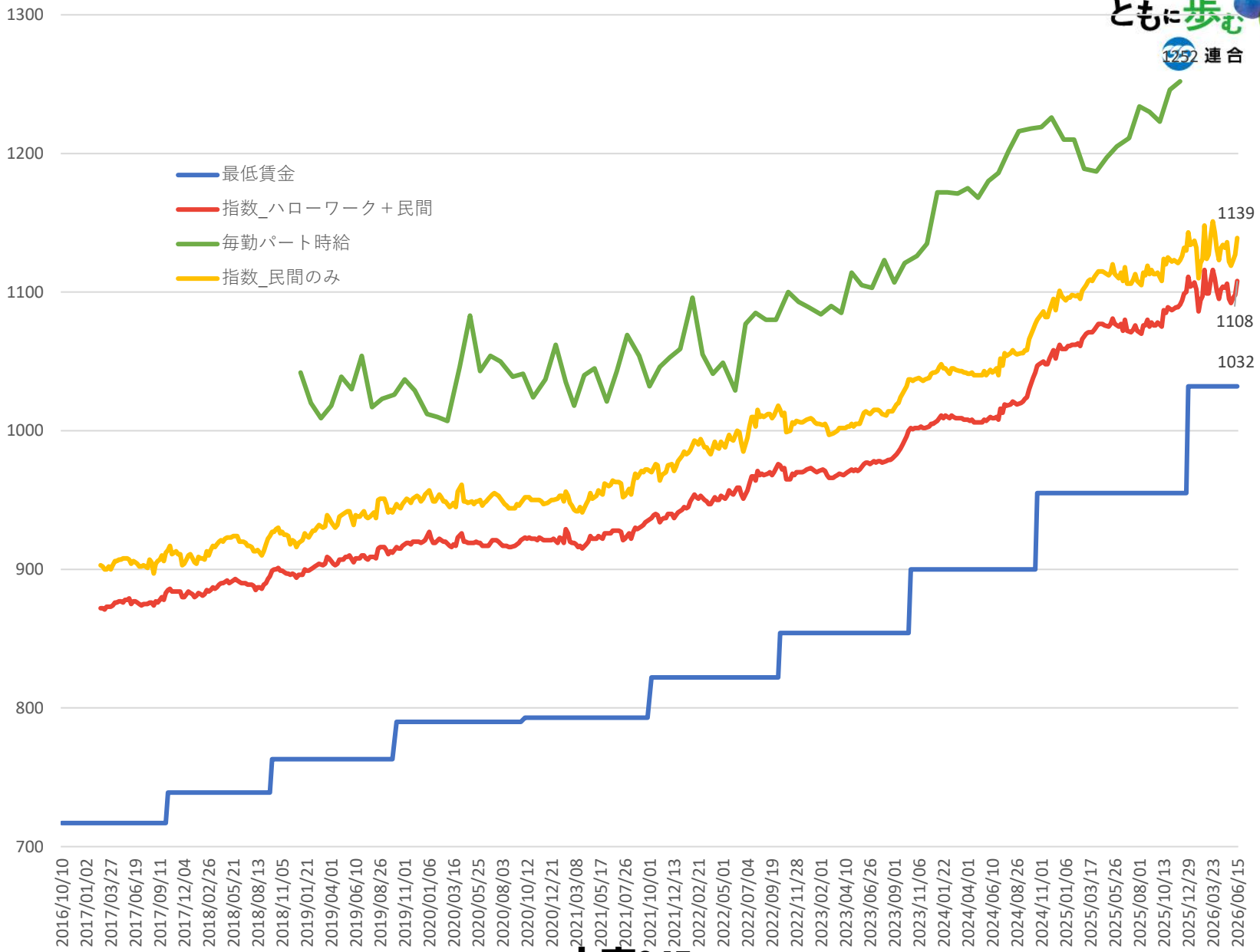


(円)

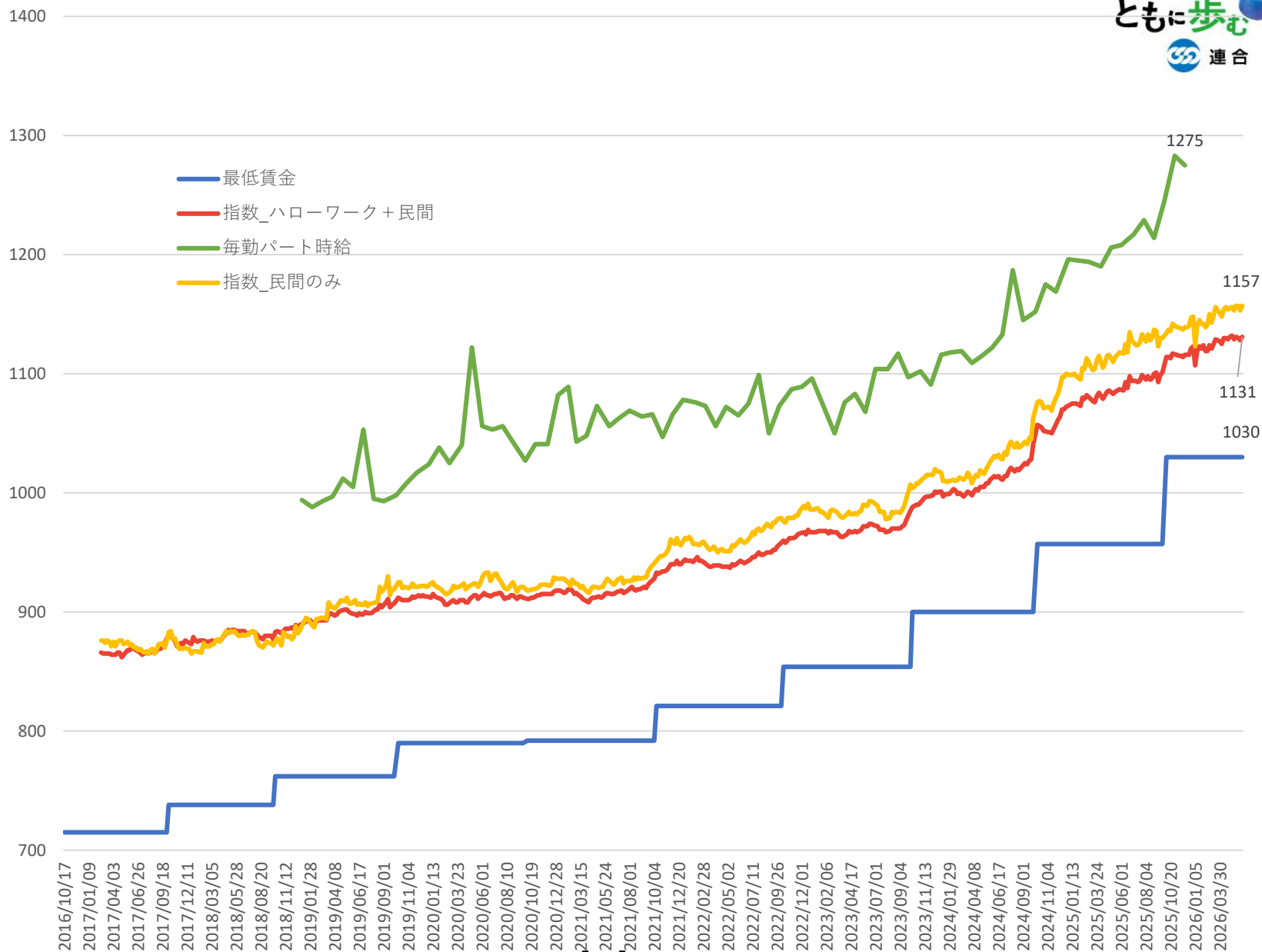


(円)

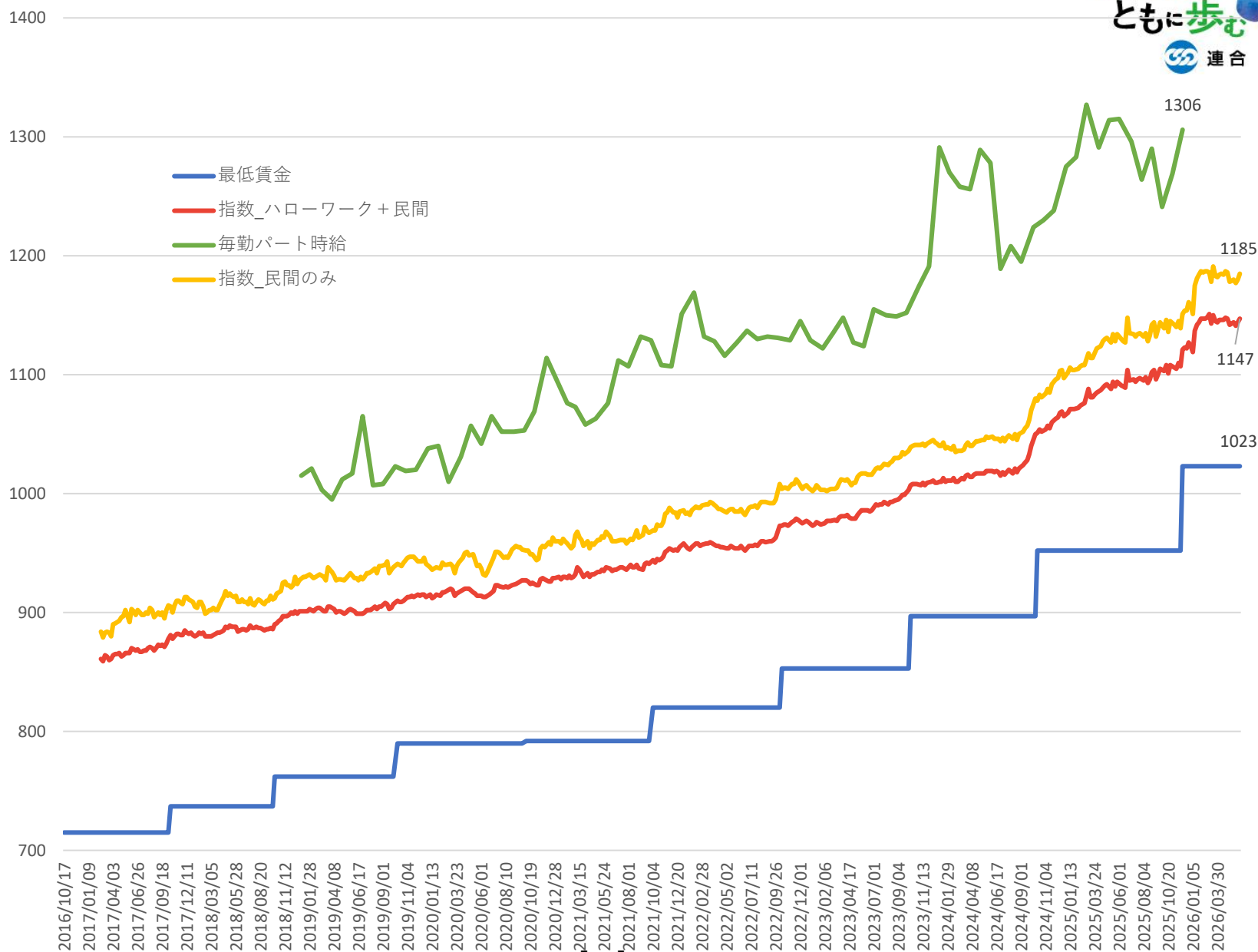




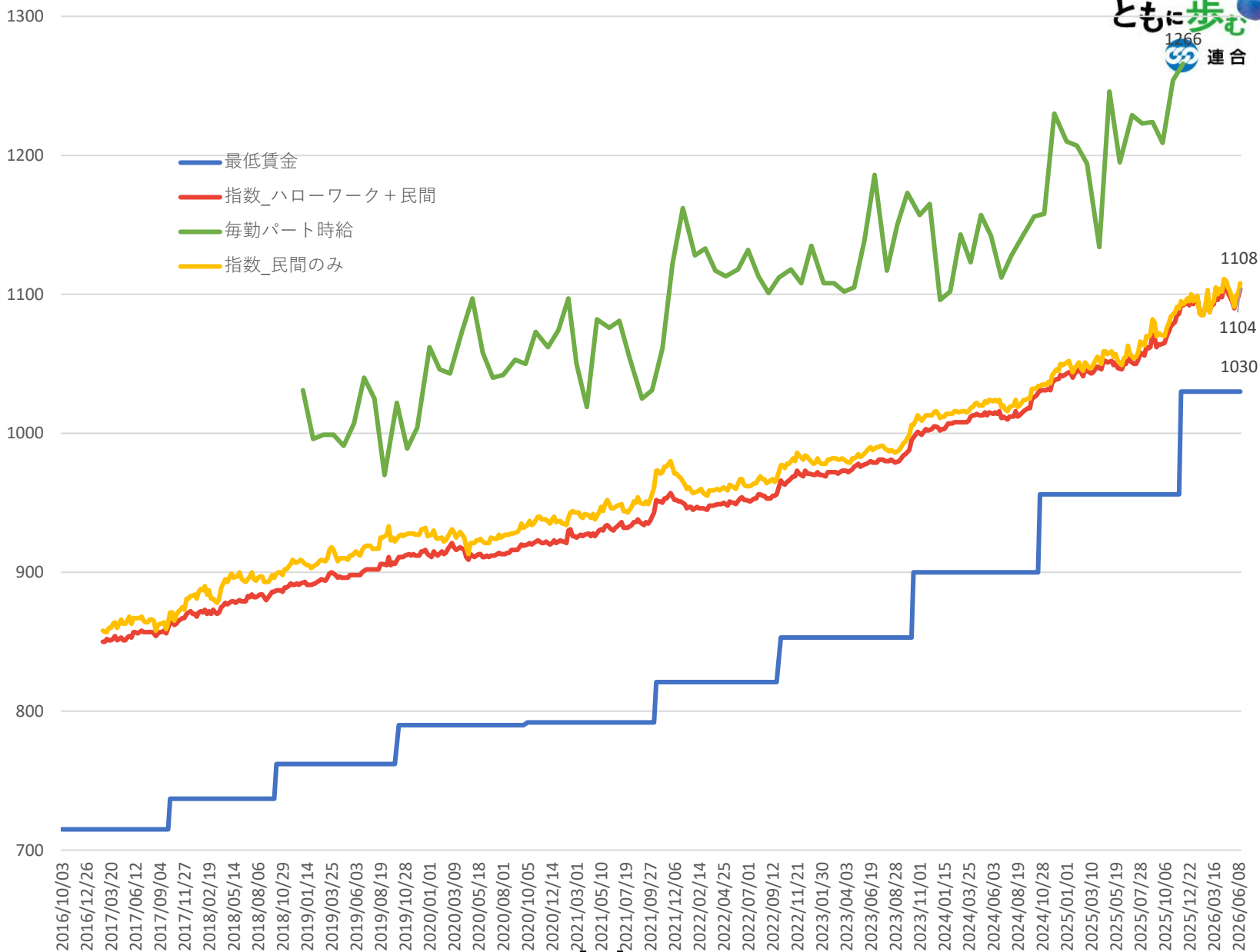
(円)



(円)



(円)



(円)

1300

1200

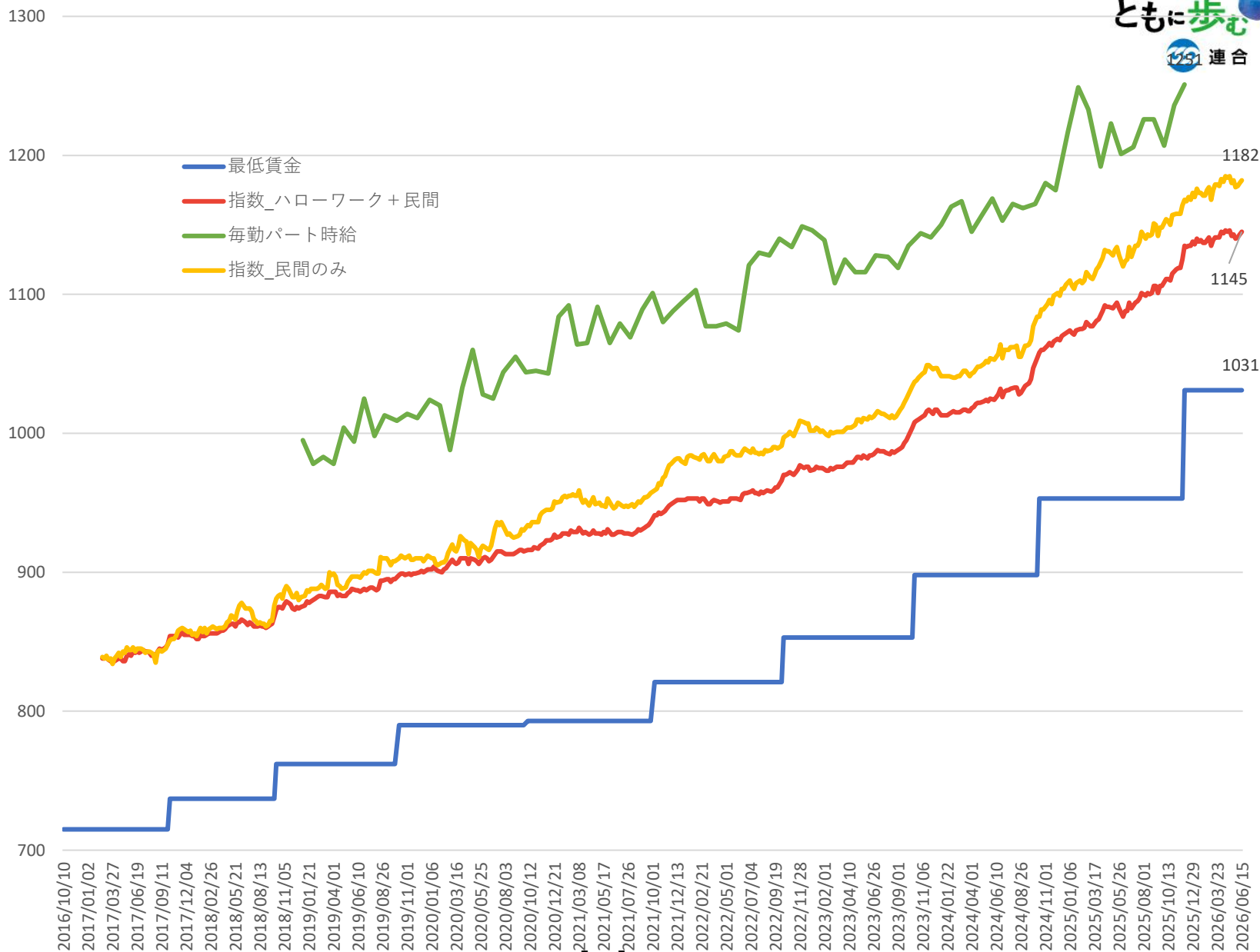
1100

1000

900

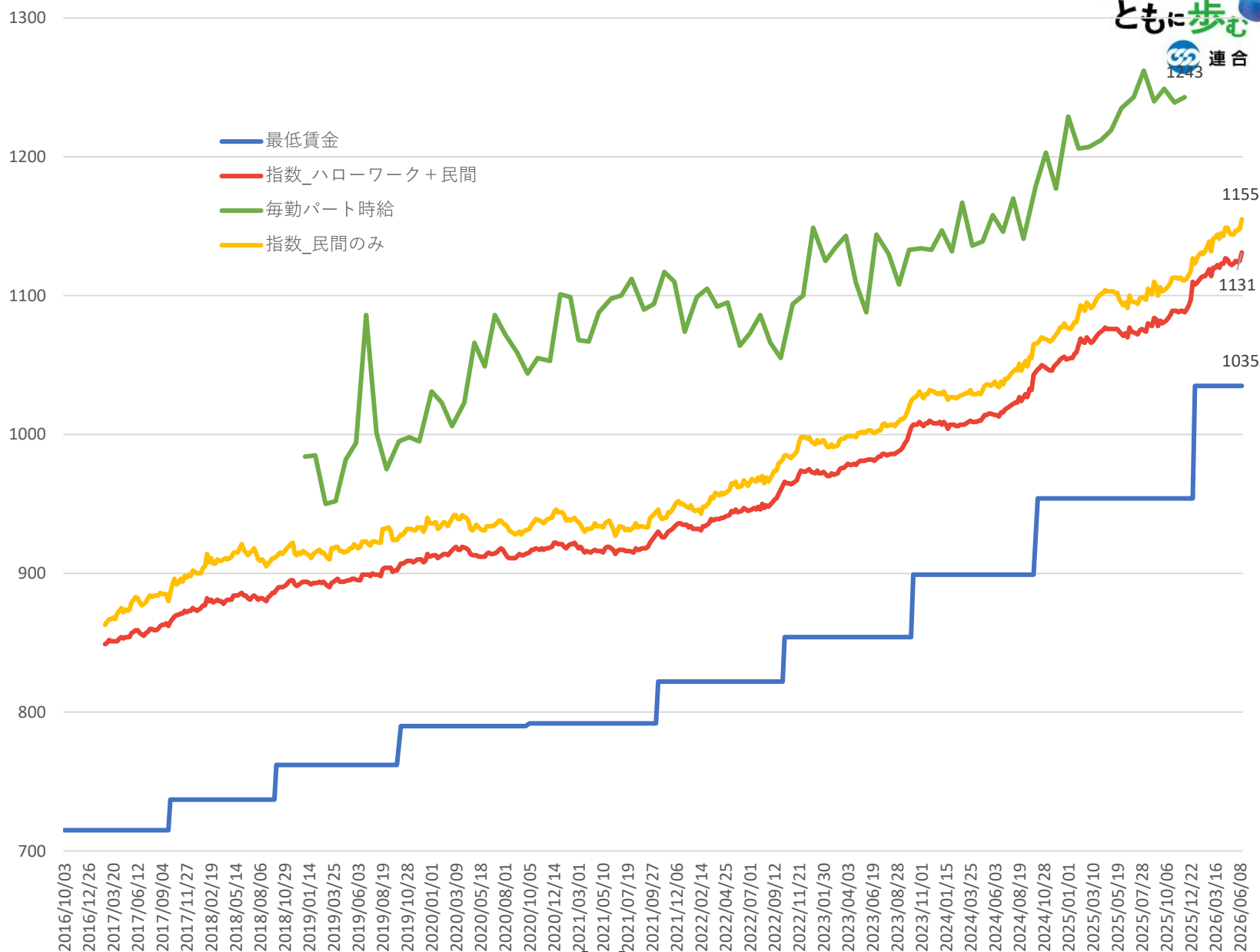
800

700

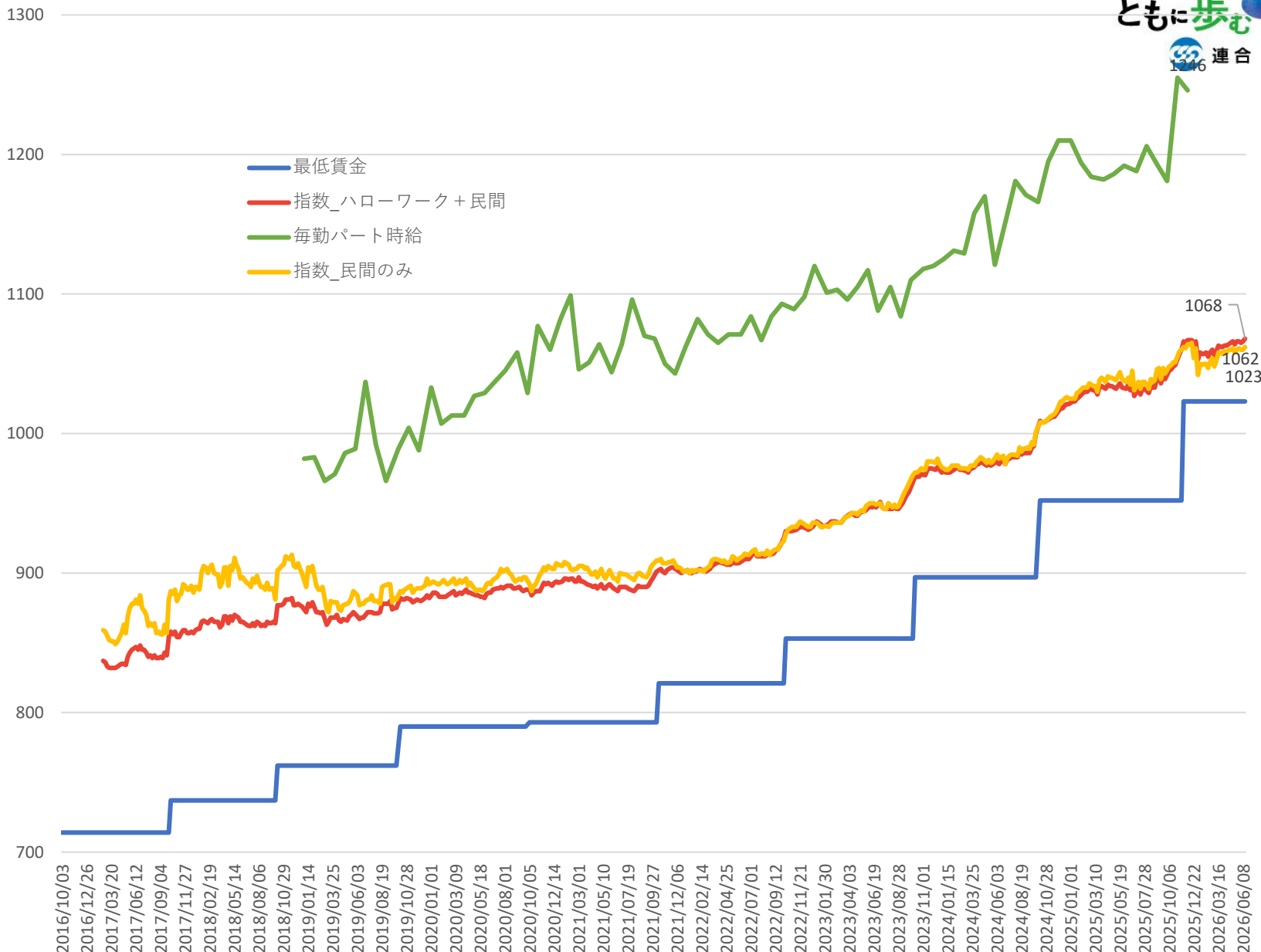




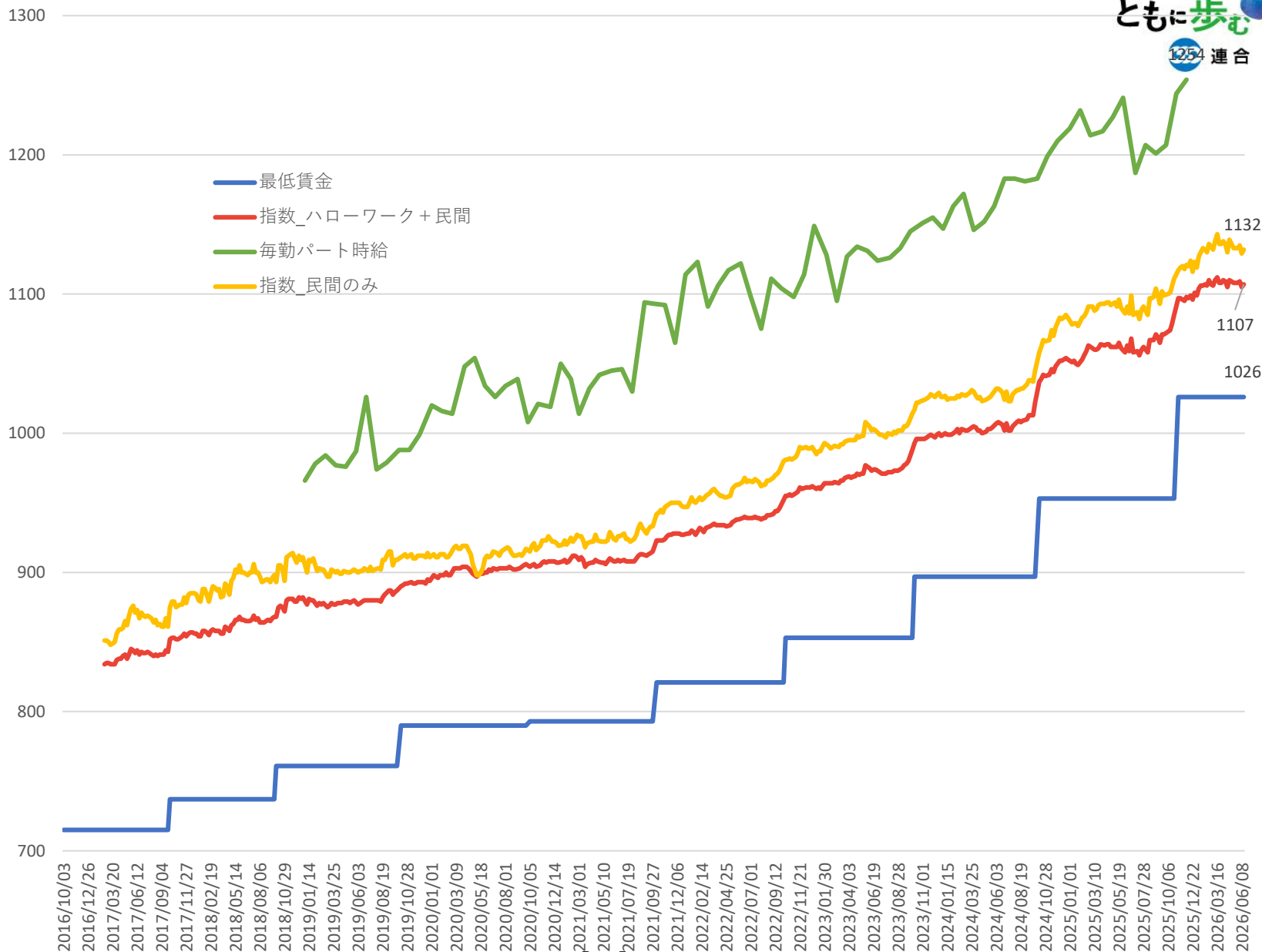
(円)



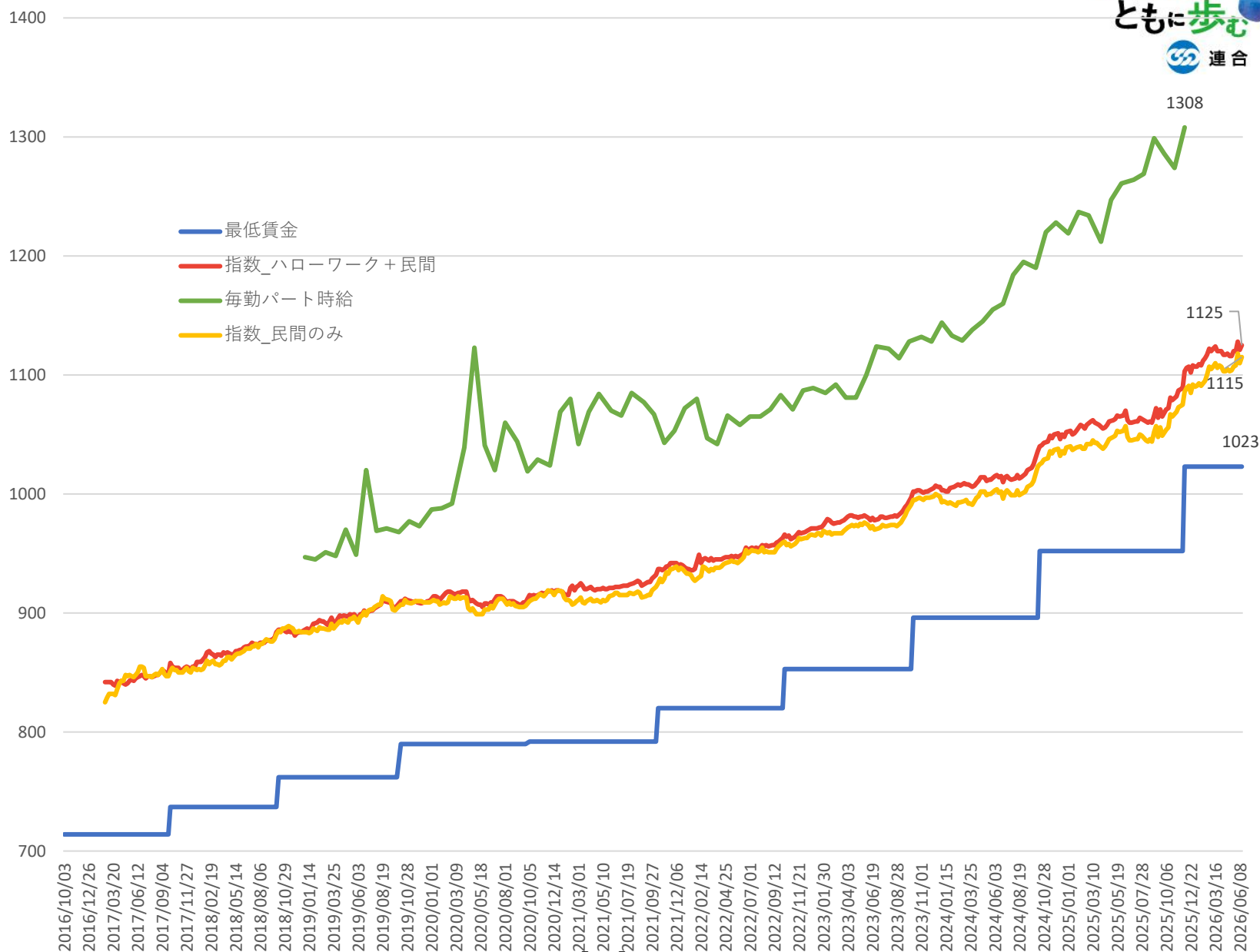
(円)



(円)



(円)



委員からの追加要望資料

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：%)

	ウェイト (1万分比)	2025年						2026年					2025年7月～ 2026年5月 平均
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.6	3.1	3.4	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.5

(単位：%)

	ウェイト (1万分比)	2025年						2026年					2025年7月～ 2026年5月 平均
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
頻繁に購入	1,215	3.9	4.5	4.5	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	1.9
1か月に1回程度購入	1,136	3.9	0.9	5.0	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.6
基礎的支出項目	5,121	4.2	3.5	4.0	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.6
食料	2,626	7.6	7.2	6.7	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	5.2

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

2025年7月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年7月以降、全国では1.4%～3.6%で推移し、2025年7月～2026年5月平均の対前年同期の上昇率は2.5%となっている。

	2025年						2026年					2025年7月～ 2026年5月 平均
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	3.6	3.1	3.4	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.5
Aランク	3.6	3.1	3.4	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	2.5
Bランク	3.3	3.0	3.2	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	2.4
Cランク	3.6	3.1	3.5	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	2.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

12 労働生産性

(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

		全産業(除く金融保険業)								製造業								非製造業							
		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
2015	年度	725	2.8	1,048	1.7	580	2.7	494	2.1	829	1.3	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	694	3.4	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016	年度	727	0.3	1,074	2.5	576	▲ 0.7	506	2.4	832	0.4	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	695	0.1	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017	年度	739	1.7	1,096	2.0	587	1.9	500	▲ 1.2	865	4.0	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	702	1.0	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018	年度	730	▲ 1.2	1,104	0.7	566	▲ 3.6	493	▲ 1.4	859	▲ 0.7	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	694	▲ 1.1	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019	年度	715	▲ 2.1	1,057	▲ 4.3	551	▲ 2.7	493	0.0	812	▲ 5.5	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	687	▲ 1.0	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020	年度	688	▲ 3.8	990	▲ 6.3	536	▲ 2.7	478	▲ 3.0	797	▲ 1.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	658	▲ 4.2	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021	年度	722	4.9	1,083	9.4	555	3.5	454	▲ 5.0	912	14.4	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	670	1.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022	年度	738	2.2	1,132	4.5	569	2.5	479	5.5	902	▲ 1.1	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	694	3.6	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023	年度	773	4.7	1,221	7.9	579	1.8	503	5.0	947	5.0	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	728	4.9	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8
2024	年度	817	5.7	1,289	5.6	609	5.2	538	7.0	995	5.1	1,404	3.4	625	6.5	485	2.1	769	5.6	1,236	6.4	605	4.9	543	7.3

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益(営業利益－支払利息等)＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

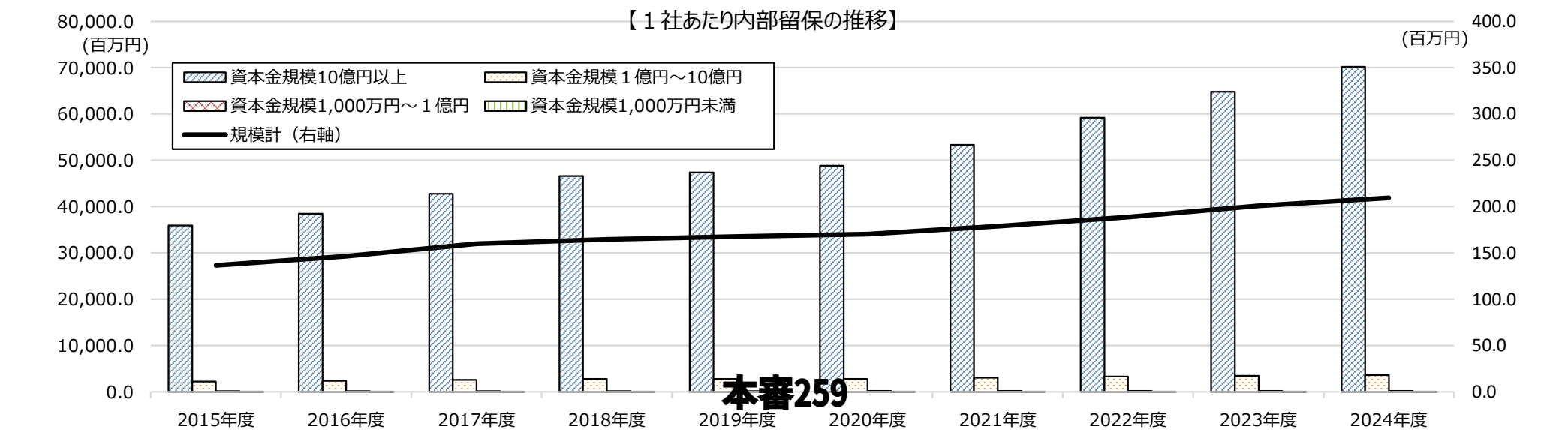
法人企業統計による内部留保

- 内部留保は、いずれの規模においても増加傾向にある。
- ただし、1社あたりで見た場合、規模間の差が極めて大きい。

(単位：兆円、()内は1社あたり・百万円)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	参考：母集団数 (単位：社)
内部留保	規模計	377.9 (136.6)	406.2 (146.3)	446.5 (159.8)	463.1 (164.5)	475.0 (167.6)	484.4 (170.2)	516.5 (178.7)	554.8 (188.6)	601.0 (200.9)	637.5 (209.4)	3,044,511 -
	資本金規模1,000万円以上	368.7 (365.7)	393.1 (398.2)	430.6 (443.0)	450.1 (470.4)	462.0 (489.8)	466.3 (506.5)	499.1 (543.9)	533.8 (587.1)	578.8 (642.5)	612.1 (686.2)	891,906 -
	" 10億円以上	182.2 (35,909.2)	196.0 (38,448.0)	216.6 (42,748.2)	234.1 (46,575.9)	237.6 (47,383.8)	242.1 (48,814.8)	256.4 (53,344.1)	280.4 (59,182.3)	303.7 (64,776.4)	324.2 (70,151.7)	4,622 -
	" 1億円～10億円	55.8 (2,242.5)	59.1 (2,371.1)	64.3 (2,584.2)	69.6 (2,787.9)	70.9 (2,799.7)	71.2 (2,769.0)	79.4 (3,068.7)	85.9 (3,316.6)	90.7 (3,467.4)	95.3 (3,608.2)	26,411 -
	" 1,000万円～1億円	130.7 (133.7)	138.0 (144.2)	149.7 (158.9)	146.4 (158.0)	153.5 (168.2)	153.1 (172.0)	163.2 (184.1)	167.5 (190.6)	184.4 (212.0)	192.5 (223.6)	860,873 -
	" 1,000万円未満	9.2 (5.2)	13.1 (7.3)	15.9 (8.7)	13.0 (7.0)	13.0 (6.9)	18.0 (9.4)	17.4 (8.8)	21.0 (10.3)	22.2 (10.6)	25.5 (11.8)	2,152,605 -

資料出所 財務省「法人企業統計」
(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 「資本金規模1,000万円以上」、「1社あたり」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
3 内部留保は利益剰余金を指す。



法人企業統計による現金・預金

- 現金・預金は、いずれの規模においても特に2020年度以降増加しており、足下は横ばい。
- ただし、1社あたりで見た場合、規模間の差が極めて大きい。

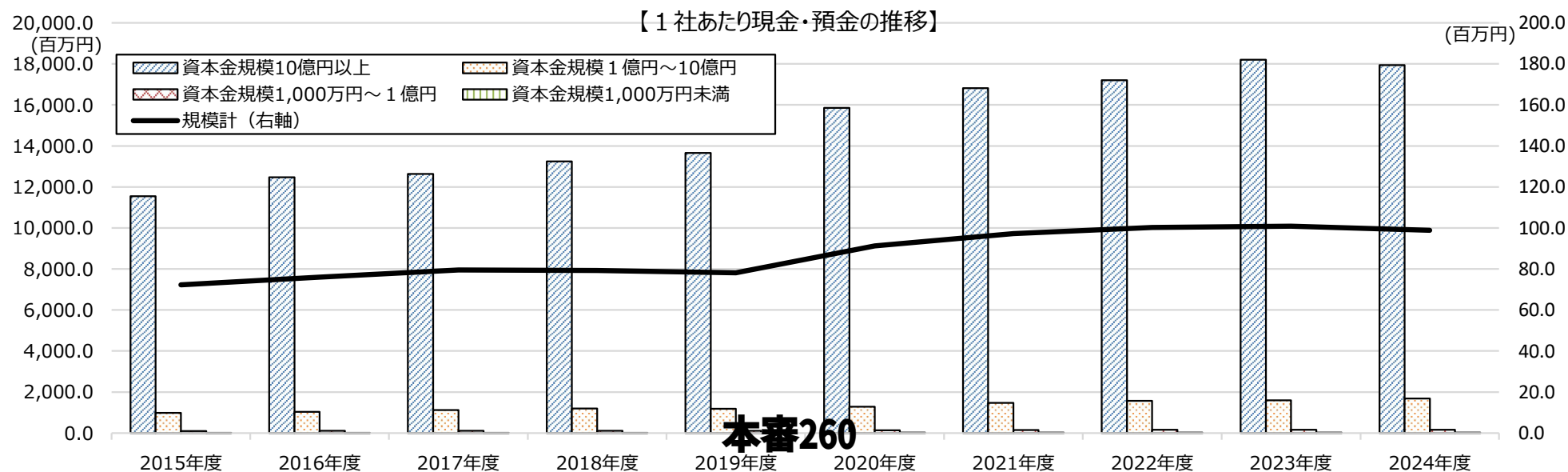
(単位：兆円、()内は1社あたり・百万円)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	参考：母集団数 (単位：社)
現金・預金	規模計	200.0 (72.3)	211.0 (76.0)	222.0 (79.5)	223.2 (79.3)	221.3 (78.1)	259.5 (91.2)	281.0 (97.2)	295.1 (100.3)	301.8 (100.9)	301.0 (98.9)	3,044,511 -
	資本金規模1,000万円以上	178.4 (177.0)	189.2 (191.6)	197.5 (203.1)	197.4 (206.3)	196.6 (208.4)	226.7 (246.2)	245.3 (267.3)	258.3 (284.1)	263.9 (292.9)	262.2 (294.0)	891,906 -
	〃 10億円以上	58.6 (11,542.6)	63.6 (12,470.3)	64.0 (12,637.8)	66.6 (13,250.9)	68.5 (13,653.7)	78.6 (15,851.5)	80.8 (16,816.5)	81.5 (17,204.8)	85.3 (18,201.9)	82.9 (17,934.1)	4,622 -
	〃 1億円～10億円	24.3 (978.4)	25.7 (1,030.8)	27.9 (1,120.9)	30.0 (1,202.3)	30.1 (1,188.9)	33.0 (1,285.8)	38.1 (1,470.6)	40.7 (1,572.4)	41.8 (1,597.9)	44.6 (1,689.0)	26,411 -
	〃 1,000万円～1億円	95.5 (97.6)	99.9 (104.4)	105.5 (112.0)	100.8 (108.8)	98.0 (107.4)	115.0 (129.2)	126.4 (142.5)	136.1 (154.9)	136.7 (157.2)	134.7 (156.5)	860,873 -
	〃 1,000万円未満	21.6 (12.3)	21.8 (12.2)	24.5 (13.5)	25.8 (13.9)	24.7 (13.1)	32.8 (17.0)	35.7 (18.1)	36.8 (18.1)	38.0 (18.2)	38.8 (18.0)	2,152,605 -

資料出所 財務省「法人企業統計」

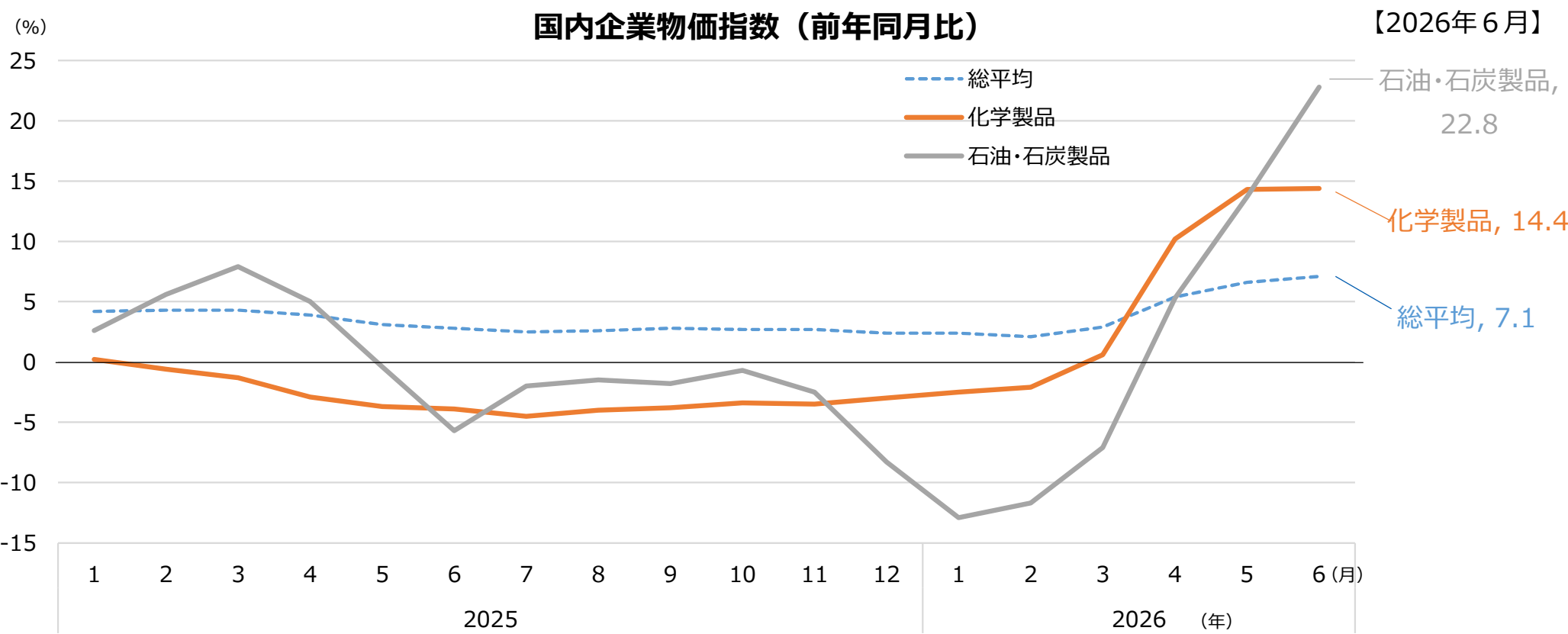
(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」、「1社あたり」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。



国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、品目（類別）別にみると、「石油・石炭製品」、「化学製品」で特に足下上昇している。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」。類別「化学製品」及び「石油・石炭製品」の前年同月比は、指数をもとに厚生労働省労働基準局において計算。
類別とは、企業物価指数を構成する品目を分類する最も大きな単位で、国内企業物価指数の場合は23ある。
「化学製品」、「石油・石炭製品」には、それぞれ以下の表の品目が含まれる。

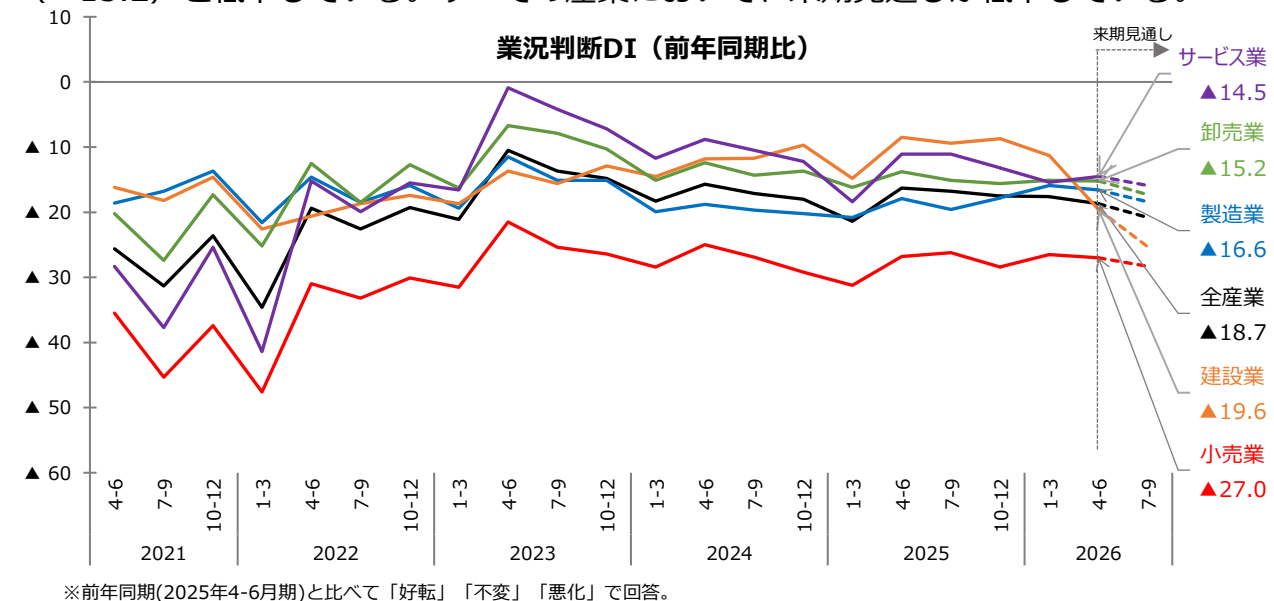
化学製品	化学肥料、ソーダ工業製品、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、電池用無機化学工業製品、エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン・ブタジエン、ベンゼン、キシレン、合成アセトン、酸化エチレン・エチレングリコール、酸化プロピレン・ポリプロピレングリコール、塩化ビニルモノマー、アクリロニトリル、スチレンモノマー、フェノール・ビスフェノールA、合成染料、合成ゴム、熱硬化性樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、ポリアミド樹脂、飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、ポリフェニレンサルファイド、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、化学繊維、医薬品（除動物用）、石けん・身体洗浄剤、家庭用合成洗剤、柔軟仕上げ剤、界面活性剤、仕上用・皮膚用化粧品、頭髪用化粧品、歯磨、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー、印刷インキ、農薬、接着剤、写真感光材料、触媒、香料、漂白剤
石油・石炭製品	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B重油、C重油、潤滑油、アスファルト、液化石油ガス、石炭コークス、舗装材料

（注） 2026年 6月速報値。

第184回中小企業景況調査（2026年4－6月期）のポイント

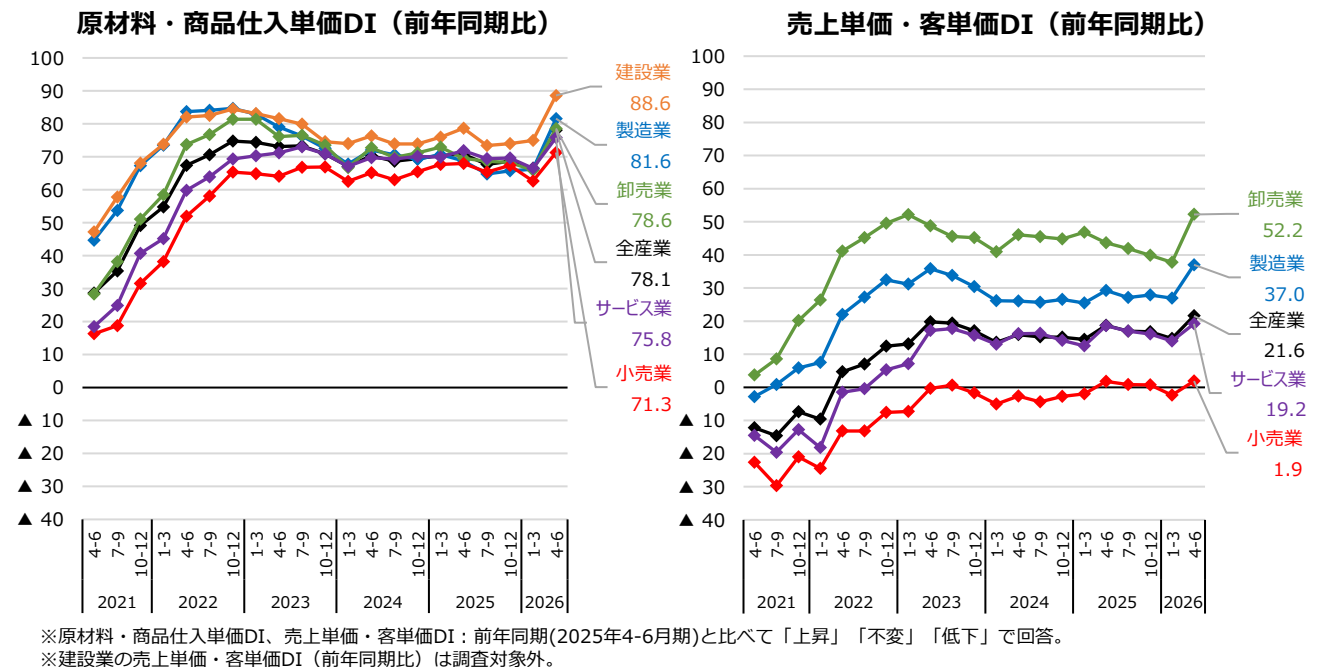
1. 業況判断DIは、4期連続の低下

全産業の「業況判断DI（前年同期比）」（2026年6月1日時点）は、前期（2026年1-3月期）から1.1ポイント減（▲18.7）と4期連続して低下。産業別では、サービス業では0.9ポイント増（▲14.5）と上昇したが、建設業で8.3ポイント減（▲19.6）、製造業で0.7ポイント減（▲16.6）、小売業で0.5ポイント減（▲27.0）、卸売業で0.1ポイント減（▲15.2）と低下している。すべての産業において、来期見通しが低下している。



2. 仕入単価DIと売上単価DIの上昇幅に差

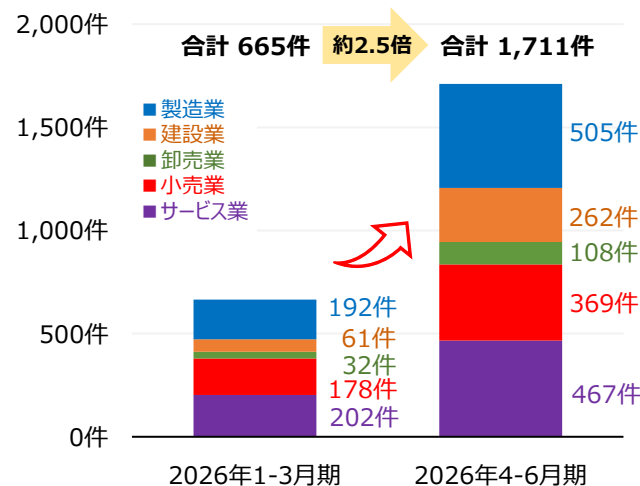
「原材料・商品仕入単価DI（前年同期比）」は、全産業で78.1（11.6ポイント増）と大幅に上昇。また、「売上単価・客単価DI（前年同期比）」も、全産業で21.6（6.8ポイント増）と上昇しているが、仕入単価DIの上昇幅とは差がみられる。



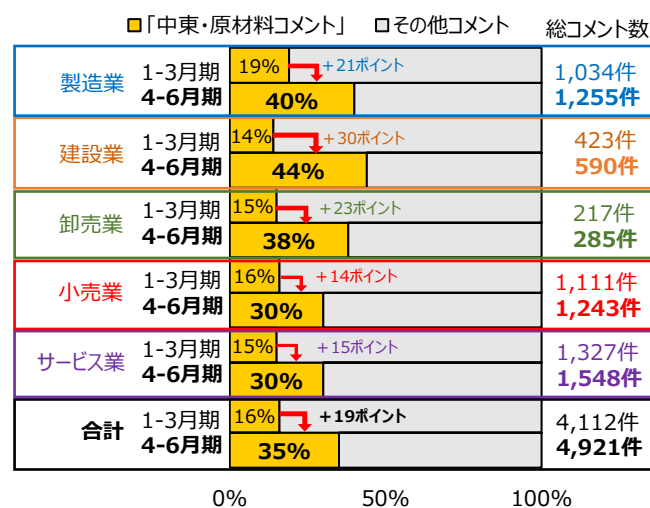
3. 中東情勢や原材料事情に言及するコメントが増加

中東情勢や原材料事情に言及するコメント（以降、「中東・原材料コメント」とする）は、前期（2026年1-3月期）と比べると約2.5倍の1,711件に増加（左図）。産業別の総コメント数に占める割合は、製造業で40%（21ポイント増）、建設業で44%（30ポイント増）、サービス業で30%（15ポイント増）など、すべての産業で上昇している。

「中東・原材料コメント」の件数（前期比）



「中東・原材料コメント」数の割合（前期比）



※「中東・原材料コメント」：自由回答数（総コメント数）のうち、以下の語群Aを1単語以上含み、かつ、語群Bを1単語以上を含むコメントと判定。
語群A＜中東、イラン、原料、材料、仕入、油、ナフサ、ガソリン、燃料、塗料、シンナー、プラスチック＞
語群B＜上昇、高騰、値上、困難、遅、不足、できない＞

4. 中小企業のコメント

◆データセンターでのA I 普及に加え、**自動車や機械装置へのA I・演算用半導体の搭載**が進み、**半導体需要は今後も持続的な拡大が見込まれる**。[石川県 その他の金属表面処理業]

◆**大手企業の設備投資が進み**、それに伴う電気設備・機械設備工事の**受注が増えている**。[京都府 配電盤・電力制御装置製造業]

◆**中東情勢の影響**による、原材料価格の上昇と材料不足で**社会全体の動きが鈍っている**ため、3、4、5月の受注、売上が20%位下がり悪化している。[福島県 オフセット印刷業]

◆中東情勢の混乱に伴い、石油製品の調達が困難となっているため、メーカーからの**接着剤やプラスチック製品の仕入日数が長期化**している。[熊本県 非鉄金属製品卸売業]

◆6月以降、**材料の仕入れに規制**がかかり、**発注した物が分割して納品**されたり、**納品待ち**になったりしている。糊などの**副資材関係の値上がり**が続いており、受注額に反映せざるを得ず、業況は悪化傾向にある。[香川県 内装工事業]

◆餅米仕入値が今年の3倍になった。餅米農家の減少もあり、さらに上昇の見込み。**材料製造業者の減少により、今後仕入難となる材料が見込まれる**。物価高による**買い控え**もあり、安価なスーパー・コンビニへ顧客が流出。[和歌山県 菓子小売業(製造小売)]

◆売上・客数とも前年を上回った。観光客に加え、**近隣市内の宿泊先不足による平日のビジネス利用が増加**。**利用目的や宿泊ニーズの変化を強く感じる**。[岡山県 他に分類されない宿泊業]

◆物価上昇に加え、イラン戦争による石油製品の価格上昇まで加わり、**建築コスト高による不動産需要の減少や一般消費者の生活物価上昇による不動産の買い控え**が起きているように感じる。[宮崎県 公証人役場、司法書士事務所]

【調査要領】
1. 調査時点 2026年6月1日時点
2. 調査対象 中小企業基本法に定義する全国の中小企業（調査対象企業数18,834、有効回答企業数17,734、有効回答率94.2%）
3. 自由回答数 4,921件（上記の他、「中小企業景況調査報告書」p.11、「中小企業景況調査資料編」pp.79,80に掲載）
※自由回答は、中小企業景況調査の自由回答(フリーコメント)項目を選択する方式ではなく、業況判断の背景についての感想や意見を自由に記入する方式であることから、各企業が抱える課題が表れている。

足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、2023年に減少傾向にあったが、足下で上昇している。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2026年6月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

- 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2026年6月は+29.7%であり、足下では上昇傾向である。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2026年6月速報値。

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全 失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
2016 年	5,559,706	1.3	-	5,668,728	0.7	110.5	0.0	114.7	△ 1.6	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
2017 年	5,651,190	1.6	-	5,760,757	1.6	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
2018 年	5,691,535	0.7	-	5,808,810	0.8	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
2019 年	5,718,380	0.5	-	5,790,890	△ 0.3	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2020 年	5,540,744	△ 3.1	-	5,542,850	△ 4.3	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
2021 年	5,735,688	3.5	-	5,740,408	3.6	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
2022 年	5,849,006	2.0	-	5,816,850	1.3	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
2023 年	6,160,330	5.3	-	5,858,777	0.7	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
2024 年	6,347,513	3.0	-	5,848,908	△ 0.2	101.2	△ 2.6	101.4	△ 5.2	10,006	15.1	176	△ 2	2.5
2025 年	6,634,656	4.5	-	5,910,815	1.1	100.9	△ 0.3	102.5	1.1	10,300	2.9	176	0	2.5
2025 年 1～3月	6,523,168	0.9	3.5	5,913,440	0.5	101.8	0.0	102.3	0.9	2,457	6.0	169	△ 6	2.4
4～6月	6,645,612	1.9	7.7	5,929,433	0.3	101.3	△ 0.5	102.7	0.4	2,533	△ 3.0	182	△ 7	2.6
7～9月	6,655,837	0.2	0.6	5,894,598	△ 0.6	100.2	△ 1.1	102.2	△ 0.5	2,639	6.3	178	△ 1	2.5
10～12月	6,714,693	0.9	3.6	5,905,458	0.2	100.5	0.3	103.1	0.9	2,671	3.0	173	10	2.5
2026 年 1～3月	6,756,105	0.6	2.5	5,932,188	0.5	103.0	2.5	104.6	1.5	2,662	8.3	185	16	2.7
4～6月										2,684	6.0			
2026 年 1月	-	-	-	-	-	104.5	4.3	105.1	2.9	887	5.6	191	6	2.7
2月	-	-	-	-	-	102.4	△ 2.0	105.0	△ 0.1	851	11.4	185	△ 6	2.6
3月	-	-	-	-	-	102.0	△ 0.4	103.7	△ 1.2	924	8.3	186	1	2.7
4月	-	-	-	-	-	102.5	0.5	102.9	△ 0.8	883	6.6	179	△ 7	2.5
5月	-	-	-	-	-	102.6	0.1	103.0	0.1	780	△ 9.0	174	△ 5	2.5
6月	-	-	-	-	-					1,021	20.4			
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期(月、四半期)比(差)であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。実質の実額は2020暦年連鎖価格である。

3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	調査産業計					製造業				
							名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)	名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.8	2.4	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.86	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95
2025 年	2.20	1.22	114.0	3.7	126.7	3.2	111.7	2.3	98.0	△ 1.3	31.31	113.9	4.2	99.9	0.5	13.00
2025 年 1～3月	2.29	1.25	113.0	1.0	125.8	1.0	107.2	0.0	94.8	△ 1.3	31.53	110.5	0.9	97.7	△ 0.4	13.19
4～6月	2.21	1.23	113.7	0.6	126.5	0.6	108.7	1.4	95.6	0.8	31.11	113.6	2.8	99.9	2.3	12.99
7～9月	2.16	1.21	114.1	0.3	126.7	0.2	109.1	0.4	95.5	△ 0.1	31.20	112.9	△ 0.6	98.8	△ 1.1	12.86
10～12月	2.14	1.19	115.3	1.0	127.9	0.9	109.5	0.4	95.2	△ 0.3	31.40	113.8	0.8	98.9	0.1	12.96
2026 年 1～3月	2.12	1.19	114.8	△ 0.4	128.9	0.8	110.4	0.8	96.1	0.9	31.84	115.2	1.2	100.3	1.4	12.75
4～6月					134.6	4.4										
2026 年 1月	2.11	1.18	115.1	△ 0.1	128.5	0.3	109.3	△ 0.7	95.1	△ 0.6	31.83	114.5	△ 0.2	99.7	0.0	12.68
2月	2.10	1.19	114.3	△ 0.7	128.5	0.0	111.2	1.7	97.0	2.0	31.86	115.6	1.0	100.9	1.2	12.84
3月	2.15	1.18	114.9	0.5	129.8	1.0	110.7	△ 0.4	96.2	△ 0.8	31.82	115.5	△ 0.1	100.3	△ 0.6	12.73
4月	2.11	1.18	115.3	0.3	133.4	2.8	111.4	0.6	96.7	0.5	31.16	116.8	1.1	101.4	1.1	12.59
5月	2.11	1.17	115.9	0.5	134.9	1.1	111.5	0.1	96.3	△ 0.4	31.14	115.4	△ 1.2	99.7	△ 1.7	12.14
6月					135.4	0.4										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。実質指数は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。

2026年5月の数値は速報値である。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の2026年6月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

日本成長戦略
(令和8年7月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

1. 「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現

2. 国内投資を全国に拡げていくための8つの分野横断的な課題への対応

17の戦略分野で先陣が切られる官民連携での国内投資を日本全国に拡（ひろ）げ、日本経済の更なる成長につなげていくためには、「官民投資ロードマップ」や「地域未来戦略」の策定過程で抽出された投資のボトルネックとなり得る課題に対し、分野横断的に対応し、国内投資促進の環境整備を図っていく必要がある。

まず、投資を引き出すためには、長期的な成長に向けた企業の資源配分戦略の変容を促すだけでなく、地政学リスクやサプライチェーンリスクを含む不確実性への対応や、安全なサイバー空間の確保、インフラ不足への対応、ローカル産業の生産性向上など、投資収益に対する企業の予見可能性を高め、競争力を強化していくことが必要である。

また、「強い経済」の基盤となる科学技術力を強化するため、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する「新技術立国」を進めていかなければならない。特に、先端技術の開発と社会実装の主要な担い手であるスタートアップについて、生み出し、育て、その技術を実装するためのエコシステムの構築に政府が一步前に出て取り組む必要がある。

一方で、投資を実際に行うには、資金と人材が欠かせない。金融を通じ、成長投資を可能とするリスクマネーの供給を強化し、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つ。くわえて、17の戦略分野やそれを支えるエッセンシャルサービスの担い手を育成するとともに、働く方一人ひとりが生き生きと活躍できるよう、本人の希望に応じた労働移動の円滑化や、心身の健康維持と本人の選択を前提とした柔軟で多様な働き方を実現し、多様な人材の労働参加を促進していく。とりわけ、戦略分野等における女性活躍は重要であり、女性を含め多様な人材がライフイベントによりキャリアを諦めることのないよう、家事等の負担軽減にも取り組まなければならない。

くわえて、国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる「投資と賃上げの好循環」を加速させるためにも、変化に挑む中堅・中小企業の稼ぐ力を強化していく必要がある。

需給ギャップは0%近傍となったが、景気は十分に強くなく、地方や中小企業まで景気回復の実感はまだ広がっていない。成長の果実が一部の高所得層や大企業、都市部に偏ることなく、中低所得者、中小企業、地方にまで広く行き渡るよう、国内投資を全国に拡げ、地域の産業・雇用・所得を底上げしなければならない。「8つの分野横断的な課題」への対応策は、インフラ整備、地域

金融力の強化、人材の確保・育成など、「地域未来戦略」を進める上での課題への対応策ともなり、こうした施策が地域で展開されることで、投資環境が整備され、日本全国に投資が拡大していくこととなる。

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

7. 賃上げ環境整備

(1) 現状と課題

春季労使交渉での賃上げ率は3年連続で5%台の高水準だが、物価高騰による不確実性が続く中、実質賃金のプラス定着が課題である。

中小企業は雇用の7割、付加価値の5割を占める日本経済の屋台骨であり、中小企業の成長こそ日本の成長である。賃上げと成長投資の好循環を生み出すことで地域の消費を喚起し、そして次の投資へとつながるメカニズムを早急に構築する必要がある。また、中小企業は、地域経済を牽引し、17の戦略分野を始めとした成長産業のサプライチェーンを支える基盤的な存在でもあり、「地域未来戦略」で形成される産業クラスターにおいても中小企業が連携していくことが必要である。こうした視点を踏まえ、政策スキームは、中小企業経営者の目線に立ったものとする。一方で、今般の中東情勢やそれによる原油価格高騰などにより、中小企業の賃上げへの影響が懸念される中、不確実性への不安を払拭し、賃上げを持続させるため、全国の中小企業の「稼ぐ力」の強化が不可欠である。

(2) 対応の方向性

①対応の方向性

国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる、「投資と賃上げの好循環」を加速させる。そのために、17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入や、地方を出発点としたA×に取り組み、変化に挑む中堅・中小企業の「稼ぐ力」を強化していく必要がある。地政学リスクの高まりや大幅な物価高等のこれまでにない厳しい経営環境の中で、こうした中堅・中小企業の経営者が予見可能性を確保し、「投資と賃上げの好循環」を実現できるよう、政府は、賃上げの責任を事業者に丸投げせず、中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化を強力に後押ししていく。「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す。

なお、労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を

惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点であることに留意しなければならない。

②目標（KPI）

- ・2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。
- ・中小企業の労働生産性¹（「稼ぐ力」）を2030年度までの5年間で15%増加させる。

③講ずべき施策パッケージ

i) 「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の実行

労働供給制約社会では、人も中小企業も数より質であり、日本経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指すべく、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、以下の施策を実行する。

（価格転嫁・取引適正化の更なる徹底）

2026年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図る。また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図る。さらに、ii)に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の実行等を進める。

（成長志向の企業や生産性向上への支援強化）

成長志向の強い中小企業への支援策を強化するとともに、より多くの地域企業を成長志向に向かわせるメカニズムを構築する。現場現業型でスピード感があり、AI活用による成長余地の大きい地域の中小企業のAXを推進し、抜本

¹ 労働者1人当たりの付加価値額。直近（2023年度）では、中規模企業578.5万円、小規模企業503.3万円。

的な経営改革を実現するため、補助事業や伴走支援に加え、地域ごとの支援者等のネットワーク作りを行う。

○日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築

売上高100億円の中小企業の創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備を行うとともに、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（売上高1～10億円の企業と小規模事業者が対象）の構築や、ローカル・ゼブラ企業を育成するための地域のステークホルダーとの連携体制の構築などに取り組む。

創業後の事業成長に向けて、創業時からのAI活用等の経営力向上、政策金融等による成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築に取り組む。

中小企業において特に深刻化する人手不足に対応するため、働き手が事情に応じて多様な働き方を選択できる働き方改革を前提として、今こそ、「働くことの価値」の重要性を再認識すべきである。そのため、5.（2）③iii）に記載の「柔軟で多様な働き方の実現に向けた労働時間法制等」への政策対応を進めるとともに、経営者においても人材マネジメントに関する取組が各地で広がっていくための仕組みを検討し、各事業者が実践できるようにする。

特に17の戦略分野について、イノベーションへの投資や、新事業進出、新製品・サービス開発等に向けた支援の中で重点的に支援するほか、輸出に挑戦する事業者への支援を強化する。

さらに、中小企業の成長局面での資金需要に対応するため、民間金融機関と信用保証協会の責任共有割合や保証限度額に係る新たな仕組みの設計や、日本政策金融公庫等と民間金融機関との協調による成長資金の供給を推進する。

○持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者の支援

小規模事業者の経営管理能力の高度化のため、商工会・商工会議所等において、経営指導員等によるプッシュ型の働き掛けや経営計画等の策定支援を通じて経営リテラシーの向上を図り、地域のエッセンシャルサービスを支えるための体制強化を図る。

○抜本的な経営改革を目指すAI・デジタル化・省力化の推進

地方公共団体・金融機関・高専等と連携し、AIの導入意欲のある中小企業とAIサービス提供者、支援者の地域ネットワーク作りを行い、抜本的な経営改革を目指す。また、デジタル化・省力化・賃上げ等の手法を指南し、中小企業の自主的な変革を後押しする生成AIツールの作成と社会実装に取り組むほ

か、iii) に記載の「「省力化投資促進プラン」の着実な実行」を進める。

(M&A・事業承継等の事業再編の推進)

経営者交代や経営資源の集約等による経営改革を通じて成長を実現するために、M&A・事業承継、成長型再生を促進する事業環境整備を行う。

中小M&Aを支援する個人・機関双方での規律向上を図るべく、個人に対する資格制度の創設と、M&A支援機関登録制度の信頼性向上に向けた法制化の検討を行う。また、地域金融機関を始めとする支援機関や地方公共団体等と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした各地の持続可能な事業承継の支援体制を構築する。くわえて、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業に対し、事業承継税制も含めた措置を検討するとともに、後継者の経営能力を高めるための実践的な育成プログラムを開発する。また、今後新たにM&Aに挑戦する経営者に対してはM&Aの検討に資する情報発信やPMI²に関する普及啓発を行う。

また、モニタリング強化型特別保証³の活用促進や、3. (2) ③ i) に記載の「地域金融力の強化」等の取組を通じて地域金融機関等による予兆管理やM&A・事業承継・事業再生等の事業再編等に向けた伴走支援体制の強化を図るとともに、2026年度中を目途に再生M&Aの実務を円滑に進めるためのガイドラインの作成を行う。

(賃上げの促進)

中小企業の生産性向上に係る補助金について、足元の賃上げ状況も審査・評価する仕組みに見直すことで、早期の賃上げを促すとともに、積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する。

(経営改革等のための伴走支援体制の強化等)

賃上げや、経営管理能力の高度化、経営改革の実現に向けた地方公共団体・商工会や商工会議所等の地域の支援機関・金融機関等によるプッシュ型の働き掛け・伴走支援体制の強化と、地方公共団体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業の創出・横展開に取り組む。

² M&A 前後の事業統合 (Post Merger Integration)。

³ 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者が活用できる保証制度。

ii) 「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」⁴の実行等

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で定められている低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用などの措置について着実に取り組むとともに、このうち、特に取り組むべき措置⁵が国等（地方支分部局、独立行政法人、国立大学法人を含む。）・地方公共団体において2027年度末までに100%実施されるよう、フォローアップを徹底するほか、労務費や原材料費、エネルギーコスト等の上昇を踏まえて官公需の単価・予算を見直す。

また、低入札価格調査制度等の基準については、業種ごとに各種法令を遵守できる適正な率に見直す。同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、見直し後の調査・価格基準の適用の徹底を図るほか、地方支分部局等を含めて、総合評価落札方式の適用拡大等を推進する。印刷業については、費用の積算等の作成時に活用可能な基準を定め、各省庁及び地方公共団体に周知徹底し、その実行を確保する。

地方公共団体が官公需の価格転嫁を進められるよう、物価上昇等を踏まえて地方財政計画の歳出を増額するとともに、地方公共団体の価格転嫁に関する取組状況について、普通交付税の算定に反映する。また、予算の積算及び執行における物価上昇等の反映状況を含めた価格転嫁の取組状況について、地方公共団体からの報告・状況共有等により継続的に把握するモニタリングの仕組みを構築する。その上で、その状況が芳しくない地方公共団体に対し個別に改善指導を実施し、改善が具体的に確認されるまでフォローアップを行うほか、改善事例の横展開を図る。

また、国の補助事業について、物価上昇下において事業の執行主体が必要なコストを適切に確保できず、事業の質の確保に支障が生じることのないよう、単価の見直しを図る。くわえて、事業や事業主体は様々であることから、補助事業の設計においても、一律・硬直的なものではなく、事業の管理面にも配慮しつつ、実施の難易度や質に応じた柔軟な設計を検討する。

⁴ 2026年4月6日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

⁵ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記、知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮、発注に当たって作成する予定価格への最新の実勢価格の反映、入札を実施する際の低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用等。

iii) 「省力化投資促進プラン」の着実な実行

「省力化投資促進プラン⁶」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ⁷、各都道府県の生産性向上支援センター⁸等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組む。

特に、生活衛生関係営業（飲食業、宿泊業、理美容業、クリーニング業等）については、賃上げ及び生産性向上に向けた都道府県生活衛生営業指導センター等による伴走支援や業種ごとの自主的な取組を推進する。

iv) 同一労働同一賃金の更なる徹底

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等を図るため、新たに、家族手当、住宅手当等に関する考え方を明確化する改正を行った「同一労働同一賃金ガイドライン」を2026年10月から適用し、都道府県労働局による報告徴収等を通じ、現場における同一労働同一賃金の履行確保に取り組む。

v) 実質賃金/最低賃金の引上げへの対応

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

これらの目標に向け、特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者における賃上げ環境の整備を図るため、i)に記載の「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、ii)に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、iii)に記載の「省力化投資促進プラン」等に基づく取組を強力に進めるとともに、交付金等を活用した都道府

⁶ 飲食業、宿泊業、小売業、理容業・美容業・クリーニング業・冠婚葬祭業、自動車整備業・ビルメンテナンス業・警備業、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業が対象。

⁷ 省力化・生産性向上の取組に資する業種ごとの事例やツールを提供する、中小機構運営のウェブサイト。

⁸ 中小企業庁が各都道府県に設置しているよろず支援拠点に設けられた、生産性向上の伴走支援を行う組織。

県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」の記載も踏まえて対応する。

vi) 医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応

令和７年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和８年度診療報酬改定、介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。あわせて、必要なエッセンシャルワーカ―の確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

経済財政運営と改革の基本方針 2026
(令和8年7月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(1) 「日本成長戦略」の推進

「成長戦略」を強力に推進する。同戦略に盛り込まれた全ての具体的施策を着実に実行に移し、大胆な官民投資を実現する。

(分野横断的課題への一体的取組)

17の戦略分野における官民投資を真に実効性あるものとし、その成果を日本全国・全産業へと広く波及させていくため、官民双方の行動変容による国内投資の推進に資する基盤整備を総合的・一体的に推進する。

そのため、「成長戦略」に記載した8つの分野横断的課題⁹へ対応するための施策パッケージ¹⁰を着実に実行していく。具体的には、①官民双方の行動変容による国内投資推進のための基盤の整備、②サプライチェーン強靱化と国際連携、③グローバル産業の競争力強化とローカル産業の生産性向上、④スタートアップの技術力も取り込んだイノベーション力の強化、⑤成長投資を支えるリスクマネーの供給強化と金融機能の高度化、⑥現場・専門人材の確保・育成、労働市場改革、家事等の負担軽減を通じた多様な人材の活躍環境の整備、⑦投資と賃上げの好循環を創出する賃上げ環境整備¹¹、⑧安全なサイバー空間の確保のためのサイバーセキュリティ強化、といった課題への対応を着実に進めていく。

(3) 強い地域経済の構築

⁹ 新技術立国・競争力強化、スタートアップ、金融を通じた潜在力の解放、人材育成、労働市場改革、家事等の負担軽減、賃上げ環境整備、サイバーセキュリティの8つ。

¹⁰ 例えば、「スタートアップ総力創出パッケージ」、「成長投資を促進するための金融戦略」、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」など。

¹¹ 「成長戦略」においては、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す」旨が記載されていることに留意する。

（賃上げ環境整備）

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（骨太方針2025¹²⁾）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」¹³⁾に基づき、100億企業や中堅企業から売上高1～10億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」¹⁴⁾を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」¹⁵⁾により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。

また、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、骨太方針2025の記載も踏まえて対応する。

¹²⁾ 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）。

¹³⁾ 令和8年6月24日に、中小企業庁が策定・公表。

¹⁴⁾ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）等において策定。

¹⁵⁾ 令和8年4月6日、賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

委員からの追加要望資料（更新部分のみ抜粋）

厚生労働省労働基準局

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年						2026年						2025年7月～ 2026年6月 平均
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.6	3.1	3.4	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.4

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年						2026年						2025年7月～ 2026年6月 平均
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
頻繁に購入	1,215	3.9	4.5	4.5	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.9
1か月に1回程度購入	1,136	3.9	0.9	5.0	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.6
基礎的支出項目	5,121	4.2	3.5	4.0	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.6
食料	2,626	7.6	7.2	6.7	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	5.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が1％変化する時に各財・サービス（支出項目）が何％変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

2025年7月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年7月以降、全国では1.4%～3.6%で推移し、2025年7月～2026年6月平均の対前年同期の上昇率は2.4%となっている。

(単位：%)

	2025年						2026年						2025年7月～ 2026年6月 平均
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.6	3.1	3.4	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.4
Aランク	3.6	3.1	3.4	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	2.4
Bランク	3.3	3.0	3.2	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9	2.3
Cランク	3.6	3.1	3.5	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	1.8	2.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

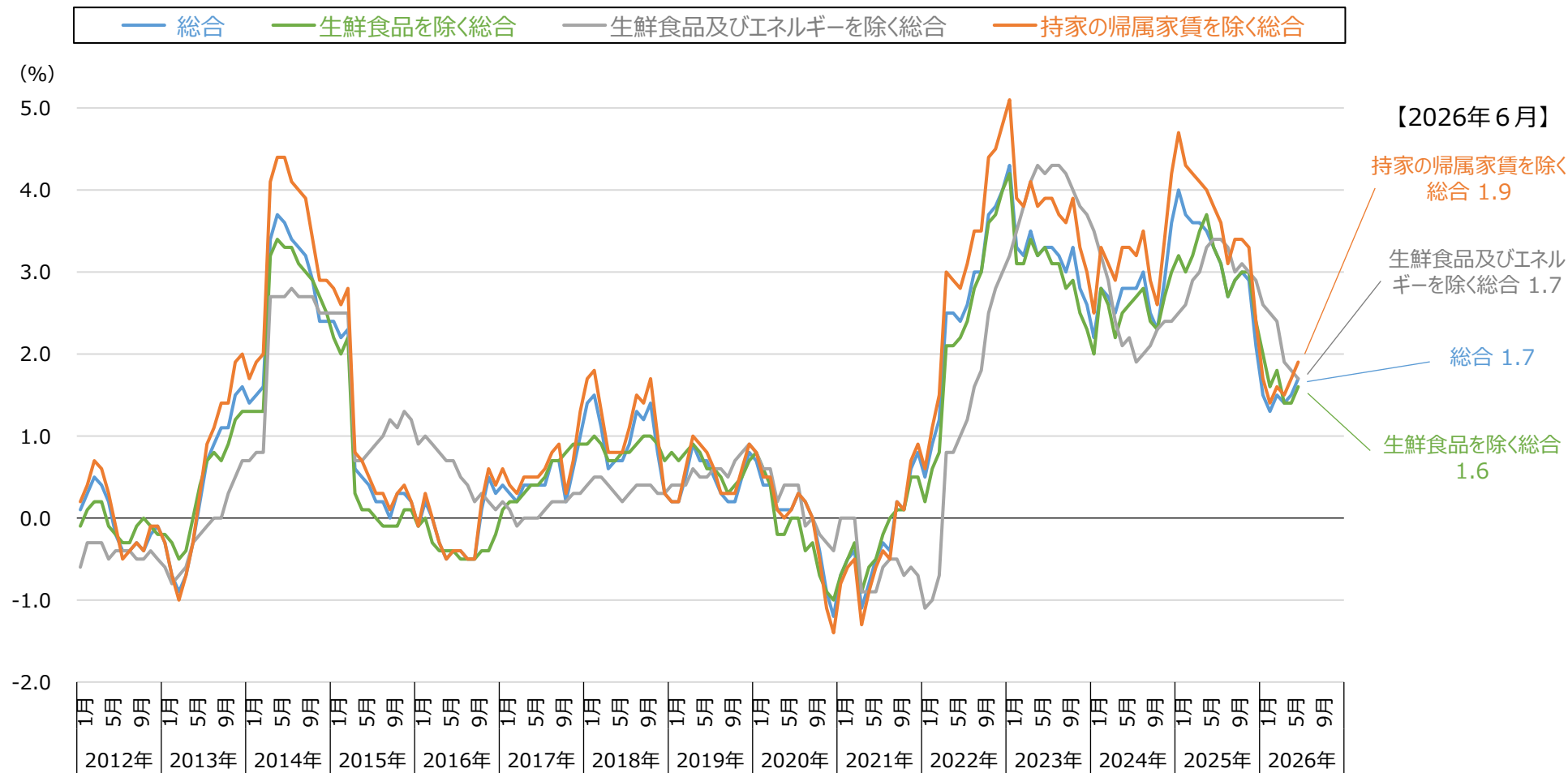
- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

厚生労働省労働基準局

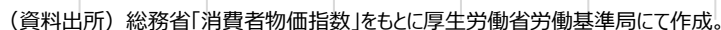
消費者物価指数の推移（対前年同月比）

○ 2026年6月の消費者物価指数の「総合」は+1.7%、「生鮮食品を除く総合」は+1.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.7%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+1.9%となっている（いずれも対前年同月比）。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2026年6月に+1.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



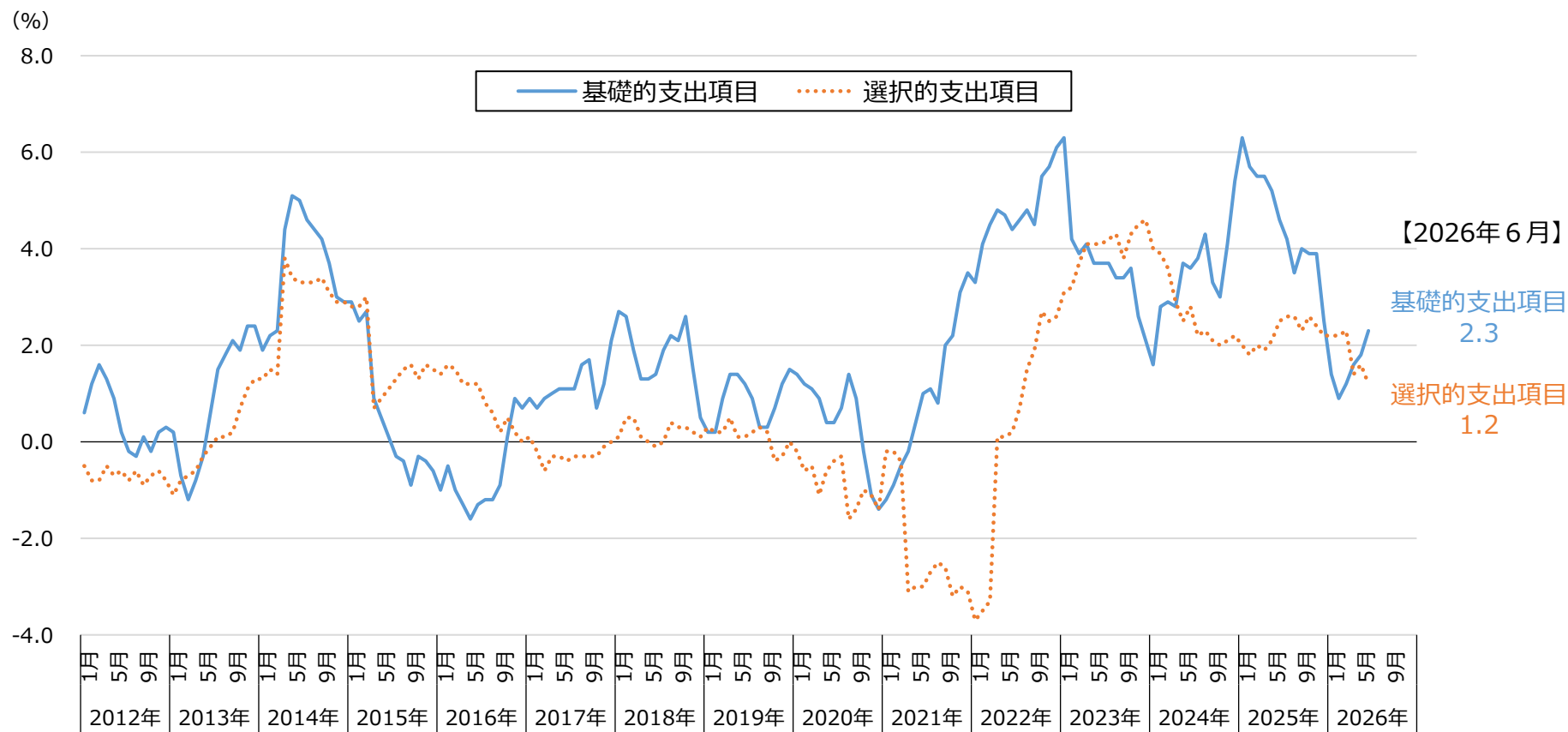
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト／持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数)／前年同月の当該項目の指数」／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年6月では、「基礎的支出項目」は+2.3%、「選択的支出項目」は+1.2%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

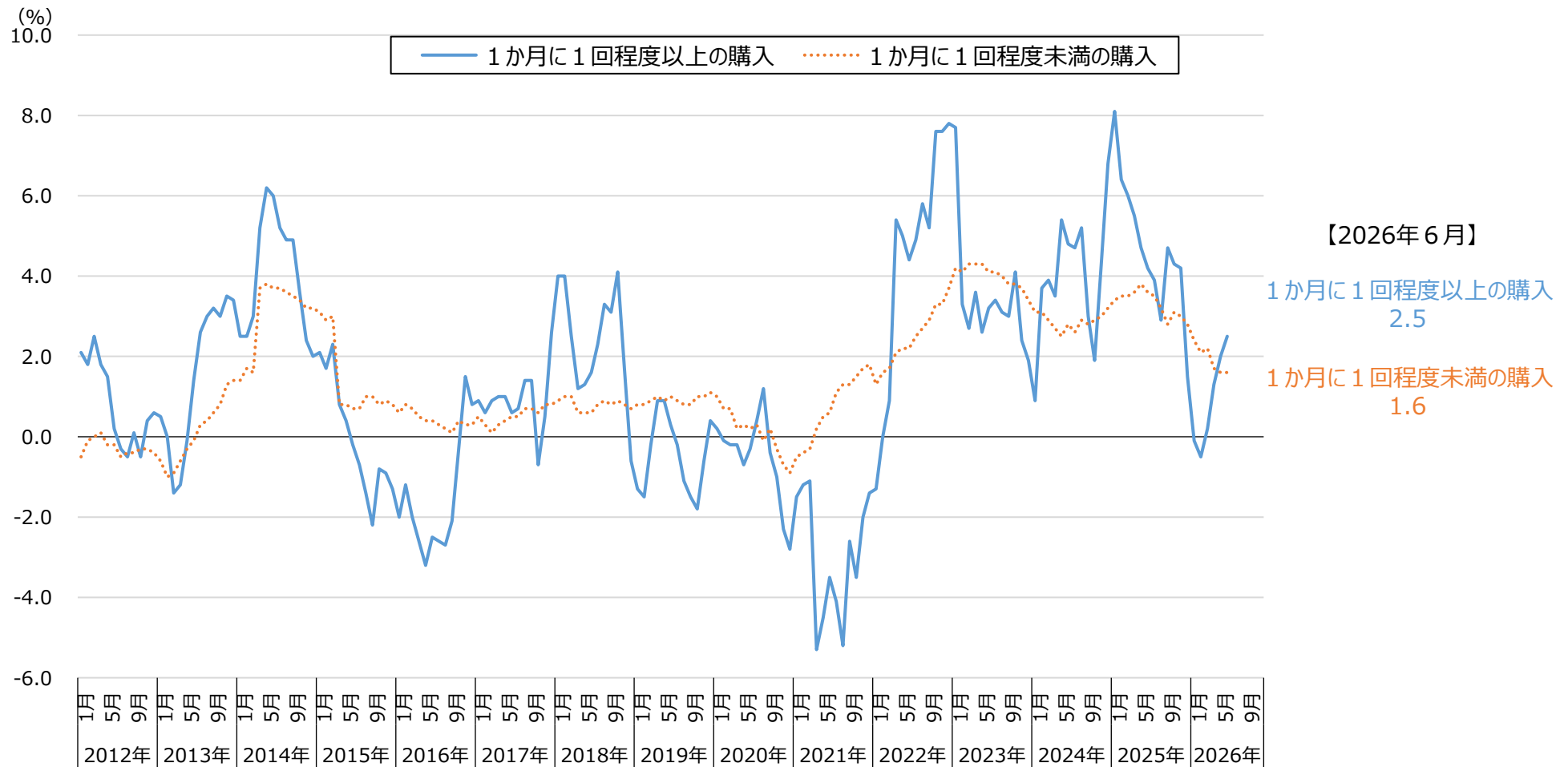
選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.5%、「1か月に1回程度未満の購入」は+1.6%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入回数に基づき、購入頻度の階級区別に指数を作成したもの。

「1か月に1回程度以上購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上の品目、「1か月に1回程度未満購入する品目」は、年間購入頻度9.0回未満の品目が分類される。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年10月以降、全国では1.4%～3.4%で推移し、2025年10月～2026年6月平均の対前年同期の上昇率は2.1%となっている。

	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1
Aランク	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	2.1
Bランク	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9	2.0
Cランク	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	1.8	2.1

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.2	4.2
1か月に1回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3	6.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 支出弾力性とは、消費支出総額が1％変化する時に各財・サービス（支出項目）が何％変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数に対するガソリンの暫定税率廃止及び政策による効果の寄与度（試算値）の推移

○ ガソリンの暫定税率廃止や各種政策は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

		2026年					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
エネルギー		-0.08	-0.32	-0.47	-1.08	-0.93	-0.74
（当月分）		(-0.35)	(-0.94)	(-0.96)	(-1.32)	(-0.98)	(-0.87)
（前年剥落分）		(+0.27)	(+0.61)	(+0.49)	(+0.24)	(+0.05)	(+0.13)
	電気代	-	-0.22	-0.22	-0.02	-	-
	（当月分）	-	(-0.49)	(-0.49)	(-0.16)	-	-
	（前年剥落分）	-	(+0.27)	(+0.27)	(+0.14)	-	-
	都市ガス代	-	-0.04	-0.04	0.00	-	-
	（当月分）	-	(-0.09)	(-0.09)	(-0.03)	-	-
	（前年剥落分）	-	(+0.05)	(+0.05)	(+0.02)	-	-
	灯油	+0.05	+0.05	+0.02	-0.19	-0.16	-0.12
	（当月分）	(-0.02)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.21)	(-0.17)	(-0.14)
	（前年剥落分）	(+0.07)	(+0.07)	(+0.04)	(+0.02)	(+0.01)	(+0.02)
	ガソリン	-0.13	-0.12	-0.23	-0.87	-0.77	-0.62
	（当月分）	(-0.33)	(-0.34)	(-0.36)	(-0.92)	(-0.81)	(-0.73)
	（前年剥落分）	(+0.20)	(+0.22)	(+0.12)	(+0.05)	(+0.04)	(+0.11)

資料出所 総務省「消費者物価指数」

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	調査産業計					製造業				
							名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)	名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.8	2.4	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.86	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95
2025 年	2.20	1.22	114.0	3.7	126.7	3.2	111.7	2.3	98.0	△ 1.3	31.31	113.9	4.2	99.9	0.5	13.00
2025 年 1～3月	2.29	1.25	113.0	1.0	125.8	1.0	107.2	0.0	94.8	△ 1.3	31.53	110.5	0.9	97.7	△ 0.4	13.19
4～6月	2.21	1.23	113.7	0.6	126.5	0.6	108.7	1.4	95.6	0.8	31.11	113.6	2.8	99.9	2.3	12.99
7～9月	2.16	1.21	114.1	0.3	126.7	0.2	109.1	0.4	95.5	△ 0.1	31.20	112.9	△ 0.6	98.8	△ 1.1	12.86
10～12月	2.14	1.19	115.3	1.0	127.9	0.9	109.5	0.4	95.2	△ 0.3	31.40	113.8	0.8	98.9	0.1	12.96
2026 年 1～3月	2.12	1.19	114.8	△ 0.4	128.9	0.8	110.4	0.8	96.1	0.9	31.84	115.2	1.2	100.3	1.4	12.75
4～6月			115.7	0.8	134.6	4.4										
2026 年 1月	2.11	1.18	115.1	△ 0.1	128.5	0.3	109.3	△ 0.7	95.1	△ 0.6	31.83	114.5	△ 0.2	99.7	0.0	12.68
2月	2.10	1.19	114.3	△ 0.7	128.5	0.0	111.2	1.7	97.0	2.0	31.86	115.6	1.0	100.9	1.2	12.84
3月	2.15	1.18	114.9	0.5	129.8	1.0	110.7	△ 0.4	96.2	△ 0.8	31.82	115.5	△ 0.1	100.3	△ 0.6	12.73
4月	2.11	1.18	115.3	0.3	133.4	2.8	111.4	0.6	96.7	0.5	31.16	116.8	1.1	101.4	1.1	12.59
5月	2.11	1.17	115.9	0.5	134.9	1.1	111.6	0.2	96.4	△ 0.3	31.30	115.7	△ 0.9	99.9	△ 1.5	12.65
6月			115.9	0.0	135.4	0.4										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。実質指数は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の2026年6月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

（単位：％）

		2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
										1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
現金給与総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	3.3	2.6	2.8	4.2	3.6	4.1	3.3
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.7	2.8	3.6	4.6	4.9	3.1	4.3
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	3.0	1.2	2.1	3.9	1.2	4.1	2.1
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	3.9	2.9	2.4	3.5	4.4	4.5	3.5
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.8	3.0
定期給与額	30人以上	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	2.6 (2.7)	2.2 (2.3)	3.3 (3.2)	3.8 (3.8)	4.1 (3.9)	4.0 (3.7)	3.5 (3.4)
	500人以上	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.7 (1.7)	2.4 (2.5)	3.7 (3.7)	4.5 (4.7)	4.6 (4.6)	4.0 (3.9)	3.4 (3.4)
	100～499人	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	2.0 (2.2)	1.4 (1.6)	2.1 (2.0)	2.6 (2.4)	2.6 (2.4)	3.2 (3.1)	2.7 (2.5)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	3.0 (3.3)	2.1 (2.1)	3.5 (3.4)	4.1 (4.0)	4.4 (4.3)	4.0 (3.7)	3.6 (3.6)
	5～29人	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.6 (1.7)	2.6 (2.7)	2.3 (2.5)	2.4 (2.8)	2.4 (2.5)	2.5 (2.5)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）1 各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

2 （ ）内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
											1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.82	25.25	25.60	25.57	25.53	24.91	25.26
500人以上	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.73	15.64	15.64	15.66	15.15	14.89	15.32
100～499人	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.79	24.80	26.04	25.95	26.10	25.20	25.58
30～99人	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.51	31.01	30.86	30.84	30.86	30.40	30.76
5～29人	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.31	40.67	41.36	41.49	41.42	40.82	40.63

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2016 年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
2017 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
2018 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	7.4	0.2	8.9	△ 7.1
2024 年	131.1	△ 0.6	120.2	△ 1.2	11.7	△ 2.6	14.6	△ 3.5	7.4	△ 1.9	8.5	△ 4.9
2025 年	129.6	△ 1.2	118.6	△ 1.3	11.5	△ 1.8	14.8	1.6	7.2	△ 3.5	8.3	△ 1.3
2026 年 1 月	124.0	0.1	110.8	△ 0.5	11.3	1.8	14.3	2.9	6.7	△ 1.4	7.2	△ 4.1
2 月	123.5	△ 0.5	113.9	△ 2.0	11.4	0.0	15.3	2.1	7.0	△ 2.8	8.6	△ 5.4
3 月	128.1	1.3	115.9	△ 0.6	12.0	1.6	15.7	4.0	7.2	△ 5.2	8.5	△ 3.5
4 月	134.6	1.0	121.7	△ 0.9	12.2	1.7	15.6	3.3	7.3	△ 4.0	8.6	0.0
5 月	124.1	△ 3.9	113.3	△ 3.8	11.1	△ 1.7	14.1	1.4	6.8	△ 4.2	7.5	0.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
- 2 各年（月）の前年比の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。
- 3 2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数（又は上表の実数）から算出した場合と一致しない。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年					
											1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
全 国	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	3.2	3.7	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9
Aランク	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	3.1	3.6	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7
Bランク	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	3.2	3.6	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9
Cランク	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	3.8	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	1.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注） 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：％)

ランク	都道府県	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
A ラン ク	東 京	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.7	3.3	1.6	1.6	1.4	1.6	1.5	1.8
	神 奈 川	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	3.5	3.6	1.8	1.5	1.5	1.6	1.7	1.6
	大 阪	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	3.2	3.7	2.0	1.6	1.8	1.7	2.0	1.9
	愛 知	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	3.2	3.8	2.0	1.8	1.9	1.5	1.6	1.8
	埼 玉	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	3.0	3.4	1.8	1.6	1.2	1.8	1.6	2.1
B ラン ク	千 葉	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	2.7	3.5	1.8	1.8	1.8	1.5	1.6	0.9
	兵 庫	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	3.3	3.6	1.7	1.6	1.8	2.0	1.6	2.0
	京 都	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	3.3	4.0	1.9	1.5	2.0	1.8	2.1	1.8
	茨 城	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	2.7	3.9	2.2	1.4	2.3	2.2	1.8	1.7
	静 岡	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	3.2	3.8	2.1	1.9	2.6	2.3	2.2	1.8
	富 山	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.2	3.5	1.7	0.9	1.6	1.8	2.2	2.5
	広 島	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	3.1	3.8	1.9	1.6	1.7	1.6	1.8	2.3
	滋 賀	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	3.1	3.1	1.7	0.8	1.1	1.3	1.4	1.9
	栃 木	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.2	3.4	1.4	1.1	1.3	1.4	1.7	1.7
	群 馬	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.9	3.3	0.6	0.5	0.8	1.0	1.0	1.3
	宮 城	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.6	3.9	1.6	1.7	1.5	1.8	2.0	2.5
	山 梨	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	3.1	3.6	1.1	1.1	0.8	0.9	1.5	1.9
	三 重	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	3.0	3.5	1.6	1.2	1.4	1.1	1.7	2.1
	石 川	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.6	3.6	1.5	0.6	0.8	1.0	1.6	1.6
	福 岡	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	3.4	3.8	1.0	0.7	0.6	0.4	1.4	2.1
	香 川	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	3.4	3.3	1.5	1.1	1.8	0.9	1.5	1.6
	岡 山	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	2.6	3.6	1.2	1.3	2.2	1.6	1.5	1.9
	福 井	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	3.0	3.7	1.1	0.9	1.1	1.2	1.8	1.4
	奈 良	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	4.0	3.5	1.7	1.7	2.0	1.9	1.9	2.2
	山 口	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	3.1	3.5	0.9	0.9	1.4	1.0	1.1	1.1
	長 野	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	3.4	3.4	1.0	1.2	1.7	1.2	1.6	1.8
	北 海 道	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.3	3.5	2.3	2.4	2.4	1.8	1.9	2.0
	岐 阜	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	3.6	4.0	1.4	1.3	1.3	1.5	1.2	1.6
	徳 島	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.4	3.2	1.2	0.8	1.5	1.3	1.6	1.6
	福 島	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	3.0	3.5	2.1	1.5	1.3	1.2	1.5	1.5
	新 潟	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	3.1	3.8	1.0	0.5	0.9	0.5	1.1	1.6
	和 歌 山	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	2.8	3.9	2.5	1.8	1.6	1.2	1.5	2.0
	愛 媛	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.5	3.3	2.0	1.2	1.4	1.3	1.4	1.9
	島 根	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	3.0	3.1	1.3	1.0	1.7	1.0	1.4	2.7
C ラン ク	大 分	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	3.2	3.6	1.5	1.2	1.3	1.7	1.7	1.6
	熊 本	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	3.3	3.7	1.3	1.2	1.1	1.4	1.6	1.8
	山 形	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.9	3.5	0.2	0.6	1.1	1.0	1.3	1.6
	佐 賀	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.5	4.2	1.8	1.3	1.5	0.6	1.0	0.9
	長 崎	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	3.5	4.1	1.8	1.2	1.4	1.0	1.3	1.7
	岩 手	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.4	3.8	2.6	2.6	3.2	2.9	2.9	3.2
	高 知	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	3.5	3.9	1.3	1.0	1.3	1.1	1.4	1.0
	鳥 取	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	3.0	3.3	1.6	0.6	1.1	1.1	1.2	1.3
	秋 田	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.3	3.2	1.1	0.9	1.4	2.2	2.3	2.5
	鹿 児 島	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	3.5	4.1	1.6	1.1	2.0	1.3	1.6	1.7
	宮 崎	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.6	4.1	1.7	1.7	2.0	1.1	1.5	1.2
	青 森	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	3.8	1.5	1.4	2.1	2.9	3.3	3.3
	沖 縄	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	3.9	1.1	0.4	0.8	1.0	1.4	1.7

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

令和8年7月28日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村

令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和8年6月26日に諮問のあった令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における

中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

- 7 価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。
- 8 また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。
- 9 さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 10 地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。
- 11 「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。
- 12 また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。
- 13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和8年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和8年7月28日

- 1 令和8年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和8年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	54 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	56 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	56 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」(令和8年6月23日)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」(令和5年全員協議会報告の1(2))との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウエイト8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.1%で、引き続き上昇局面にあるが、前年同期の令和6年10月から令和

7年6月までの平均3.9%から低下している（ここでいうウエイトとは、特定の区分に属する品目全体の支出額の家計の消費支出額に占める割合（1万分比）を指す）。

昨年度を目安審議では、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要性から、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目や、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1か月に1回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認したが、今年度も引き続き、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、「頻繁に購入」する品目（ウエイト1,215）の指標については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均1.2%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均4.2%から低下している。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウエイト2,626）について見ると、令和7年10月から令和8年6月までの期間は平均4.3%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均6.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウエイト5,121）については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.2%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均5.0%から低下している。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間9回以上15回未満）、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1か月に1回程度購入」する品目（ウエイト1,136）については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.3%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均6.7%から低下している。

このように、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目については、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。一方で、昨年度確認したエンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については、令和7年は勤労者世帯で26.3%となっており、令和6年の26.5%から低下しているが、近年、上昇傾向にある。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.0%と更に高い水準となっている。こうしたエンゲル係

数の上昇傾向は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられ、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。なお、中東情勢に対し、当面の措置として、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置が実施されている影響等により、消費者物価指数の「総合」、とりわけ必需品的な支出項目の上昇率が一定程度押し下げられている（「総合」では、令和8年5月は1.3%ポイント押し下げられていると試算されている）ことにも留意が必要である。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。ただし、その上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.01%（昨年5.25%）で、3年連続5%を上回っている。また中小でも4.69%（昨年4.65%）で3年連続4%を上回り、上昇傾向での推移が続いている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については6.18%（昨年5.81%、一昨年5.74%）となり、6%を超える高水準となっており、いずれの数字も高水準で推移している。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.46%（昨年5.38%）で3年連続5%を超え、昨年の結果を上回っている。また中小企業でも4.20%（昨年4.35%）で3年連続4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.29%（昨年4.03%）で2年連続4%を超え、また20人以下の企業で3.52%（昨年3.54%）となっている。

厚生労働省による30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は3.0%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.5%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.4%となっており、これも昨年の結果（3.2%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引き上げの状況が継続している。

また、EU 指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の 60%、平均値の 50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECD による 2025 年の数値は 46.4%であり、フランスの 62.5%、イギリスの 61.9%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2025 年時点（2025 年度最低賃金全国加重平均額 1,121 円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の 61.2%、平均値の 53.0%となるが、OECD の国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の 50.0%、平均値の 42.4%という結果になっている。一方、EU 指令の取扱いについては、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）において、「一定の時間をかけて議論を尽くす必要がある」とされており、引き続き検討すべき課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和 6 年度は資本金 1,000 万円以上で 8.5%の増加となっており、1,000 万円未満で 12.7%の減少となっているが、令和 5 年度に比べると改善傾向にある。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和 7 年は 7～10%程度で推移、令和 8 年の第 1 四半期は 8.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和 4 年度は 2.2%増加、令和 5 年度は 4.7%増加、令和 6 年度は全体で 5.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和 6 年度について、資本金 1,000 万円未満の全産業（除く金融保険業）について、7.0%増加、製造業で 2.1%増加、非製造業で 7.3%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和 4 年度で 1.4 ポイント低下、令和 5 年度で 2.4 ポイント低下、令和 6 年度で 0.9 ポイント低下し、令和 6 年度は

64.2%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和6年度は資本金1,000万円以上で61.4%、資本金1,000万円未満で81.5%となっているが、資本金1,000万円未満においても令和5年度と比べると1.5ポイント上昇しているが、令和4年度から3.1ポイント低下している状況にある。

国内企業物価指数（前年同月比）については、令和8年6月（速報値）で7.1%となっており、足下で上昇しており、品目別でみると、「石油・石炭製品」で22.8%、「化学製品」で14.4%と、特に足下で上昇の傾向にある。

中小企業景況調査における業況判断については、中期的に見ると横ばいだが、令和8年4月～6月は、-18.7となっており、4期連続して低下している。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和6年度では製造業で7.00ポイントの差、非製造業で4.21ポイントの差だったのに対し、令和7年度では製造業で6.84ポイントの差、非製造業で4.65ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和8年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果（前回は令和7年9月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント減（34.6%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合は前回から約1ポイント増加し、9割を超過（89.4%→90.7%）、「価格交渉が行われなかった」割合は微減（10.6%→9.3%）している。価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施しており（71.9%→72.5%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は依然として存在している（5.9%→5.8%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約1ポイント増加（53.5%→54.2%）、一部でも価格転嫁できた割合は8割超（83.2%→84.0%）となっているが、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が横ばい（16.8%→16.0%）であり、価格転嫁の状況はほぼ横ばいであるが、1～3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は24.1%、全く価格転嫁できなかった割合は16.0%と、引き続き、二極分離の状態が継続している。

労務費の転嫁率は、前回令和7年9月調査において初めて5割に到達し、引き続き5割を維持（50.0%→50.0%）したものの、原材料費の転嫁率（55.7%）と比較して約5ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令

和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和4年から4年連続で増加し、直近の令和7年では10,300件となっている。一方、令和8年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、556件（前年同期449件、23.8%増）発生しており、上半期では過去最多を更新した。

なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「日本成長戦略」等において、「最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する」こと、「毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、「投資と賃上げの好循環」を加速させるとしており、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、「省力化投資促進プラン」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均2.1%、

「頻繁に購入」する品目は平均 1.2%、「食料」は平均 4.3%、「基礎的支出項目」は平均 2.2%、「1 か月に 1 回程度購入」する品目は平均 2.3%となり、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5.01%、中小についても 4.69%と、昨年に引き続き高い水準となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額(時給・加重平均)についても 6.18%の引上げで昨年を上回る水準となっている。また、経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果でも、大手企業で 5.46%、中小企業で 4.20%、日商の中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.29%となり、これらも昨年に引き続き高水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第 4 表①②における今年の賃金上昇率は 3.0%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第 4 表③における賃金上昇率も 3.4%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にあることを考慮すべきである。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在すると考えられる。

また、第 4 表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

さらに、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意が必要である。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮する必要がある。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮する必要がある。また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある。一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在している。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・

小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均4.9%（55円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「日本成長戦略」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果の第4表①②における賃金上昇率は、CランクとBランクが同率となり、Aランクよりも高くなっており、第4表③では、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。また、第4表①②③における、AランクとBランク、AランクとCランクの差は昨年より拡大している。

さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランクと比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当であり、具体的には、Aランク 54円（4.5%）、Bランク 56円（5.2%）、Cランク 56円（5.4%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は83.4%から84.3%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配

慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進

することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・A I 導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年 7 月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年 4 月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、地域間格差の是正を引き続き図ることも踏まえて検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

その上で、令和 7 年度の地域別最低賃金については、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39 道府県で目安額を上回る答申が出され、うち 11 県では、目安額を 10 円以上上回る高い引上げ額となり、また、発効日についても、11 月以降を発効日とする地域が 27 府県に達し、令和 8 年 1 月 1 日以降を発効日とする地域も 6 県あった。

こうした令和 7 年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和 8 年度以降の審議に向けて、「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）をとりまとめており、同とりまとめの 2（2）及び 3（4）に記載された「対応方針」を踏まえた審議を行うことを要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされている中で、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和5年全員協議会報告の3（1）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度も、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握などを中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

参考資料

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.2	4.2
1か月に1回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3	6.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 支出弾力性とは、消費支出総額が1％変化する時に各財・サービス（支出項目）が何％変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1か月に1回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

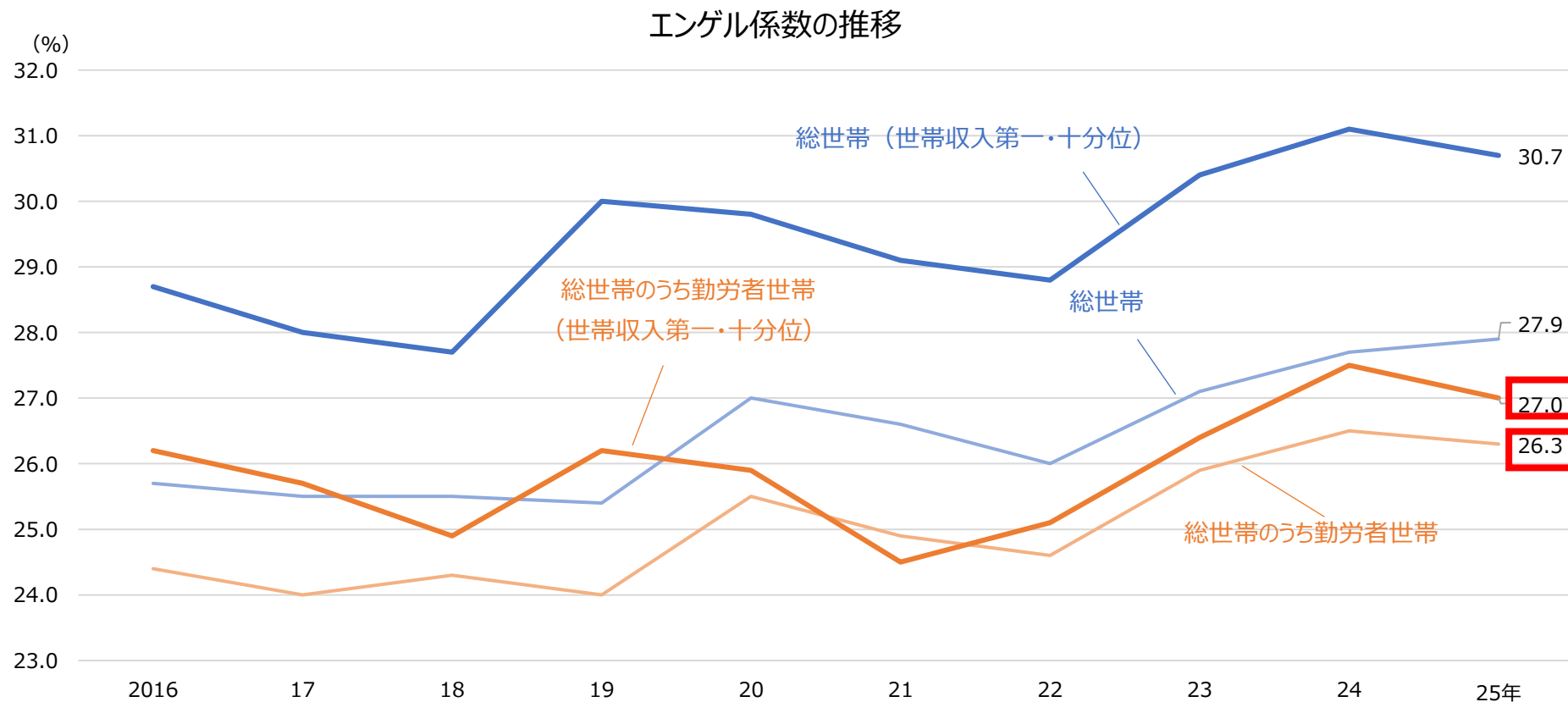
「1か月に1回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	クロック
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）A	
だいこん	すし（弁当）B	
かぼちゃ	弁当A	
なす	弁当B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



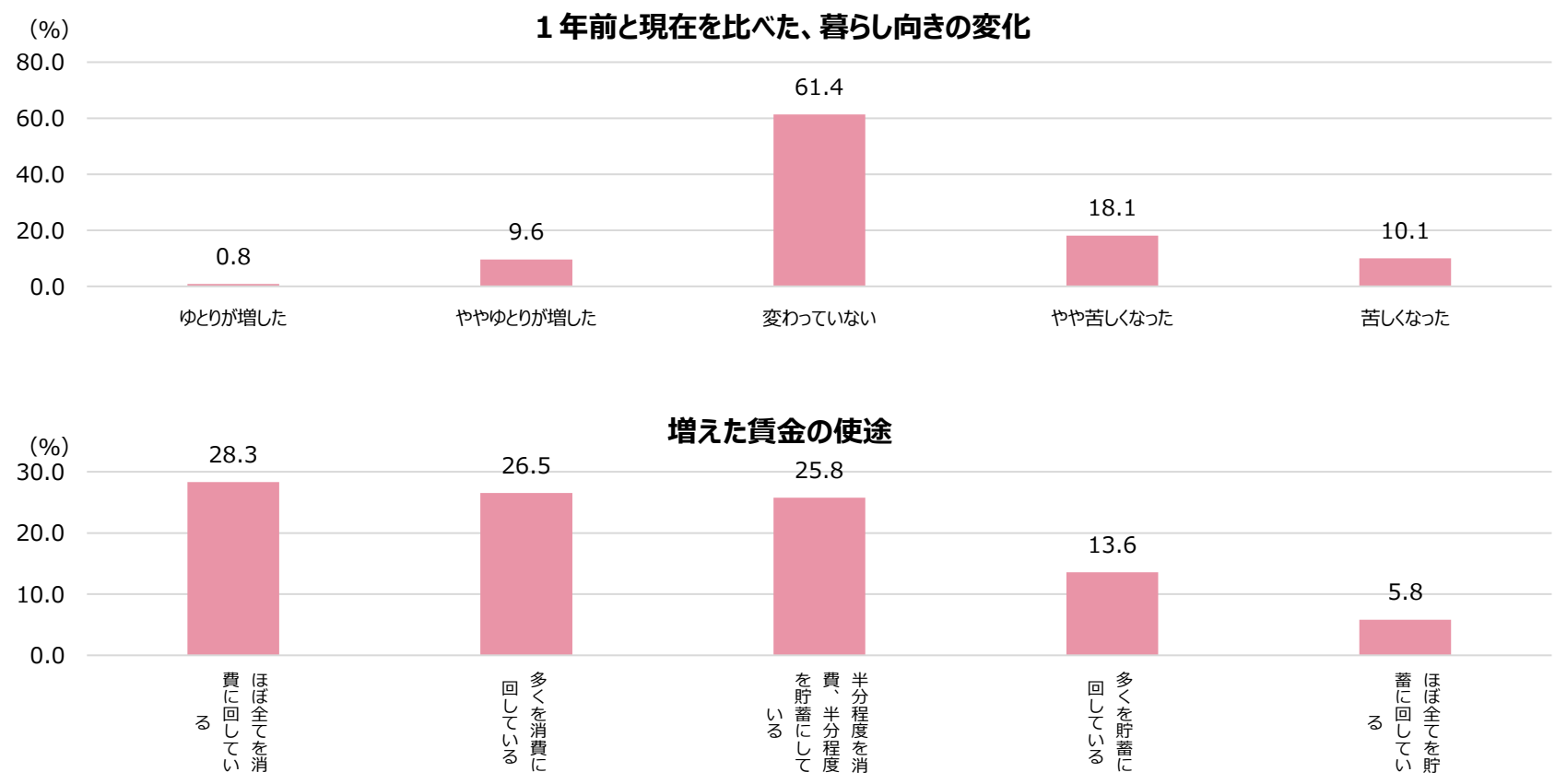
出所：家計調査（総務省）

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）**本書313**の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が61.4%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計10.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計28.2%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計54.8%となっている。

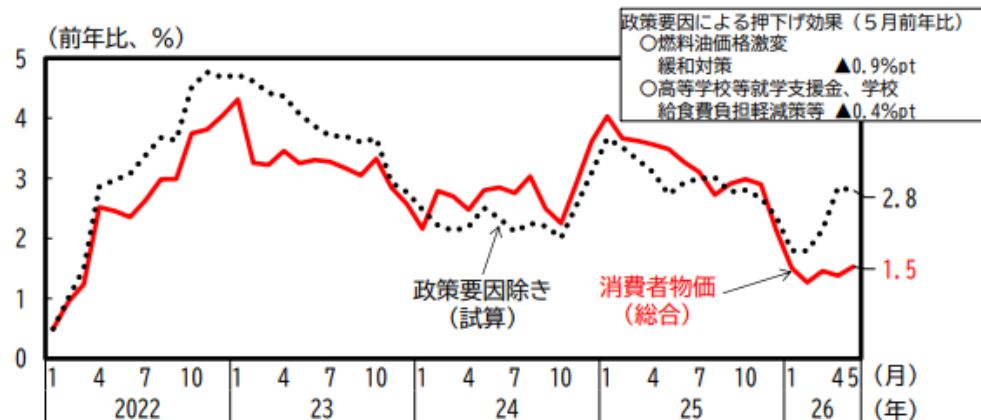


(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）のうち賃金上昇の理由として最低賃金が上がったから」と回答した者（復元後1,351人）について集計。
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者（復元後837人）について集計。
※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

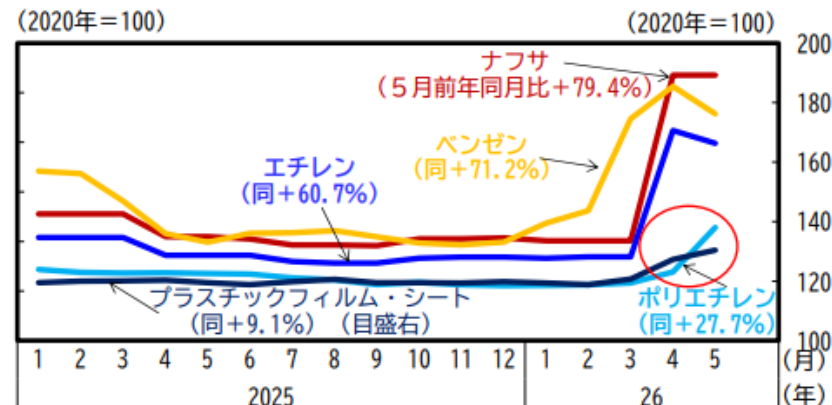
今月の指標（1） 中東情勢の影響（取引段階別の価格、ナフサ等の代替輸入量、消費者マインド）

- ◆ 激変緩和措置等の政策効果がなければ、5月の消費者物価は3%近い上昇率になったと試算される（1図）。一方、石油製品の取引価格は、川上から川中・川下製品に転嫁されていく段階とみられ、今後一定期間、物価上昇圧力は続く見込み（2図）。
- ◆ 量の面では、石油関連製品の中東以外からの輸入量が増加しており、代替調達進展が貿易統計からも確認できる（3図）。消費者マインドは、4月を底に持ち直しの兆しが出ており、特に、週次データでは米イラン合意後の改善が顕著（4図）。

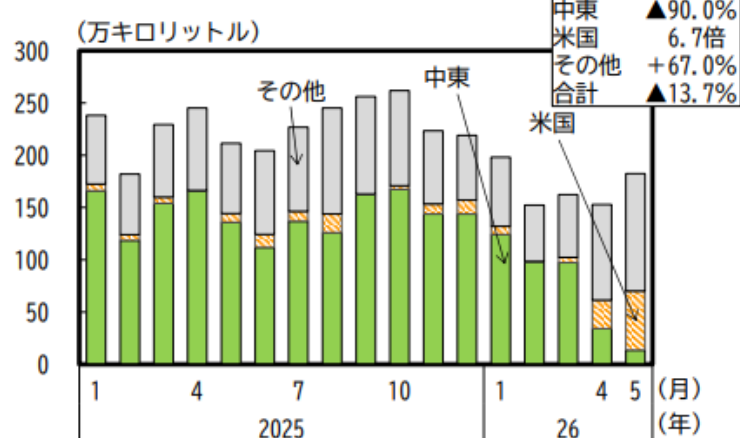
1図 政策効果による消費者物価抑制（試算）



2図 石油関連製品の企業間取引価格動向

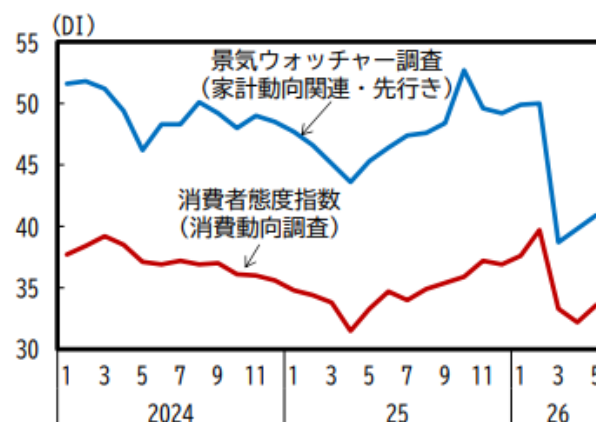


3図 ナフサ等揮発油の輸入動向

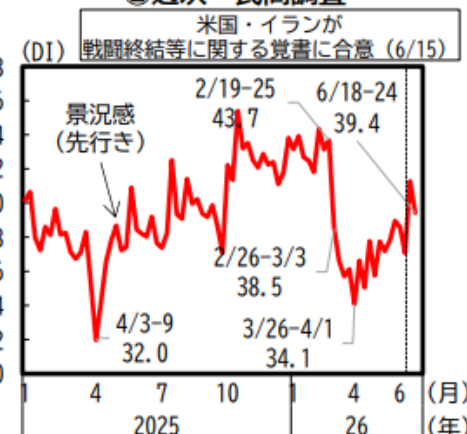


4図 消費者マインドの動向

①月次調査



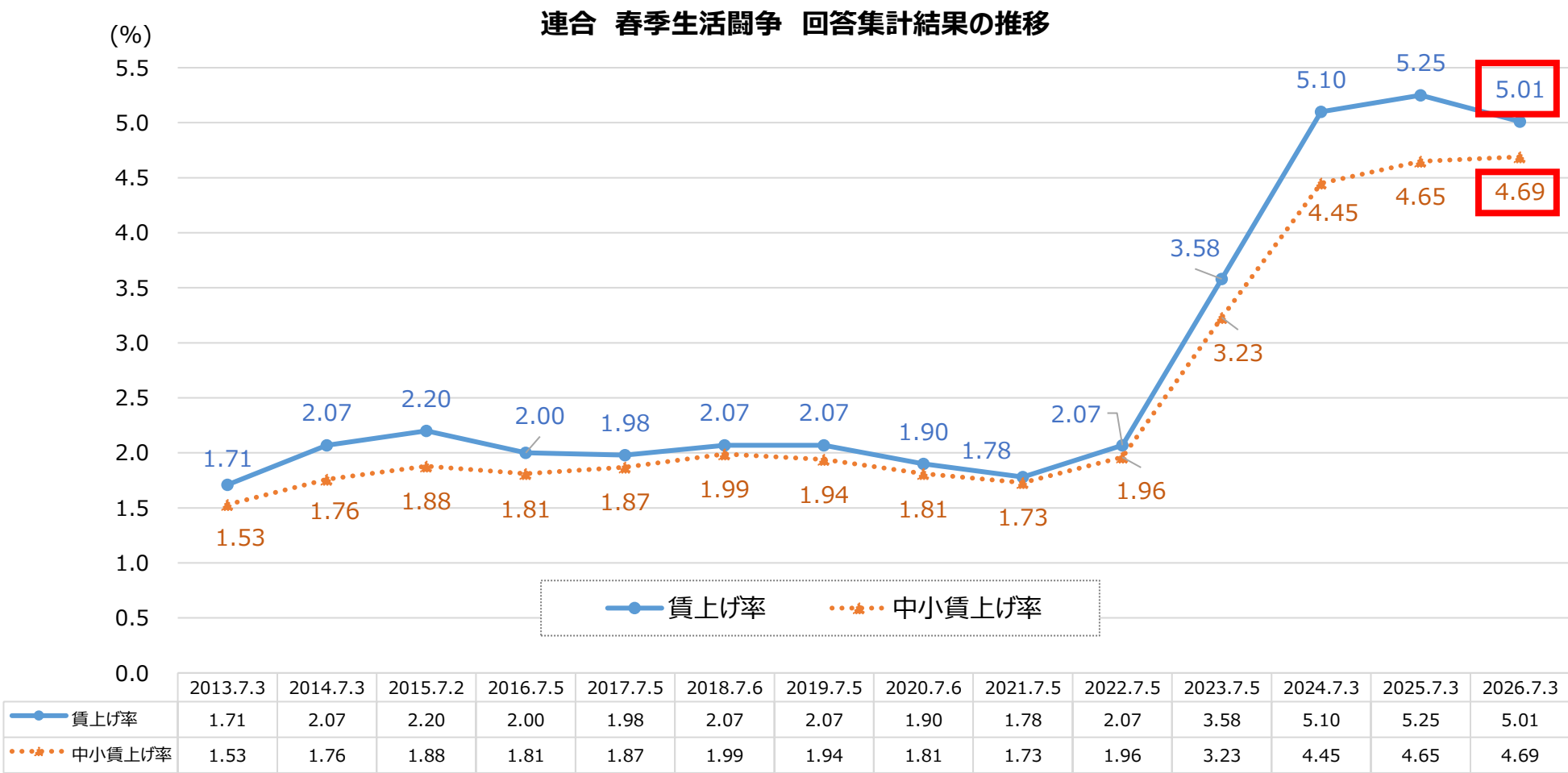
②週次・民間調査



（備考）1. 1図は、総務省「消費者物価指数」により作成。 2. 2図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。3. 3図は、財務省「貿易統計」により作成。 4. 4図は、内閣府「消費動向調査」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。①は季節調整値。②の「景況感（先行き）」は、2～3か月後の景況感や消費予想について5段階（100/75/50/25/0）で評価した際の平均値。数値が高いほど景況感が良く、消費金額が増えると判断している。

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.01%（中小4.69%）となっており、5%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。



（資料出所）連合「2026春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2026年7月3日公表）
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

連合 春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）

連合（有期・短時間・契約等労働者）

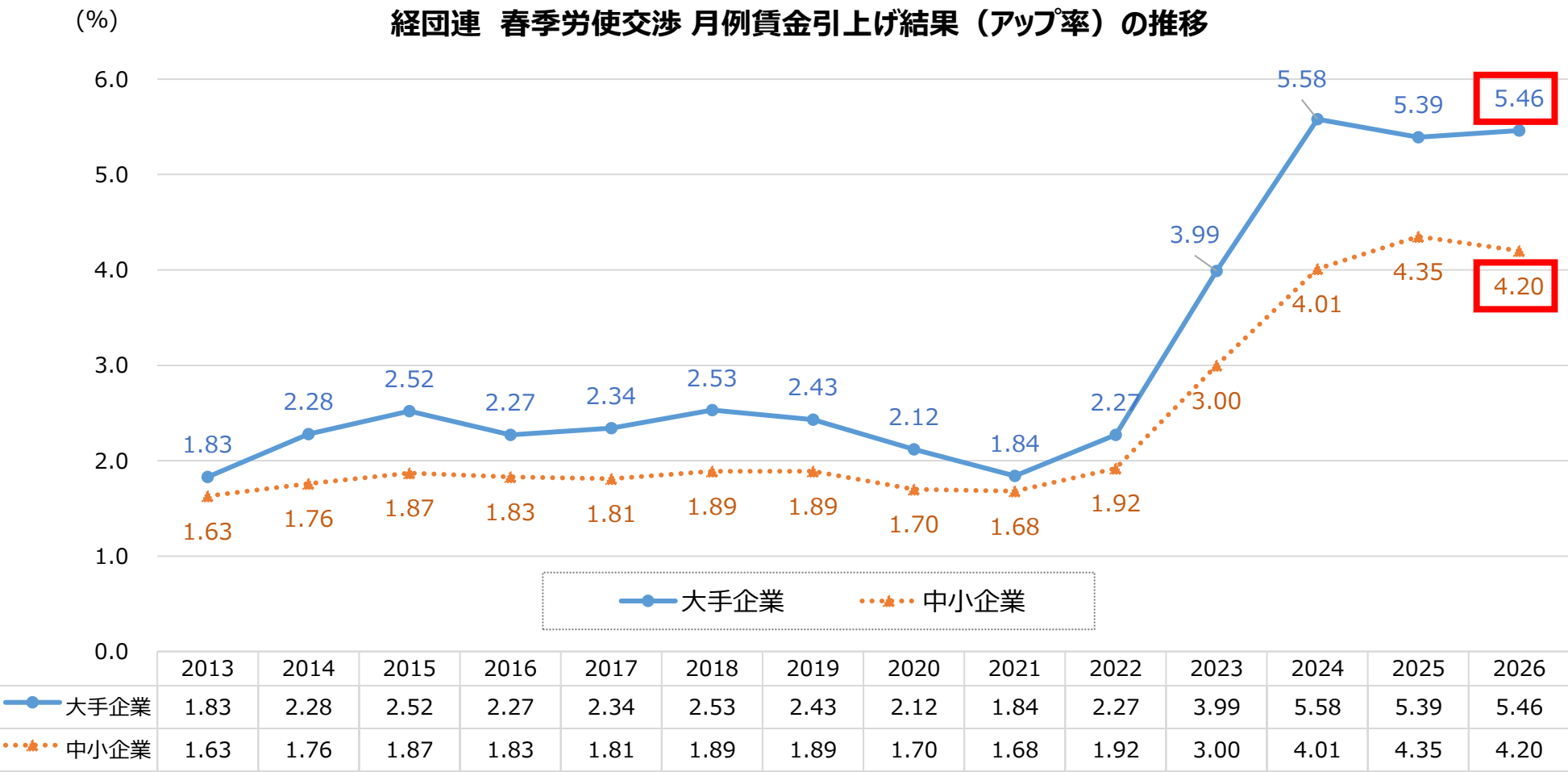
第7回（最終）回答集計結果（2026年7月3日）

			単純平均	加重平均
時給	400組合 917,964人	賃上げ額	66.63円（59.65円）	75.01円（66.98円）
		引上げ率	5.44%（5.17%）	6.18%（5.81%）
		平均時給	1,290.95円（1,213.28円）	1,289.11円（1,219.70円）
月給	148組合 27,163人	賃上げ額	10,388円（9,914円）	10,794円（10,004円）
		賃上げ率	4.40%（4.32%）	4.53%（4.35%）

（注）（ ）内の数値は、2025年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）、中小企業4.20%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2026年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年6月4日)

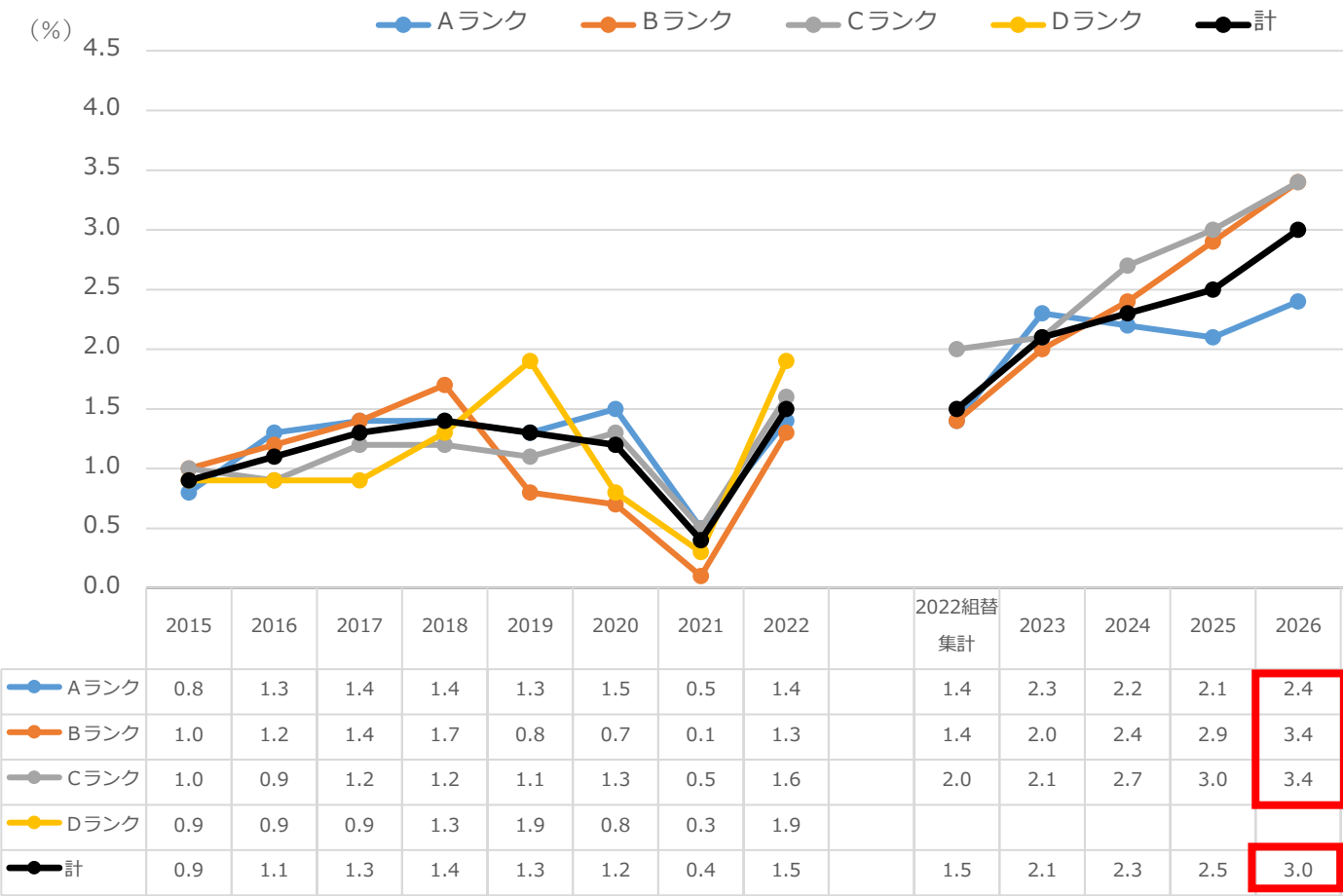
日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査(2026年6月8日)

(加重平均)		
正社員 (月給)	全体	12,036円 (11,074円)
	1,604社	4.29% (4.03%)
	20人以下	9,573円 (9,568円)
	752社	3.52% (3.54%)

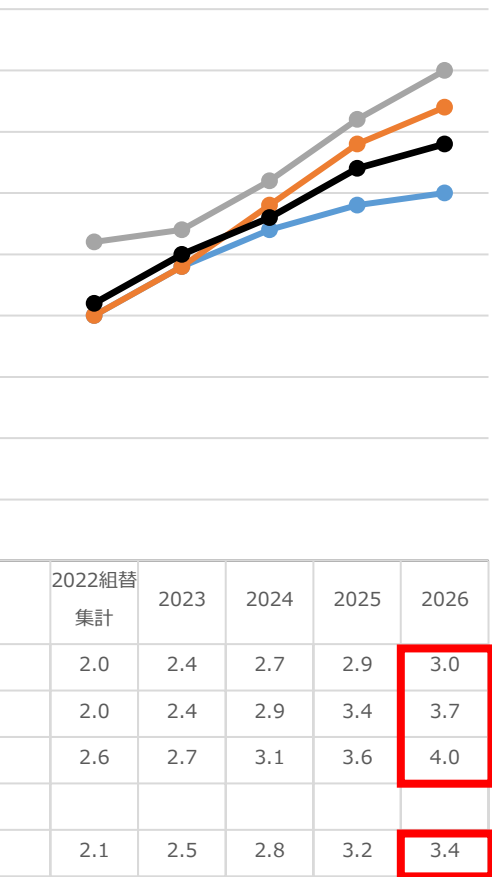
- (注) 1 前年4月と当年3月、4月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
- 2 2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
- 3 () の数値は、2025年6月4日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①② ※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



第4表③ ※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

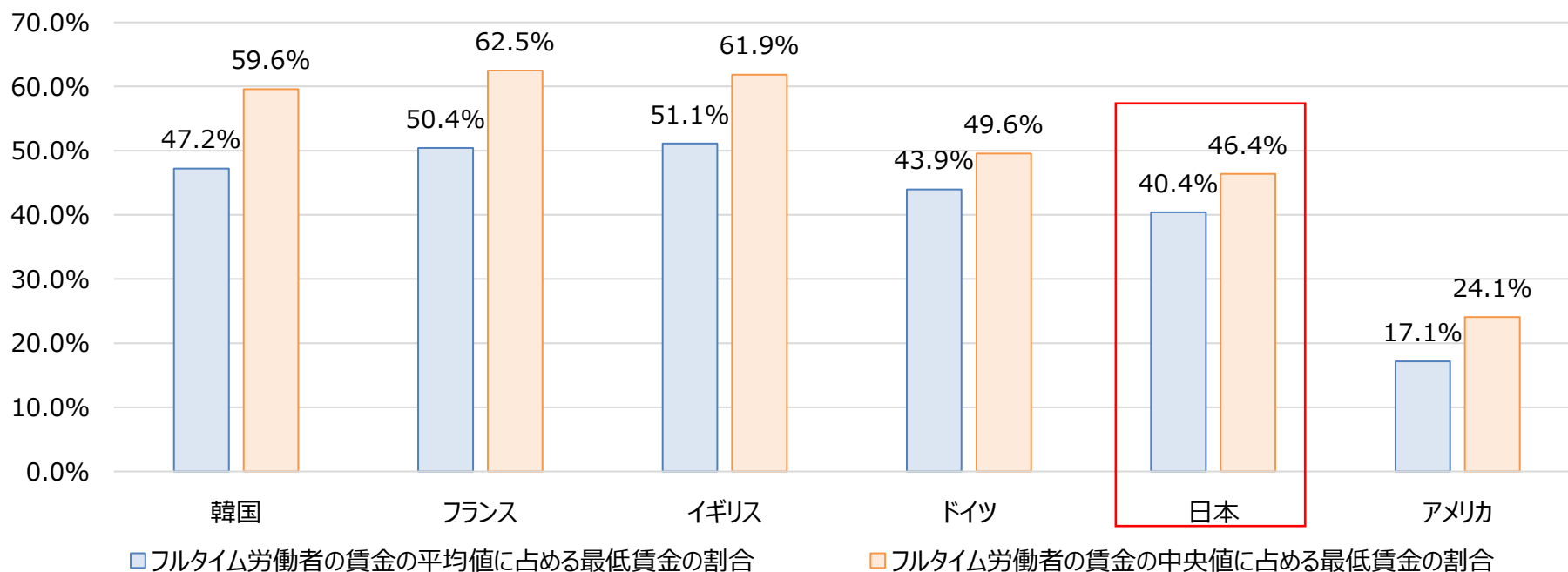


（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注）1. 各ランクは、各年における適用ランクである。
2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2025年）



（資料出所） OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- （注 1） 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- （注 2） アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。
- （注 3） OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の中央値の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
(参考) 所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

(注1) 令和7年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、

「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額/12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、

「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額/12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

本書322

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694	1,147,288
	前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1	7.5
	資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605	1,100,066
	前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3	8.5
	〃 10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560	687,032
	前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5	7.4
	〃 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204	184,190
	前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4	5.7
	〃 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840	228,845
	前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3	14.5
	〃 1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090	47,222
	前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8	▲ 12.7
売上高経常利益率	規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5	6.8
	資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9	7.2
	〃 10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7	11.1
	〃 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3	5.3
	〃 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7	4.1
	〃 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3	2.8

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		2024年				2025年				2026年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694	358,338	275,385	300,270	326,271
	前年同期比	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8	0.2	19.7	4.7	14.6
	〃 10億円以上	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830	249,814	175,535	177,112	173,061
	前年同期比	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7	▲ 1.7	20.1	9.2	24.7
	〃 1億円～10億円	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105	46,099	50,428	52,087	59,048
	前年同期比	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2	3.3	18.5	▲ 2.0	11.2
	〃 1,000万円～1億円	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759	62,425	49,422	71,071	94,162
	前年同期比	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6	6.0	19.2	▲ 0.7	1.5
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0
	〃 10億円以上	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4	16.3	11.2	11.0	10.3
	〃 1億円～10億円	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6	5.4	5.7	5.7	6.3
	〃 1,000万円～1億円	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4	4.7	3.7	4.8	6.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

従業員一人当たり付加価値額の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位: 万円、%)

		全産業(除く金融保険業)								製造業								非製造業							
		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
2015	年度	725	2.8	1,048	1.7	580	2.7	494	2.1	829	1.3	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	694	3.4	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016	年度	727	0.3	1,074	2.5	576	▲ 0.7	506	2.4	832	0.4	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	695	0.1	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017	年度	739	1.7	1,096	2.0	587	1.9	500	▲ 1.2	865	4.0	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	702	1.0	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018	年度	730	▲ 1.2	1,104	0.7	566	▲ 3.6	493	▲ 1.4	859	▲ 0.7	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	694	▲ 1.1	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019	年度	715	▲ 2.1	1,057	▲ 4.3	551	▲ 2.7	493	0.0	812	▲ 5.5	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	687	▲ 1.0	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020	年度	688	▲ 3.8	990	▲ 6.3	536	▲ 2.7	478	▲ 3.0	797	▲ 1.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	658	▲ 4.2	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021	年度	722	4.9	1,083	9.4	555	3.5	454	▲ 5.0	912	14.4	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	670	1.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022	年度	738	2.2	1,132	4.5	569	2.5	479	5.5	902	▲ 1.1	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	694	3.6	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023	年度	773	4.7	1,221	7.9	579	1.8	503	5.0	947	5.0	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	728	4.9	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8
2024	年度	817	5.7	1,289	5.6	609	5.2	538	7.0	995	5.1	1,404	3.4	625	6.5	485	2.1	769	5.6	1,236	6.4	605	4.9	543	7.3

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は近年は低下傾向であるが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

(単位：％)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	64.2	3,044,511
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	61.4	891,906
	〃 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	47.3	4,622
	〃 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	62.8	26,411
	〃 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	74.4	860,873
	〃 1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	81.5	2,152,605

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

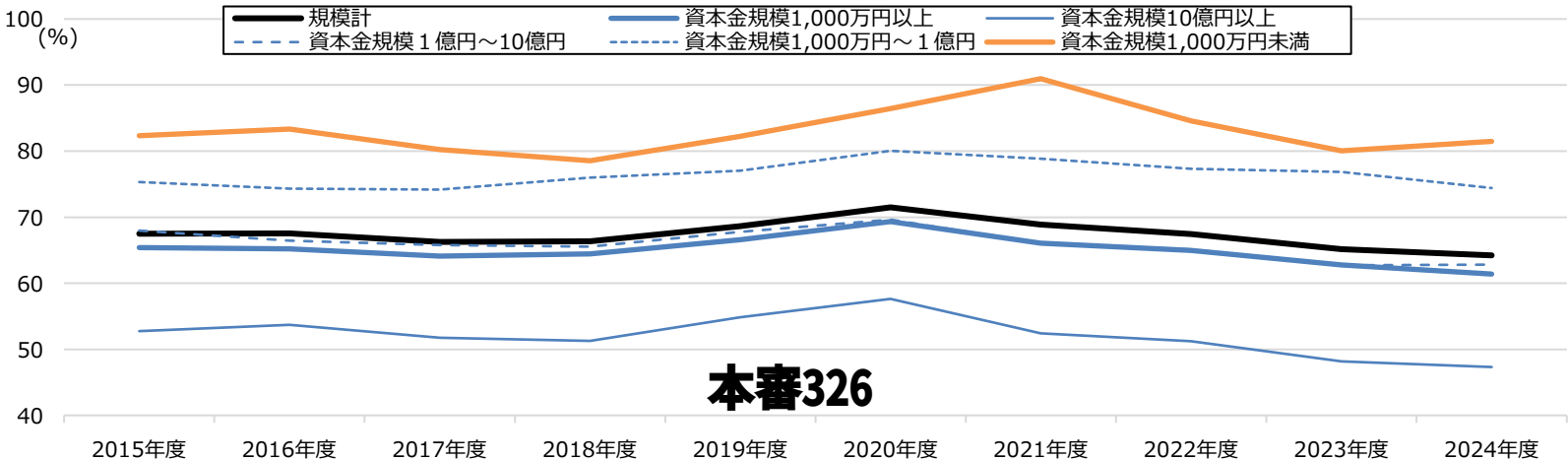
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。

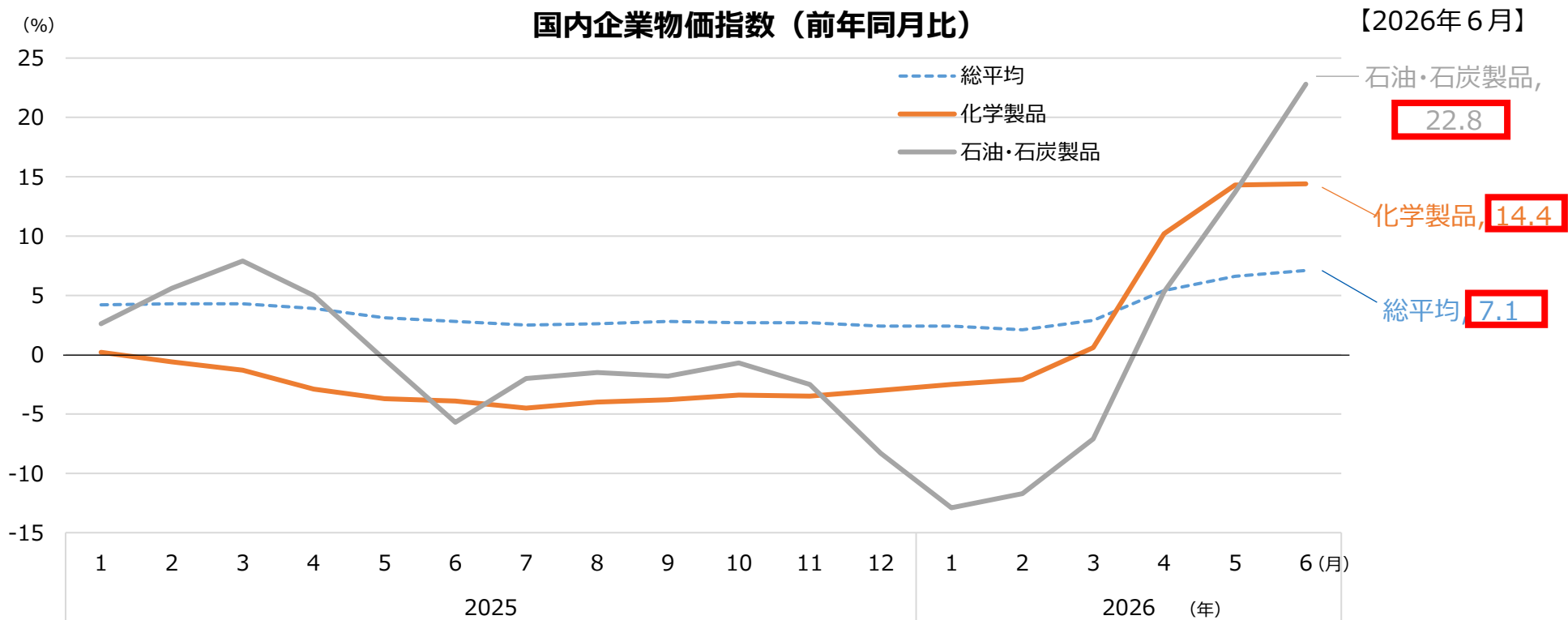
付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。

人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。



国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、品目（類別）別にみると、「石油・石炭製品」、「化学製品」で特に足下上昇している。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」。類別「化学製品」及び「石油・石炭製品」の前年同月比は、指数をもとに厚生労働省労働基準局において計算。
類別とは、企業物価指数を構成する品目を分類する最も大きな単位で、国内企業物価指数の場合は23ある。
「化学製品」、「石油・石炭製品」には、それぞれ以下の表の品目が含まれる。

化学製品	化学肥料、ソーダ工業製品、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、電池用無機化学工業製品、エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン・ブタジエン、ベンゼン、キシレン、合成アセトン、酸化エチレン・エチレングリコール、酸化プロピレン・ポリプロピレングリコール、塩化ビニルモノマー、アクリロニトリル、スチレンモノマー、フェノール・ビスフェノールA、合成染料、合成ゴム、熱硬化性樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、ポリアミド樹脂、飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、ポリフェニレンサルファイド、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、化学繊維、医薬品（除動物用）、石けん・身体洗剤、家庭用合成洗剤、柔軟仕上げ剤、界面活性剤、仕上用・皮膚用化粧品、頭髪用化粧品、歯磨、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー、印刷インキ、農薬、接着剤、写真感光材料、触媒、香料、漂白剤
石油・石炭製品	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B重油、C重油、D重油、E重油、F重油、G重油、H重油、I重油、J重油、K重油、L重油、M重油、N重油、O重油、P重油、Q重油、R重油、S重油、T重油、U重油、V重油、W重油、X重油、Y重油、Z重油、重油、潤滑油、アスファルト、液化石油ガス、石炭コークス、舗装材料

（注） 2026年6月速報値。

中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	2023年				2024年				2025年				2026年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
合計	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3	-16.8	-17.5	-17.6	-18.7
製造業	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9	-19.6	-17.8	-15.9	-16.6
建設業	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5	-9.4	-8.7	-11.3	-19.6
卸売業	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8	-15.1	-15.6	-15.1	-15.2
小売業	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8	-26.2	-28.4	-26.5	-27.0
サービス業	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1	-11.1	-13.2	-15.4	-14.5

資料出所 中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

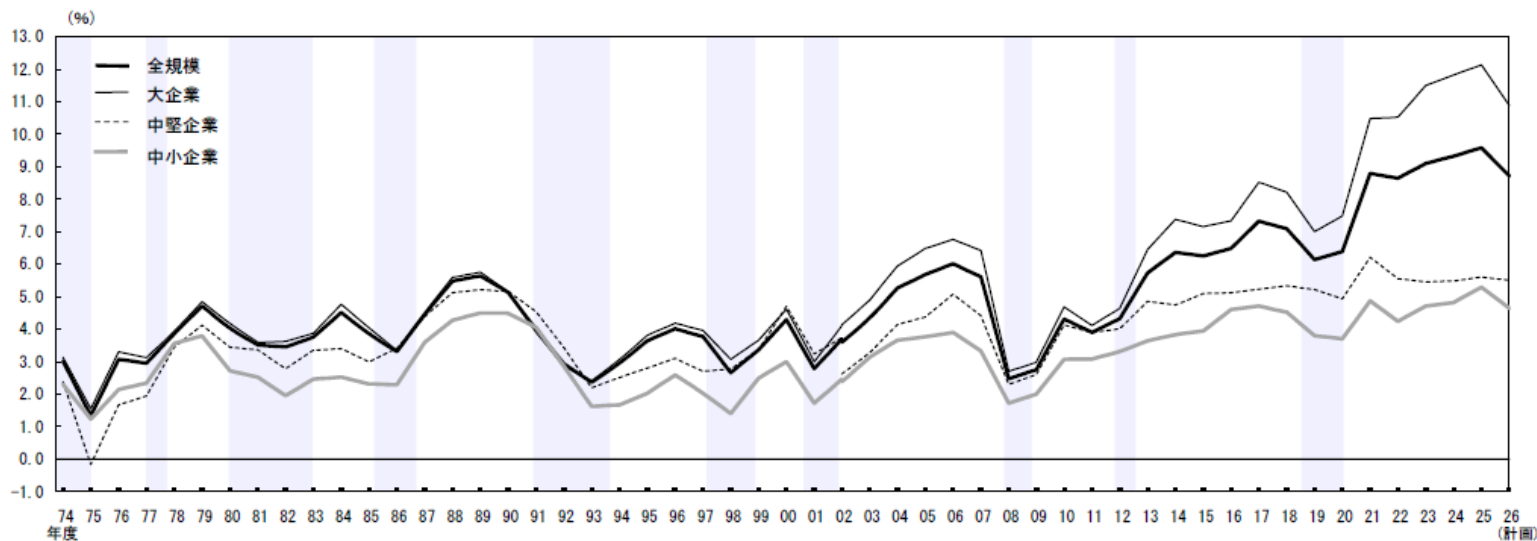
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

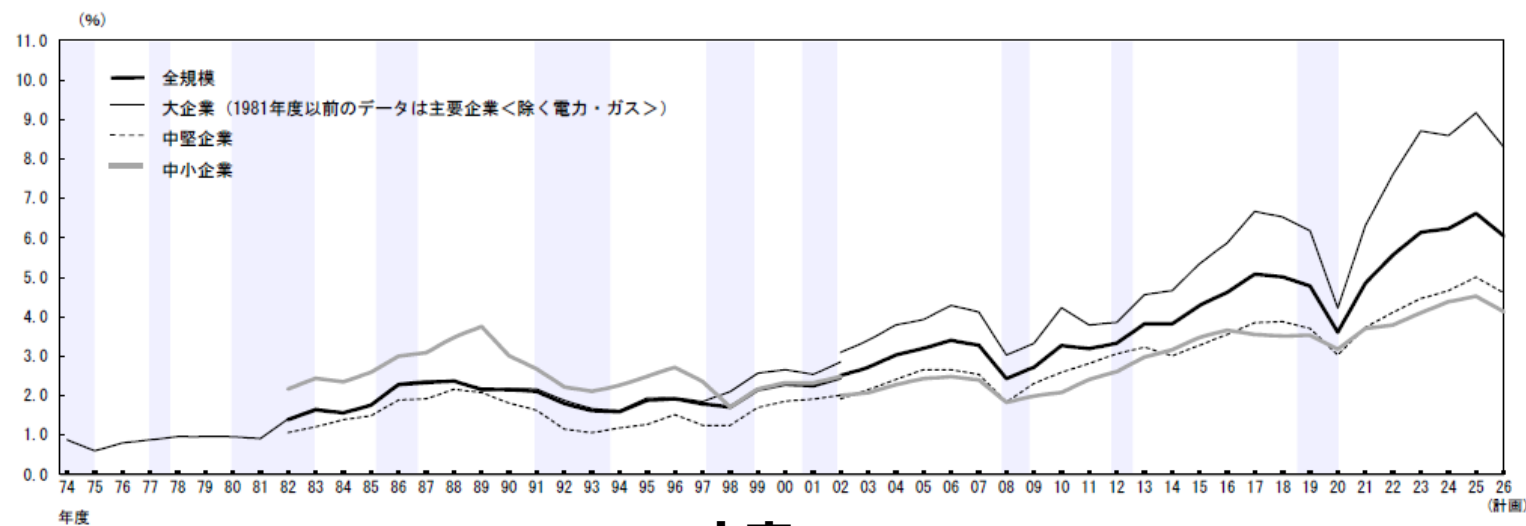
2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

製造業



非製造業



本書329

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

(%)

		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.10	9.32	9.58	8.71
	非製造業	6.14	6.23	6.62	6.05
大企業	製造業	11.50	11.82	12.13	10.88
	非製造業	8.71	8.59	9.17	8.30
中堅企業	製造業	5.45	5.48	5.60	5.50
	非製造業	4.46	4.66	5.00	4.61
中小企業	製造業	4.71	4.82	5.29	4.64
	非製造業	4.10	4.38	4.52	4.13

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

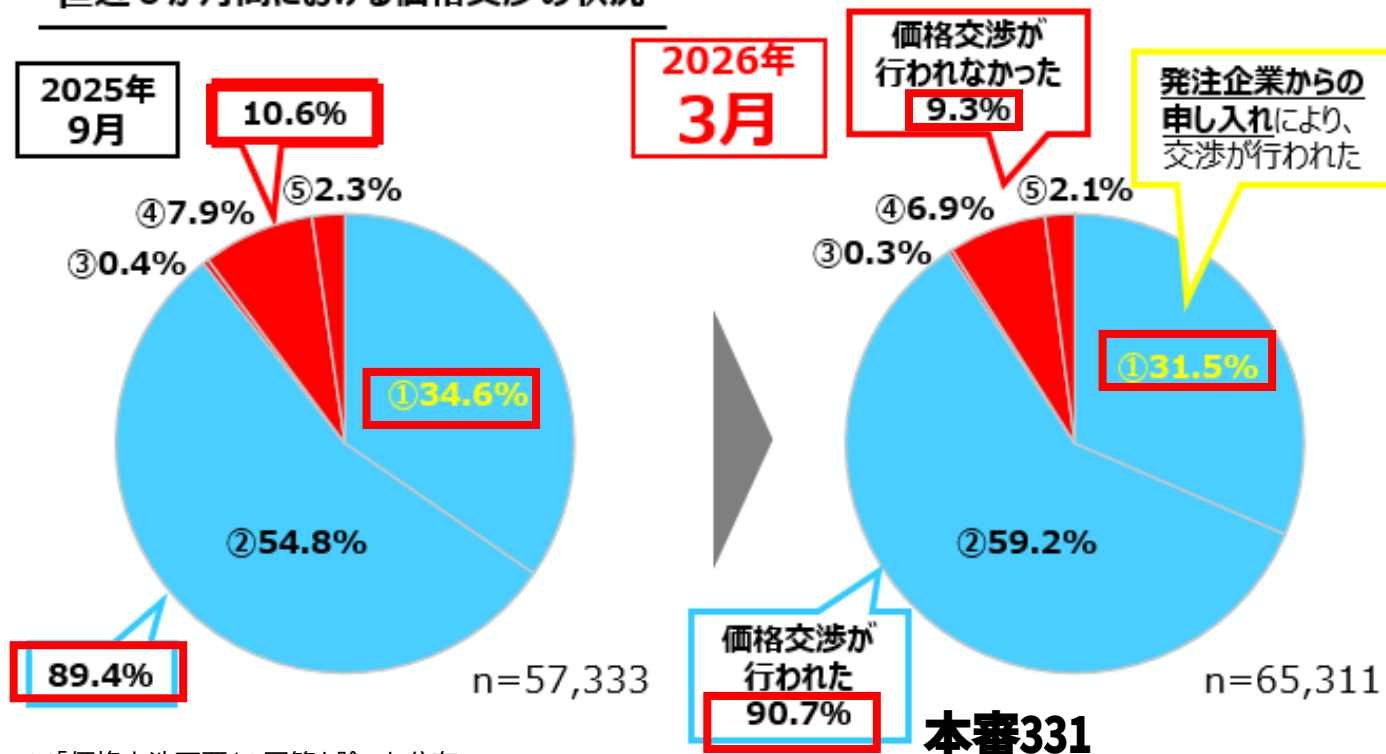
（注）売上高経常利益率

回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

価格交渉の状況

- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は前回から約 1 ポイント増加し、9 割を超過（前回89.4%→90.7%）。
- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 3 ポイント減の31.5%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は前回から微減（前回10.6%→9.3%）。
 - 価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の着実な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

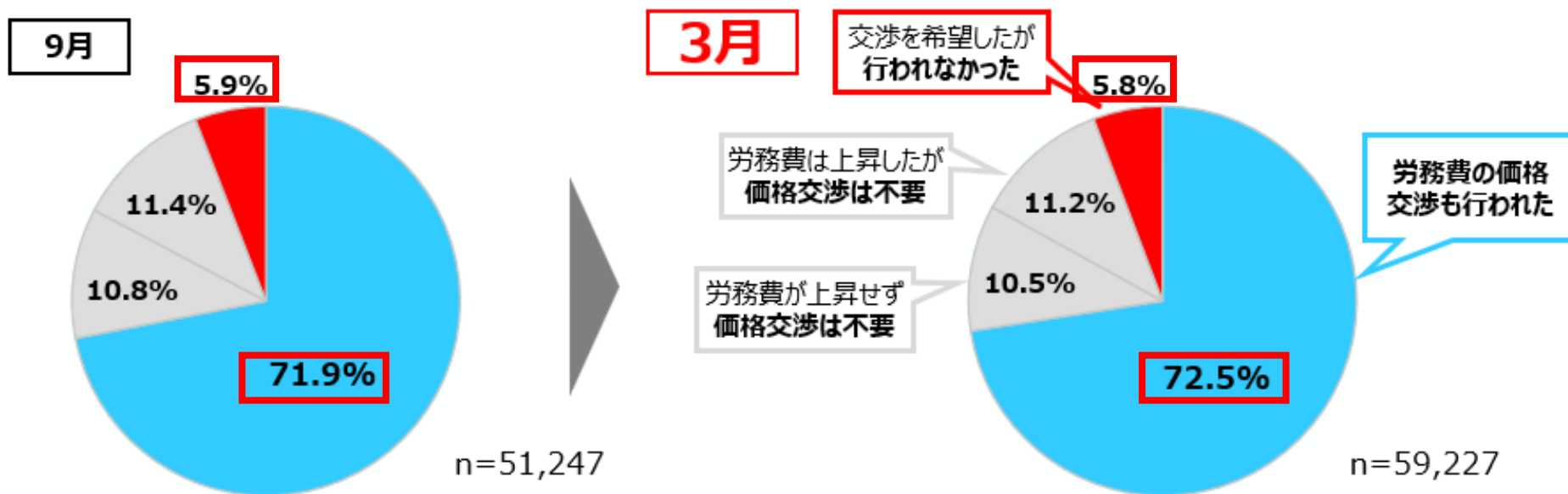
※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、取適法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査（同指針は2025年12月に改定）。

- 価格交渉が行われた企業 **(64.9%)** のうち **7 割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回5.9%→**5.8%**）。
 - 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

▲OEMや業界団体が示す比率（価格上昇率・労務費率など）を一方的に採用され、**実際の価格上昇分の一部しか転嫁できなかった**。個別交渉をお願いしたが応じてもらえなかった。

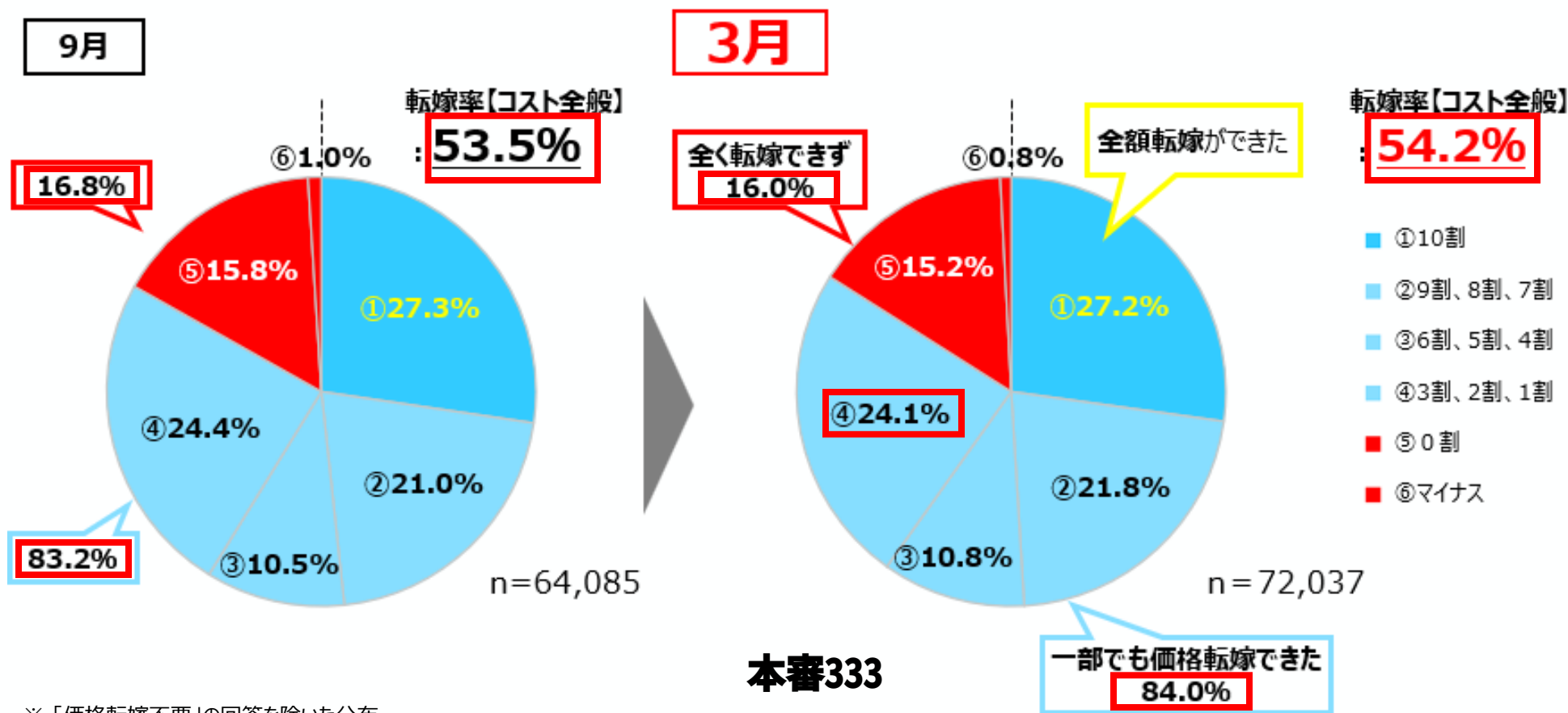
本書332

▲資料を揃えて労務費の交渉を申し入れたが、**最低賃金の上昇分すら転嫁を認めてもらえなかった**。

価格転嫁の状況【コスト全般】

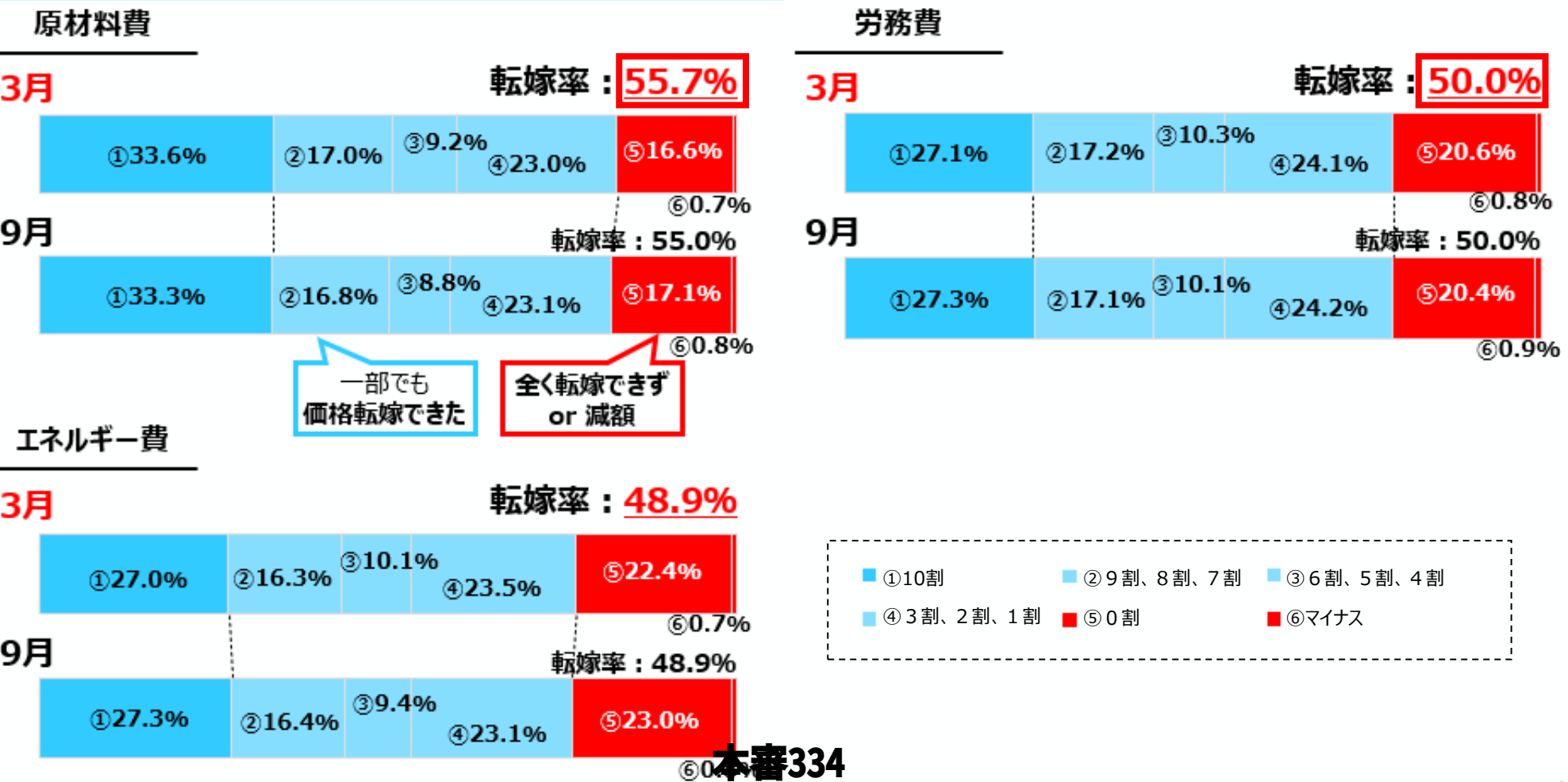
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は**8割超**。「**全額転嫁できた**」割合（①）は**3割弱**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**横ばい**の状況（前回16.8%→16.0%）。
 - **価格転嫁の状況はほぼ横ばい**であり、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



価格転嫁の状況【コスト要素別】

- 原材料費の転嫁率は上昇したものの、労務費・エネルギー費は前回から横ばい。
- 労務費の転嫁率は、5割を維持したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。エネルギー費の転嫁率が前回に引き続き最も低い水準となった。
- 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

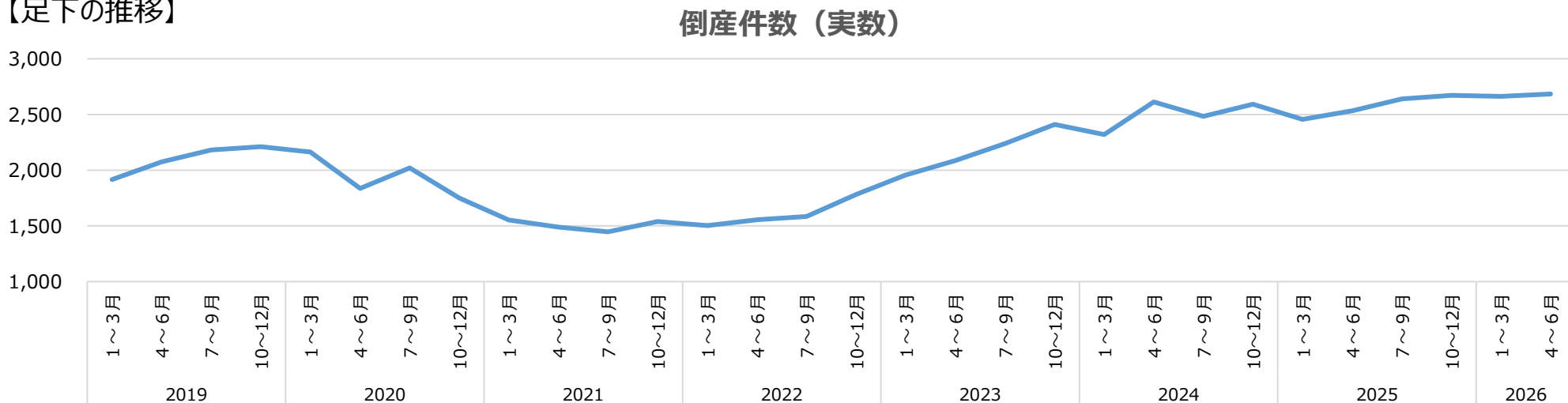


※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

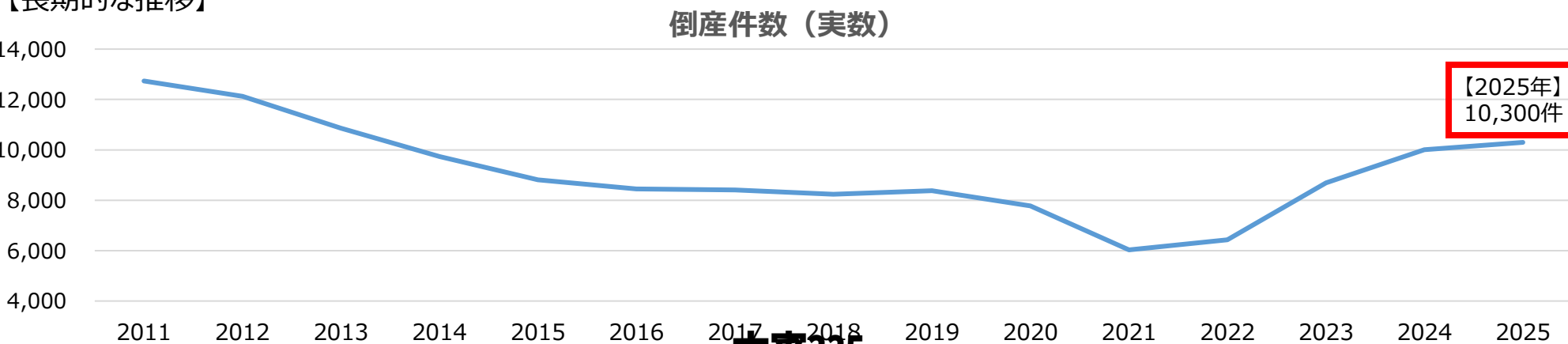
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】



【長期的な推移】



物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

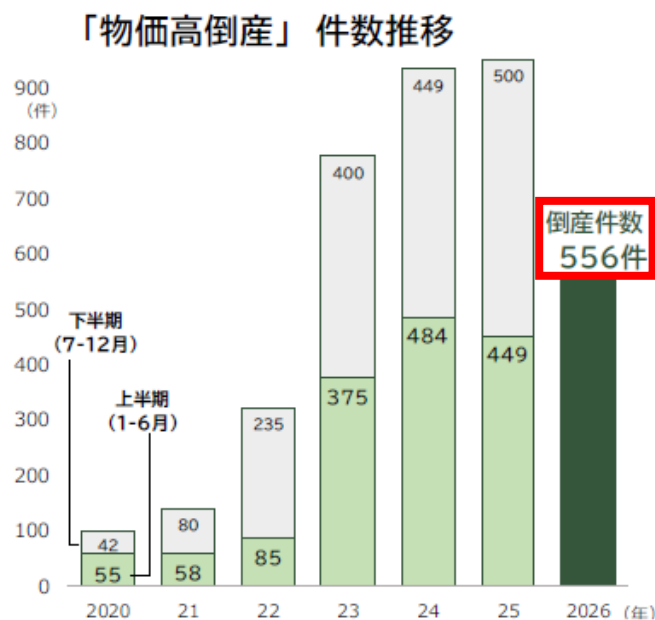
物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

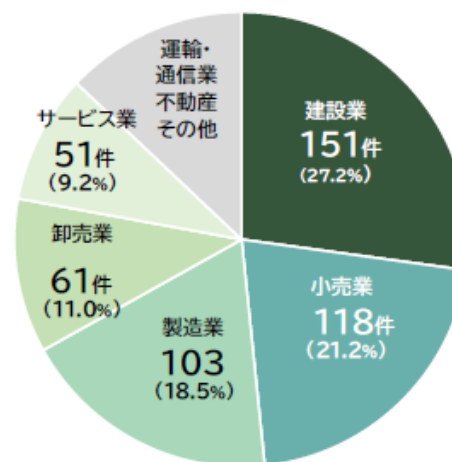
全国企業倒産集計（2026年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は556件判明 過去最多を大幅更新

「物価高倒産」は、556件（前年同期449件、23.8%増）判明し、上半期としては2年ぶりに前年を上回った。集計開始から初めて500件を上回り、過去最多を大幅に更新した。2026年6月は113件（前年同月85件）となり、単月としても過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（151件）が最も多く、『小売業』（118件）、『製造業』（103件）が続いた。

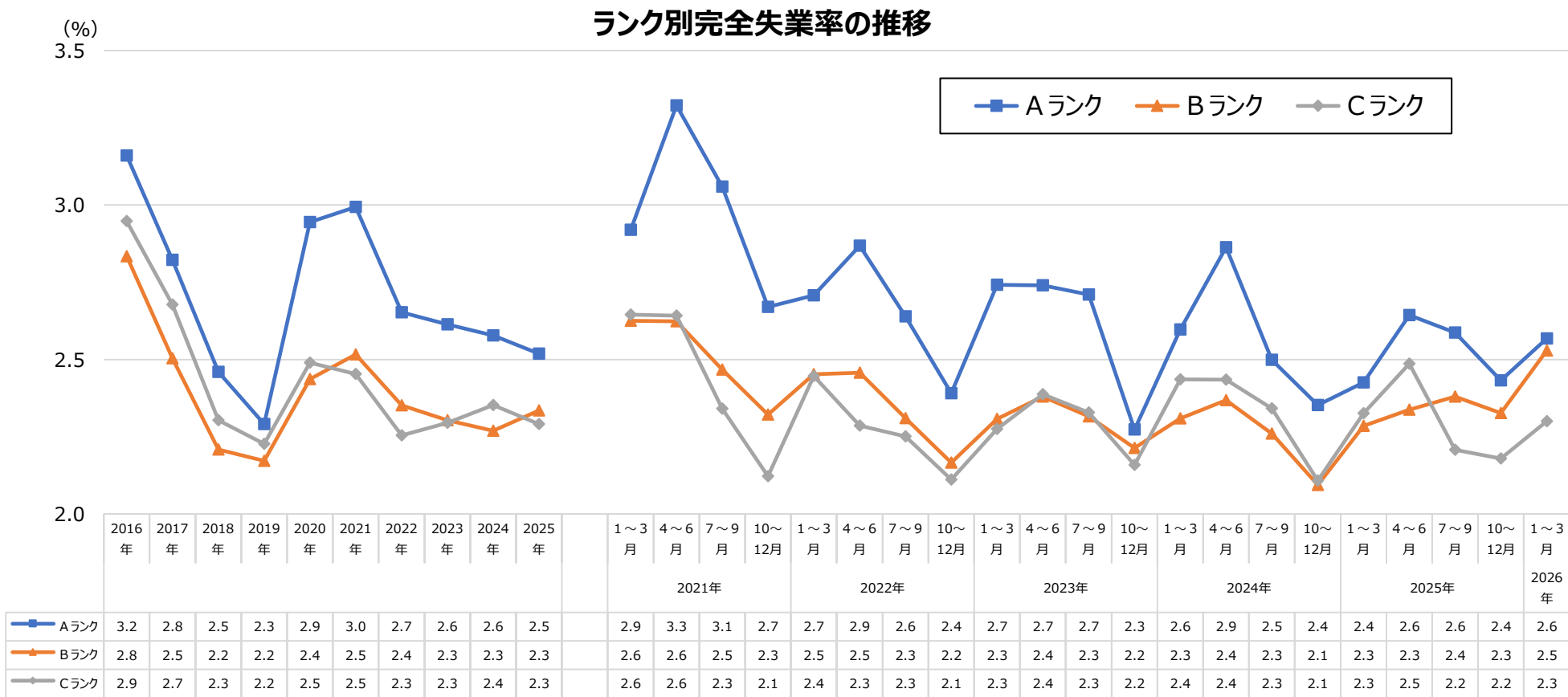


業種別 内訳(2026 年上半期)



ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特に A ランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

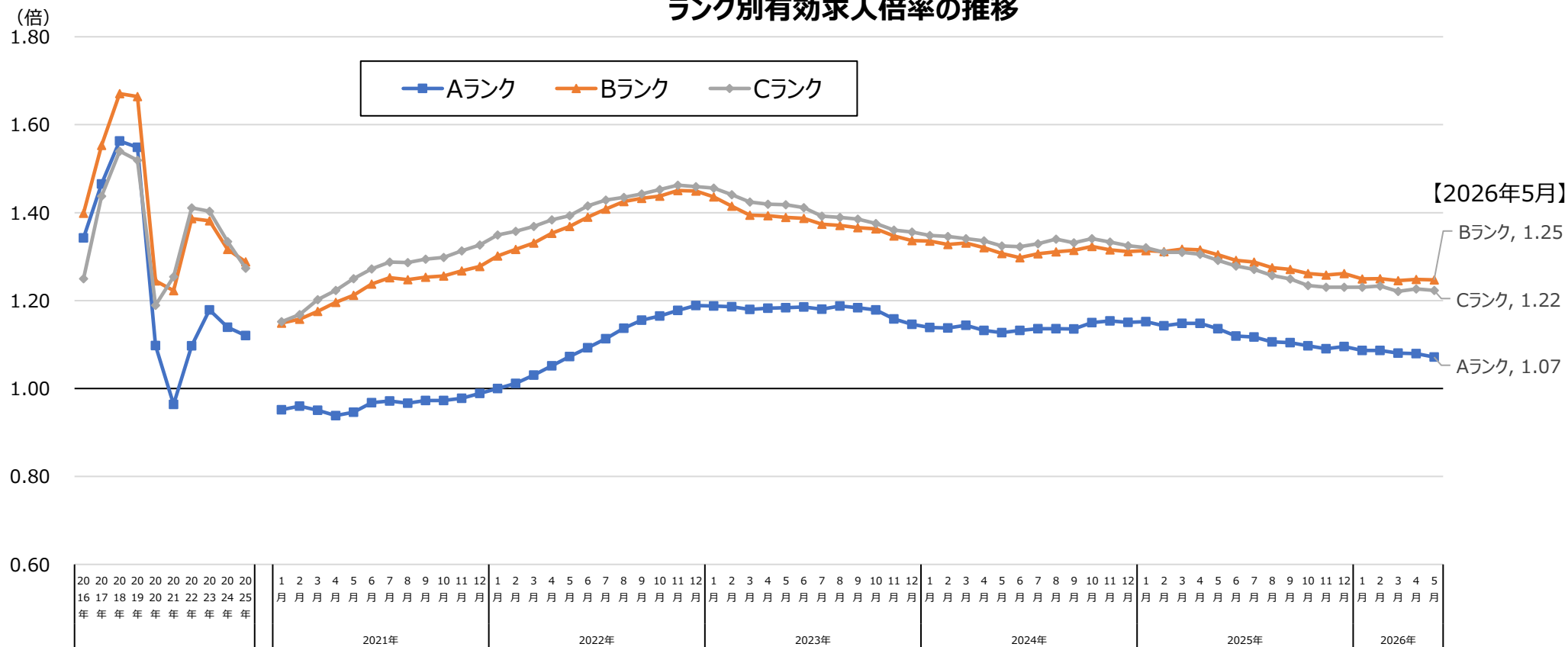


(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

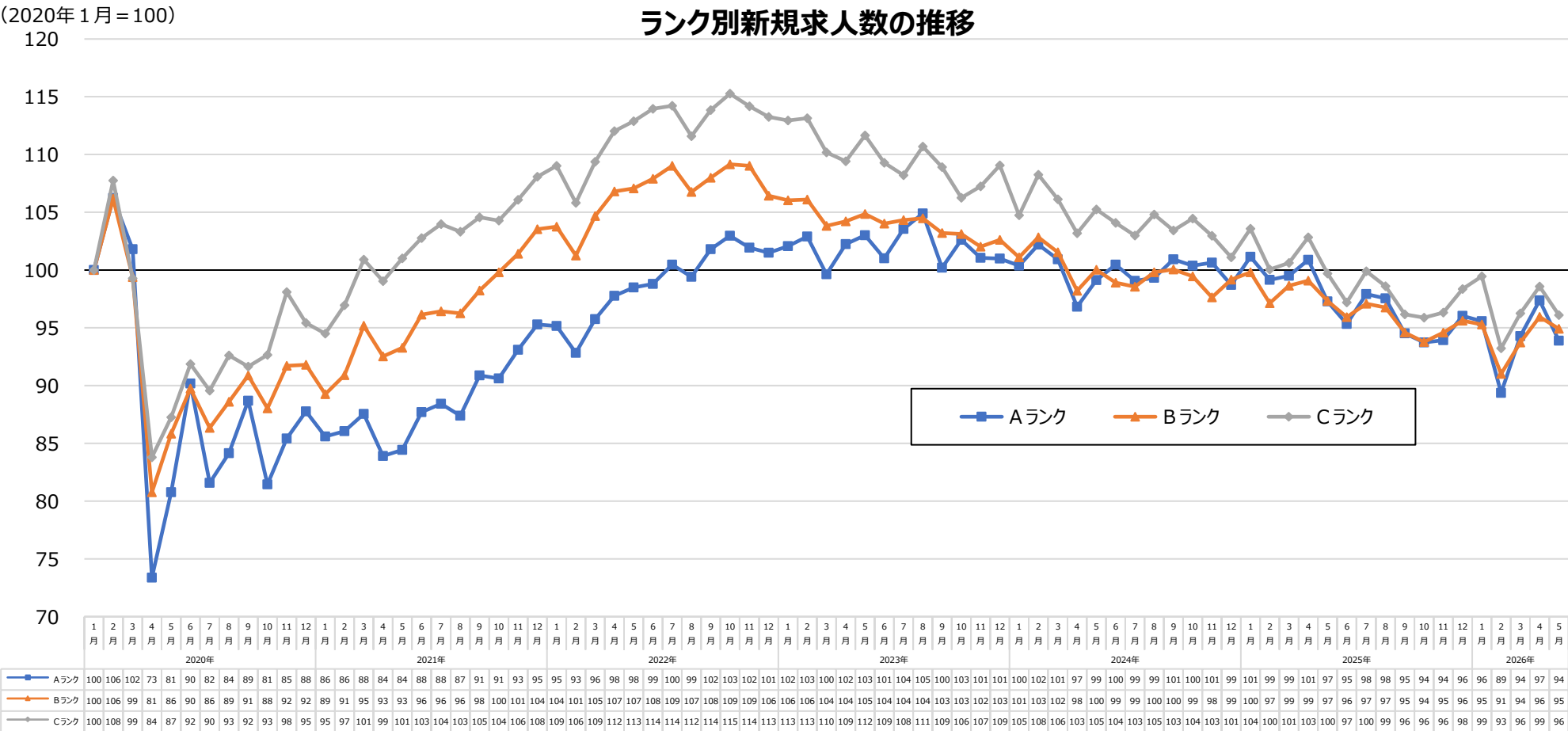
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

本書338

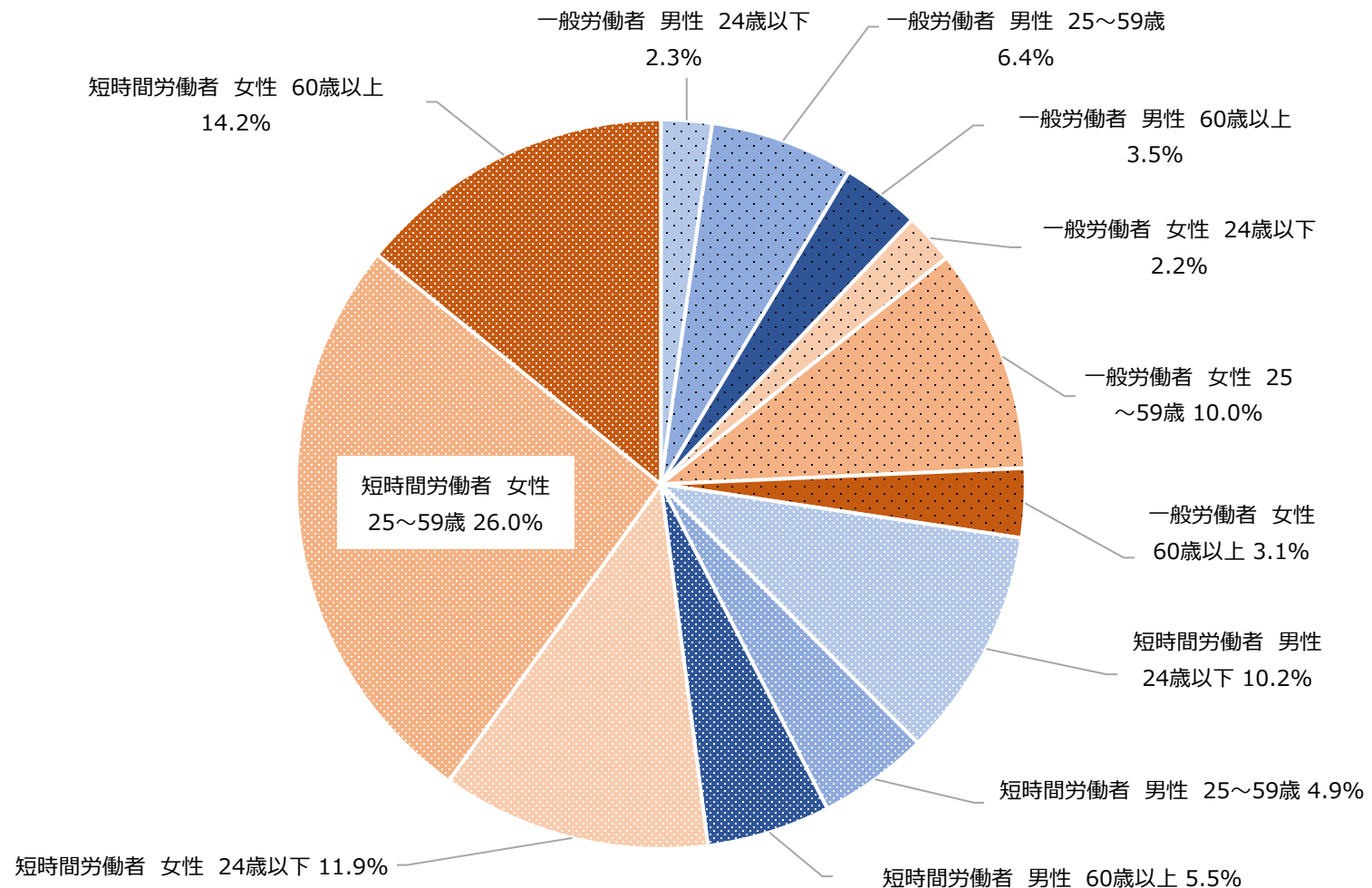
ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を算して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

最賃近傍雇用者構成比（2025年）

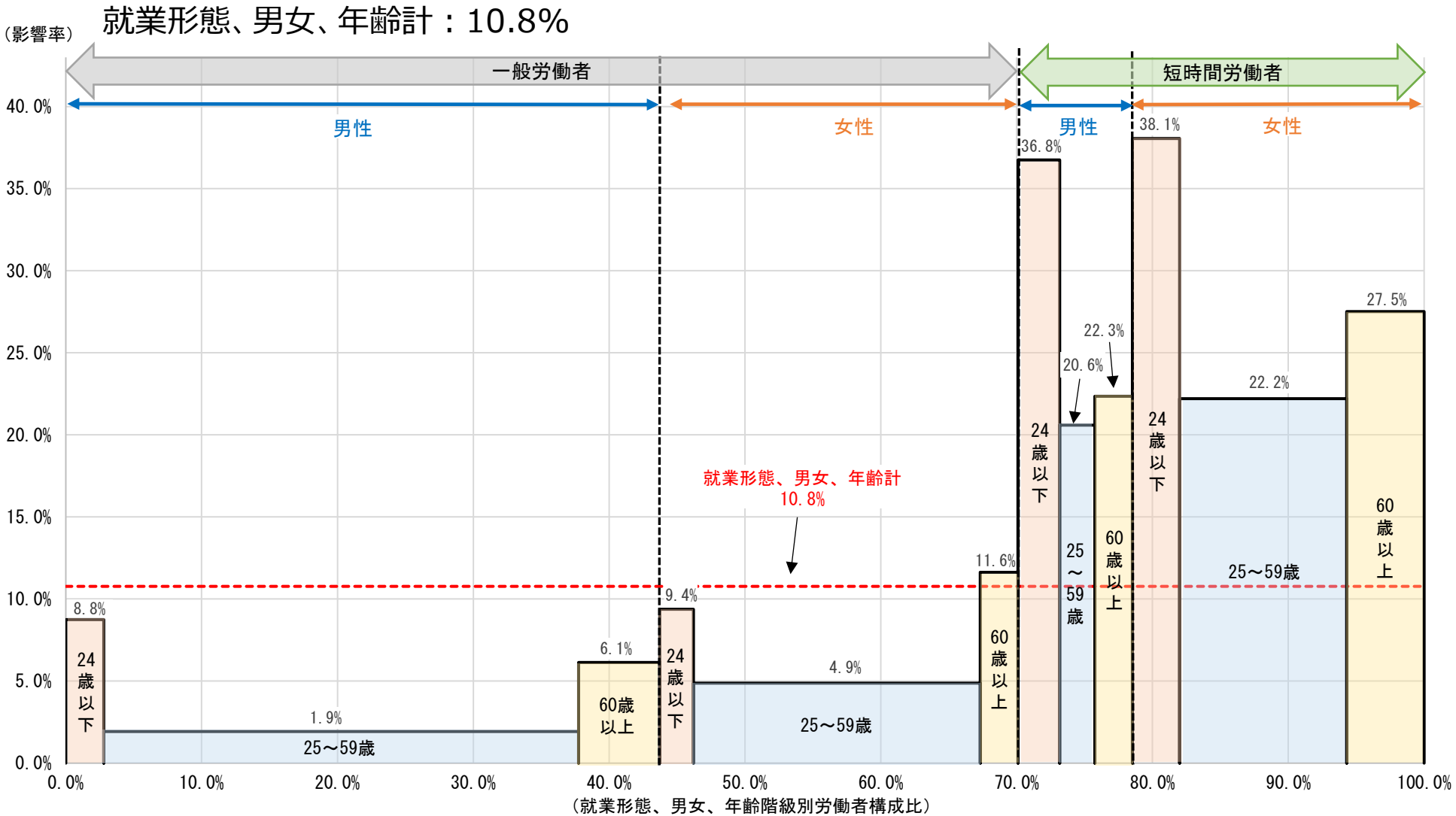


（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢構成の構成比。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）



（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

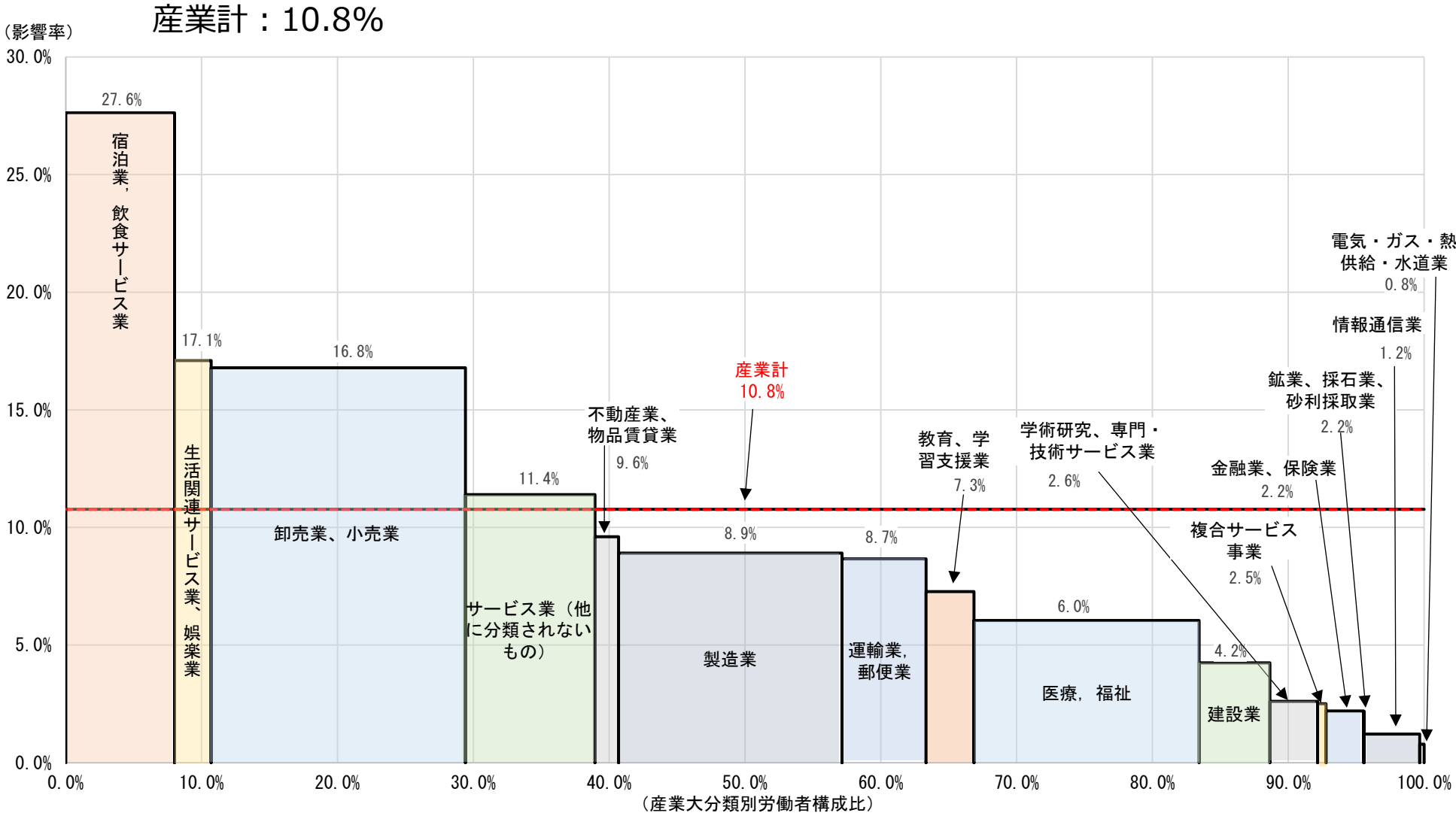
（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所、所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。

4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

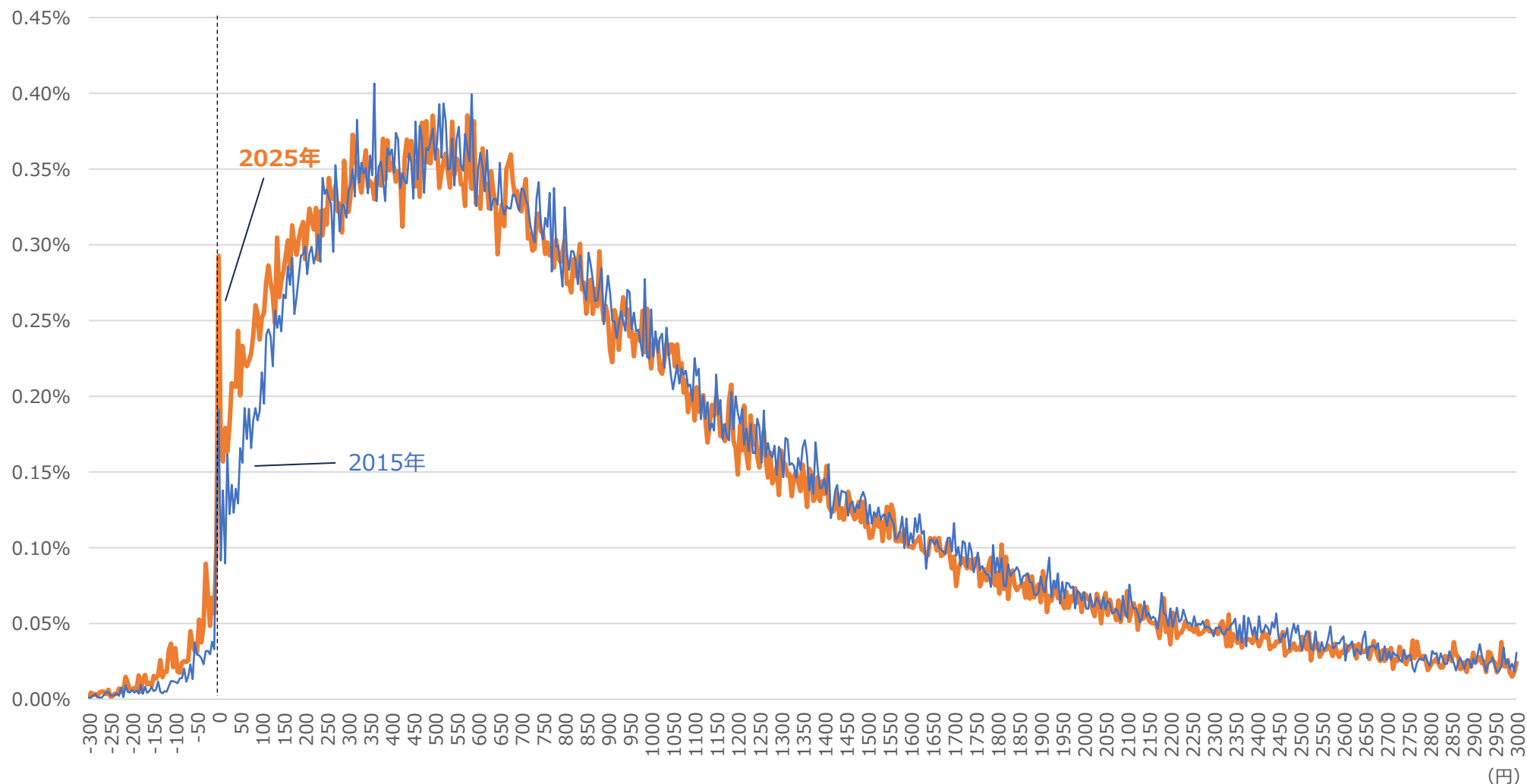
産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

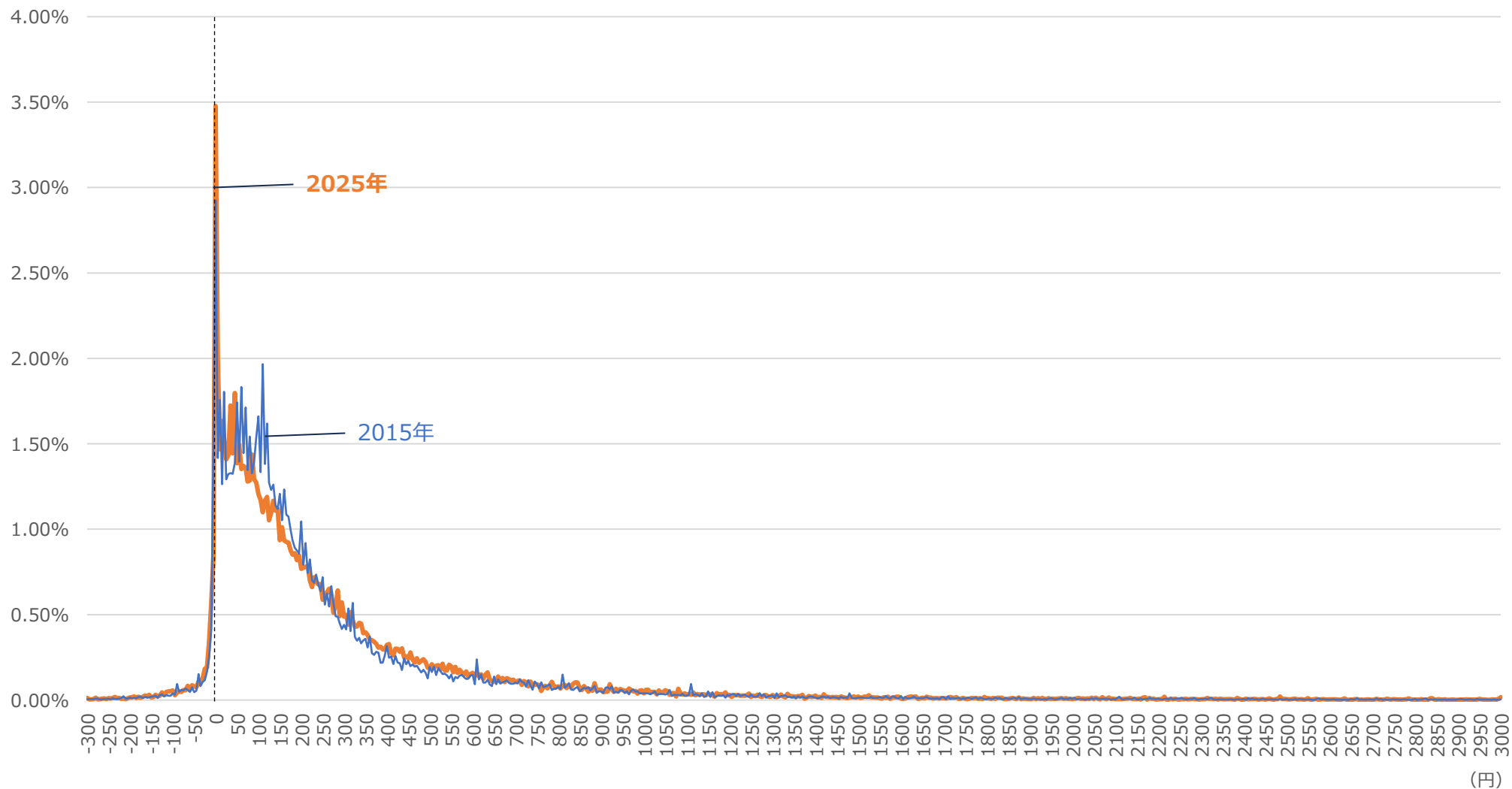
時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）

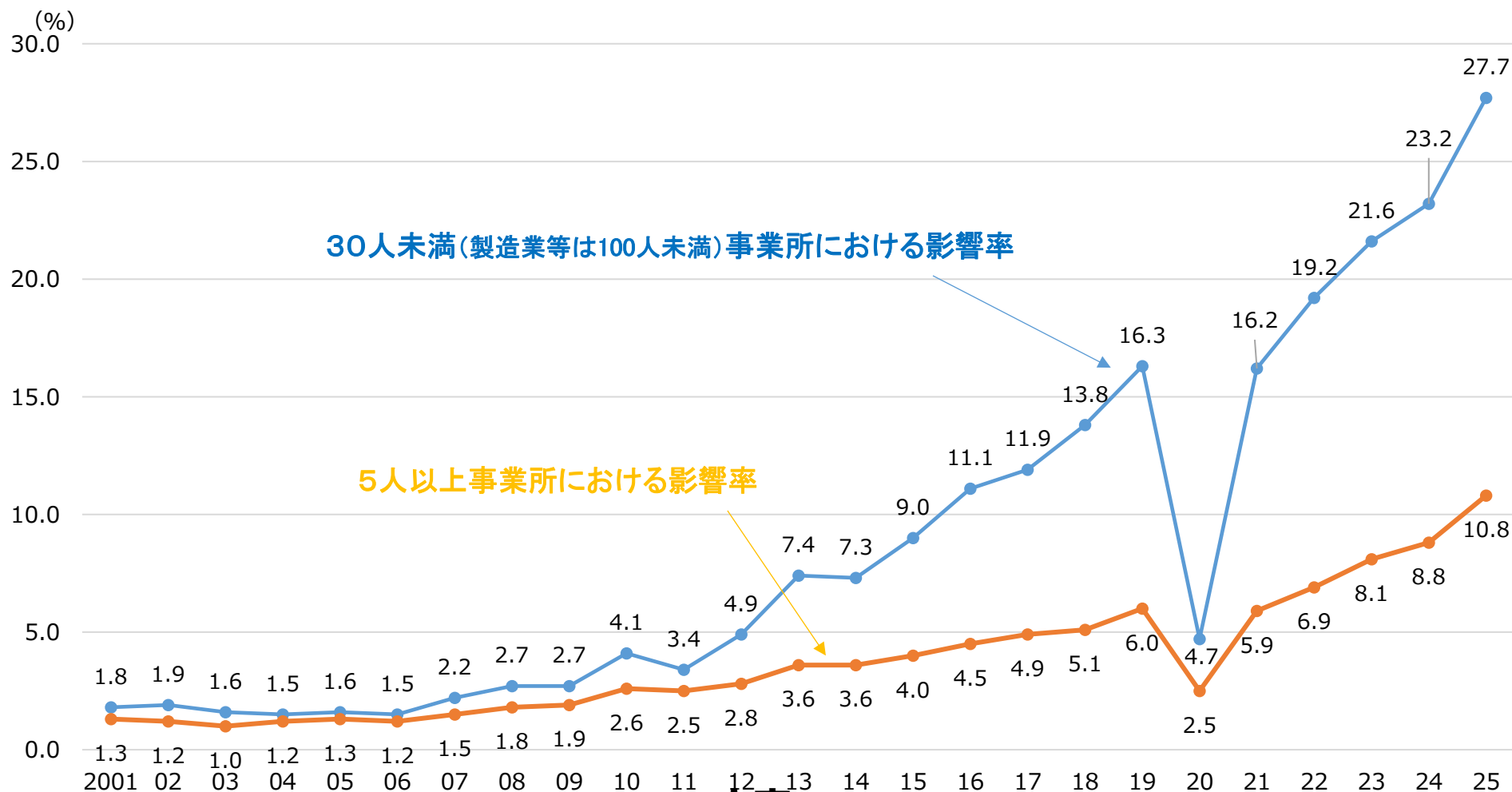


（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

最低賃金の影響率の推移

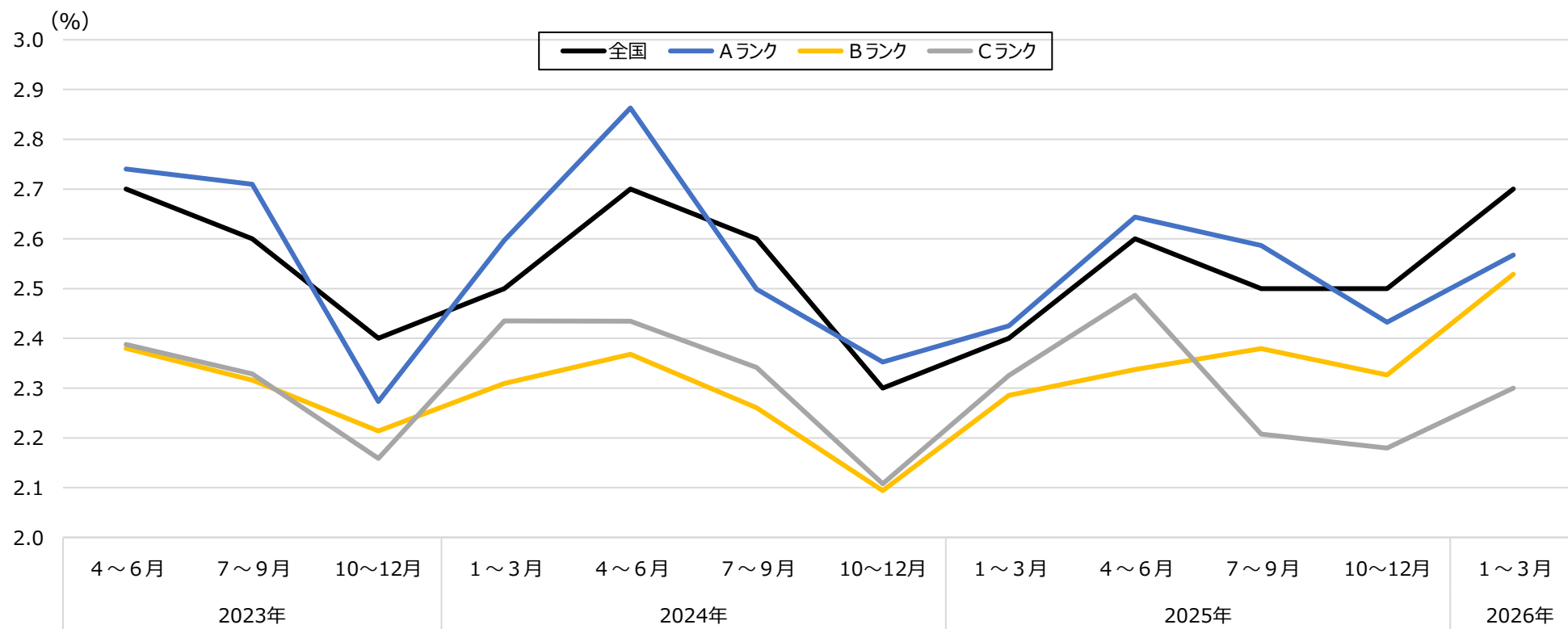
- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(注) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」(注) 調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

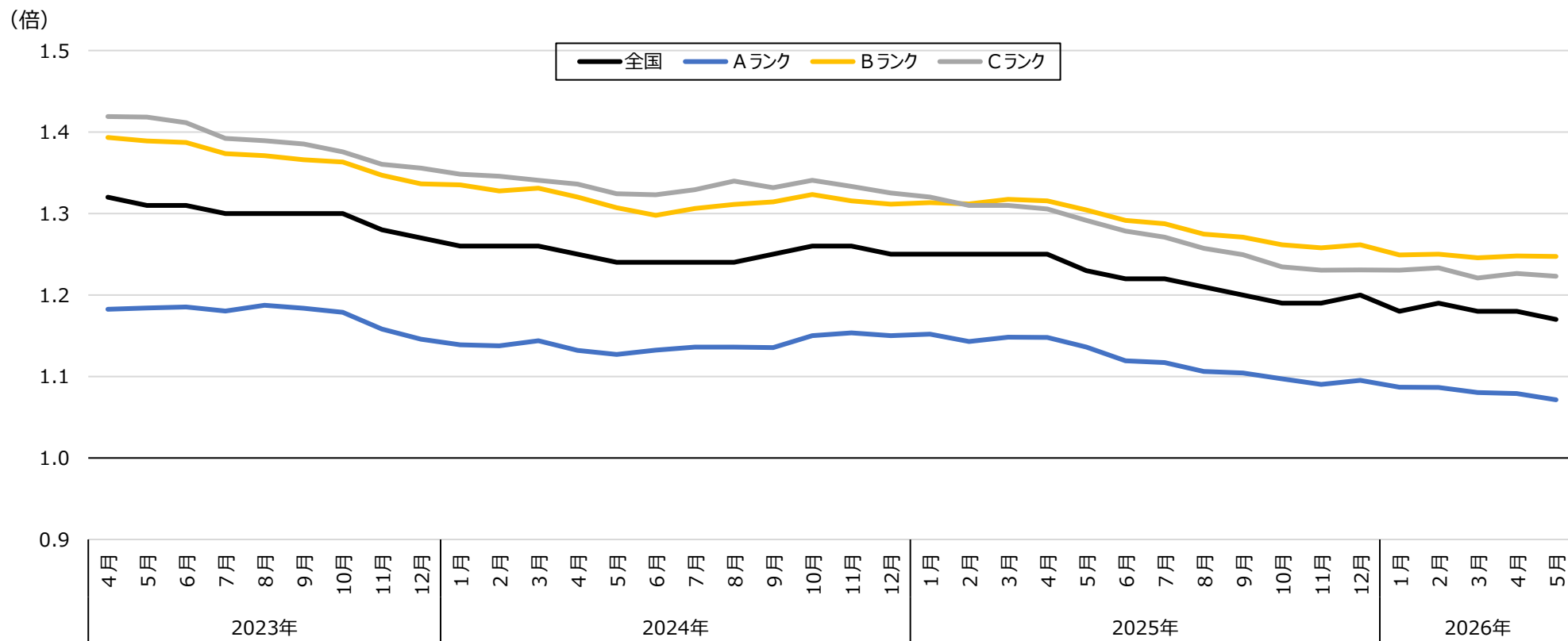
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

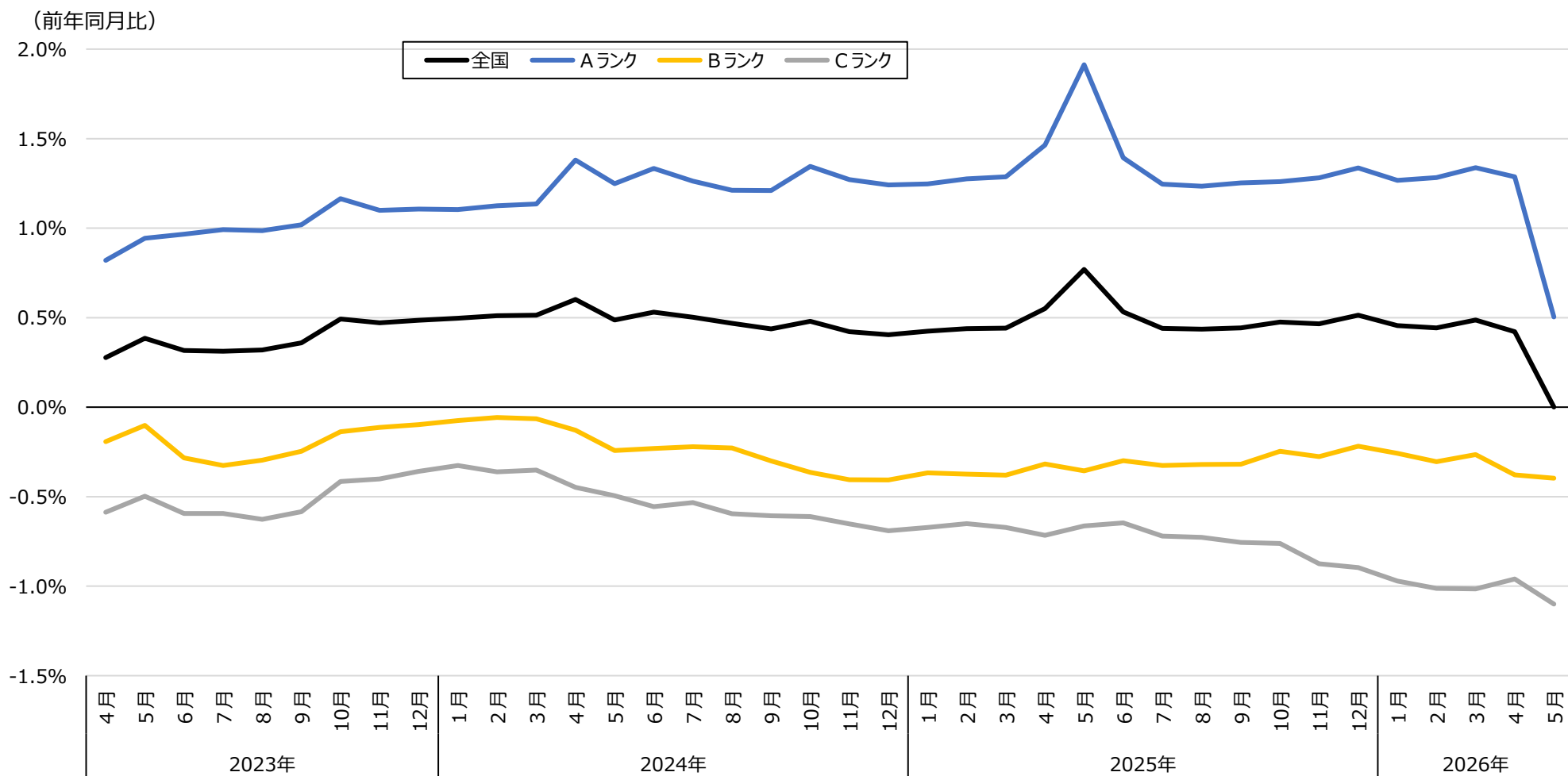
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

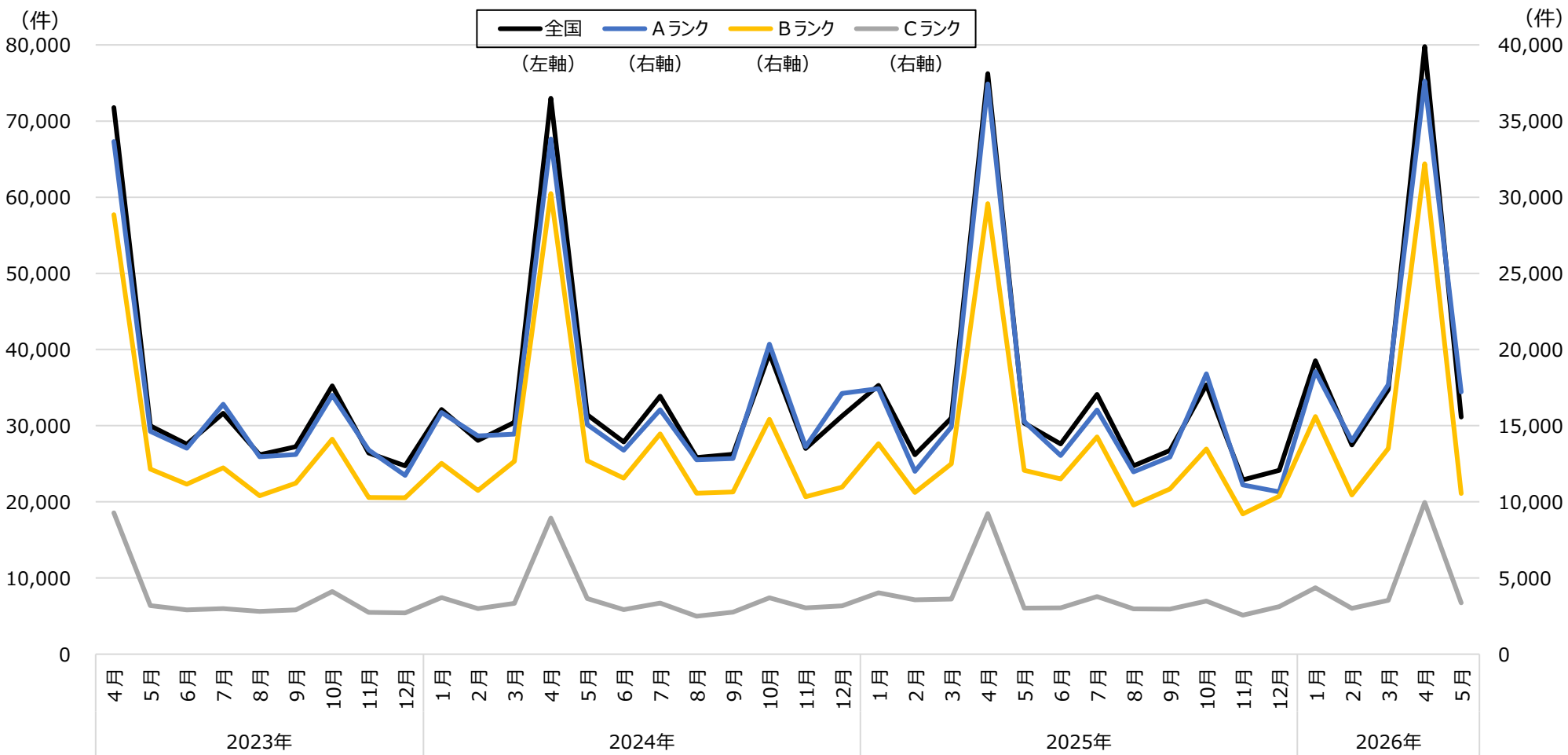
・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局等調査状況 月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

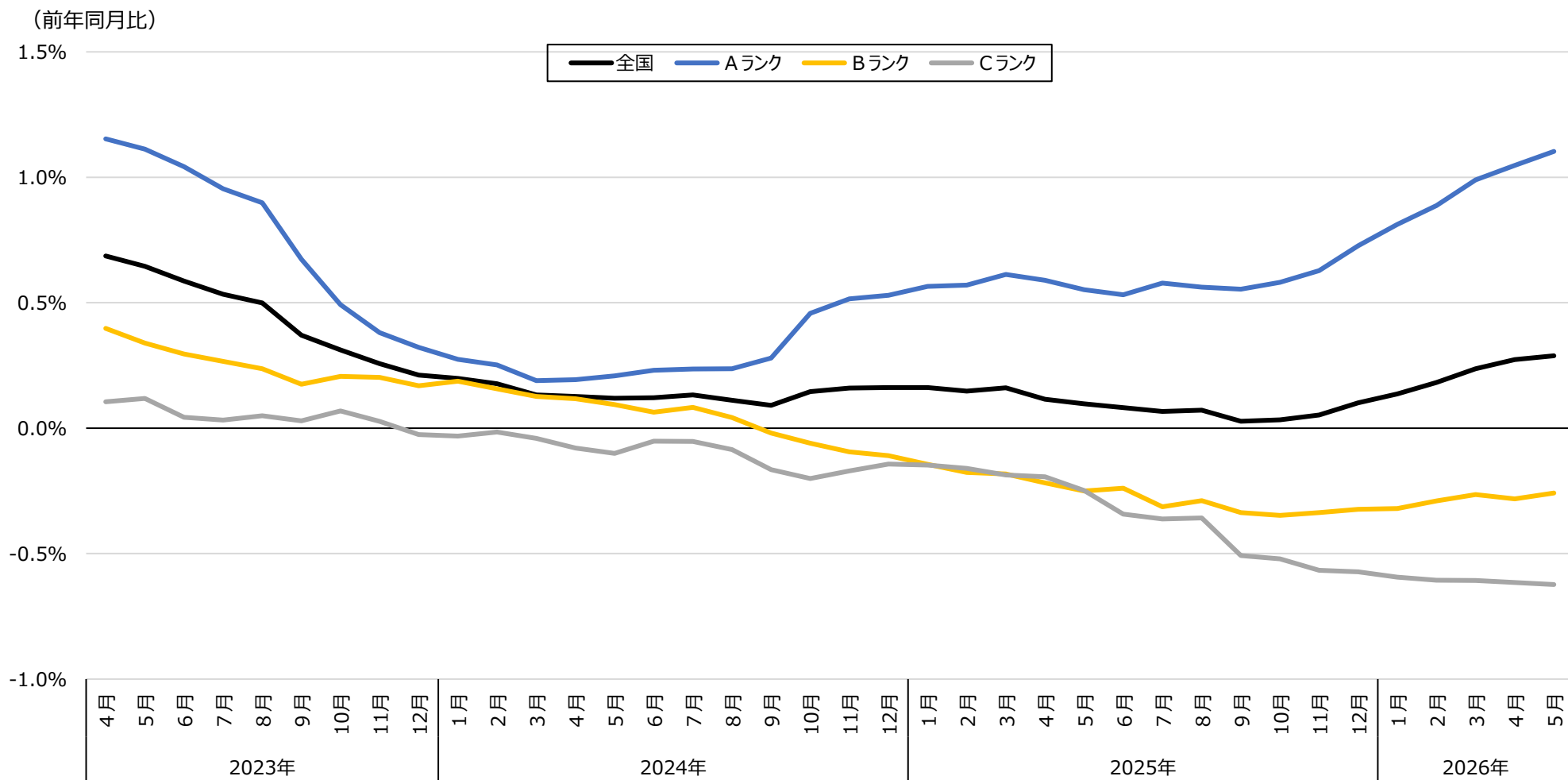
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。

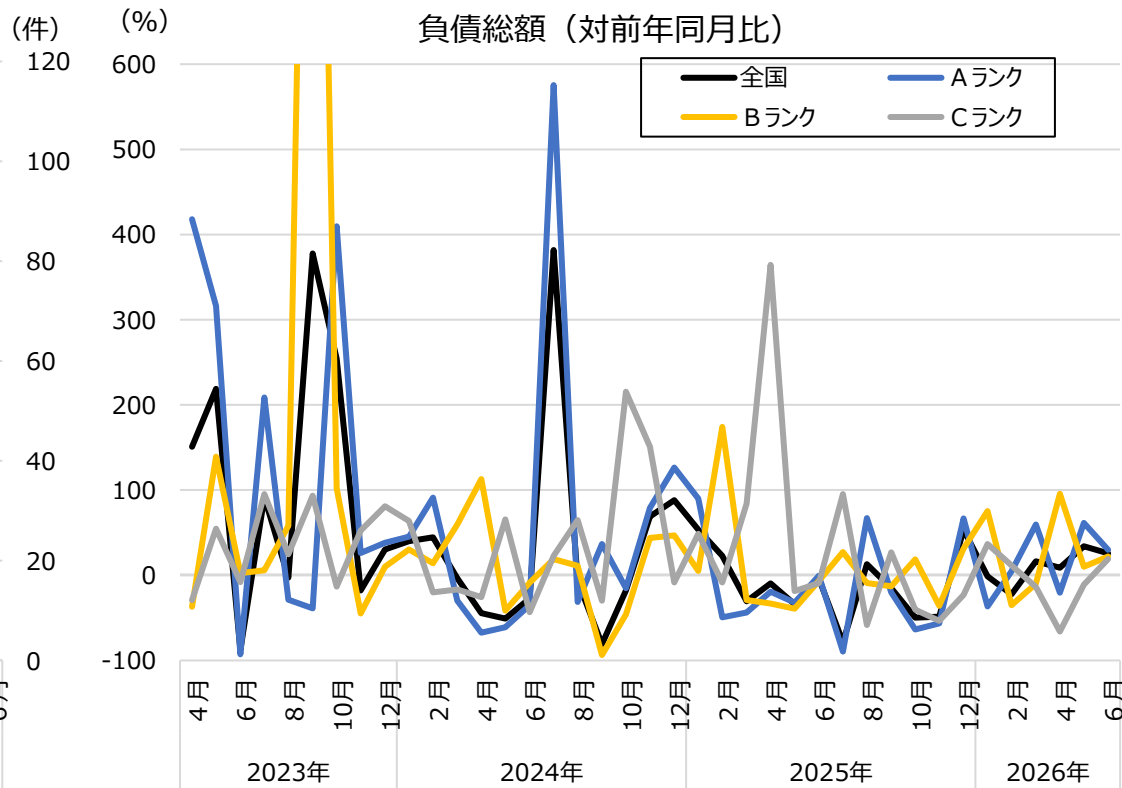
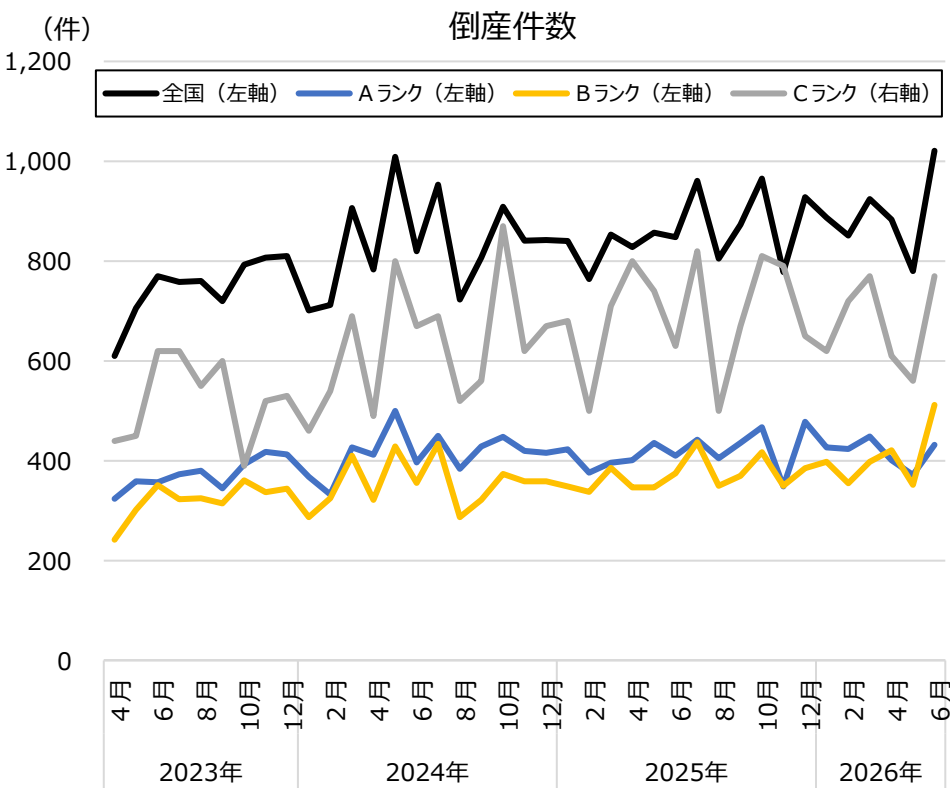


出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況

本書350

倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

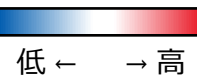
出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

完全失業率

(単位：%)

	2023年				2024年				2025年				2026年	2025年度
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	最賃引上げ額
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.7	66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.5	3.1	2.8	2.7	65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.5	3.2	76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.9	2.5	2.6	79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3	65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.8	3.1	80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2	77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.7	2.6	2.7	2.8	78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5	69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	2.1	2.5	2.3	2.2	2.4	64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8	63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.3	64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.2	2.5	63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7	63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.2	2.1	2.3	2.7	65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2	64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.5	70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.4	1.7	2.0	69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8	64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.4	63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1	64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5	63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.5	2.2	2.3	63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	2.3	2.5	64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.3	63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.8	64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	2.7	63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5	64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.4	2.1	2.3	65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.8	2.3	2.1	2.6	65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.3	71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0	65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6	65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	1.8	64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0	66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	1.8	2.2	77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7	71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8	65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.2	74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.4	2.0	2.0	2.2	78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.4	82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5	81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0	71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.2	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1	71



有効求人倍率（季節調整値）

（単位：倍）

	2023年												2024年												2025年												2026年												2025年度 最前引上げ額				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月												
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.18	1.17	66										
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.92	0.93	0.92	0.91	0.91	65												
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.08	1.08	1.08	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	76													
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10	1.10	1.11	79											
宮城県	1.41	1.44	1.39	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.12	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11	1.09	65												
秋田県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17	1.14	80												
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.47	1.45	1.43	1.39	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.27	1.26	1.29	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	77												
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.29	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.23	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22	1.22	78												
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.37	1.34	1.33	1.31	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.13	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	69											
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.13	1.12	64												
群馬県	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.34	1.32	1.31	1.32	1.30	1.29	1.27	1.27	1.24	1.23	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.23	1.20	1.23	78												
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96	0.98	0.96	0.95	63											
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.96	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.98	0.97	0.97	0.98	0.98	0.99	0.99	0.97	64											
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.75	1.76	1.72	1.75	1.81	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70	1.71	1.72	1.73	1.74	1.73	1.73	1.74	1.74	1.70	63											
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	63												
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.49	1.48	1.48	1.46	1.46	1.45	1.48	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.37	1.37	1.38	1.39	65													
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47	1.46	1.48	1.46	64												
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.59	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.51	1.49	1.43	1.42	1.39	70											
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.78	1.77	1.76	1.76	1.77	1.79	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70	1.70	1.70	1.66	1.66	1.67	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	1.60	69											
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37	1.37	64											
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.25	1.23	1.24	1.25	1.25	63												
岐阜県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.58	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.45	1.44	1.44	1.42	1.42	1.42	1.41	1.41	1.39	1.39	1.46	64											
静岡県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.11	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.06	1.08	1.06	1.09	63											
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.36	1.35	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.23	63											
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.16	1.15	1.18	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17	1.20	64											
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02	1.06	63											
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.23	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18	1.20	1.21	1.24	1.27	1.26	1.27	1.25	1.25	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.26	1.25	1.24	1.24	1.25	1.21	1.22	1.21	1.22	1												

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.0%	66							
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	65							
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.1%	-1.4%	76							
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	-1.7%	79							
宮城県	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	65								
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	-2.5%	80								
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	77								
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	78								
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.3%	0.6%	69							
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	0.7%	0.2%	64							
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.2%	78								
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	0.7%	0.5%	63							
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	64							
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	0.3%	63							
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%	0.1%	63							
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.8%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	65							
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-1.4%	-0.7%	64							
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.4%	0.4%	-0.2%	-0.2%	70									
福井県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	69							
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	64							
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	63							
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	64							
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	63							
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	63							
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	0.2%	64							
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-1.0%	-1.2%	63							
京都府	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	1.8%	0.8%	64							
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	0.8%	63							
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	-0.2%	64						
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65							
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	65							
鳥取県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-0.5%	-0.4%	73							
島根県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-0.9%	71							
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-1.5%	-0.8%	65							
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	65							
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.6%	-1.9%	64						
徳島県	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.4%	-1.2%	66							
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	-0.5%	66								
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.9%	-1.6%	77							
高知県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	-1.6%	71							
福岡県	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0													

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年					2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	2.6%	66
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	-7.5%	2.9%	-23.9%	65
青森県	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-1.4%	-24.7%	0.6%	-3.0%	0.8%	-13.6%	-3.0%	-19.0%	26.9%	76
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%	53.2%	79
宮城県	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-16.8%	37.3%	-22.8%	-11.6%	-27.6%	5.0%	-10.5%	-45.5%	-3.0%	-3.4%	65
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	-32.5%	80
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	24.4%	77
福島県	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	-32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	-10.4%	78
茨城県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	36.9%	69
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	1.1%	10.8%	-43.5%	64
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	-13.0%	78
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	4.3%	63
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	-21.8%	64
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-5.1%	7.3%	63
神奈川県	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	4.6%	63
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%	112.6%	8.9%	-26.3%	12.2%	2.6%	29.6%	28.6%	33.2%	28.4%	-11.4%	-30.6%	65
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-4.4%	-6.1%	-25.1%	64
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-11.1%	21.3%	-3.1%	-3.5%	23.7%	5.3%	70
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.8%	-1.5%	-17.5%	69
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	29.5%	64
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-19.2%	20.2%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	-14.5%	63
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	41.4%	-21.3%	9.6%	9.1%	-11.7%	64
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	-19.0%	63
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	-14.5%	63
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	-30.4%	64
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	-10.5%	63
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	-22.7%	64
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	71.3%	63
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	-16.1%	64
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	-20.8%	65
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	-2.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	-5.8%	65
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	-34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	-30.6%	73
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	-24.0%	71
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	11.9%	65
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	20.1%	10.2%	-29.1%	65
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	63.6%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	0.4%	64
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.8%	-44.6%	-47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	61.5%	37.0%	-17.0%	66
香川県	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1												

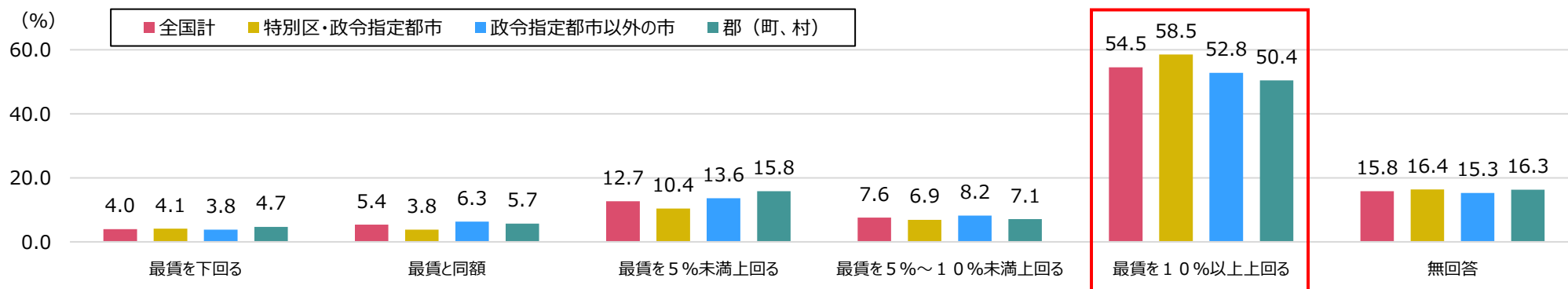
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 最増引上付額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	66							
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	65							
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	76							
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	79							
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	65								
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	-2.2%	80							
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-1.9%	-2.2%	-2.3%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	77							
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	78							
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	69								
栃木県	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	64							
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	78								
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	1.6%	63							
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	1.8%	64							
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	63							
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	63							
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	-1.4%	65							
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	64							
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	70							
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	69							
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	1.0%	64								
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	63							
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	64							
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	63								
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	63							
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	64								
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	63								
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	64								
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.8%	63							
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	64							
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	65								
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65							
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.8%	73							
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	71								
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	65							
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	65							
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	64							
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.9%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	66							
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	66							
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	77								
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	71							
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%										

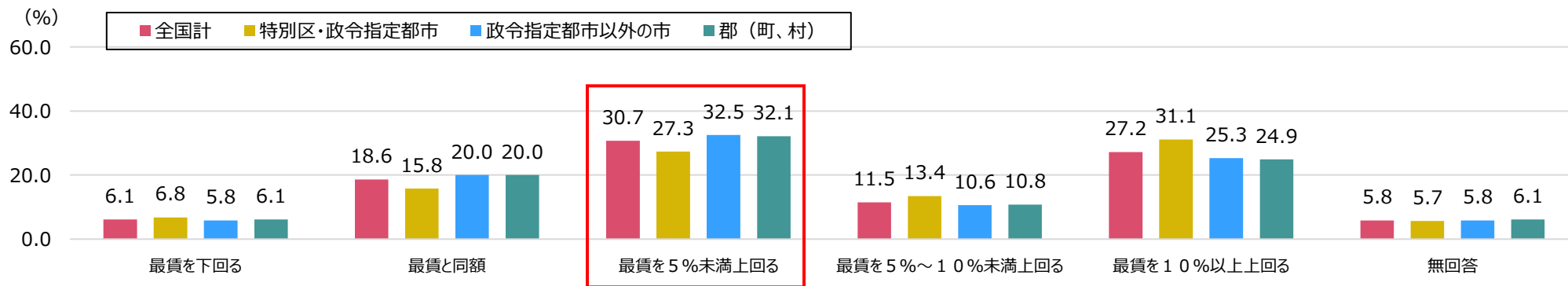
正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも「特別区・政令指定都市」の方が、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、「特別区・政令指定都市」を除き、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多い。「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では、「特別区・政令指定都市」よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金



（※）本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。

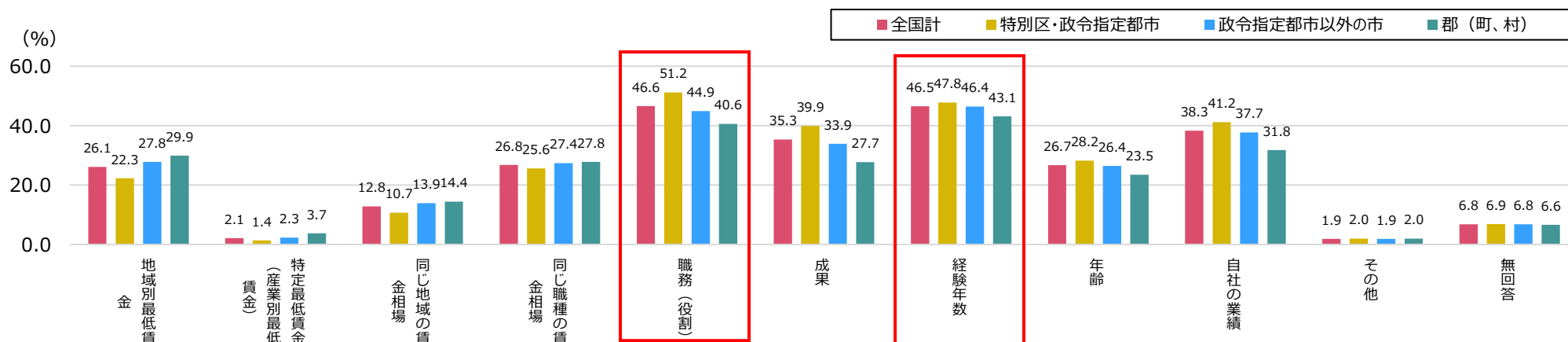
なお、地域区分別の集計対象企業数（総数）は、「特別区・政令指定都市」2,094社、「政令指定都市以外の市」5,457社、「郡（町、村）」1,195社、無回答8社である。

（注）回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額（調査時点で有効な地域別最低賃金額）と比較したもの。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。

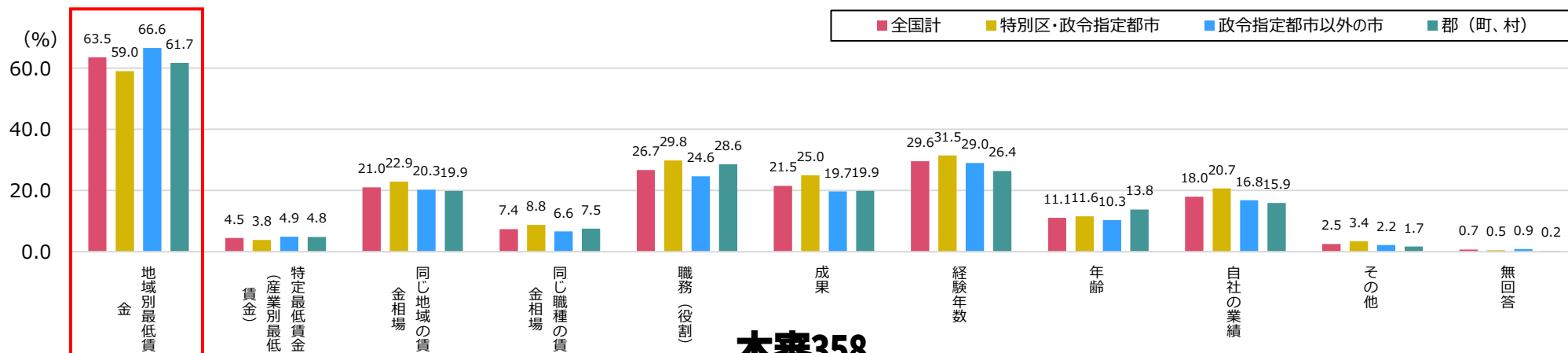
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務（役割）」や「経験年数」を挙げる中小企業が多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）



パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）

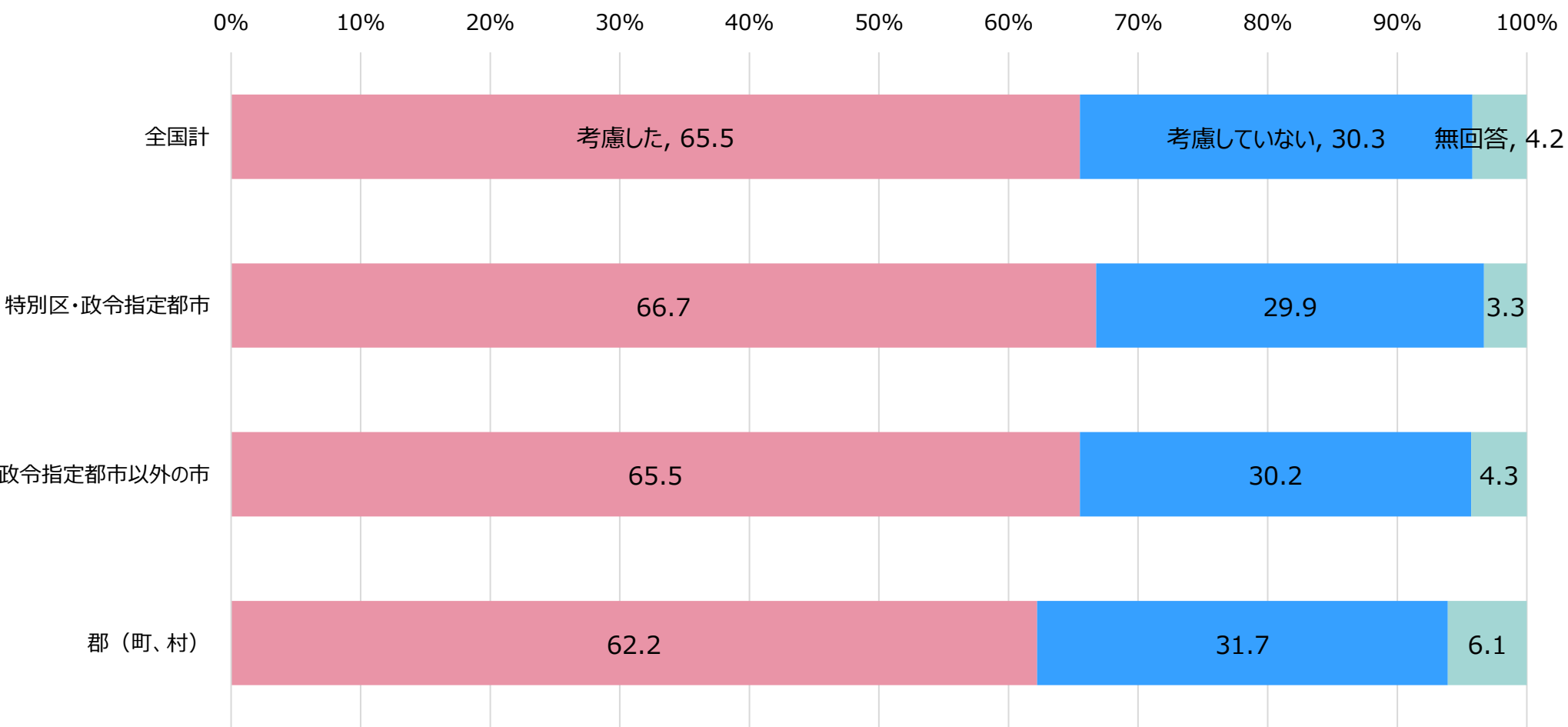


本書358

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。
本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は65%程度である。



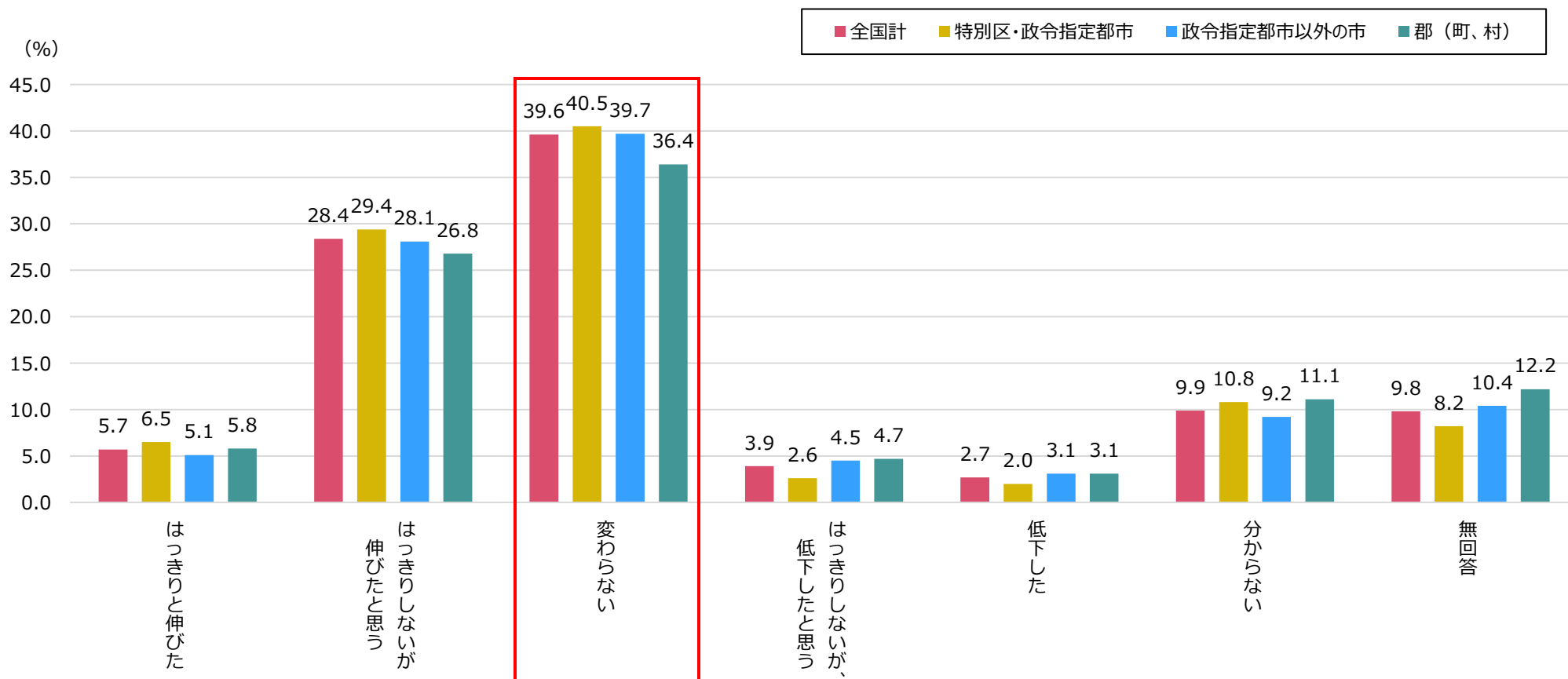
本書359

(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、直近1年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,757社）について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2025年)

過去1年間に最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



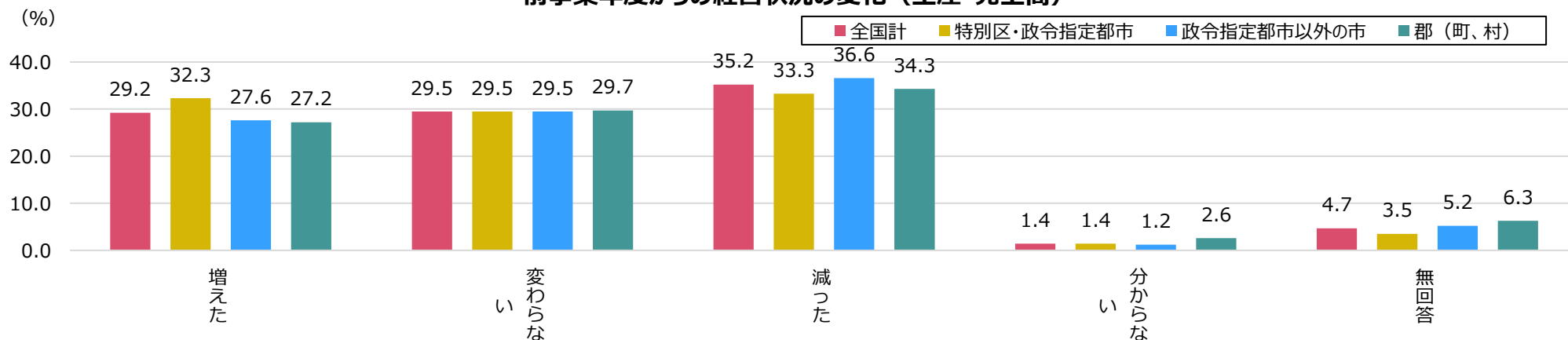
本書360

(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業（2025年調査：3,589社）について集計。
本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

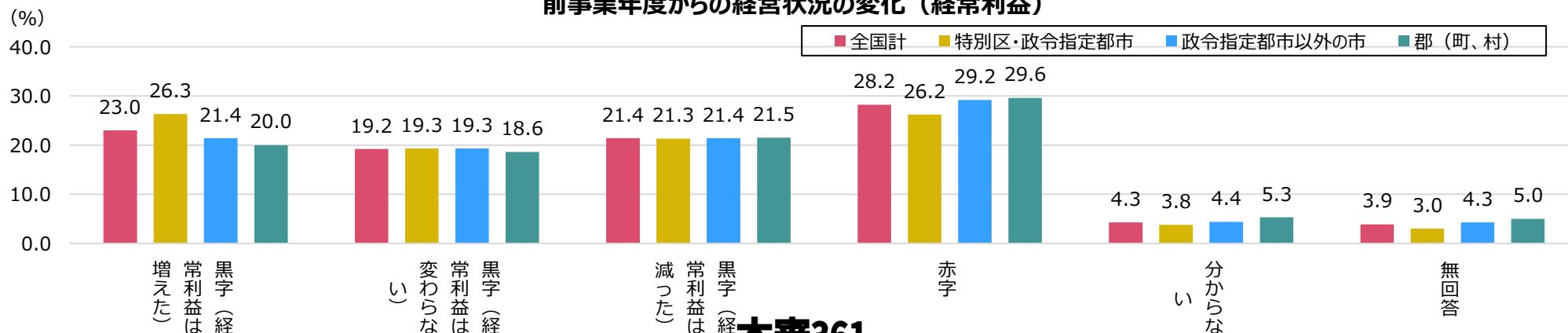
前事業年度からの経営状況の変化①（生産・売上高、経常利益）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は35%程度となっている。同様に、前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中で、「特別区・政令指定都市」では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多かったのに対し、「政令指定都市以外の市」では「黒字（経常利益は増えた）」と「黒字（経常利益は減った）」がほぼ同数、「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。また、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では「赤字」が「黒字（経常利益は増えた）」「黒字（経常利益は変わらない）」「黒字（経常利益は減った）」のそれぞれよりも多かった。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）



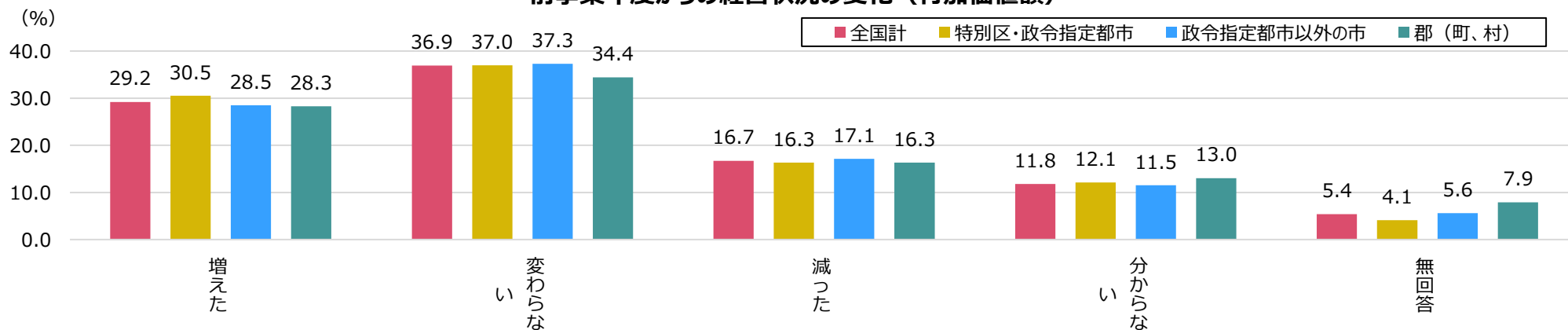
本書361

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

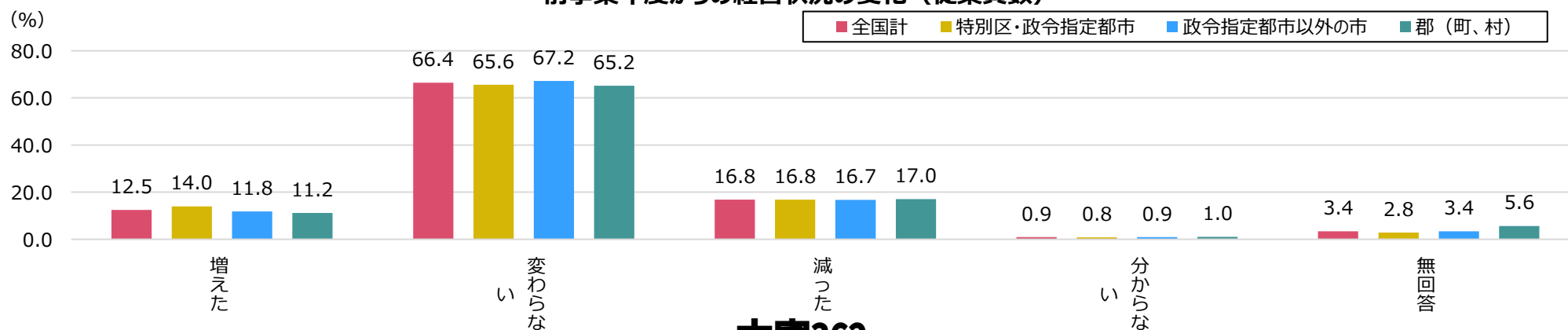
前事業年度からの経営状況の変化②（付加価値額、従業員数）

前事業年度からの付加価値額の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は29%程度、「変わらない」は37%程度、「減った」は17%程度となっている。同様に、前事業年度からの従業員数の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は12.5%、「変わらない」は66%程度、「減った」は17%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（付加価値額）



前事業年度からの経営状況の変化（従業員数）



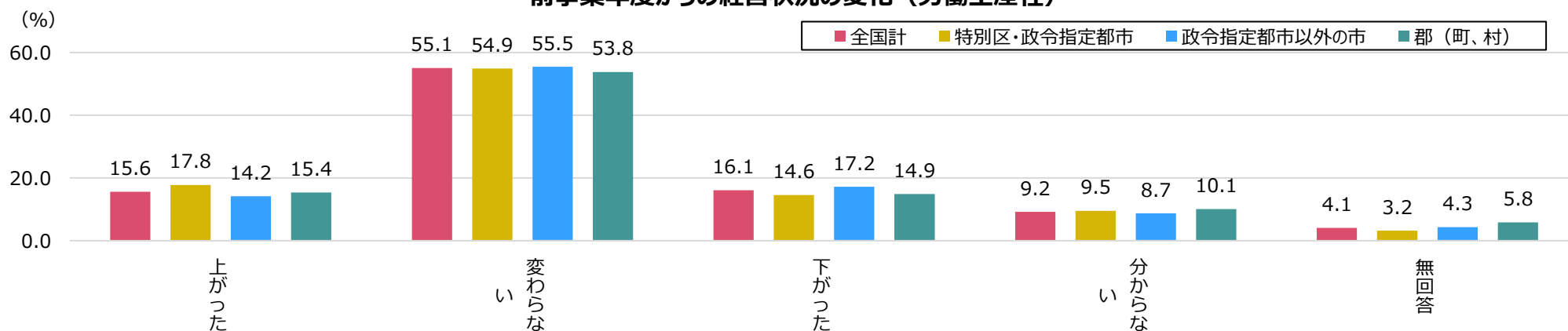
本書362

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

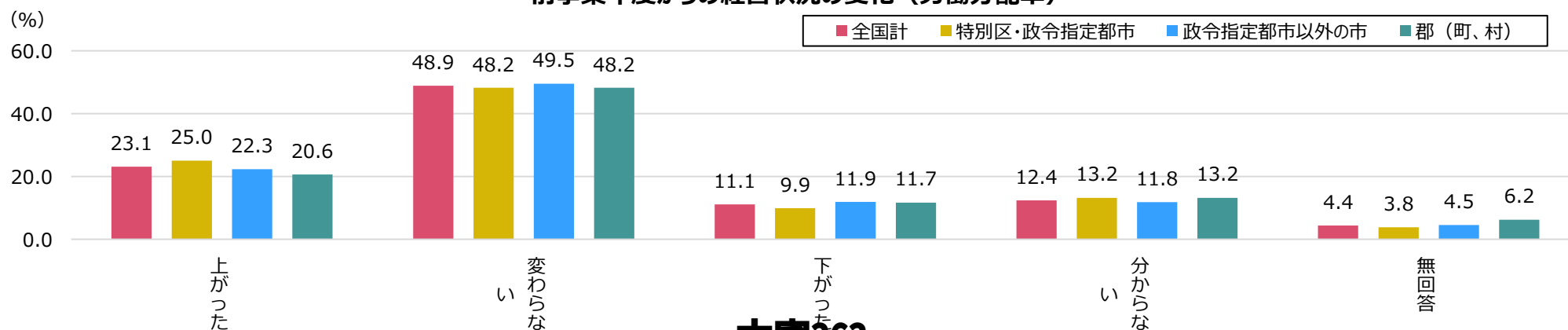
前事業年度からの経営状況の変化③（労働生産性、労働分配率）

前事業年度からの労働生産性の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が16%程度、「変わらない」は55%程度、「下がった」は16%程度となっている。同様に、前事業年度からの労働分配率の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が23%程度、「変わらない」は49%程度、「下がった」は11%程度となっている。労働生産性、労働分配率のいずれも、「特別区・政令指定都市」は「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」と比べ、「上がった」の割合がやや高くなっている。

前事業年度からの経営状況の変化（労働生産性）



前事業年度からの経営状況の変化（労働分配率）



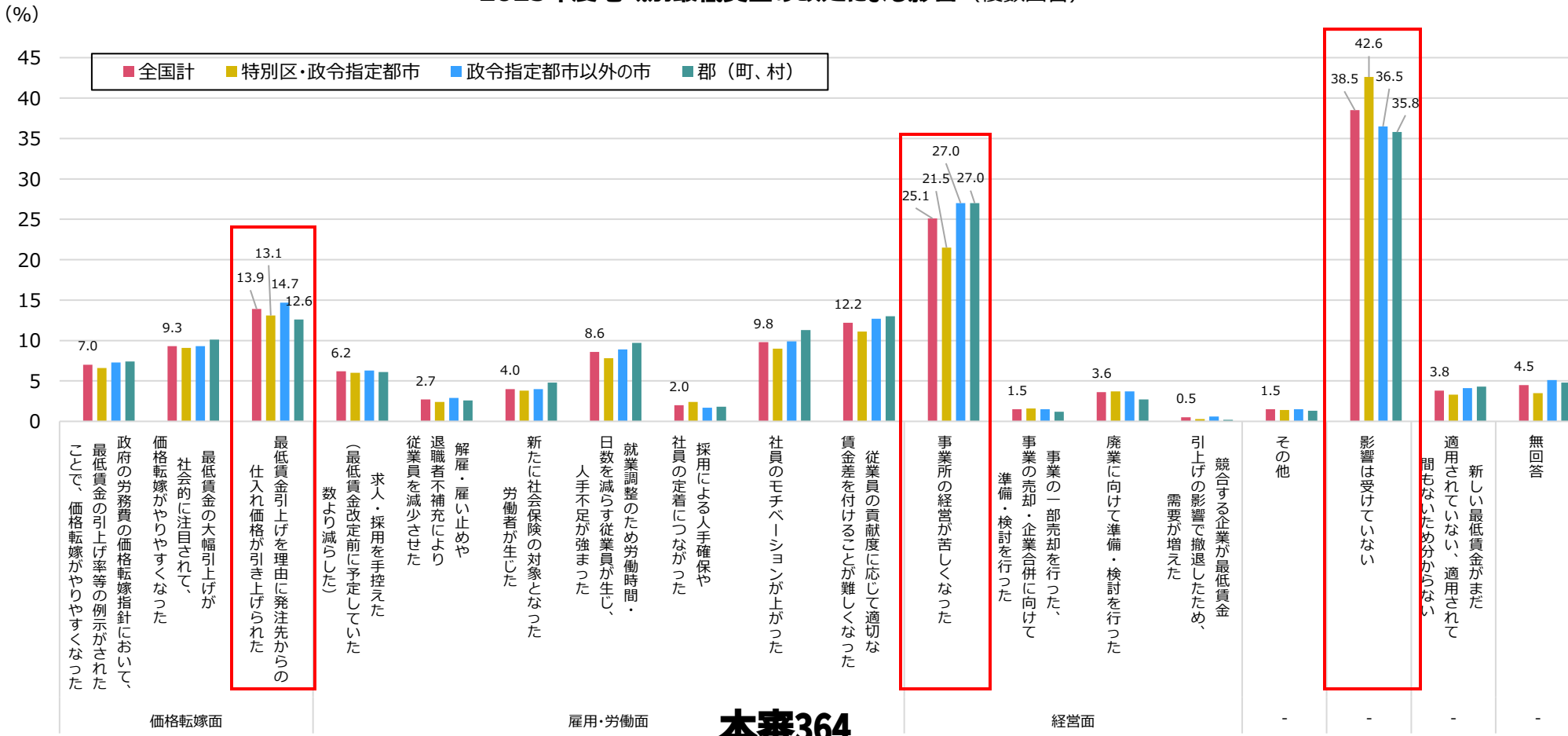
本書363

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。「労働生産性」とは従業員1人1時間当たり、どの程度の付加価値額を生み出したか、「労働分配率」とは付加価値額に占める人件費の割合として質問。54

2025年度地域別最低賃金の改定による影響

2025年度地域別最低賃金の改定による影響については、「影響は受けていない」との回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金引上げを理由に発注先からの仕入れ価格が引き上げられた」が多かった。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響（複数回答）



本書364

(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 8 年 7 月 28 日

1 はじめに

令和 8 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

今年の春季生活闘争では、数多くの労使の真摯な議論の積み重ねによって、全体では 3 年連続で 5 % を上回る賃上げ、有期・短時間・契約等労働者では 6 % 台の賃上げが実現した。様々な企業物価が価格転嫁の形で消費者物価に跳ね返ることを考えると、中東情勢などの影響は企業だけでなく消費者である働く人にこそ強い影響を及ぼすものである。労働者側委員は、全ての働く人の生活を守り、景気を底支えしていく観点からも、賃上げと最低賃金の大幅引上げを通じ、賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せていくことが、今我が国が取るべきベストなシナリオであると主張した。

最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準である必要がある。最低賃金近傍で働く人へのアンケート調査では、「今後も最低賃金が引き上がるべき」と思う人は 7 割を超え、その最大の理由は、「現在の最低賃金額は生計費を維持するために十分な水準でないから」と答えている。現在は、絶対額として最低生計費を賄うものになっておらず、生活できる賃金水準を早急に確保することが重要であり、中期的には、「一般労働者の賃金中央値の 6 割水準」を重視しながら、継続的な引上げを行う必要があると述べた。

また、地域間の額差は、時間的・距離的に近接した都道府県間では労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘した。

昨年度は、C ランクに A・B ランクを上回る目安を示したが、C ランク県で目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域の自主性が発揮された結果である一方、地方審議における目安そのものの意義が問われかねない事態と指摘した。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、中央最低賃金審議会としての地域間額差についてより強いメッセージを示すべきと主張した。

最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させる上で最低賃金の早期発効が重要。発効日は法律上も法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限られる。指定日発効とする場合は、そ

の必要性や影響について広く理解を得られるかなどの観点から公労使で十分に議論した上で決定すべきである。また、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等に明記し説明責任を果たすべきと主張した。さらに、就業調整の問題等、最低賃金制度とは関係のない他制度の課題を発効日を遅らせて解消しようとすることは誤りであり、給付付き税額控除を含めた抜本的な制度改善で対応することが本筋だと主張した。

人手不足の傾向は依然強まっており、各地域の求人募集賃金下限額は最低賃金を上回っている。労働市場や市場賃金の動向も加味して最低賃金の大幅な引上げを図るべきであると述べた。また、最低賃金の引上げと雇用維持は相反せず、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小・零細事業所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

労働分配率の動向と最低賃金引上げとの相関は観察できないことから、「通常の事業の賃金支払能力」との関連性は限定的である。また、利益剰余金が過去最高水準を更新したこと、保有現金・預金が大幅な増加となっており、資金繰りにも余裕が認められることから、データからは最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の賃金支払能力」は問題ないと述べた。なお、「通常の事業の賃金支払能力」とは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない点を改めて述べた。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、物価の上昇幅は昨年より緩やかであるが引き続き上昇局面にあること、大幅な賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解すると述べた。

しかし、業績に関わりなく、法的強制力をもって適用される地域別最低賃金の引上げと、各企業の経営判断や労使交渉による賃金の引上げは意味合いが全く異なり、最低賃金は全企業に例外なく罰則付きで適用される以上、個々の中小企業・小規模事業者を含めた企業の賃金支払能力を十分に踏まえた慎重な判断が不可欠と主張した。

具体的な目安額を審議するに当たっては、最低賃金近傍で働く方々の可処分所得に対する物価上昇の影響は考慮すべきだが、物価上昇の影響は企業側のコスト増としても現れており、家計面のみならず、企業経営への影響と併せて検討する必要がある。具体的には、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要がある。特に、中東情勢により、供

給面の停滞・目詰まりに加え、国内企業物価指数や輸入物価指数の急激な上昇にも表れているとおり、燃料・石油化学製品をはじめとするコストの増加に苦慮する企業が多いことに留意が必要である。加えて、企業の1人当たりの労働生産性が向上しているとの指摘もあるが、主に賃金の上昇を受けた付加価値の増加が要因であることが推察され、規模の小さい中小企業では経常収益は減少していることから、支払能力が高まっているとは言えないと述べた。

また、春季賃上げ妥結状況を見ると企業規模が小さいほど賃上げ率は低い傾向にあることから、賃上げへの対応は規模が小さく労働分配率が高い中小企業ほど負担感が大きいこと、企業業績の改善を伴わない、いわゆる「防衛的賃上げ」による賃上げを行う企業があることを十分考慮する必要があると指摘した。

その他、Cランクを中心とした、目安額を上回る近年の大幅な引上げにより、社会・生活インフラを担う中小企業・小規模事業者の事業継続が困難となり、地域経済に深刻な影響を与えていることにも留意が必要であると述べた。

以上を考慮すると、法定3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」に着目しながら、3要素を総合的に表す賃金改定状況調査の結果、特に第4表の賃金上昇率に着目するとの基本的な考え方は今年度も堅持すると述べた。

その上で、中東情勢の影響や価格転嫁の状況等を含め、事業の持続的発展と雇用維持の観点から、公労使三者構成の枠組みにおいて3要素に関するデータをバランス良く丁寧に確認しながら十分議論を尽くし、全国の企業経営者にとって納得感のある目安を示すことが目安に関する小委員会の社会的な役割であると述べた。

昨年度の各地方審議の結果と課題を踏まえた目安制度の在り方に関する全員協議会の取りまとめにおいて、最低賃金額や発効日について、地方最低賃金審議会における審議等の在り方が示されていることも踏まえ、今年度の目安審議では、データに基づく審議・決定を徹底するとともに、各地方最低賃金審議会など最低賃金の決定に関わる全ての人に対し合理的で納得性の高い目安を示すべく審議を尽くすことが重要であると主張した。加えて、発効日について、近年の最低賃金の引上げ幅が大きくなっていることから、事業者の準備期間を十分に確保する観点で発効日を年初にするべきという意見が多く寄せられている中、昨年度、各地方審議の結果として複数の地域で指定日発効とされたことは、企業にとって、賃金原資の確保や給与規程の見直し、就業調整への対応等の観点から一定の意義があったと考えられる。発効日を引上げ額との間で過度に交渉材料とすることなく、労働者の生活や企業経営に与える影響、各地域における様々な地域の事情を考慮しながら、当該地域の公労使委員間で十分に議論することが重要であると述べた。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和8年6月23日）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」（令和5年全員協議会報告の1（2））との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継

等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

令和 8 年度
第 2 回
宮崎地方最低賃金審議会資料
(追加配付)

宮 崎 労 働 局

**令和 8 年度第 2 回
宮崎地方最低賃金審議会資料目次（追加配付）**

資料 1	中央最低賃金審議会会長ビデオメッセージの要旨	1
-------------	-------------------------------	----------

中央最低賃金審議会会長ビデオメッセージ

項目	要旨	キーワード
生計費	労働者の生計費は、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に、昨年度の審議で、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み参照した、「頻繁に購入」する品目、「1か月に1回程度購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」などの指標を今年度も引き続き参照した。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断した。	・持家の帰属家賃を除く総合 ・頻繁に購入する品目 ・1か月に1回程度購入する品目 ・食料 ・基礎的支出項目
	消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目は引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化している。	・持家の帰属家賃を除く総合 ・食料 ・基礎的支出項目 ・1か月に1回程度購入する品目
賃金	連合、経団連、日商の調査結果では、昨年に引き続き高い水準になっている。	
	賃金改定状況調査では、第4表①②③における賃金上昇率はいずれも昨年の結果を上回った。	・賃金改定状況調査結果第4表
	春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と30人未満の小規模企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準に開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続していると判断した。	
賃金支払能力	業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行った。決め手となる資料はない。賃金改定状況調査の第4表が賃金支払能力を反映したものであることを意識するとともに、売上高経常利益率や従業員一人当たり付加価値額の動向等も確認した。	
	企業の利益が改善傾向にあること、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年以降で過去最大となっていることは考慮すべきである。一方で、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業が存在している。また、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点も留意した。	

目安基準 (3要素のデータを総合的に勘案)	①生計費は、昨年度に引き続き消費者物価が上昇局面にある中、食料などの生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が高いことに着目するが、その上昇率は昨年より鈍化している。 ②賃金は、昨年に引き続き高水準の賃上げで、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮した。 ③売上高経常利益率など賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることを考慮した。 ④賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや最低賃金法の目的にも留意した。 ①～④により、全国加重平均で4.9%、55円を基準として、ランク別の目安額を検討。	・消費者物価指数の上昇傾向が鈍化 ・賃上げの流れが継続 ・賃金支払能力に関する項目が改善傾向であるが、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在
ランク別の目安	①政府の閣議決定で「地域間格差の是正」が盛り込まれている。 ②地方最低賃金審議会においても、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えた。 ③賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率がCランクとBランクが同率で、Aランクより高い。 第4表①②③における、AランクとBランク、BランクとCランクの差が昨年より拡大している。 ①から③により、Aランクと比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当と考えた。	・地域間格差の是正 ・第4表の賃金上昇率の比較
目安全協のとりまとめ	令和8年6月23日に「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和8年度以降の審議に向けて「論点と考え方の整理」を取りまとめた。ここに記載の「対応方針」を丁寧に読み取りいただき、これを踏まえた審議を行うことを改めて要望する。	